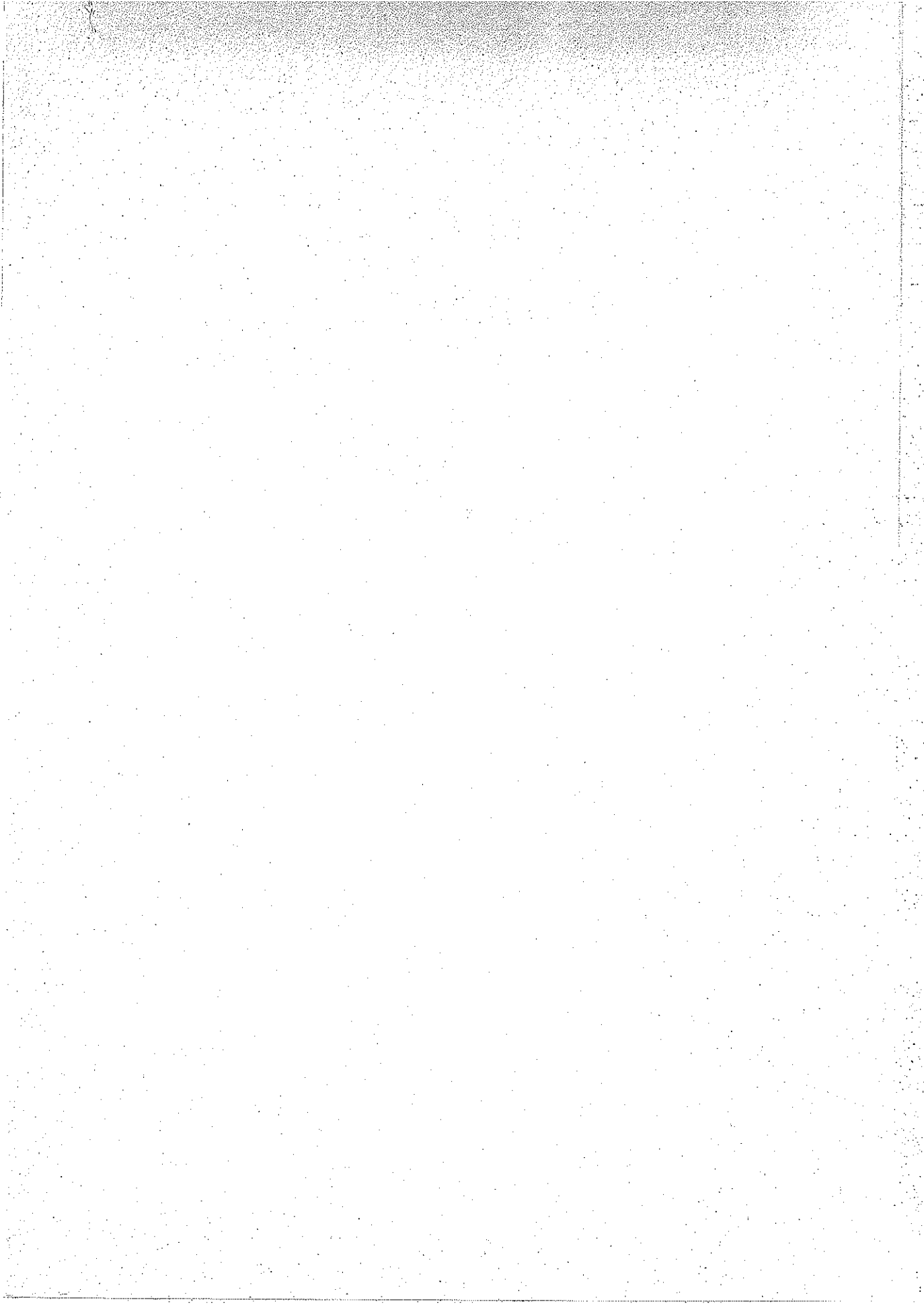


平成3年7月8日開会
平成3年7月10日閉会

和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

平成3年7月8日（月曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		2〃
○ 議事日程		3〃
○ 開会宣告（午前10時00分）		3〃
○ 市長開会挨拶		4〃
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（猪尾伸子・原 重樹・天堀 博）	4〃
○ 日程第2	会期の決定について（7月8日～7月11日 4日間）	5〃
○ 日程第3	一般質問について	
	1番に 29番 大谷 昌幸君	8〃
	2番に 17番 上田 育子君	15〃
	3番に 5番 並河道雄君	23〃
	4番に 28番 友田博文君	40〃
	5番に 19番 木村静雄君	56〃
○ 散会宣言（午後 4時55分）		

平成3年7月9日（火曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員		75頁
○ 議事説明員、その他		76〃
○ 議事日程		77〃
○ 開会宣告（午前10時04分）		77〃
○ 日程第1	一般質問について	77〃

1 番に	1 番	竹 下 義 章 君	77頁
2 番に	2 2 番	猪 尾 伸 子 君	92''
3 番に	7 番	赤 坂 和 見 君	98''
4 番に	2 5 番	天 堀 博 君	117''
○	散会宣告 (午後 3 時 3 0 分)		135''

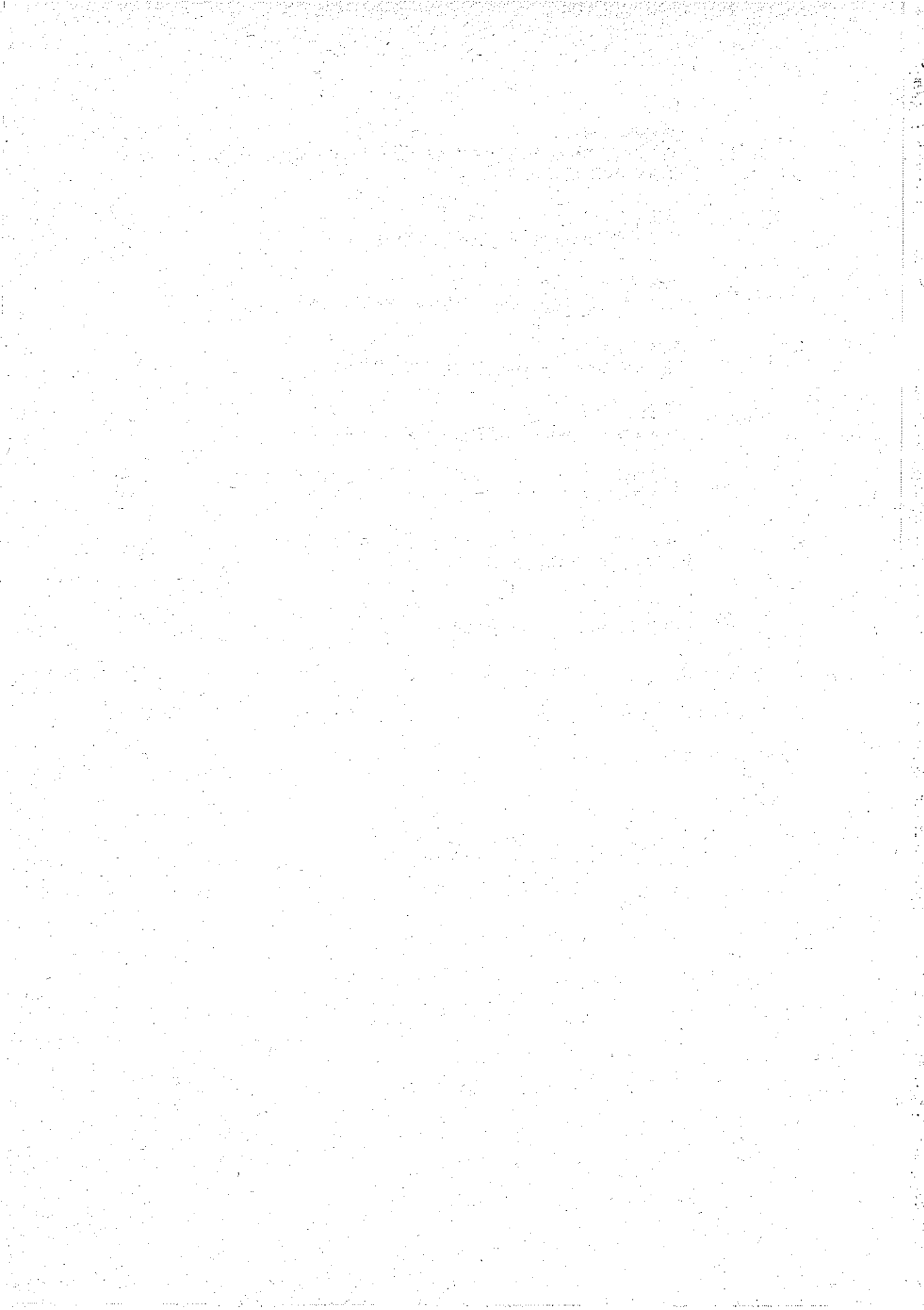
平成 3 年 7 月 1 0 (水曜日) 最終日

○	出席議員・欠席議員		137頁
○	議事説明員、その他		137''
○	議事日程		139''
○	開会宣告 (午前 1 0 時 0 0 分)		141''
○	日程第 1	(監査報告 1 1 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 2 年 1 2 月分)	一 括 上 程 142頁
○	日程第 2	(監査報告 1 2 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 2 年 1 2 月分)	
○	日程第 3	(監査報告 1 3 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 2 年 1 2 月分)	
○	日程第 4	(監査報告 1 4 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年 1 月分)	
○	日程第 5	(監査報告 1 5 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 3 年 1 月分)	
○	日程第 6	(監査報告 1 6 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 3 年 1 月分)	
○	日程第 7	(監査報告 1 7 号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 3 年 2 月分)	
○	日程第 8	(監査報告 1 8 号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 3 年 2 月分)	
○	日程第 9	(監査報告 1 9 号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 3 年 2 月分)	
○	日程第 10	定期監査 (平成 2 年度第 2 次分) 結果報告	

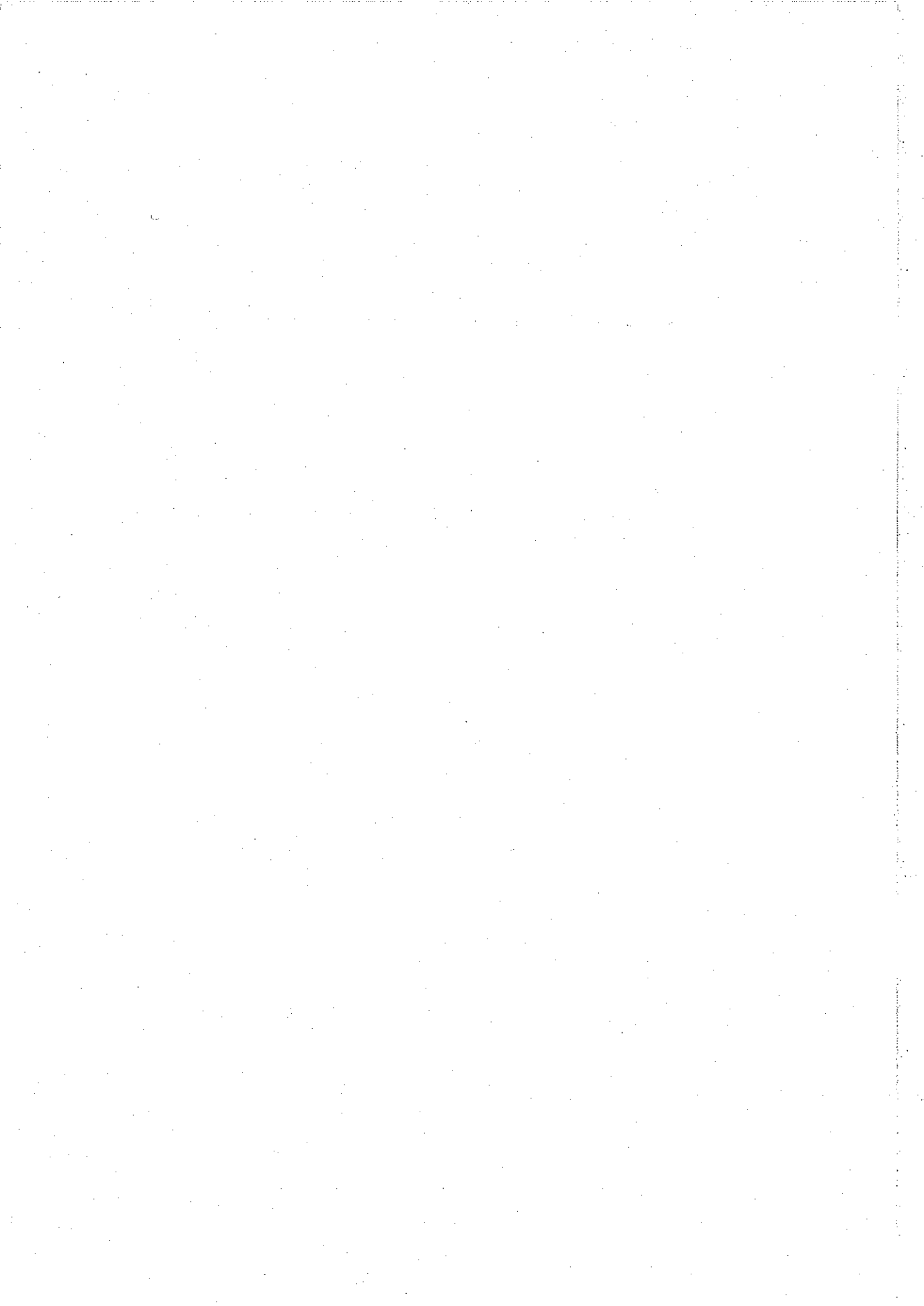
○ 日程第11	(報告第7号) 和泉市土地開発公社平成2年度決算書類の提出について	143頁
○ 日程第12	(報告第8号) 財団法人和泉市商工業振興会平成2年度決算書類の提出について	151 "
○ 日程第13	(報告第9号) 財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画書類の提出について	151 "
○ 日程第14	(報告第10号) 財団法人和泉市文化振興財団平成2年度決算書類の提出について	159 "
○ 日程第15	(報告第11号) 財団法人和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書類の提出について	159 "
○ 日程第16	(報告第12号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度決算書類の提出について	168 "
○ 日程第17	(報告第13号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度事業計画書類の提出について	168 "
○ 日程第18	(報告第14号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度決算書類の提出について	174 "
○ 日程第19	(報告第15号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度事業計画書類の提出について	174 "
○ 日程第20	(報告第16号) 財団法人和泉市住宅センター平成3年度事業計画書類の提出について	179 "
○ 日程第21	(報告第17号) 専決処分の承認を求めることについて (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	183 "
○ 日程第22	(報告第18号) 平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	184 "
○ 日程第23	(報告第19号) 平成2年度和泉市公共水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書 について	184 "
○ 日程第24	(議案第24号) 財産処分について(春木・久井財産区財産(ため池)の売却)	188 "
○ 日程第25	(議案第25号) 工事請負契約締結について(和泉市立北松尾保育園移転改築工事)	191 "

- 日程第26 (議案第26号) 192頁
工事請負契約締結について(旭第一団地9棟建設工事)
- 日程第27 (議案第27号) 198"
工事請負契約締結について(和泉市公共水道室堂20-2-⑧号線管布設工事)
- 日程第28 (議案第28号) 198"
工事請負契約締結について(和泉市公共水道芦部幹線管布設工事その2)
- 日程第29 (議案第29号) 203"
市道路線の廃止及び認定について(光明池春木唐国線及び光明池春木線)
- 日程第30 (議案第30号) 207"
市道路線の廃止及び認定について(伯太放光池丸笠線)
- 日程第31 (議案第31号) 209"
市道路線の認定について(王子町17号線)
- 日程第32 (議案第32号) 211"
市道路線の認定について(東阪本町7号線)
- 日程第33 (議案第33号) 213"
市道路線の認定について
(和泉中央駅前広場1号線並びに和泉中央駅前広場2号線及び駅前交通広場)
- 日程第34 (議案第34号) 215"
和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅前広場2号線の交通広場街路事業の直接施行同意について
- 日程第35 (議案第35号) 217"
市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 日程第36 (議案第36号) 219"
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第37 (議案第37号) 221"
平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
- 日程第38 (議案第38号) 223"
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第39 (議案第39号) 225"
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第40 (議案第40号) 228"
和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○ 日程第41	(議案第41号) 和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を 改正する条例制定について	231頁
○ 日程第42	(議案第42号) 平成3年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	235"
○ 日程第43	(議案第43号) 平成3年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)	241"
○ 日程第44	(議案第44号) 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	243"
○ 日程第45	(議案第45号) 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	245"
○ 日程第46	(議会議案第7号) 特別委員会委員の辞任及び選任について	247"
○ 日程第47	(選挙第2号) 泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	247"
○ 日程第48	(意見第4号) 小選挙区制導入に反対する意見書	249"
○ 市長閉会挨拶		251"
○ 議長閉会挨拶		251"
○ 閉会宣告(午後 4時30分)		251"



第 1 日



平成3年7月8日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讃岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	総務部次長	奥村富彦
市助役	坂口禮之助	総務部次長	池辺功
市助役	田中昭一	総務部次長	阪豊光
収入役	中塚白	同和対策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同和対策部理事	向井洋
市長公室理事	稲田順三	同和対策部次長	戸口泰明
市長公室理事	尾崎秀忠	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	鹿島賢昌	福祉事務所次長	坂田平之
市長公室理事	中辻寿夫	市民生活部長	麻生和義
市長公室次長	井阪和充	市民生活部次長	岸田秀仁
市長公室次長	龜山学	市民生活部次長	明坂文嘉
市長公室次長	池辺一三	市民生活部次長	池辺修次
市長公室次長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
市長公室次長	山下喬三	産業部理事	藤原清司
市長公室次長	石本博信	産業部次長	高三一
総務部長	神藤恒治	産業部次長	松林保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橘本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白椋通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意継
改良事業部次長	厩田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囀託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次長 河原茂隆
主幹 長尾益男
調査係長 井之上光一
係員 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月8日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) 皆さん、おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告をいたします。

去る6月26日、東京都で開催されました第67回全国市議会議長会定期総会において、当市では、永年勤続15年表彰に天堀 博議員、永年勤続10年表彰に原 重樹副議長、並河道雄議員、松尾孝明議員、若浜記久男議員、出原平男議員、飯坂楠次議員、奥村圭一郎議員、前市議の田中昭一氏が受賞されました。その表彰状並びに記念品等の伝達は、過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、別紙のとおり印刷・配付させていただきましたが、全議案満場一致で可決されましたので、御了承賜りますようお願いをいたします。

- 議長(穴瀬克己君) それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま25名全員御出席でございます。

- 議長（穴瀬克己君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成3年第2回定例会を開会いたします。

- 議長（穴瀬克己君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長（穴瀬克己君） ここで、市長のあいさつを願います。
（市長登壇、開会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） おはようございます。開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成3年和泉市議会第2回定例議会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中御出席をいただきまして、ただいま議会が成立をいたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成3年度和泉市一般会計補正予算外21件、報告13件、監査報告10件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

また、先ほど議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として表彰をお受けになられました天堀議員さん、原副議長さん、並河議員さん、松尾議員さん、若浜議員さん、出原議員さん、飯坂議員さん、奥村議員さん、そして、田中昭一さんには、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝と御活躍をお祈りを申し上げる次第でございます。本当におめでとうございました。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしく御願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、22番・猪尾伸子君、23番・原 重樹君、25番・天堀 博君、以上、3名の方を指名いたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月11日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます、よって、本定例会の会期は、本日から7月11日までの4日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成3年7月第2回定例会）

発言順	1	発言者	大谷昌幸議員
発言の要旨	府道泉大津市粉河線の整備について		

発言順	2	発言者	上田育子議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none">1. ゴミ行政について<ol style="list-style-type: none">(1) 廃棄物処理法（審議中）についての市のうけとめ方(2) 再生資源処理法についての市のうけとめ方(3) 市の分別回収の考え方2. 市のパート非常勤勤務労働者に対する指導について<ol style="list-style-type: none">(1) 労働大臣の告示についてのうけとめ方(2) 働く女性の会館（コミュニティの場）について3. 市の福祉行政について<ol style="list-style-type: none">(1) 市の福祉施策計画について(2) 障害者が地域で生きていくための市の支援体制について		

発言順	3	発言者	並河道雄議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. ゴミ問題について 2. 情報公開について 3. 福祉行政について 4. 青少年の不良化防止について 5. 住民参加の行政と市民サービスについて 		

発言順	4	発言者	友田博文議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然公園（楨尾山）の整備について 2. 調和と活力のある人間都市和泉について 3. 新庁舎建設について 		

発言順	5	発言者	木村静雄議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農免道路（納花～大野口）について <ol style="list-style-type: none"> (1) 市道認定計画について (2) 農免道路の本来の目的と現状について 2. 本市における農業廃棄埋立処分場の実態について <ol style="list-style-type: none"> (1) 大高産業（大野口）廃棄場の実態と付近に対する影響について (2) 市所有地に於ける泉北環境の焼却灰の埋立計画について 3. 市全域に於ける開発行為の実態について <ol style="list-style-type: none"> (1) 動物に対する影響について (2) 自然破壊行為に対する市の取組について 4. トリベール和泉（東部地区）への大学誘致計画について <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在の進捗状況について (2) 学研地区の将来像について 5. 弥生文化博物館の開設に伴う現状について 		

発言順	6	発言者	竹下義章議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旧警察跡土地払い下げに関する経過について (農協の分、駅前商店街の分) 2. 新庁舎建設及び増設について 		

発言順	7	発言者	猪尾伸子議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 和泉中央丘陵開発事業について 2. 交通公害について 		

発言順	8	発言者	赤阪和見議員
発言の要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境問題について <ol style="list-style-type: none"> (1) 資源ゴミ処理助成金制度について (2) 河川の浄化について(流水量) (3) 町有墓のゴミ収集について (4) 小型浄化槽管理費助成について 2. 健康教育について <ol style="list-style-type: none"> (1) 食品添加物について (2) リハビリテーションについて 3. 平成3年度予算委員会答弁より 		

発言順	9	発言者	天堀博議員
発言の要旨	1.	選挙開票事務について	
	2.	都市計画道路決定について	
	3.	工業下水道計画について	
	4.	槇尾山採石に伴う公害について	
	5.	市営住宅家賃について	

- 議長（穴瀬克己君） 日程第3「一般質問について」を行います。

まず最初に、29番・大谷昌幸君。

（29番・大谷昌幸君登壇）

- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷でございます。現在、周辺の市町内において道路整備が非常に活発に行われているように見受けるものであります。本和泉市が、市制発足してここに35年有余たつわけでありましたが、東西に十数キロ、南北に5～6キロの当市にあって、一番の主要幹線である府道泉大津粉河線は、一部手直しがされたとはいえ、依然として旧態そのままであるような感じがするわけであります。

また、トリヴェール和泉等のいわゆる中央丘陵開発が進むに連れまして、和泉中央線の整備もいよいよ本格化すると承っております中におきまして、特に和泉市の山手部から車を連れておいでになられる市民の方々がつぶさに体験されますことは、中央線と粉河線が合流する小栗街道のところが大きなネックと言いますか、あそこを越えるのが第一の難関であります。これを越えまして、次に大阪和泉泉南線（旧13号線）のところのネックを通過するのがこれまたひと苦勞であります。そして、最後に阪和線をどのように越えて行くかと考えますと、観音寺町あるいは桑原町の付近から和泉市の市境の26号線に出るまでに実に20分、時によれば、それ以上を費やすという非常に不経済なことが行われているわけであります。

今後、この泉大津粉河線をどのように改良されていくおつもりか。まず、第1点として、和泉中央線と粉河線の合流点の信号の解決は非常に難しいものであると理解しております。現状のような形になって数年たっておりますが、これはどうしても解決のしようがないと思います。だが、このままで手をこまねいているような事態ではいつまでたってもできるとは思いませんので、将来的にこれをどのように改良されていくおつもりか。

第2点といたしまして、阪和線との交差をどのように改良されていく予定か、この点を重点

的にお尋ねしたいと思います。

自席での再質問をさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より泉大津粉河線と和泉中央線との交差点の問題につきましてお答え申し上げます。

この平面交差点は、原則として直角またはそれに近い角度で交差することになっております。しかしながら、泉大津粉河線と和泉中央線のように鋭角で交差しているところは、非優先側の広角を修正して現在のような形となっております。その後、警察とも協議いたしまして、一部角切り等の手直しをいたしまして現在に至っているわけでありまして。しかし今後、和泉中央線が泉州山手線まで開通いたしますと、中央線の交通量が相当増えることが予想されます。したがって、その時点で警察と協議をしながら根本的な改善等をしてまいりたい、このように考えております。

- 議長（穴瀬克己君） 続いて答弁。
- 都市整備部理事（中野義裕君） 都市整備部理事の中野でございます。2点目の阪和線の交差部分の件についてお答え申し上げます。

府道泉大津粉河線と都市計画道路の和泉中央線でございますが、それとJR阪和線との交差部分は、現在、平面交差となっております。このため慢性的な交通渋滞が発生しているのは、御案内のとおりでございます。こうした交通混雑の抜本的な解消を図るため、泉大津粉河線とJR阪和線との交差部分については道路と鉄道を立体交差させ、踏み切りをなくすことが必要でございます。この方法につきましては、道路が鉄道の上を通るいわゆるオーバースタック方式あるいは道路が鉄道の下を潜るアンダーパス方式が考えられます。

本市におきましても、この両方式について沿道に対する日照や騒音等の環境上の観点、また、沿道の土地利用上の観点などから検討をしているところでありますが、現在、大阪府においても、両方式について検討を進めていると聞き及んでいるところであります。今後ともJR阪和線の交差処理方式について大阪府等関係機関との協議を進めるとともに、和泉中央線としての都市計画道路整備の促進について、引き続き大阪府に対し要望してまいりたい所存でありますので、よろしく御了承を賜りますようお願いをいたします。

- 29番（大谷昌幸君） 中央線と粉河線の接点につきましては、私の考えるところでは、いずれか一方を立体化しなければ、恐らく今のままでは永久に解決できないと思います。できるのならば、既に4～5年前、国府小学校の前を拡幅したときにできているはずなんです。それができないということは、要するに警察との協議の中でいわゆる五差路で信号処理ができないの

で、現状のような形になったのだと記憶しております。これはいますぐここでお答えしていただける問題ではないと思いますが、本市の中央線にかかるウエートが非常に重くなってきている近年、それは避けて通ることはできないと思います。早急に何とか具体的な措置を講じるよう計画をしていただきたいと思いますとお願いをしておきたいと思っております。

次に、阪和線との交差でございますけれども、道路を上を持っていくオーバーパス方式あるいは道路を下に潜らせるアンダーパス方式のいずれかを選択中であることを承ったわけですが、本年度の和泉市総合基本計画の実施計画案の23ページには、粉河線の立体交差に向けその計画を実施するということが書かれております。ここでアンダーパスにするということ初めて耳にするわけですが、この年度当初に決められた立体化計画が既に揺らいでいると感ずるわけです。

どちらがええかということは、私が調査した関係では、この現状と全く同じ状況にあるのが岸和田市の南一番踏み切りのところ、いわゆる岸和田殿原線と阪和線との交差点です。つい最近、所用で岸和田市役所へ参りましたが、向こうの都市整備で承ったところでは、当市はアンダーパス方式でやっていくということで、既に府の認可も受けているようにおっしゃっておられました。そこで私は、初めてそういう方式を和泉市でも採れるのではなからうかと思っていたわけなんです、ただいまの御答弁でそれをお伺いをいたしました。一応、今年度の実施計画が立体化であって、それが年度早々にアンダーパスに変わってきたということは、結構だと思っております。ただし、果たして道路を上を持っていく立体化の方がええのか、下に潜らせるアンダーパスの方がええのかということは、いずれにしても、周辺の住民の生活や商店街に大変不便をかけることは間違いないと思っております。一体、どちらの方がええとお考えになっているのかということをもう少し突っ込んで御答弁いただけないでしょうか。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） 先ほどの御質問の中で立体交差化という言葉がございますが、立体交差化というのは、鉄道が上を通る、あるいは道路が上を通るという両方を含めての立体交差化ということでございます。お尋ねのどちらの方式か、ということでございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、現在、大阪府並びに和泉市ともにこの交差化方式について検討中の段階でございます。お示しのように、周辺に対する影響につきましては、環境上あるいは沿道の土地利用上の観点あるいは地下埋設物対策等技術的な課題あるいは事業費や工期等総合的な見地から結論を出していくこととなります。大谷議員さんお示しの御意見も踏まえ引き続き検討を進め、関係機関と協議をしていきたいと存じますので、よろしく御了解賜りますようお願いをいたします。

○ 29番（大谷昌幸君） アンダーパス方式の方が幾らか分があると思っておりますが、過年、布設し

ました湾岸下水道との関連はどうなりますか。

もう1つは、ついでお聞きしますが、アンダーパス方式の場合は、施工業者がJR関係の会社、すなわち鉄建建設以外の業者はさわれないということも承っております。そうすると、工事費が非常に高く付きます。これは府道ですから和泉市には関係ないとは思いますが、それが高く付いたがために、他の府からの補助金が減らされては何をしているかわかりませんので、その点もどのようにお考えになっておられますか。

- 建設部理事（緒方和夫君） 流域下水道との関係につきましてお答えいたします。

流域下水道につきましては、既に布設されておりますけれども、一応、オーバーパスを想定して位置的には決めております。ただ、どか掘りが相当ございますので、まだ道路の方の詳細構造は決まっております。

- 29番（大谷昌幸君） 何メートル下を通ってますか。

- 建設部理事（緒方和夫君） JRの横断部分で9.5mのどか掘りがございます。したがって、通常、余裕を1～2m取りますので、その範囲内で構造物ができるのであれば、特に流域下水道との間に支障はございません。ただ、流域下水道につきましては、その真上に接続用のマンホール等がございますので、それについては、当然当たります。したがって、流域下水道へ汚水を生入させる場合には、一部流域下水道のマンホールの構造変更等が出てこようかと思っております。

なお、公共下水道の雨水管がJRに沿って2本ありますが、アンダーパスの場合、これについてはもろに当たります。したがって、そういう物理的な面等も含めまして現在、総合的に検討中であります。

以上でございます。

- 都市整備部理事（中野義裕君） 2点目の交差部分の業者の関係でございますが、JRの鉄建建設等の業者の関係については、各地の事例では使っているようでございますが、詳しい事情については把握しておりません。関連して工事費等についても、どのような状況にあるかについては把握してございません。

- 29番（大谷昌幸君） 高架にせよ、アンダーにせよ、相当難しい問題が絡んでくると思えます。勾配の関係もあります。100mで幾ら少なくとも8mぐらい上げなければいけません。100mで100分の8なんていう勾配は、とてもできるわけがない。そういうことを考えますと、どちらの方式で越すにしても難しいと思えます。泉南線との距離がわずか二百数十メートル、26号線との間もそれぐらいしかありません。

そこで、市長にもお聞きをしたいんですが、昭和60年3月にできた和泉市総合計画の56ペ

ージに「国鉄阪和線の整備拡充」として「国鉄阪和線の輸送力増強や輸送サービスの向上などを国鉄に要請するとともに、連続立体交差の促進につとめ、道路交通の安全性と利便性の向上をはかる」と明確に書かれ、その続きに「また、和泉府中駅周辺の再開発にあわせて、バスターミナルをはじめ駐車場や自転車駐車場の整備につとめ、ターミナル機能を強化する」と書かれております。今、これに向けて担当課をつくられて着々と効果を上げておられる。ここにお勤めの方々は、この3ha余の大変難しい開発に努力しておられるわけですが、私は、いまだかつてJR阪和線の高架化をどのように要請しているのかということを目にしたことはもちろんのこと、耳にしたこともないわけです。これについてどのようにアプローチされたか、そのお考えお聞かせ願いたいと思います。

合わせて現在、和泉府中駅前再開発というプロジェクトが進行しているわけですが、JR阪和線天王寺から和歌山の61kmの間で府中駅前以外に具体的に駅前再開発に取り組んでいるところがどこにあるか、お教え願いたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 大谷議員さんの連続立体交差を含めての御質問でございますので、私の方からお答えさせていただきたいと存じます。

当時の国鉄、今のJRに変わりましたが、過般来、いろいろと接触を持っているわけですが、連続立体交差についての態度は、国鉄時代からJRに変わりましたがガードが非常に固うございます。そのような中、近く20万都市になります和泉市の表玄関口としての整備をしなければならない。副都心は泉北鉄道の新駅周辺になるわけですが、それと呼応して山間部と下協の両ターミナルという意味合いで、JR阪和線を含め府中駅前再開発について、JR当局とも話し合いを進めてきているのも事実でございます。

そのような中で地元権利者とも話し合いを進めているわけですが、JR当局の現状の考え方は、現在の和泉府中駅のこれからの再開発に伴います青写真は、これからのJR当局との煮詰めに相なっているわけですが、JRの駅を持って行き方がこれからの協議になるわけですが、そうした点でこれからの話し合いを深めさせていただきたい。このように考えているのが実態でございます。

したがって、御指摘の南二番踏み切りの泉大津粉河線、都市計画上では和泉中央線ですが、これとの交差については、以前からオーバーレス方式にせざるを得ないという考え方であったわけですが、やはりいろんな点を考え合わせしても、地下を潜るアンダーレス方式も再検討しなければならない、このような立場で大阪府と協議を重ねさせていただいているところであります。オーバーレス方式にもいろんな難しい点がありますが、アンダーレスの交差を考えましても、湾岸下水道の管とかいろんな施設とぶつかるといことが大きなネックになるわ

けでございます。それが技術的に克服できるのかという諸点を含めまして、大阪府と和泉市との話し合いをしているのが 現状の姿であります。また、再開発を含めまして現状の和泉府中駅をどうしていくかということもこれからの大きな課題であります。そして、中央線とのかかわりでは、上か下かといういろんな問題点を列挙しながら、それをどうして克服していくかも含めての話し合いを進めてまいりたい、こういう態度でおるわけでございます。

御指摘のように泉大津粉河線、和泉中央線は非常な交通渋滞を来しているわけでございますが、何とか第二阪和沿いからJRに向けての拡幅計画につきましては、大阪府当局と積極的に協議を進めております。そこから上については、和泉府中駅前再開発計画との整合性も考えていかなければなりません。御案内のとおり和泉泉南線とJR府中駅の間はもちろんのこと、あるいは第二阪和との間にしても商店が密集しており、用地集約に非常な難点がございます。府中駅前再開発の中でのそうした問題点につきまして、道路買収に伴う商店の移転等もその中にはめ込んでいかなければならないと想定されますので、独自に買収方式を進めていきながらも、再開発との絡みの中で商店の問題も考えていかなければ、この問題の実際的な解決は至難である、そういう両面合わせてこれからの泉大津粉河線の拡幅について取り組んでまいり、こういう姿勢でございます。連続立体交差は、JRとの話し合いの中で至難であるという上に立っての現状の対応の仕方であるということで御理解を相賜りたいと思います。

以上です。

- 都市整備部理事（中野義裕君） JR沿線の再開発の状況ということでございますが、和泉府中以外にいろんな進捗状況があるわけでございます。まず、聞き及んでいるところを申し上げますと、JR堺市駅がございますが、ここは8月に事業化にかかろうかということでございます。それから、同じく堺市内のJR鳳駅周辺、これはかなり以前から構想があったわけですが、現在も構想段階でございます。それから、JR東岸和田駅。さらに、南のJR和泉砂川駅等のような事業化あるいは構想段階の進捗状況があるわけでございます。
- 29番（大谷昌幸君） 構想ではなく、和泉市のように実際に事業にかかっているところ、事業を進めているところはほかにありますか。私の聞いている範囲では、ないと思います。
- 都市整備部理事（中野義裕君） 事業面のとらえ方の問題がありますが、実際に工事に入るということでの事業化という意味合いから申しますと、まだ事業化に至っているものはございません。ただ、JR堺市駅につきましては、住宅・都市整備公団との間で都市計画決定を近く行うという状況でございます。
- 29番（大谷昌幸君） 市長からJR云々ということの答弁をお聞きして意を強くしました。先ほど、総合計画を拝読しましたが、阪和線の輸送力の増強とか輸送サービスの向上とかご

ざいでしたが、今は、何もJRに陳情しなくても、JRの会社あるいは従業員の皆さんは、国鉄時代とは違う考え方でやっておられます。現在の阪和線のダイヤは過密ですよ。ということは、私どもにとって非常に便利がええやないですか。私もたまに南海線を使いますが、難波へ行くのに急行は日中は15分に1本しかない。特急はありますが、泉大津は止まりません。和歌山方面へ行くにしても、日中なら1時間2本です。阪和線は、日中でも快速が2～3本あるやないですか。今の時間帯なら、快速が10分置きぐらいに走ってますよ。非常に便利がよくなってます。車で大阪へ行くよりはずっと早い。20分で行けますよ。

私どもにとってその便利のよさの裏が交通渋滞になってきているんです。だから、それを解決するのに道を高くするのもええでしょうが、将来的に考えれば、あの和泉中学校のところの泉大津中央線は高架になってます。あれと同じものがここにできた場合、この間はわずか1kmですからね、永久にJR阪和線は高架になりませんぜ。それをしっかりと和泉の人は頭に置いてほしい。JRは何も高架にしないとやってるんやない。その折衝をされましたか。絶対にしてない、という絶対ということは言えません。あの田舎の片町線に乗ってみなさいよ。河内磐船という和泉市と同じような位置にあります。新幹線や湖西線と同じスタイルの駅になってますよ。快速で京橋までわずか18分です。途中、幾らか平面交差しているところがありますが、ほとんどが高架化してますがな。関西線しかり。まだ八尾の付近はできてませんが、久宝寺あたりは全部高架でしょう。

ここに大阪外環状線云々ということも出てきますが、私は全部ページを控えてますが、この外環状線をJRはたしか見切ったでしょう。以前、横山を通る予定やったのをやめたでしょう。その代わり空港行きを全部阪和線を通すため、美章園のところで天王寺駅へ入る線をつくりました。現在、阪和線の上り一番の快速は和歌山から新大阪行きですがな。和泉府中午前5時44分に通過します。時刻表で調べてください。そして、わずか50分後の6時19分新大阪着、二番の新幹線に乗れるんですわ。空港ができれば、全部ここを通るはずですよ。そうなった場合、和泉府中駅前を再開して高層の30階、40階のビルを建てられるでしょう。泉大津がかかっていますが、既に30階のビル建設を新聞に発表しました。後にできる和泉市の方がまだ高いビルができるでしょう。そのような30階、40階のビルが建っているのに、鉄道が地上を走っているなんていう図面を想像してみてください。どんな感じになりますか。

私はこの岸和田の連続立体交差事業の概要をもらってきましたが、非常にうらやましく思います。この将来の想定図をどうぞ覧になられますか。府中駅前の地権者の皆さんの犠牲をいただいて話を進めていく中、できるだけ早くJRと取り組んでいただきたい。和泉市は2km足らずでしょう。今、岸和田がやっているのが1.7kmですが、その負担金たるや知れてます、20億

円ほどですわ。8～9年前、岸和田市がこの事業化を確定したとき120億円やったのが、現在、175億かかると先方の都市整備部長がおっしゃっておられますが、岸和田市の持ち出しがその11%、20億ですよ。しかも、25年の起債がかかります。この和泉市の大きな会計の中でわずか20億、30億の事業ができないことはない。努力ですよ。これは市の皆さん方にぜひお願いしたい。この山手で1駅延伸されるのが当然高架で来るでしょう。そのとき、和泉府中駅前を現状のまま平面交差で見殺しにするんですか。その点での今後の心構えをお聞かせいただいて終わりたいと思います。

- 市長（池田雄雄君） 御指摘を胸に置いてこれからのJRとの折衝に入ってまいりたい。先ほども御答弁を申し上げましたが、この計画を立案した当時、国鉄当局といろんな話し合いをいたしました。もちろん、今の府中駅前再開発の構想もまだ確定していなかった時代でございますが、至難であるという感触を得ていたわけでございます。その後、再開発を進めていく中、これからいよいよJR当局と駅の問題も含めて折衝に入っていかなければならない重要な時期に差しかかっているところでございます。私どもも大谷議員さんの御趣旨は十分理解するところでございますが、相手のあることでございます。これからもいろんな話し合いを持ってまいりたい。御指摘を胸に置いて進んでまいりたいと思います。
- 29番（大谷昌幸君） もう1件ですが、1週間ほど前、所用があって近鉄の八尾駅を見て来ました。いつごろこの工事をしたのか知りませんが、恐らくまだ新しいと思います。ちょうど和泉府中駅前再開発ができた時点と同じころという感じです。駅を降りて歩いて見てきましたが、人は、高架の駅を降りてから車道を横断することなく周辺の道路に越せるわけです。そういうことも踏まえまして、私の感じでは、粉河線はあと2～3年は現状のままでええやないですか。先にJRの高架化のめどを付けてください。この点を要望して終わります。

○

- 議長（穴瀬克己君） 次に、17番・上田育子君。

（17番・上田育子君登壇）

- 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。3点について質問いたします。

まず、ごみ行政について質問いたします。私たち厚生病院委員会では、去る5月23日から浜松市の方に視察ということで行って参りましたが、随分ごみ収集とリサイクルについては、少なくとも、和泉市よりは頑張っておられるという考えを新たにして帰って参りました。つい先般の3月の国会におきまして、産業廃棄物処理法案が継続審議という形になり、再生資源処理法案については通過という状況になっております。今の大量生産、大量消費、使い捨て文化というものをしっかりと見直さなければ、このままでは、子孫の時代に地球という素敵な環境を

守り抜くことができないんじゃないかという危機感がすごくあると思います。そういうことに対して、政府の法案の中でも市町村が主体になってもっとやっていくべきだという趣旨でございますが、和泉市ではどのような受けとめ方をされているのか。例えば向こう10年間の行動計画のようなものをどのように考えていらっしゃるのか、お答え願いたいと思います。

それから、ごみの分別回収に関しましては、3月の議会でモデル地区をつくって分別回収を始めていきたいということですが、具体的に市民参加、市民協力ということが不可欠だと思います。例えば自分たちが分別回収なりリサイクルについて勉強をしたい、モデル地区になりたいということがあった場合、市としてはどのように支援体制をとっていかれようとしているのか、教えていただきたいと思います。

それと、廃棄物に関しましては、WHO（国連世界保健機構）で示された基準に従って、厚生省が医療産業廃棄物に関しても特別回収ということでガイドラインを設けて指示をしていると思います。堺市などでは既に始めつつあるわけですが、和泉市としてはどのようにお考えなのか、お答えいただければと思います。

2点目ですが、市のパート非常勤労働者に対する指導について伺いたいんですが、この間、女性差別撤廃条約を日本が批准をし、男女雇用均等法が法制化されました。そのような流れの中で、家事労働に対する責任を負わされた女性たちがやむなくパート労働として働かざるを得ない。そういうパート労働に携わっている女性たちが差別のない働き方ができるようにということで、1989年、日本でも労働大臣が告示を出し、パート労働の改善について私たちにとっては大きな希望をつくってくれました。

私たちも森田で働くパートの労働者の人たちが中心になって地域で実行委員会をつくりながら、1986年の段階で和泉市のパート労働の待遇改善と退職金制度化の署名を協力してやってきた経過があります。池田市長さんの方にたしか8,404名だったと思いますが、和泉市の有権者の1割をはるかに上回る人たちの待遇改善の署名をお届けし、強くパート労働の待遇改善をお願いしてきたところなんです。特に労働大臣の告示の中では、パートということで正職、本工と同じような仕事をしていても、少し時間が短い、パートが結婚をしているなど、それだけの理由でパート労働者に対しては、半年とか1年とか有期雇用ということで、その継続した雇用を繰り返しながら、いつ首を切られるかわからないという不安の中で、労働条件について文句を言わせないようなシステムがずっと採られてきました。

労働省はこれに対して、婦人少年室も含め雇用契約の反復更新を繰り返しているパート労働者に関しては長期雇用とみなして正職、本工と均衡待遇をとっていきようにするとか、フルタイムのパート労働者に対しては、フルタイムにもかかわらず名前がパートというのはもっての

ほか、直ちに本工と同じ扱いをするようにという内容の指導をしておるわけです。これは告示ということで従来のパート指針とは違い、法律に次ぐ大きなウエートを持つ法的な指導と考えておりますが、和泉市に関しましてはその後、この告示と署名を受けとめられてどのような指導をされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、同じく和泉市の女性政策の問題です。私、ここに来てずっと前に男の方ばかりが並ばれておるのを見まして、世の中、男と女が半数ずつおって、手を取って仲よく暮らしていきたいなと思っておりますが、女性が市の行政の幹部の中にほんのひと握りしか登用されていないということですのでごく残念に思うわけです。既に今、国際的にも国際婦人年10年行動の真っ最中にいるわけですが、少なくとも和泉市としては、1985年の10年行動以降、どういう形で和泉市の女性の職場参加、社会参加について行動計画をつくっていただいたのか、この点についてお答え願いたいのと、この間、ちょっと予算額を聞いたのですが、430万円ぐらい女性のためにおカネが使われていると聞きました。430万円といえば、キャリアウーマン1人が年間に収入を得る額でしかないわけです。やはり少なくとも、女性が社会参加をする1つの根拠地として、働く女性のコミュニティーの場づくりという、他市にあるような勤労婦人会館とか女性会館というところに学びながら、和泉市でもぜひそういう計画をつくっていただきたいと思うわけなんです。そういうことが既に準備されているのかどうか、その点についてぜひお聞かせ願いたいというのが2点目の質問です。

それから3点目ですが、高齢化社会ということ、そして、国際障害者年において、各市や国におけるさまざまな行政施策の中で、和泉市においても福祉政策の計画を今年から来年にかけてつくられるということがさきの厚生病院委員会に出されております。この間の福祉8法の改正の中でも、市町村が主体になって福祉や障害者、高齢化社会の問題について、その受け皿づくりに市町村ができるだけ積極的に市民団体の中でやっという方向性が出て来ていると思います。

その中で残念ながら和泉市では、その計画を大阪府の第三セクターであるコンサルタントに依頼をして福祉政策をつくっていききたい。そして、そのコンサルタントにアンケートをつくってもらい、できた素案に対して和泉市の各福祉団体の代表者や議員、学者等を含めて審議会をつくっていくんだという提案だったと思います。私どもとしては、現状、さまざまなところで福祉についての問題点がぶつかっていて、その具体的な問題点をどうして一緒にクリアしていくのかという、下からの開かれた福祉のプランづくりがどうしても大切だと思っているんですけど、その点についてどう考えておられるか。

それから、先ほど出ていました駅前再開発とかトリヴェール和泉の計画の中で障害者や高齢

者福祉について、具体的に車椅子で通行できるとかも含め、今の縦割り行政を越えた福祉プランが相互乗り入れがされているかどうか、その点もぜひお聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目には、障害者が地域で生きていくための市の支援体制の1つとして、例えば7人以上の障害者が共同作業所をつくりたいときには、ミニ授産所ということで和泉市でも予算措置が行われているわけなんです、7人以上集まらなかった場合に対する市の援助体制ということが具体的にどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、障害者に関しましては、各市の行政で意識的に障害者雇用を自治体自身が行い、その次に各企業に対して障害者がともに生きていくため、あるいは働いていける場づくりの指導をなさっていると思いますが、和泉市における自治体の障害者雇用と企業における障害者雇用の実態なり、今後の支援体制についてもぜひお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） それでは、順を追って理事者の答弁を願います。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 1点目のごみ行政につきまして3点ほどご意見をいただいておりますので、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

まず、現在の国会で審議をされております廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正につきまして、市の考え方やプラン等について一言、述べさせていただきたいと思います。

今回の改正は、昨年7月に出されました生活環境審議会の答申の趣旨を踏まえまして立案されたものでございます。廃棄物の減量化及び再生利用の推進、適性処理の確保、処理施設の確保の3点が改正のポイントだと思います。注目すべき点といたしましては、排出の抑制が明確化されております。これは廃棄物の排出量が増大し、処理の難しい処理物が増えている廃棄物処理の現状と問題点が象徴されていると考えております。

改正案につきましては、各方面から賛否両論があるところではございますが、排出抑制が明確にうたわれ、分別、再生の推進、適性処理などが改められており、生活審議会の答申よりも後退している部分が見られますが、現行法での問題点が種々改正対象となっており、一定の評価ができるものと考えております。今後、この法律案が国会で成立し、政令や省令が示された段階では、法律改正の趣旨等を踏まえ、市民皆さんの御理解を得ながらごみの減量化、リサイクルの推進においてより一層取り組みを強化していきたいと考えております。

なお、ごみの減量対策につきましては、本年度の新たな事業といたしまして、分別収集モデル地域の設置、市民モニターの募集、乾電池の学校での分別回収等を行っており、このうちモデル地域の設置につきましては、町会、自治会の皆さん方に御協力を呼びかけているところでございますが、本格的に御協力をいただいている町会等はございません。しかしながら、市が

お願いをしている分別モデルに近い形での実施を行っていただいている町会がありますので、これらを紹介しながら広めてまいりたいと考えております。何分、分別については市民の協力が必要不可欠でございますので、御協力を得られるようPR等に努め、お願いをしてまいりたいと存じます。

また、新たに公布されました再生資源利用の促進に関する法律につきましては、その趣旨は、第1条の目的規定でございますように、資源の有効利用の確保を図るとともに、廃棄物発生の抑制及び環境保全に資することを目的としたものであり、このため特定業種に係る事業者については、古紙、鉄等の再生資源利用の促進、また、特定の製品についての再生利用の促進を図るため、製造業者に対して、一定の基準に従って指導や助言などを行うことを内容としたものであり、具体的な業種については政令で定められることになっております。この法律は、主に製造業者、事業者に対する減量、再生利用の推進を目的としたものであると考えられ、停滞している産業廃棄物等の再生利用率の向上につながるものと期待しております。

なお、市民の皆様方が自主的に行っているリサイクルなどの活動については、その詳細を把握しておりませんが、古紙の集団回収の実施状況については、現在、アンケート調査を実施中でありまして、町会、自治会などの地域団体がやっている集団回収の実態が把握できるものと考えております。これがまとも次第、今後のごみ行政に反映させていきたいと存じております。このほかいろんな団体でのこのような活動を御存じでしたらお教えを願いたいと思います。また、他市でのリサイクル活動に対する助成事業の実施状況についての調査研究も行い、本市での実施について検討してまいりたいと存じます。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 産業部次長（高三一行君） 2点目の労働大臣に告示についての受けとめ方について、商工課高三からお答え申し上げます。

近年のわが国経済社会にあっては、サービス経済化の進展、女子の就業意欲の高まり等を背景といたしまして、パート労働者が著しく増加してまいっております。また、パート労働者の就業の実態を見ますと、永続年数の伸長や就業分野の拡大も見られるなど、質的にも変化しつつございます。このようにパート労働者が、労働力の需要側と供給側双方にとって不可欠の労働形態として重要な労働力の1つとなってきている中、就業条件等をめぐり種々問題点が指摘されているところでございます。

このような現状に鑑みまして国におきましては、パートタイム労働対策を解決していくため、学識経験者で構成する女子パートタイム労働対策に関する研究会が設置されてございます。こ

の中で総合的なパートタイマーの保護はいかにあるべきか等について検討研究した結果をまとめ、労働省に提言され、平成元年6月23日にパートタイム労働指針が労働省第39号労働大臣告示で示されたところでございます。しかし、これは立法化ではございません。

そこで、お尋ねでございます労働指針をどのような受とめているかについてお答えさせていただきます。

パート労働指針は、パートタイム労働者の待遇と労働条件の改善のため、労使を初め関係者に考慮していただく事項を定めているものでございます。したがって、パートタイム労働指針の趣旨、内容等を求人側並びにパートタイマーを雇用している各事業所に対しまして、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用管理の適正化を進めていただくため、関係機関に強く啓発してまいらなければならないと受けとめてございます。

また、今後の課題といたしまして、パートタイム労働者の労働条件の向上を図るため、労働基準監督署並びに職業安定所、大阪府とともにセミナーの開催、パートタイム労働相談の実施、啓発冊子の作成、パート労働に関する啓発に努めるほか、パートタイムによる就労を希望される女性の増加に対応するためパートタイマー職業教室等を開催し、推進していきたく存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 働く女性のコミュニティーの場づくりについて、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

国連婦人の10年以降、女性の生活形態が大きく変化してまいりました。それに伴い就労や社会参加の志向が強くなるとともに、自主的に学習し、連携していこうとする機運が高まってきております。女性が生涯を通じて学習し、主体的に自立し、自己形成が図れるよう生涯学習の場が必要になってまいっております。こうした中、御指摘の働く女性の会館につきましては、現在、勤労青少年ホームサンライフが、その目的施設として幅広く御利用いただいております。また、女性の行動計画につきましては、将来の問題として取り組んでいかなければならないと思います。民間の女性の方々も巻き込みながら考え、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

福祉課長（金谷宗守君） 3点目の福祉行政につきまして、福祉課金谷からお答え申し上げます。

先生がおっしゃいますように福祉計画を策定するに当たっては、下からの開かれたプランづくりが必要というお考えもまことに重要なことであろうかと存じます。先生がおっしゃるのは、

コンサルタントに委託するのではなく、市が主体性を持って市民参加のもとにつくれという御趣旨だと存じます。なるほどそういう下からの開かれたプランづくりということも1つの重要な考え方であろうかと存じます。

私どもといたしましては、先生がおっしゃる主体性を持つため、本市の現状の福祉施策の問題点等を把握し、その上で実情に合った計画を策定していこうとしております。そのためコンサルタントから提出を受けた素案を市の行政各部局で検討いたしますとともに、市議会議員あるいは市内各種団体の代表者等で構成を予定しております福祉計画審議会（仮称）での審議という二重のチェックをして主体性を持ってつくっていこうとしておるところでございます。

また、市民参加の最大の眼目であります市民各位の実態に則した御意見も尊重するところでございますが、私どもといたしましては、その意見を反映するとともに、まず、計画策定に当たりアンケート調査を実施し、それを分析、それを計画づくりに生かすということを予定しております。また、市の方でつくり上げました計画面について審議会にお諮りして十分な御意見、御答申を賜り、所定の修正を必要とするところがあれば修正をしていきたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

2点目の障害者が地域で生きていくための市の支援体制のうち、1点目のミニ授産所、簡易心身障害者簡易授産所の運営補助でございますが、これが7人に満たない場合どうするか、ということでございます。制度の上では、7人に満たない場合は補助対象とすることはいたしかねます。しかしながら、実際に市内で高等部を卒業する障害者につきましては、毎年、十数名いらっしゃいますが、そのうちほんの一部の方が就職あるいは在宅あるいは入所施設ということとして、残りの最低10名近い方々は授産施設に入るわけでございます。これは認可、無認可を問わず通所されるわけでございます。仮に通所できない、あるいは通所する施設がないということであり、その方々が中心になってつくっていただけるならば、既に自宅で待機中の方々とともに7人の確保はできるのではないかと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。
- 市長公室次長（石本博信君） 行政の身体障害者の雇用状況について、人事の石本の方からお答えいたします。

先生がおっしゃいますように、法律によりまして事業主は、定められた数以上の身体障害者の雇用をしなければならないとなっております。まず、行政からということございまして、その雇用率についても、民間よりも高くなっております。本市におきましては、法定雇用率は充足してございます。

以上でございます。

○ 17番（上田育子君） 引き続き、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の問題ですけれども、今後、リサイクル問題については他市の実態を調査したい、ということです。他市の問題も十分調査していただくのも結構ですが、私の感想としては、浜松市へ視察に寄せていただきましたが、随分地球環境をすべての人々の力で守ってこうというロマンがあるということ。それから、行政に携わる人たちが自分で小学生がごみ問題を勉強するためのリーフレットをつくったり、環境改善のために子供たちと一緒に川に出かけたりというように、非常にフランクに裸の人間として市民と接触を持ち、その思いをロマンにまとめていろんな広報活動をやっていたらいいんですが、その点が非常に大切だと思います。モデル地域をつくって分別回収をしていくことも重要ですが、そのために市民が持っているユニークなプランを持って参加していくため、市民の運動に対する市としての支援がもっともっと必要だと思います。

例えば使い捨て文化を見直そうということで市民のリサイクル運動に対して、浜松の場合は、行政がその場所を援助したり、いろんな人たちがそこへ持ってくるような広報活動をしています。少なくとも、そういう機運を盛り上げていくための大きな空間づくり、例えば年1回、障害者や高齢者あるいは市民運動のいろんなのグループがそれぞれの課題を持ち寄りながらリサイクル祭をしたり、地球環境を守るためのセミナーを催したり、縦割り行政を越えてリサイクルと地球環境を見直す年中行事などを考えていかれたらいいのじゃないかと思います。この問題についての回答は要りませんが、今後、ぜひ前向きに検討していただけたらと要望しておきます。

それと、分別収集に関しては、後の質問の方に対する答弁でも結構なんですけど、新聞紙、空き缶、空き瓶、牛乳パック、廃油など分別収集を市としてやる前に、既に自発的に行っているものをもう少し系統的に把握しながら、しかも、それに対する助成制度とかを先行実施するお考えがあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

それと、パート問題に関しては労働大臣の告示を受とめるという御答弁がありましたけど、よく理解をさせていただきました。同時に市行政で働く非常勤パートに関しても、同じような受とめ方をさせていただきたいという点についても要望しておきます。

それから、働く女性のコミュニティーの場づくり問題ですが、青少年ホームを活用しろ、ということでも理解できません。他市におきましては女性政策だけのための課ができたたり、女性問題だけを推進する本部ができていたり、行動計画ができていたり、また、女性が運営する女性独自の会館ができていたり、建設するについて設計プランづくりの段階から女性の手で

行っております。そのような現状に対しまして、和泉市では、青少年ホームの一部を使っていたらいいという以上に考えていらっしゃるということですので、残念に思います。積極的に女性が答弁をされるような女性政策とコミュニティーの場づくりについて今後、検討していただけるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、市の福祉行政に関する要望ですが、駅前の再開発やトリヴェール和泉にしても建設が行われつつあります。新しく開発される中で高齢者や障害者が住みやすく暮らしやすいようなスロープとかトイレや車椅子で入れる食堂を確保するとか、町のど真ん中で堂々と障害者とともに生きていける施設づくりを建設プランの段階で行政の相互乗り入れの形でやっていただきたいと要望しておきます。

また、障害者が地域で生きていくためにということでミニ授産所問題につきまして、人数が少なくても募ったらいいということです。どこか大きな1カ所に行けばいいという発想もありますが、これからはアメリカのADA（アメリカ障害者法）も含めて、地域の中で障害者やお年寄りがともに生きていこうという考え方が主流になっていくと思います。そういうとき、4人でも5人でも準備期間とか仕事をして自立する訓練期間とか家づくりとか、大変な仕事を地域の人たちと一緒にやっていくことが大切ではないか。すぐあとの2人、3人が集まってくるわけでもなく、その助走期間には、少なくとも、固定資産税を免税あるいは免除するとかの助成制度などがあってもいいんじゃないかと思います。今回は答弁は結構ですが、ぜひ前向きに検討していただきたいとお願いをしておきます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 働く女性政策のコミュニティーの場づくりの再質問に対する答弁だけを願います。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 議員さん御指摘の件につきましては、中央丘陵開発に際しては、住都公団に対して、多目的施設として利用ができるような総合会館の設置を要望しております。しかし、財源的な問題もありますので、議員さんの御意見も踏まえまして要望してまいりたいと思います。御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○

- 議長（穴瀬克己君） 続いて、5番・並河道雄君。
（5番・並河道雄君登壇）
- 5番（並河道雄君） 5番・並河です。通告順に従って質問の要旨を述べたいと思います。1番目にごみ問題について。ごみ問題は、今や日本全国どこに行っても実に深刻な問題であり、私たちが日常何気なく捨てているごみも積み積み膨大な量となり、一般家庭などが

ら出され、自治体が処理した一般廃棄物のごみの量は年間約5,008万トン、1日当たり約13万7,000トン、赤ちゃんからお年寄りまで国民1人当たりで計算すると、毎日、1kgを超えるごみを出していることとなります。処理場はどこもパンク寸前で埋立地にも事欠く有様。まさに日本はごみ列島ともいうべき状況になりつつあります。本市においても例外ではなく、早急に対応すべき問題が山積しております。

そこで、次の点をお聞きしたい。

最初に、減量化対策について。ごみは燃やして埋めるものという発想から、ごみは資源であり、減量化を進めるとともに、リサイクルしなければならないという発想の転換を図るべきであると思いますが、理事者のお考えはどうか、お聞きしたい。

次に、減量化の1つである過剰包装の対応についてお聞きしたい。地球環境問題やごみ問題が深刻化してきた今日、環境保護や資源節約、ごみ減量化の必要から包装について過大、過剰包装の追放、使い捨て容器の見直し、包装資材の環境適合性の確保やリサイクルシステムの確立などが求められるようになってきました。これらのことから従来の過大包装の追放に見られる空間容積や包装経費等に関する規制にとどまらず、包装の減量化や環境に負担をかけない包装といった質的な包装問題も加えて検討していくことが重要な課題となってきております。適性包装に向けて消費者、事業者、行政三者の責任と役割が重要になってきております。各自治体ではいろんな創意工夫をこらし、過剰包装対策に取り組んでおりますけれども、本市の対応をお聞きしたい。

次に、減量化の最右翼ともいうべき分別収集についてお聞きをいたします。3種以上の分別収集を実施している市町村は府下で16あり、それぞれの自治体で減量化に向け前向きに取り組んでいるおりますけれども、以前、答弁をいただいたモデル地区の実施状況、本市の分別収集に対する将来性、市民に対する啓蒙活動、また、危険物は、最終的にどのように処理されているのか、お答え願いたい。

また、放置自転車のリサイクルも一考を要するのではないか。長期的にはリサイクルセンターの建設、(仮称)リサイクル協議会を設置して検討すべきだと思いますが、いかがお考えか。

次に、生ごみについて。一部地域で収集業者が変わり、回収時間が大幅に変更になったり、業者間のトラブルで住民が迷惑をしたケースがあるが、今後、このようなことのないようまず要望しておきたい。住民要望の強い夏場については、週3回収集を議会で取り上げ予算要望等をいたしました。予算措置がされなかった理由は何か、お答え願いたい。

次に、ごみステーション対策について。列島改造論当時の住宅地についてはほとんど確保されておられません。ごみが増え続ける中、用水の一部を暗渠等はできないものか。また、ほかに

妙案があればお聞きしたい。

2番目に、情報公開について。

情報化社会といわれて幾久しいが、市民にも知る権利があり、行政側にも最大限に知らせる義務がある。ガラス張りの市政こそ市民の信頼を勝ち得る最も大事なことと思います。本市においては、公開については消極的だったが、その後検討されたのかどうか、お聞きをいたしたい。

3番目に福祉行政について。

1つ目に、難病患者及び心身障害者対策について。国の指定である特定疾患の市内在住の患者数は何名か。また、心身障害者の数は何名か。また、手帳申請日より交付までの間が未だ短縮されていない。府へ要望したことがあるのか。あるとすれば、何が原因で遅いのか。心身障害者の子弟でありながら診察を拒否した医者がおるが、行政指導し嚴重に抗議してもらいたいが、やってもらえるかどうか。企業は一定の規模に応じて身体障害者雇用を義務付けられているが、実態を調べたことがあるのかどうか。これは先ほどの上田議員からも質問がありましたが、私の質問は、民間も含めてのものでありますのでよろしくお聞きしたいと思います。また、来年、授産所の建設計画があると聞いているが、めどはどうか、お尋ねしたい。

2つ目に、家賃補助制度について。これは本来、住宅政策でやるべきかも知れませんが、まず、福祉の方で考えてもらいたい。独居老人や母子家庭等に対して、アパートの建て替え等による家賃の差額等を補助する制度であり、各自治体でも実施されつつあり、調査費の計上等考えていただきたい。

3つ目に、登録ヘルパー制度の拡充について。本市のヘルパー数は人口比にして府下市町村に比べてどうか。人材確保のため待遇改善等が必要と思われるが、いかがお考えか。

4番目に、青少年の不良化防止について。

青少年は、将来の日本を担う宝物である。しかし、一部マンモス中学校での暴力事件、登校拒否には、先生も手を焼いていると聞き及んでおりますが、事実かどうか。事実とすれば、今後、どのように教育委員会として対応するのか。受験勉強のひずみ、成績の落ちこぼれ等も原因ではないかと思われませんが、その点についてどうか。そこで、全中学校にパソコンの導入を図り、生徒の生きがい対策にしてはどうか。次に、露骨すぎる少年少女向けの有害図書規制強化を府に要望すべきと思うが、何か手を打っているのかどうか。

最後に、住民参加の行政と市民サービスについて。

住民が自主的に町内会の下水掃除、公園の草刈り、空き缶回収などに参加の際のけがに対しては、現在、何の補償もないが、年末の防犯活動同様保険加入などが必要ではないか、お答え

願いたい。

次に、婦人会活動について。最近、婦人会が校区から脱会するケースが多い。いろいろ聞いてみると、財政負担が町会で取り沙汰されているケースが多い。町会並みとはいかなくても、婦人会活動の充実を図るため予算額のアップが必要と思われるが、いかがお考えか。

次に、市民サービスの一環として、ハンコ行政の解消のためできるものから押印の省略、また、お役所言葉の削除も検討していただきたいと思いますが、いかがお考えか。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者側の答弁を願います。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） まず、第1点目のごみ問題について、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

議員さんが御指摘のとおり、本市におきましてもごみ問題は、重要な課題だと認識しております。本市のごみ排出量は、昭和60年度の3万6,387トンから平成元年度は4万7,444トンと、5年間で30.4%の増加となっております。また、1人1日当たりの排出量も平成元年度では878gと、5年前に比べて22.3%の増加を示しております。

このような状況の中、ごみは単に燃やして埋めるものではございません。リサイクルへと発想の転換が必要ではないかという御意見につきましては、私どももそうありたいとの考えから、本年度におきましてごみ減量課対策といたしまして減量化モニター制度や、小中学校を対象とした使用済み参考書や廃乾電池の回収事業など、市民の御理解と御協力を得ながら、ごみ減量化対策に取り組んでいるところでございます。

次に、過剰包装対策でございますが、これにつきましても議員さんが御指摘のとおり、消費者、事業者、行政が一体となってそれぞれの責任において取り組むべきものと考えております。本市でも本年度、婦人会の役員の方々にごみ減量化につきましても御協力をお願いをしているところでございまして、婦人会でもその1つとして、買い物袋を持参する運動を進めていただいております。今後、三者が一体となって過剰包装の商品を売らない、買わない運動を進めていきたいと考えております。

また、分別収集問題でございますが、現状、本市では日常ごみと不燃ごみの2分別収集となっており、ごみの減量化、再資源化を進めていく上では、現在の2分別では対応し切れない部分もありますので、市民サービスの向上ということも含め、細分化した分別収集について検討してまいりたい。

モデル地区の設置は、これからの分別収集の試行であるとの観点から本年度において取り組んでいるものであり、現在、正式にモデル地区という形での御協力をいただいている町会、自

治会はございませんが、広報誌その他を通じて引き続き市民の御理解、御協力を得て実施に移行していきたいと考えております。

なお、有害危険物の最終処分ということでございますが、泉北環境では、廃乾電池を再資源化しているほかは、埋め立てあるいは焼却処分をしております。

次に、日常ごみの夏場週3回収集につきましては、府下的に実施しているのが高石市のみという現状が1点。また、市民サービスの向上という観点から、現状の2分別収集を3分別収集にすべきという考え方を持っておりますので、夏場の週3回収集については、その後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

また、不燃ごみのステーションにつきましては、市内に510カ所程度ありますが、一部開発時点で集積場を設置した区域以外は、すべて各町会、自治会で自主的にステーションを設置していただいているのが現状でございます。

最後に、住民参加の行政と市民サービスのうちボランティア保険の加入についてお答えさせていただきます。昭和63年度まで町会、自治会の御協力を得て年に1回、空き缶、空き瓶の回収活動を実施した当時、参加者を対象に保険加入をしておりましたが、平成元年から月1回、泉北環境に搬入する形に変更させていただき、現在では、参加者に対する保険加入はいたしておりません。防犯活動同様、保険加入をする必要があるのではないか、という御提言につきましては、関係課との兼ね合いもありますので、関係課と協議、検討をさせていただきたいと存じますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、環境衛生関係の答弁を終わらせていただきます。

- 議長（穴瀬克己君） 次に、情報公開について答弁。
- 総務部次長（池辺 功君） 続いて、情報公開について、総務課池辺より御答弁させていただきます。

情報公開につきましては、以前の議会でも先生より御質問をいただき、現在に至っておりますが、その後、検討されたか、ということでございます。先生も御存じのとおり、情報公開制度につきましては、開かれた市政の展開と市民参加による行政を進めるという点では、十分認識しているところであります。

本制度を進めていく準備といたしましては、文書管理体制の整備、情報検索システムの整備、情報提供の場所の確保等が必要であります。したがって、現在、本制度を進めていく前段といたしまして、各課において発生する文書及び書庫に保管する文書の量の実態調査を実施し、また、文書保存期限と検索に係る文書の分類上の見直し作業を進めているところであります。また、職員に対しまして意識の高揚を図るべく、大阪府の校正文書係長を講師としてお招き

たしまして、文書管理全般にわたる情報化についての講演を願ったわけでありませう。

しかしながら、情報公開制度につきましては相当な年次、私どもは大体5～6年を要するものと認識いたしております。例えば情報公開研究会とか検討委員会の設置、市民との懇話会、条例の制定等具体的な準備も必要でございますので、今後とも関係課と十分協議し、さらに、研究してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 続いて、福祉行政について。

○ 福祉課長（金谷宗守君） 3点目の福祉行政について、福祉課金谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点の難病及び心身障害者対策でございます。国の指定した特定疾患の患者でございますが、この特定疾患患者に支給いたします給付金がございますが、これの昨年の支給実績で申し上げますと175件となっております。また、障害者数につきましては、本年4月1日現在、身体障害者（児）を合わせまして3,403名、精神薄弱者（児）を含め428名、合計障害者（児）で3,831名でございます。

次に、身体障害者手帳の交付を受けるのにかなりの期間を要する点についてでございますが、以前に同様の御質問を受けまして、早速事務担当者会議を開き、さらには、福祉事務所長が直接府の担当課長に会いまして要望もいたしました。その結果、以前よりは幾らか早くはなっております。現在、交付まで平均1カ月半程度でございます。早いもので1カ月、一番長くかかるもので約3カ月を要しているのが現状でございます。

大阪府の説明によりますと、認定が困難な者につきましては、関係法令の定めるところによりまして、大阪府社会福祉審議会の身体障害者福祉専門分科会というところに諮問をいたしまして、その御答申をいただいてから認定をすることになっているため、3カ月ぐらいかかるということでございます。その分科会というのは、大阪府医師会の代表、学者あるいは労働行政を担当する政府機関の職員等多忙な方々が多いということでございますので、その日程調整等も含め3カ月近くかかるということでございます。そういうことではございますが、やはり住民サービスの向上のために事務処理のスピードアップをさらに大阪府に強く要望してまいりたいと存じます。

次に、手帳の診断拒否につきましては、障害者福祉を進める上では、どうしてもやむを得ない理由があるかもわかりませんが、原則としてあってはならないことだと思います。その指定医と申しますのは、身体障害者福祉法その他関係法令によりまして、大阪府知事が大阪府社会福祉審議会の意見を聞いて指定をすることとされておりますので、そのような御指摘の点がございましたら、直接私どもにその医師の名前等を御連絡いただきますれば、大阪府に対して、

その医師への指導その他適切な措置を取るよう要請をしまいたいと思います。

続いて、授産施設の分についてお答えさせていただきたいと思います。この授産施設建設計画でございますが、市内の篤志家が私費を投じまして箕形町に精神薄弱者通所授産施設を設置すべく、昨年来、準備を進めているところでございまして、まことに精薄者にとってはニーズの高い施設でございます。現在、国の補助の取り付け並びに地元との調整に努めているところでございます。来年4月の開設を目指しまして、市としても鋭意努力しているところでございます。

2点目の家賃補助制度につきましては、昨年2月、議員さんからの御提言をいただきまして、その後、関係資料等も取り寄せまして調査研究をしておりますところでございます。これまでの調査研究で明らかとなつてまいりましたのは、府下では実施事例はございませんが、地価が格段に高く家賃も高い首都圏で一部実施されている模様でございます。しかしながら現在のところ、詳細までは把握をしておりません。本件につきましては、福祉と住宅政策の両行政にかかわる問題でございますので、今後とも両者が連携をとりまして研究をしまいたいと存じます。

3点目の登録ヘルパー制度の問題でございますが、本市のヘルパー数は、人口比にいたしますと、現在、把握している昨年9月の実績では、府下24市中20位と低位に位置しております。しかし、本年度において一定の増員を図っているところでございます。また、その待遇につきましては、御指摘のように人材確保の観点からも必要であるということから、非常勤嘱託のヘルパーの報酬月額につきまして、本年度において約12%引き上げ、14万1,000円としたところでございます。今後、ニーズに向けたヘルパーの確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 続いて、障害者雇用の実態について商工課答弁。
- 産業部次長（高三一行君） 企業の身体障害者雇用について、商工課から御答弁申し上げます。

雇用促進法に基づきまして、一定規模の従業員数63名以上の事業所につきましては、所定の割合により算出されました数以上の身体障害者を雇用するよう規定されております。したがって、本市の事業所の状況といたしまして、対象事業所数は16カ所でございます。身体障害者雇用数は57名、雇用率で申し上げますと2.19%で法定雇用率を達成してございます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 引き続き、青少年不良化防止について答弁。
- 指導課長（西川義恵君） 青少年の不良化防止について、指導課西川がお答え申し上げます。まず、1点目の暴力事件あるいは登校拒否についてのお尋ねでございますが、府下的にこう

した問題行動は増加の傾向にあります。先生が御質問の本市の状況は、府下平均よりもかなり下回っておりますものの、問題行動はございます。学校現場では、校長先生を中心に指導体制の確立に向けて取り組んでおります。

次に、教育委員会の対応でございますが、昨年度より生徒指導体制の充実を指導する中、1つは、教職員のより深い生徒理解を目的とした研修。2つ目は、生徒みずからが自分たちの学校として自主的に好ましい校風をつくっていかうとする生徒会活動。3つ目は、開かれた学校として校区保護者の理解を求め、学校、教育委員会、地域が一体となった取り組み等を行ってまいりました。本年もさらにその充実に向けて指導してまいりたいと思います。

次に、受験勉強のひずみ、成績の落ちこぼれ等も原因ではないか、とのお尋ねでございますが、確かに問題行動の1つの要因ではございます。しかしながら、最近の問題行動を分析する中では、学校、市教委ともに痛感しております第1の要因は、家庭における親子の関係でございます。親と子、夫婦がばらばらで子供の心を支える受け皿としての家庭が存在しないほどの状況下に置かれている生徒が、問題行動を起こす生徒の中に圧倒的に多いのが特徴でございます。

次に、パソコン導入を図り、生徒の生きがい対策について、という御提言でございますが、平成5年度から中学校において実施されます新学習指導要領の中でも、パソコンを初めといたしまして情報教育の必要性が強く提唱されております。市教委といたしましても、中学校技術科教員を対象にして指導者養成の講座を設け、その導入に向けまして積極的に取り組んでいるところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次に、有害図書について答弁。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 少年少女向け有害図書の問題につきまして、社会教育課よりお答え申し上げます。

昨年、新聞等でポルノコミック本について大きく報道されたのは御案内のとおりであります。各団体におきましては今後の取り組みを協議する中、PTAでは、府PTA名で府に対し規制強化の要望書を提出いたしました。また、青少年指導員におきましては、府青少年指導員協議会が府下一斉に書店立ち入り訪問を決定、本市青少年指導員も今年2月、市内書店訪問を実施いたしました。また、婦人会におきましても独自に市内書店訪問を実施いたしました。

本市におきましては、府下市町村と連携を取りながら府と協議を重ね、府青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査項目をポルノコミック本に絞り、立ち入り調査することを決定いたしました。昨年より市内書店に対し立ち入り調査を実施、書店に対し、青少年に対する販売、陳

列の区分等を指導助言 をしてまいったところでございます。

また、調査結果につきましては府で取りまとめ、最終結果ができ上がりましたら各市町村に報告があり、その結果を踏まえ、本市におきましても今後の取り組みについて十分に対処してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、この7～8月にかけて、本市において立ち入り調査を実施することを合わせて御報告申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 最後に、住民参加の行政と市民サービスについて。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 住民参加の行政と市民サービスの中での婦人会活動について、社会教育課よりお答えいたします。

御指摘のとおり婦人会活動につきましては、婦人会の支部活動をするための財政が乏しいということの一部聞いております。各支部におきましては、バザーや空き缶集め、税金の徴収などにいろいろ工夫をしていると伺っております。また、市としてもそういった事情を考慮いたしまして、本年度より100万円の委託料を計上いたしてございます。昨年度より20万円アップしたところでございますので、よろしく御了解賜りますようお願いを申し上げます。

- 市長公室次長（今村堅太郎君） ハンコ行政とお役所言葉の問題に関しまして、企画課今村よりお答えいたします。

まず、ハンコ行政の問題でございますけれども、現在、市の窓口におきましては、各証明書などを請求していただくには、原則として申請書に住所氏名を記入していただいた上、押印をしていただいております。ただ、例外といたしまして、軽自動車税の関係書類につきましては、税金を完納していただければ証明書を交付しております。また、市民課の方では、国民年金や恩給に係ります現況届けにつきましては、申請書に住所氏名を記入していただくだけで証明書の交付を行っております。

市で交付しております証明書の中には、本人または本人の承諾書を持参した代理人に対してのみ証明書を交付するもの、例えば本人の名誉を毀損する恐れのあるもの、また、人権を侵害する恐れのあるもの、さらに、それを悪用することにより本人が被害を被る恐れのあるものなどがあると考えられます。御指摘をいただいております市民サービスの一環として、これらのものを除く証明についての押印の省略につきましては、今後、調査検討をしてみたいと存じます。

次に、お役所言葉の削除についてでございますが、この件につきましても御指摘をいただきましたとおり、近年、府県や各市におきまして、役所言葉の見直しやお役所言葉の追放ということで、堅苦しくわかりにくい言葉あるいは権威的な言葉、形式的で温かみのない言葉などの

見直しが行われております。本市におきましても、特に意識をしてということではないとは思いますが、各方面におきまして多くのお役所言葉が使用されていると考えられます。特に市民を対象とする文書につきましては、よりわかりやすい言葉遣いが必要であろうと考えるところであります。既に先進都市ではパンフレット等を職員に配布されているということも聞いておりますので、今後、これらの都市を参考にさせていただきながら調査研究をしてみたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 一般質問の途中であります。再質問は午後に行うことにし、ここで、午後1時まで休憩をいたします。

（正午休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 午前に引き続き、会議を開きます。

並河議員の再質問を願います。

- 5番（並河道雄君） 最初に、ごみ問題について若干、再度お聞きをしたいと思います。

今、答弁がありました。5年間で30.4%のごみが増加しているということで、本市においても例外でなく大きな問題となっております。その中で減量化のモニター制度と使用済みの乾電池の回収については、具体的にどのような取り組みをされているのか。乾電池の回収については広報に載っていますが、それが1点。

それから、包装の簡素化については、買い物袋の持参運動をやられているようですが、実際に現状を見た中ではそういう姿は余り見かけませんが、どのような形でされているのか。

この過剰包装の追放については、3日ほど前のサンケイ新聞の記事について興味深く読みましたので、その資料をファックスで送っていただいたんですが、それをちょっと紹介したいと思います。「過剰包装がごみ問題の原因の1つとしてクローズアップされている中、神戸市では、いちいち包装の状況を点数化して各販売店ごとにチェックし、過剰包装をなくす取り組みを来年度から実施することを決めた」、点数制度で制度化したということです。今まで委員会をつくって150回ぐらい委員会を開き、その間、消費者のいろいろな意識調査等もやっております。

その中で興味ある回答が出ているのは、日用品についてはもっと簡素なものでよい、という市民意識になってますが、贈答品については若干、やはり見栄えのするものでもいいのではないかとということで、消費者の85%が過剰包装については、もう少し簡素化してもいいとなっております。その辺も、含めまして、この買い物袋の持参運動とか減量化モニター制度をどのよ

うに やっておられるのか、再質問をしたいと思います。

- 市民生活部長次（岸田秀仁君） 1点目のモデル地域の設置ということですが、コンポスターを市民の方にPRし、現在まで60人の方々に登録していただいています。その後も5、6人の方が申し込んでいただきましたが、登録人数や団体がある程度まとまった時点でまたコンポスターを配布していきたいと考えております。

2点目の過剰包装につきましては、どのように市民の方にPRしていけばいいかということですが、先ほども申し上げましたように、買わない、売らないということで消費者の方々とも協議を重ねまして、事業主に対する指導なり十分な認識をしていただくということで御理解願いたいと思います。

- 5番（並河道雄君） コンポスターについては、うちの赤阪議員からも何回か議会で補助金制度とかで提案しておりますので、ぜひそういう形で進めていただきたい。

それから、モデル地区の実施の状況ですが、午前中も上田議員さんもおっしゃってましたが、私が以前に議会で言ったときは、モデル地区を決めて何とかやりたい、ということでした。しかし、現時点ではまだゼロ。町会や自治会の協力がいないということです。やはり理事者のもう少し積極的な市民に対するアピールというか、ごみ減量化の重要性を訴えたらどうか。必ず協力してくれる町会も出てくると思います。私も文化が進歩したらごみも当然増えていくし、それは捨てるものや、という程度の認識が、勉強していったら赤阪議員の後追いみたいな格好ですが、ごみの減量化の重要性というものがわかってきました。理事者ももう少し町会や自治会の市民の方々にPRしていくのが大事やないですか。

一例を挙げますと、御存じかもわかりませんが、北海道の伊達市では2年間で97%ものごみを減らしています。これは荒療治というか、理事者が強力に市民協力を訴えたんです。何もここまでする必要はないと思いますが、現実問題、ごみを埋める場所がない、焼く場所がなくなれば、こうならざるを得ないと思います。ここは受益者負担ということでごみを捨てるのにカネを取っている。有料の指定ごみ袋を渡し、1袋何ぼということでカネを取る方法です。最初は非常に抵抗があったようです。市民の半分ぐらいが反対運動を起こしたんですが、そのような中でも理事者が必死になって市民に訴えた。今では市民も自衛策として、ゴミを捨てるのにカネをかけるのはもったいない気がするということで、コンポスターを買って堆肥化したり、簡単なごみ焼却機を購入したり、リサイクルに出したり、いろんな形で協力した結果が大幅にごみの減量化につながったわけです。理事者の一念というか、それが市民に伝わって減量化に成功したんです。

私は、何も和泉市民からカネを取れとは言いませんが、各町会に強力で分別収集を訴えれば

必ず協力してくれると思います。まだゼロというのは非常に問題がありますので、もう少し強
力に減量化の運動を進めていってほしい。そうでないと、これから人口が増えていけば、ごみ
もまだまだ増えていきますので、意見として言うておきます。

それから、リサイクルセンターの建設については答弁がなかったんですが、これも大きな問
題です。前にも言いましたように、吹田市では50億円でリサイクルセンターをつくりました。
国の補助金を20億円見込んでいるそうですが、本市の財政状況あるいは隣接市との組合方式な
ど難しい問題を抱えています。長期的にはそういうものが必要かと思っておりますので、市長の方
から決意のほどをお伺いしたい。合わせてこれは提言ですが、それほどりっぱいなものでもなく
も、既存の施設の一部をリサイクルルームとして何らかの形で活用していくとかの方向から進
んでいくべきではないか。吹田のように50億もかけてつくるのは、補助金が出るとしても無理
だと思っておりますので、その点での市長の御意見を伺いたいと思っております。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） リサイクルセンターの施設云々の御意見でございますが、
確かに必要不可欠な施設でございます。われわれも泉北環境の周辺にそういう施設を国、府の
補助金をいただいてつくるよう十分検討しなければならないんですが、やはり地元との協議が
残っております。また、協議をしなければならない問題もありますので、今後の検討課題とさ
せていただきたい、かように思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○ 5番（並河道雄君） 一度に50億のものを建てろというても、これは言う方もやる方も無理
やと思えます。そうではなく、既存の施設の一部を利用しながら、例えば簡単な家具とか冷蔵
庫でも結構ですが、それらのものを再生して市民に無料で渡すとか、その希望者が多いときは
抽選するとか、わずかのおカネで売るとか、ごみを減らし、再生していく手段として提案して
おりますので、何らかの形でリサイクル運動を強力的に続けて展開していくべきだと思えます。

それから、以前にも生ごみ問題についても言いましたが、答弁では高石市だけであるという
ことを第1点に挙げられ、何か実施しにくいような答弁でした。高石市だけだからできないと
いうのは、ちょっと答弁としてはおかしいと思えます。他の市がやっておろうがおろうまいが、
関係ないことだと思えます。先ほどの答弁では、うちは2分別収集ですが、3分別をしている
16市並みにしていくのが先決なので、この問題はちょっと後に考えたい、ということです。し
かし、これは衛生上の問題で言うているわけですので、その辺でちょっと趣旨を取り違えてい
るように思えます。ごみの減量も含んでいるのですが、夏場の中で週3回の収集を衛生上の観
点から質問しておりますので、もう1回お願いしたい。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 確かに週3回収集についての御意見でございますけれども、
1世帯で1日100g ぐらいのごみを減量していただこうとモデル地域、モニター制度云々の問

題についても訴えてきました。だから、1日に100gの減量をしていただければ、和泉市で4.5トンの減量がされますので、そういった創意工夫を市民にアピールしていきたい。大阪府の中でも16市が3分別収集をされていることは私どもも把握しております。その中で和泉市も不燃ごみと可燃ごみ、それから、粗大ごみについての分別収集の徹底を図っていただき、今までどおり週2回の収集をさせていただくサイクルで努力させていただきたい。確かに夏場には、悪臭の問題も出てきますが、和泉市では、一般家庭で1人当たり1日880g程度のごみの量でございまして、大阪府下でもそれほど多くないように思います。今後、週3回については当分の間、検討させていただくということで御理解願いたいと思います。

- 5番(並河道雄君) 検討というのは、議会答弁でなかなかいい言葉です。先ほどと同じ答弁です。これ以上質問をしても平行線になりますが、ごみの減量もさることながら、夏場だけでして、冬はどうかの言うてない。夏場の週3回についての要望です。ごみ収集業者に対する負担金の問題とか、いろんなネックがあるので苦しい答弁になっていると思いますが、質問の趣旨だけは履き違えないように答弁をしていただきたい。今後、予算面を含めてそれらの問題がネックになっているのであれば、議会としてもいろんな形で要望していきたい。その点をきちんと胸におさめておいていただきたい。今後、実施という形に向けて検討していただきたい。その点をお願いをしておきます。

それから、ごみステーションについて質問をしたんですが、答弁がありませんでした。列島改造当時はいけたが、現在、ごみの量が増え、住民さんにも迷惑をかけているということですので、その辺の関係で用水路云々ということについて関係部局から答弁をお願いいたします。

- 建設部次長(中野英二君) ごみステーション問題につきまして、暗渠等の水路占用許可について、河川水路課の中野から答えいたします。

この問題につきましては、河川水路はそれぞれ立地条件も違いますので、その都度検討し、占用許可ができればしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 5番(並河道雄君) このごみステーションについては、水利関係等も含めまして、置き場については前向きな答弁をいただきましたので、この点については了解をしておきます。

次に、情報公開についてですけれども、前回は質問したときには何も実施の状態ではなかったが、今回は、ちょっと前向きになっているということです。調べましたら、既に府下で7市1町が情報公開制度をつくって市民に情報を公開しております。検討中が5市あり、堺市も7月から実施をされるようになっております。

本市についてもいろんな答弁がありましたが、この情報公開については、実は、私も考えたんです。現実に情報を公開しても市民さんが見に来るかどうかという点を懸念しておりました。

これは大阪府からいただいた資料ですが、「府民の情報室」というところがありまして、その中で職員さんのひとり言みたいな欄を紹介しますと、「そうですね、毎日、たくさんの府民の方が見られますね。かなり多いですよ。何しろ入り口の自動ドアがよく故障しますから。第1のタイプが資料探しの方。閲覧コーナーでそれぞれ関心のある分野の資料を熱心に調べたり、コピーしたり、電卓をたたいたり、忙しいですね。

第2のタイプが相談に来られた方。法律相談や交通事故相談は別に窓口がありますが、行政資料の窓口でも府の施策の内容とか、各種スポーツ、文化施設の概要などさまざまな相談があります。学生さんの卒論の下調べの手伝いをしたこともあります。公文書の公開請求についての問い合わせもしばしばあります。

第3のタイプがキャプテンなどのメディア機器に親しんでおられる方。イベント情報などは一目でわかりますから。これ以外にも休憩や待ち合わせ場所として利用されている様子の方も見受けられます。

もちろん、どんな方でも歓迎していますが、これらの方々を見ていると、世間で言われている情報化社会の到来ということを実感として感じますね。皆が情報を身近なものとしてとらえ始めたということでしょうか。それと、行政情報に対する信頼度の高さですね。いいかげんな対応はできません。窓口に座るものとしては、府民の信頼を裏切ることのないよう努力したいと思います」。

非常にたくさんの方が資料室に入られて情報を求めておられるということなんです。大事なことは、プラバシーに関する情報は非公開なんです、せんだって人事の採用試験のことを聞いたことがあります。そのとき「なんぼ見せると言うても見に来まへんわ」という答弁でした。ところが、役所という1つの閉鎖的なところに来にくい。わざわざ人事に行ってみて聞かれへん。ところが、情報公開の形でいくと、府の方では、資格検定などの自分の点数は公開するようになっているそうです。将来は、自分の任用試験とか採用試験といった点数が何点かということ、そういう形で情報公開制度ができればきちんとわかるわけです。その点からでも非常に重要ではないかと思います。これから5～6年はかかるということですが、前回の答弁のときに取り組んで熱心にやられていたら、すでに7～8割方は進んでいなくてはいけませんが、余り進んでいないようですので、今後は、真剣に取り組んでいただきたい。

問題が多岐にわたっておりますので、簡単に再質問をしていきたいと思っておりますので、申しわけありませんが、御協力のほどをお願いいたします。

次に、福祉行政についてでございますけれども、難病患者あるいは心身障害者（児）が非常に多い。今の答弁をお聞きすれば、人口比も御答弁いただきましたかったんですが、3,800名、

4,000名近い身体障害者がおられます。ここで問題になるのは、手帳の交付申請ですが、前にも言いましたように非常に期間が長くかかっているように思います。なぜ、これを言いますかといえば、この手帳の交付が長くかかることによって、所得税や自動車税の減免とかの時機を逸してしまう場合があるわけです。その点でもう少し早くしてほしいということです。

ただ1点、不思議に思うのは、お医者さんが診察して等級が決まっているのに、なぜ府へ行って3カ月もかかるのかということです。ここにメーターを入れてたら、だれの目にも重度やとわかるのに3カ月もかかるケースがある。その辺の時期の短縮について、府に対する要望として再度お願いしたい。

次に、先ほど、商工課の方から企業の身体障害者雇用の充足率について答弁をいただきました。16カ所で57名の身体障害者を雇用、2.19%で充足しているということです。これは従業員63名以上の企業が対象ですが、私の資料によると、63名以上の企業については従業員の1.6%以上というのは間違いないですね。お答えいただいたのは2.19%ですからいいんですが、問題は、劣悪企業の公表ということが国の指示で職業安定所を通じてするようになってますが、それはどのようにされているのか。充足しているからいいということですが、再度、お聞きをしたい。この2.19%というのは全体の比率ですね。個々の企業については1.6%を割っているところがあるのかないのか、その辺はどうですか。これは市役所も含めてですか。

- 産業部次長（高三一行君） あくまでも、公的機関は省いてございます。16企業個々に見ていきますと、全部クリアされております。
- 5番（並河道雄君） それから、順序が逆になるかもわかりませんが、ホームヘルパーについてお願いしたい。

いわゆる国の3本柱、10万人制度というのがありますね。この流れが各地方自治体に来ていると思う。国は10万人を確保せよ、と言うが、地方自治体でやらないかんということでして、補助金も出ないという難しい問題があって矛盾を感じます。おカネの問題にしても地元で対応しなければいけない。先ほど、報酬について答弁がありました。府下でも20位と非常に低い。ヘルパーさんが足りないので広報等で募集をされていると思います。その辺での待遇改善につきましては、12%引き上げて14万円ぐらいにしたということです。それでもやっと全国平均並みぐらいではないかと思う。長野市では、社会福祉協議会の職員並みに待遇改善をしたら、一度に85名の応募があったということです。そのぐらいの決断が要るのではないかと思います。和泉市では、今後のヘルパー問題についてどのように充実をされ、社会的弱者を救済していくのか。今後の人数の充足と待遇改善について再度お答え願いたいと思います。

- 福祉課長（金谷宗守君） ヘルパーの待遇改善とその充足という問題でございます。ヘルパ

一の待遇改善につきましては先ほどお答え申し上げましたように、非常勤嘱託ヘルパーについては一挙に12%引き上げ、最近の賃上げ率から比較いたしますと、かなりの高率でございます。今後も必要なヘルパーの確保のために待遇の改善も図ってまいりたいと考えております。

一方、ヘルパーの充足のための施策でございますが、待遇の改善を行うとともに、家庭内等で遊休労働力の活用と言いますか、家庭の主婦の方等の中で、毎日は無理だが何日間はいけるという方々を対象といたしまして、可能な時間に働いていただくという今年度から登録ヘルパー制度を復活いたしました。たしか59年度でしたか、一度実施いたしました。その後、休止しておったものでございます。常時雇用のヘルパーあるいは非常勤ヘルパーに加え登録ヘルパーということでございます。先ほどお話がございましたが、全国で10万人のヘルパーの確保ということになりますと、和泉市規模では130~140名の労働力を確保しなければならないわけでございます。ましてや、若年労働者が少なくなる状況でございますので、登録ヘルパーの活用も含めて必要なヘルパーの確保に努めてまいりたいと存じております。

- 5番（並河道雄君） 次に、家賃補助制度でございますが、大阪府下で実施している市町村がないということです。こちらの資料によりますと、まず、大阪市が新婚夫婦に対して月額最高2万5,000円の家賃補助制度をやっております。これは住宅施策に入るかと思えます。それから、豊中市、高槻市でもやっております。高槻市は独居老人を対象にアパートの建て替えなどで高額になった家賃の差額補助という形で、一定の所得制限はありますが、家賃補助という形でやっております。再度、調べていただきたい。この制度は、わが党で非常に力を入れておりまして、国の方からも必ずそういう形で下りてくると思えます。地方自治体でも何らかの形で充実されると思えます。わが党では十大施策の1つとして非常に力を入れておりますので、今後の問題として地方自治体でも、また、本市でも考えていただきたいと思えます。

以前、私は老人の入浴問題で中川さんや富田さんに下手な質問で食い下がったことがありましたが、それかやっと実現したという嬉しい経過があります。私たちは、議会でこういう形で述べる以外に方法がありません。わが党の教科書の無償制度もそうでした。校庭で泣いている女の子の姿を見た一国会議員が「どうしたの」と聞いたところ、「今日は隣に座っている子が教科書を見せてくれないの」ということから、義務教育については、どうしても教科書は無償にせないかんということで、小さな声が実って国会で教科書無償制度に発展したというケースもあります。私たちは住民の生の声を聞いて議会で発言しておりますので、今後とも真剣に取り組んでいただき、実現の方向に向かって御協力いただきたいと思えます。

それから、青少年の不良化防止については、いろんな形で指導部で一生懸命に取り組んでいただいています。私も原課へ行って本を読んだり担当の指導部の方と話していますが、なかなか

難しい。家庭における親と生徒の問題と言われることもあるかも知れませんが、学校の先生と生徒のコミュニケーションの問題もあるわけです。今、テレビでやっている「金八先生」のような先生がなかなかおられないのは非常に残念です。一向に非行とか登校拒否問題が解決できない。まして、先生に対して暴力事件が起こっているのは、私どもの年代から考えると非常に残念です。指導部でいろんな形で取り組んでいただけていますが、ポルノ雑誌の規制も含めて今後検討していただくよう、意見として言うておきます。

また、パソコンについては、平成5年度から全市的に中学校に導入されるということですので非常にありがたいと思います。ぜひ実現にむけてお願いしたい。この問題については前回の選挙のとき、私の公約といえばおかしいんですが、非行問題を聞かれたとき有権者に提案をしたことがあります。有権者の中に学校の成績が悪いのを劣等感を持って登校拒否する、自分なんか学校に行っても行かなくても一緒や、という形の生徒もおると聞きました。そうやない、例えば数学の成績が悪くても、中学校を卒業したらパソコンならパソコンの技術を覚えて卒業できたという誇りが大切やないか、どうことも提案しております。ちょうど平成5年度からパソコンが導入されるということですので、どうか強力で推進方をくれぐれも要望としてお願いをしておきたいと思います。

それから、住民参加の行政と市民サービスについては、一部岸田さんの方から答弁がありました。これはどういうことかと言いますと、今、いろんな形で町会も含め下水掃除とか草刈り、空き缶回収等についても、夏場は週2回ですか、ごみ原料化を目指してやっていますが、その中で事故が現実には起こっております。具体的な事例は申し上げませんが、大きなけがをされた方がおられます。町会などの声として、市に対するボランティア活動として一生懸命にやっているのに、市の補償制度はどうなっているのか、という相談がありました。今の御答弁では、補償制度は全くないというわけですが、その辺について1つの補償制度的なものを考えていただきたい。

けががしてもしっ放し、市からのあいさつ、という表現は悪いかもしれませんが、勝手にやって勝手にけがをしたということでは、議員としても、あるいは地元の町会としてもいろんな支障を来すように思います。へこんだ道路を歩いていてけがをしたら補償保険制度が適用されますので、そういう形でボランティア活動に対しても何らかの補償保険制度的なものを考えられないかどうか。以前は、年1回の空き缶の回収には保険が入っておりましたが、今は何も入っていないという悪い方向へ向かってます。これは全体的な問題ですので、各課から1人ずつ答弁をもらうわけにいきませんので、関係あるところから答弁をいただきたいと思います。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 先ほどの質問の中で一部答弁が漏れておりましたが、住民参加

のボランティア活動に対する保険加入の問題でございます。議員さんが御指摘のとおりでございます。ただ、関係する部課が非常に多うございます。環境衛生課の関係につきましても、空き缶回収についての対応についてお答えさせていただきました。私からお答えさせていただくにしても、その他のセクションに関しまして過去の経過もあるようでございますので、前向きに検討と申しますか、その内容について十分考えさせていただくということでお答えに代えさせていただきますと思います。

- 5番（並河道雄君） この問題については現実にやっていただけますかね。具体的に空き缶の回収なら空き缶を2人で運ぶ、下水の掃除なら町会の役員さんが出て蓋を開けてやる、草刈りは草刈りで老人会がやる、というふういろんなケースがありますね。そのとき、仮にけがをしたらどのように前向きに検討してくれるのですか。これは大事な問題ですので、ええかげんにしておけませんのでね、
- 市長公室長（堀 宏行君） 先ほども御答弁をいたしましたように、それぞれの課については過去の経過もございます。その中で住民の皆さんのボランティア活動に対してさせていただいてきたということでございます。したがって、全体的に保険に入るとか入らんとかにつきましても、お前がまとめて答えたらいいんや、ということですが、さらに、各課での対応を十分に検討いただきまして考えていきたい、こういうことでございます。
- 5番（並河道雄君） 予算などの関係も含んでいるかと思えます。それはわかっております。例えば傷害保険でも1人300円かの掛け金がありますね。そこでぶっちゃけた話、町会としても協力できるものはできると思うんです。たとい1人150円か200円でもかまいませんよ。後は、市が半額補助するとかいろんな形で今後、前向きに検討していただきたい。でないと、けがしたものは放ったらかし。一生懸命にボランティア活動をして大けがをして会社を休んでも何の補償もない。勝手に町会がやっているんや、と言えはそれまでですが、それではいけないと思えます。自分たちの町をきれいにするために市の行政に参加をしているんですからね。その辺は十分に検討していただきたい。

公室長がここで「すぐやまっさ」とは責任上言えないとは思いますが、費用面の問題なら、逆に町会に対してそれぐらいの説得はできる思う。防犯活動に対する市長の見舞い金にしても、それを保険に回そうかという話になったんですから、十分いけると思うので真剣に考えていただきたい。今後の大事な施策の1つとしてくれぐれも検討していただきたい。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 次に、28番・友田博文君。

(28番・友田博文君登壇)

- 28番(友田博文君) 28番・友田博文でございます。通告順に従いまして質問の要旨を説明させていただきます。理事者におかれましては、明確なる答弁をお願いいたします。

第1点目の自然公園槇尾山の整備についてお伺いをいたします。私は、平成元年3月議会において槇尾山の整備についてお伺いをしたことがあります。そのときの答弁を踏まえた上での御答弁をお願いいたします。

金剛生駒国定公園の一面を形成している槇尾山には、西国33番の札所の4番目の札所の施福寺があります。1年を通じて全国から槇尾山を訪れて来ております。本市にとっては、名所旧跡の1つであるばかりでなく、全国的に和泉市の名を広げる絶好の名所であり、観光資源であります。本市においては、これまで大変な力を入れていただき、自然公園整備を図っていただきました。しかし、十数年がたち、あちこちに老朽化が進んでいたり、管理が不十分なところも見受けられます。槇尾山は1年を通じて全国から多くの方々を訪れて来ます。ひいては、和泉市の1つの顔であります。せっかく、和泉まで来ていただき、愉快に過ごしていただかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。和泉市の槇尾山へ来た人たちが、和泉市は公園の整備が整った素晴らしいところだと宣伝してくれれば、一石二鳥、三鳥の収穫があるように思います。

そこで、老朽化した施設の整備改修をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。また、槇尾山へ行く道路は大変狭く危険であります。今後、この観光資源を生かすには道路の整備が不可欠と考えますが、本市ではどのように考えているのか、お伺いをいたします。また、その計画があるのであればお伺いをしたいと思います。

次に、調和と活力のある人間都市和泉についてでございます。総合計画では、調和と活力のある人間都市和泉をつくっていくのだと力強くうたわれております。また、実施計画に沿ってその実績は着々と進められており、常に本市の発展と市民サイドの行政を繰り広げられている市長初め理事者職員の皆様方に敬意を表するものであります。

さて、本市の中央丘陵トリヴェール和泉では、来年の春には町開きがされます。その他本市のプロジェクトにおいても大きく前進しているようであります。ここにも市長のプロジェクトに賭ける姿勢がいかなるものかわかるわけであります。

そこで、トリヴェール和泉について、事業がなぜこのように成功裏に進捗したのか、お教え願いたいと思います。総合計画に基づいて本市の調和を考えると、現在の道路網は調和が取れていると言えるのかどうか、お聞きをいたします。

次に、幹線道路であります。土地利用構想の中で本市を5ゾーンに分割されていますが、

それに沿って沿線道路が計画実施され、進捗しております。この道路計画あるいは実施計画で調和が取れていると考えられるのか、お伺いをいたします。

また、大阪府は昨年、外環状線から南横山を通り和歌山への道路計画を発表いたしました。本市もこれが開通すれば和歌山との接点にもなり、地域環境が大きく変わると考えますが、この点について、進捗状況と合わせ本市の考え方を承りたいと思います。

次に、新庁舎建設についてですが、昭和63年10月議会において市長は、新しく庁舎を建設したい旨議会へ提案されました。それから既に3年を迎えようとしておりますが、いまだにその概要すら報告していただいております。現在の庁舎は本館、2別館、2分室と分離され、事務能率の低下は言うに及ばず、一番考えなければならない市民サービスの低下が懸念される所です。市民が市役所へ行政相談に来たとき、その用件は北分室です、いや南分室です、と仕事のたらい回しなどをされてはたまったものではありません。特に身体の不自由な方々やお年寄りには、市民サービスの低下は計り知れないものがあります。脆弱な財政基盤の中、新庁舎建設は非常に多くの問題を持っておりますが、提案された以上は、市民サービスの向上、業務の効率化を目指し、実現に向け英知を絞っていただきたいと考えております。

そこで、お伺いをいたします。市長は、新庁舎建設をどのようにお考えなのか、改めてお聞きをしたいと思っております。

以上、自席での再質問の権利を留保して要旨の説明を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡頭治君） 槇尾山の整備につきまして、公園課樋渡よりお答えいたします。槇尾山は、金剛生駒国定公園として和泉市域402haを昭和33年に指定され、国定公園の南部終点となっております。自然公園法では、公園計画並びに事業執行を都道府県が行うようになっております。

施設整備の経過から御説明いたします。

昭和31年より40年までの10年間は、各年度で観光事業として大阪府より補助を受けており、昭和48年と49年にも同じ観光事業補助を受けて施設整備を行っております。施設の内容は、おおむね便所、駐車場、展望台などがございます。最近では、昭和62年に観光事業として駐車場を整備いたしております。現在は、し尿の汲み取り、ごみ処理、また、広域自然歩道ダイヤモンドトレールの維持管理を府の委託を受け実施しております。今後の施設の整備改修につきましては、現在は補助制度もなく、どのような位置付けで槇尾山を形付けていくかについて関係各課との調整の必要性を感じておりますので、できるだけ早い機会に一定の方向付けを考えたいと存じます。また、合わせて府とも協議を行ってまいりますので、よろしく御理解を願いま

す。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部理事（中野義裕君） 引き続きまして、府道の整備に関連をいたしまして、都市整備部理事中野よりお答えさせていただきます。

まず1点目、榎尾山への道路整備の考え方と計画でございますが、榎尾山に通じる道路は、榎尾山仏並線の府道でございます。この道路整備について、道路管理者である大阪府と協議をいたしましたところ、今のところ交通量も少なく整備の優先度が低いため、特に改良する計画はなく、整備の見込みは薄いとのことでございます。したがって、当該道路の整備につきましては、残念ながら、非常に困難な状況でございますので、よろしく御了承くださいますようお願いをいたします。

2点目の調和と活力ある人間都市和泉の中の最後にございました外環状線から南横山を通る道路計画についてお答えいたします。

まず、進捗状況についてでございますが、平成2年度、大阪府において航空写真測量並びに現地踏査として地方踏査を実施し、現況把握がなされたとのことでございます。また、平成3年度における調査検討業務の内容については、現在、検討中であるとのことでございます。

次に、本道路計画についての本市の考え方でございますが、既に御案内のとおり、このたびの道路計画は、主要地方道泉大津粉河線のバイパス整備であり、大阪外環状線、国道170号線から和歌山の国道24号線を結ぶ転換道路として、沿道関係市町の地域産業経済の発展、住民生活の向上等地域活性化に非常な効果があると考えておりますことから、大阪府に対し早期に事業化が図れるよう引き続き要望してまいる所存であります。

以上でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 2点目の調和と活力ある人間都市和泉の中の第1点目、トリヴェール和泉について、なぜこのように事業が成功裏に進捗したのかという御質問について、都市整備課田中より御回答申し上げます。

和泉中央丘陵開発に当たりましては、用地買収について事業主体である住宅・都市整備公団より市が受託したわけでございます。市の体制といたしましては、昭和54年度に都市整備部を新設、昭和61年まで住宅・都市整備公団より用地買収の委託を受けたわけであります。都市整備部の発足当時の職員体制は、1部2課5係、計25名で用地買収に取りかかった次第です。その後、課、係、人員の充実を図り、事業区域の決定、用地買収の単価、事業手法、税控除の取

り付けなど諸準備に約2年間を要し、昭和56年から実質的な用地買収を行い、昭和59年までに一部を残しながらほぼ3ブロックの面買収を完了いたしました。

面買収が一定のめどが立ったことにより、昭和59年から公団職員が直接ブロック間をつなぐ泉州山手線唐国区間、和泉中央線万町区間の道路整備の線買収に入り、残件処理と合わせて線買収を完了いたしました。一方、平行して法的手続に関して土地利用の内容を煮詰める作業を行い、昭和59年10月8日には都市計画決定を行い、昭和61年4月には北部ブロックで起工式を迎え、現在に至っております。

市といたしましては、中央丘陵開発事業を契機に日も早く都市基盤を整備し、安全で快適な町づくりに向け用地の早期買収を目指し、できる限り地権者の理解と協力を求めるとともに、工事着工に当たっては開発地周辺の自治会、町会の協力体制、事業者の住宅・都市整備公団を初め関係機関に要望協議を繰り返す中、平成4年春の第一次入居、さらに、平成7年には泉北高速鉄道の延伸開通に漕ぎつけた次第であります。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 市長公室理事（稲田順三君） それでは、同じく調和と活力ある人間都市和泉の中の2点目、いわゆる土地利用構想と言いますか、5つのゾーンに分かれている問題につきまして、稲田より御報告申し上げたいと思います。

議員さんが御指摘のとおり、第二次総合計画の土地利用構想の中で広域幹線道路の配置や地域特性などに従い、本市を平地部から山地部まで5つのゾーニングによりまして、それぞれ地域特性を生かした土地利用の方向と整備方針をうたっております。議員さん御質問の趣旨は、このことが、総合計画の基本テーマに示されております調和とどう結び付くかということであろうかと存じます。

総合計画の理念、考え方といたしましては、広域幹線道路によって市域を5つに分割、ばらばらに土地利用あるいは整備を図っていかうというものでは決してございません。交通体系構想の中でもうたわれておりますように、広域幹線道路が横軸といたしますと、それに対する縦軸として和泉中央線の本市の都市軸、府道池上下宮線を副都市軸と位置付けて整備を促進し、いわばこれら2つの市内幹線道路を背骨といたしまして、平地と丘陵、山手の連携を持たせながら交通の重要性を向上させるとともに、現在、本市で取り組んでおります4つのプロジェクトを重点に据えながら、住み、働き、憩い、学ぶといったもろもろの都市機能を整備し、調和させ、都市としての活力を高めていかうとするものでございます。

続きまして、3点目の新庁舎の建設について、現在の進捗状況についてお答え申し上げます。新庁舎の建設計画といたしましては、平成7年を1つの目途といたしまして取り組んでおり

ます。現在の取り組み内容について具体的に申し上げますと、先月6月14日には庁舎問題検討小委員会を開催いたしまして、本年度の取り組みについての検討と基金条例案の内容について検討いたしました。小委員会では、本年度につきましては、基金条例の制定に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりまして、条例制定の文案作成に取りかかっており、条例案の内容について取りまとめを行ったところであります。この後、助役を委員長といたします庁舎問題検討委員会におきましてその内容を慎重に審議検討した後、議会に御提案を申し上げたいと考えているところでございます。

なお、この条例制定の時期につきましては、平成4年に開催されます定例市議会のできるだけ早い機会を目途に考えております。今後の予定につきましては、基金条例案を御提案させていただくと同時に、積み立てるべき財源につきまして鋭意検討を重ねてまいりたいと考えております。その他小委員会では、学識経験者などで組織いたします庁舎建設審議会の設置につきましても検討を開始しておりまして、基金条例を制定をいただいた後の議会におきまして審議会設置の条例案を御提案申し上げてまいりたい、このように現時点で研究に努めておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 2番目の2点目になります総合計画の中で本市の調和を考えると、現在の道路網は調和が取れているのか、という御質問につきまして、計画課中屋よりお答え申し上げます。

本市の都市計画道路網の計画策定に当たりましては、上位計画並びに関連計画を初め都市の将来見通しを基本といたしまして将来交通量を設定し、居住環境区域におけるネットワーク機能を初め都市機能の確保、都市環境保全、また、都市防災等の観点から都市計画の必要性を検討いたしますとともに、建設省の道路網間隔あるいは道路密度等の基準に準拠いたしまして、広域幹線道路、幹線道路、地区幹線道路等についての各道路の位置付け及び配置計画がなされ、現行の都市計画道路が決定されたものでございます。

しかしながら、現行の都市計画道路網の大半につきましては、計画決定後20数年が経過しておりますことから、その整合性に部分的な問題あるいは課題が生じる場合がございます。例えば計画決定後現在までの間において行われた光明台団地、また、和泉4団地を初め和泉中央丘陵等の事業化に関連をいたしまして、その都度必要な新規計画道路の追加及び計画幅員等の一定の見直しをするなど、必要な対応を行ってきているところでございます。今後とも、本市総合計画に整合いたしました町づくり計画につきまして必要な対応を行ってまいりたく考えておりますので、何とぞよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

- 28番(友田博文君) ただいま御答弁をいただきましたが、3点にわたっておりますので、1つずつやっていきたいと思ひます。

この前も榎尾山の自然公園に関しましてはどういう位置付けか、と市長に聞きましたら、名所旧跡だ、というお答えをいただきました。私は、特になぜ榎尾山の施福寺とか4番目の札所とかを言うか、和泉市においてこれぐらい名の知れたところはほかにはないんじゃないか。横山に国華園がありますが、あそこは秋が主体ですが、榎尾山は1年を通じて33番参りの人たちが訪れるところとして、本当に和泉市の玄関口ではないかとさえ思っているんです。

この榎尾山が国定公園であり、自然公園と位置付けされております。先ほど、便所とか展望台など具体的な施設が出ましたが、実質的に大変老朽化してきております。榎尾山とはこんなに老朽化しているところかと思われるぐらい、私どもがそこへ行ったら恥ずかしい思いがしているわけであります。和泉市の皆さんがそういう恥ずかしい思いをしていることを市長を初め行政の方でも大きく受とめていただきたい、このように考えております。

また、自然公園は都市公園としてどないもできないという話がありますが、自然公園法第15条には、地方行政も公園施策として何らか入ってもいけるということにもなっております。いろいろ都市公園と自然公園としての位置付けが難しいと思ひますが、何とか老朽化した整備改修を早急にお願ひしたい。和泉市の顔を顔として、私どもがよそから来た多くの人に対して大きく胸を張れるように整備改修をし、りっぱな観光資源として位置付けられるよう強く要望しておきます。

次に、榎尾山へ通じる府道でございますけれども、大変危険です。1年に何度となく川の方へ転覆したり、2年ほど前には燃えたりしました。いろいろな事故がありまして、本当に危険一杯の道ということです。大阪府としては、そんな交通量の少ないところに大きなカネを入れられないという答弁がありました。それでは、大阪府が入れられないのなら、和泉市は大阪府の言いなりになるのか。大阪府がそう言うたからといって、和泉市は指をくわえて、そうですか、ということになるのか、その辺の答弁をお願ひいたします。

- 都市整備部理事(中野義裕君) 榎尾山に通じる道路の件でございますが、これは府道でございますので、本市といたしましても地元から要望が出されましたならば、それらを受けまして府に対して要望を申し上げてまいりたい、かように存じますので、よろしくお願ひをいたします。
- 28番(友田博文君) 今、地元からの要望を受けて、という話でございますけれども、地元からの要望を和泉市へ上げれば、和泉市としてもそれに対して取り組んでいただき、府に対して強く要望していただけるということですか、再確認しておきます。

- 都市整備部理事（中野義裕君） そのとおりでございます。
- 28番（友田博文君） ありがとうございます。それでは、私は地元で取り組みをいたしますので、その折には十分に配慮していただくようお願いを申し上げます。

続きまして、和泉中央丘陵の関係ですが、59年から61年までの間に買収が終わったということですね。その中でも注目したいのは、56年から59年までの4年間にほとんど買収されたことが、私にとって大変意義深いと思います。たった4年間にあれだけの大きな面積を買収できたというところが、今の和泉市の力からして驚異的なものだと思っているんです。先ほども用地買収を早期に目指すとか、自治体の協力体制云々ということがございましたが、それをやろうという姿勢、皆さん方1人、1人が中央丘陵を建設しなければいけないんだという気持ちで頑張ったからできたんだと思いますが、その点でいかがですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 和泉市にとりまして中央部の開発が都市の発展の上で大切なことですので、その意味からも精力的に全市を挙げて取り組ませていただいたということでございます。
- 28番（友田博文君） 中央丘陵に関して全市を挙げて取り組んだことは、本当にええことだと思います。いろんな事業についてそのような姿勢で取り組んでいただければ、何もかもうまくいくんじゃないかと思います。

そこで、全市域を5ゾーンに分けて総合計画を練っていますが、（総合計画書を提示しながら）和泉市を縦にするならば、主要幹線道路で横に切っているわけですね。これで土地利用の総合計画を練ったわけではないと思いますが、私から見れば、そういう観点からやっているんじゃないかと思うわけでありまして。なぜ、そう思うかと言いますと、この絵で何が抜けているかということです。次のページに「都市機能配置図」というのがありますが、この中の縦に池上下宮線が描かれてます。しかし、こちらの土地利用では描かれてない。描かれてないはずですが、土地利用の関係でゾーンを設定しているからね。

私が言いたいのは、こういうゾーン設定に問題があるのではないかということです。現在、主要幹線道路がすべて進捗しているわけですね、外環状線ですら、空港開港時に全面開通を目指して全部動いているわけですね。この土地利用計画に沿って、この主要幹線道路は動いているということです。ところが、これで和泉市はええのかどうか。これで和泉市に調和と活力が生まれるかどうか。私は、これでは生まれないと思うんです。なぜか、縦に線が入ってないからですよ。池上下宮線と言えば昭和41年に計画決定され、大阪外環状線は43年に決定されているんです。先に決定されているにもかかわらず、ここに描かれなかった。この点について答弁をお願いします。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 先生が御存じのとおり、現在の総合計画は、昭和60年に10年の計画で和泉市の町づくりの基本として策定したものでございます。そこに描かれております土地利用構想につきましては幹線道路網で括り、めり張りのあると申しますか、やはり幹線道路で区切ってそれぞれの地域の特性に応じた町づくりを進めていこうという考え方でございます。

御指摘の池下線にしろ、中央線にしろ、都市軸として背骨の部分でございまして、中央線は特に大事であり、池下線も大事であります。しかしながら現在、池下線につきましては、若干、事業進捗がおくれておりますが、決してこれも放置している状態ではございません。今後とも池下線につきましては重要な都市軸であると認識いたしまして、積極的に道路整備に取り組んでまいりたい、このように考えている次第でございます。

○ 28番（友田博文君） 今の御答弁で積極的に取り組んでいただくということで本当にありがたいんですが、現在、24～25年が経過しているので、積極的に取り組んでいくという御答弁の中では、あと何年でできるかという話をお聞きしてもなかなか難しいと思うんです。しかし、和泉市を調和の取れた町にするためにはどうしても必要じゃないか。このように5つの各ゾーンでいろいろ調和が取れるかもわかりませんが、やはり和泉市全体の大きな調和が取れなくてはいけない。上だけが活力と経済性に富んでも、下の方が経済性に富まなかったら不公平です。

私は、この調和と活力という言葉が大変好きなんです。そして、人間都市和泉を目指してトリヴェール和泉とかコスモポリス、駅前再開発など大きなプロジェクトが進んでおりますが、プロジェクトとしては大変いいんですが、将来の和泉市を考えると、確かに大事だろうとは思いますが、それだけで調和と活力ある人間都市和泉がつけられると思いますか、どうですか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 第一次総合計画は人間性回復の町、今回は、調和と活力ある人間都市和泉を標榜しながら第二次総合計画を策定したわけでございます。市長もかねがね申し上げておりますように、住み、働き、学び、憩うという4つを基本目標にしながら進めておるわけでございます。それぞれ進行中のプロジェクトあるいは構想中のものもございまして、第二次総合計画に盛られた理念に基づきまして、何とか平成7年までにめどをつけたい、あるいは着手したいという上に立って進めておるわけであります。それらが着手あるいは実現していきますと、調和の取れた活力のある和泉市ができるのではなからうかということでございます。

その1つでありますコスモポリスにつきましては、和泉市がおくれております産業基盤を整備し、それに伴って都市基盤の整備も図っていく。さらに、トリヴェール和泉につきましては、

大きな町が泉北ニュータウンの隣にできるわけでありまして。もう1つは、憩う場所としてリゾートの場所を何とかつくっていききたい。空港開港時には16万回、3,100万人の人が離発着され、和泉市の近くにそれだけ大きな人口を抱えるわけでありまして。何とかそれらを生かしたリゾート構想を進めていききたい。もう1つの学研ゾーンには、何とか高等教育期間を誘致して総合的な調和と活力ある町をつくっていききたいという計画でございます。

それを実現するためにはいろんな問題点がございまして。幹線道路網の整備、都市軸になる幹線の整備が緊急の課題であるということは十分に認識しております。これらが完成することによりまして、山手と下脇のバランスの取れた和泉市ができるのではなからうか、そういう方向性を持って進めておることを十分御理解賜りたいと存じます。

○ 28番(友田博文君) 少し話が飛びますが、現在の道路網、池上下宮線については、25年経過した今もほとんど手が付けられていない状況でございます。現在の道路網、例えば外環状線、泉州山手線、26号線、13号線など市道も合わせまして、これで調和が取れ、これで活力ある和泉市が生まれるとお考えなのでしょうか。

○ 市長(池田忠雄君) 友田議員さんの調和と活力の問題と道路網との関連の御質問でございますが、各原課からそれぞれ御答弁させていただいた上に立っての御質問かと思っておりますので、私からお答えさせていただきたいと存じます。

どうバランスを取っていくのかが、調和のある町づくりの基本的な考え方でございまして。そのために中央丘陵開発に公団を導入してきたのも事実であります。市街地と山間部、丘陵部の調和を図る町づくりをしていきたい。一番おくれております都市基盤の整備であるわけでありまして。そうした意味合いでは、光明池で止まっております泉北鉄道を1駅延伸をするのも私の強い願いでございました。それから、道路網をどう整備していくかということの中で、やはり弥生町で止まっております中央線を上まで引き上げてくるのが、道路網整備の1つの大きな私の気持ちでございました。そうしたもろもろのものを盛り込みまして公団と折衝し、中央丘陵開発に公団が進出してきた経過がございまして。そうした意味合いで眠っている丘陵部をどのように開発発展させていくことができるかということの中で、いわゆる丘陵部、山間部と下脇の調和を大きな国機関の力を通じて図っていただきたい、このことが中央丘陵開発への公団の進出に対する市の態度であったわけでございます。

現在、丘陵部の開発がどんどん進む中、道路網の整備がおくれているのは事実でございますが、縦軸、横軸織り混ぜて調和を取っていききたいというのが市の考え方でございまして。その中で横軸としての岸南線あるいは泉州山手線あるいは山手における外環状線に対する府へのお願いと促進、こうした事柄を通じましていろいろと道路網の整備が進んでいるわけでございます。

また、中央線におきましても、一番のネックがカンダンでございまして、これと丘陵部をどうつないでいくか、このことに全力を挙げているわけでありまして。また、一番おくれております池上下宮線という路線があるわけでありまして。これもJR線の前後を通じて買収に入っております。将来、それを池上下宮線として山手に引っ張ってまいりたい、このように構想を練って府にお願いをしているのが事実でございます。

ただ、こうした5つのゾーン設定、それらをつなぐ道路網の整備がおくれておりますのは事実でございますが、何とか山間部と下脇との調和を取るために計画を練り、全力を挙げて取り組んでいる最中でございます。御指摘の趣旨は、横山校区を中心とするゾーンの中における発展が、現状の中では取り残されているのではないかと、こういうことを踏まえての御質問ではなかろうかと拝察をしているわけでございます。それなりに私は、外環状線の貫通を通じまして、これから和歌山とのつながりも当然出てくるわけでございます。トンネル化の話も府に促進方をお願いをしているのも事実でございます。外環状線の完成と国道昇格に伴いますバイパス線としてトンネル化による和泉かつらぎ線の促進方も府に対して要望してまいりたい。今後の課題として、先ほど来の槇尾山の整備のお話もございましたが、それも観光開発行政と合わせ、また、道路網の将来の整備と合わせまして取り組んでまいりたい。長期的ではございますが、何とか市内全域の調和の取れた町づくりを目指したい、こういう考え方を持っておりますので、趣旨に御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 28番(友田博文君) 市長から答弁をいただくとは思ってなかったんですが、今、横山地区が取り残されている現状も踏まえて、と言ってもらってます。それもあるのですが、私が特に言いたいのは、この絵とタイトルを見て考えたんですわ。これで調和が取れていると言えるのかな、もっとほかに考えられることがたくさんあるのと違うのかな、とね。道路網そのもので言うたら、先ほど大谷議員さんからもいろいろ出てましたが、本当に渋滞続きなんですよ。われわれがこちらへ来るとき、和田の交差点、パチンコ屋のあるところ、それから、泉州山手線の交差点、大谷議員さんの言われた病院の前、JRの踏み切り、この辺の混雑が大変なんです。

前にもサティーが開店前か開店した後か忘れましたが、これでええのか、ということで質問をさせていただきました。それから、和泉中央線と粉河線が交差しているところについても以前に質問をさせていただきましたが、どうしても渋滞が解消されない。現在、病院前のところから山直線に沿って道路が開通する旨のことを言われてますが、それができてくればどうなるんですか。そんなことを考えると、トリヴェール和泉の成功について御答弁をいただきましたが、そのように頑張っていたらやれるんです。ところが池上下宮線が41年に計画決定をしながら、43年に計画決定をしている外環状線よりもおくれております。この線だけ見ても

おけているわけです。なぜ、そのとき池上下宮線がこの中へ入らなかったのか。これを先行させていたらどうなっていたか。この渋滞が大きく解消され、和泉市の調和と活力がもう少し図れたんじゃないか。それこそ市長の抜群の功績となって表れていたと思うわけです。

これは今さら言うても何ですが、今の渋滞を解消させていくためには、この道路を早くしなかったらどうにもならない。幾ら府中の市街地を整備するにしても、このままやったら渋滞がどんどんひどくなるばかりです。和泉市にそれだけのカネがあればいいが、結局、補助金を仰がなければならぬとなれば、この道路を1日も早く開通させることによって市の活力が生まれるんじゃないか。活力を生むのが交通体系のネットワーク化です。この総合計画は素晴らしい計画だとは思いますが、再度、見直していただきたい。何が足りないか。はっきり言いまして縦の線が足りないと言いたい。和泉市の活力を生むためには縦の線の整備充実がどうしても必要です。

もう1点、強調したいのは、今の和泉中央線では狭すぎます。この道路がどうにもならないのなら、もう一度池上下宮線を練り直してください。やはり外環状線や泉州山手線、26号線と同じような大きな道路を和泉市の真ん中に通そうじゃないですか。そういうことを賢明な職員の皆様方の手でできるだけ早い機会にそれを練っていただき、次の基本構想に入れていただきたい。この点を特に要望しておきます。

それから、和歌山へ抜けるバイパス道路とか空港関連アクセスとか言われている道路が、大阪府が今、調査段階である、ここへ道路を付けるんだということを発表しましたが、この道路ができれば、和歌山と和泉市をつなぐ府県間の主要幹線道路になってくると思うんです。経済の発展とか地域環境とか地域の活性化にもつながってくると思います。この点について、また、総合計画に戻りますが、この和泉市の中で地域幹線道路、空港アクセス道路が大きく前向きに出てきていますが、この総合計画をつくったのが昭和59年、7年前になりますが、現状は、ものすごいスピードで進んでおります。同時に環境問題が即発生し、地域産業の活性化にもつながってきます。そういった面でこれからの計画案づくりのためには、地域の計画を早急に練っていかねばならないと思うんです。道路ができてから練ったのでは、どういうものが入ってきてどないなるかわかりませんので、行政が先に情報を入手し、行政の手でこの辺の将来展望はどうあるべきかということを考えていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） お答え申し上げます。

先生が御指摘のとおり、そういうバイパスができてまいりますと、いわゆる開発ポテンシャルが高まるのは事実でございます。現在、土地利用構想も含めましていろいろ研究をしている

わけでありませんが、御指摘の点については、われわれも十分に理解するところでございます。ただ、先ほども申し上げましたように、第三次総合計画は平成7年度に策定しなければならないということがございます。そういう開発ポテンシャルの高まりの中では早急に手を付けて研究検討せよ、という御指摘でございますが、私どもといたしましても、そうした御指摘を胸に置きまして調査研究を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく御了解賜りたいと存じます。



- 28番（友田博文君） 次の第三次総合計画があるとはいうものの、こういうものは早急に手を付けるべき問題です。手を付けないとおくれしてしまう。調和と活力ある和泉市を目指した当時とは、既に現状は大きく変化してきております。その時代、その時期に合わせて計画案を練り直していかなければなりません。主要幹線道路がまたできてくる中では、もう一度これからの和泉市はどうあるべきかということについて、先ほどの縦軸の主要道路網の整備、地域の活性化も含めまして早急に検討していただくよう強く要望として申し上げておきますので、ひとつよろしく願いいたします。

続きまして、庁舎問題でございますが、再度、確認をいたしますが、庁舎は建てるということですか。

- 市長公室理事（稲田順三君） 先ほども御答弁を申し上げましたように、平成7年度を1つの目途といたしまして、鋭意積極的に取り組んでまいりたいということを申し上げております。
- 28番（友田博文君） 私もお話いたしましたように、庁舎が非常に手狭である。分室があちこちに散らばっております、市民サービスが大変低下しております。いろんな機能も渋滞することだろうと思います。それを1つにすれば市民サービス上では向上され、いろいろな機能も充実することだろうと思います。

その中で市長にお伺いをしたいんですが、和泉市の財政は非常に脆弱であるということは、私が議員になって3年目になりますが、毎年の市政方針演説で申されておりますが、この庁舎を建てるには補助金の対象にならない。すべて市の持ち出しでやらねばならない中では、他にも市民サービスの向上のためにやらなければならないことがたくさんあるかと思っております。その中でも取り分け庁舎を建てていくということですが、その辺における庁舎建設の価値というものをお伺いをしたい。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘のように、財政が非常に厳しい中で庁舎を建てていかなければならないという相矛盾するものがあるかと存じます。そのような矛盾を克服して前へ向いて行くのが行政の責務だ、このように基本的に割り切っておるわけでございます。ただ、

精神論だけでいけないわけでございます。63年の平成元年度の直前でございますが、昭和70年度を目途に庁舎を何とか建てたい、ということを経験で申し上げました経過がございます。御案内のとおり、現状は分室、分室でしのがなければならぬような庁舎の狭隘性を見るにつけ、市民の皆さんに御迷惑をかける、あるいは職員の勤労意欲が心配だ、こうしたいろんな諸点を考え合わせまして、市民サービスの向上のためには、やはり庁舎を建て替えて行政機能を一元化し、市民皆さんに御利用いただくことが最大のテーマではなかろうかと考えたわけでございます。

私は就任以来、いろいろな御意見がございましたけれども、市民のための施設というものを優先してまいりましたが、事ここに至ってはそうばかりも言っておられない。御不便をおかけして市民サービスに欠けてくるようではいけない。こういう非常にしんどい中ではございますが、分室、分室を御理解いただくときに合わせまして、将来の設計として、当時、昭和70年度を目途といたしたわけでございます。至難なことではございます。御指摘のように補助金がございます。自前の資金と起債と名の付く借金でしか対応できないわけでございます。

最大の公共投資だとは思いますが、前にもいろいろ御論議をいただきましたように、道路整備その他大きな問題もございまして、余り大量に庁舎建設に基金を回すことはできません。脆弱な財政の中、どないして庁舎を建てていくんだ、と以前にも御指摘がございました。そのとき、胸中深く秘めているものがございまして、と御答弁を申し上げ、それやったら、それ以上聞かれへんわ、ということで今日に至っております。

そのような脆弱な財政の中、何十億円という資金を生みだしていくためには、率直な話、単年度の財政の中では無理でございます。その中でどうして自主的な財源を生みだしていくかが大きなポイントでございます。その意味では、まだ公表すべき時期ではございませんが、先ほど稲田理事から御説明いたしました、何とか平成4年度には庁舎建設基金条例を議会皆様方に提案をさせていただきたい、このように存じております。それから、審議会も設置しなければなりませんし、議会に対しても特別委員会の設置もお願いしなければならない。1つの目標である平成7年度に向かって段階的な進捗でございますので、しんどいことではございますが、進んでまいりたいと考えております。

その前段である財源措置というものは、来年の基金条例設置に向けては、一定の財源的な見通しも議会皆様方に御提示をさせていただかなければならない、このように考えておるわけでございます。何とか市民サービスに欠ける現状の中では、一般行政を停滞させることなく、市民のための庁舎だけは必ず建てさせていただきたい、こういう意欲を持って段階的に議会皆様方にお示しさせていただき、御理解を相賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願いを申

し上げます。

○ 28番(友田博文君) 市長、私は財政が脆弱だと言ってます。また、調和と活力の問題についても議論させていただきました。先ほどの質問の中でも、庁舎を建てるのがどんな価値があるのか。それだけのカネがあるならば、和泉中央線に投じた方が価値が大きいのと違うかと考えるんです。この庁舎建設というものにどれだけの価値を見出しているのか。われわれは、庁舎建設についていろいろ聞かれますが、どんな価値があるのかということについて、それは市民サービスの向上のために価値があるんだ、となれば仕方がないのですが、脆弱な財政の中で大きなおカネを使っての庁舎建設というものの価値について、もう一度お願いいたします。

○ 市長(池田忠雄君) 友田議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと存じますが、冒頭の御質問の趣旨は、今の狭隘な庁舎あるいは分室の中で市民サービスに欠けるから新庁舎を1日も早く建てなさい、というように理解させていただき、先ほどの御答弁をさせていただいたわけでございます。その点、ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

もちろん、価値観はさまざまあろうかと存じますが、少なくとも、市民のための行政と言いますものは、私も就任以来、庁舎のことはいろいろあっても何とか後回しにし、市民サービスのための施設をつくっていかうということで今日までまいってきたのも事実でございます。しかし、議員さんのみならず、多くの市民の皆さんを初め「庁舎というものは何も職員だけのものじゃない。これは市民皆が利用するものではないか。その意味合いからすれば、庁舎は市民サービスの頂点ではないか。庁舎がこれだけ老朽化し、狭隘になってくると市民サービスに欠けてきますよ」という各方面からの御指摘もあって、何とか市民皆さんに御利用いただけるような市民サービスの向上のためという1点に絞り、何とか新庁舎を建設させていただかなければならない、このように考えて御提案申し上げ、今日まで御答弁申し上げ、意欲的にその線で進んでまいったわけでございます。

また、他の市民サービスを停滞させるわけにはいきませんので、いろんな点で頑張ってもらいたい。例えば池上下宮線につきましても府道でございますので、大阪府に強力をお願いをさせていただいてきておりますのが実情でございます。市の財源を使うことなく、大阪府に対しまして、岸南線と合わせて以前から要望を強化してまいっております。現在、JR信太山駅付近の用地買収に入っておるのが実情でございます。そして、下から上へ伸ばしていく。この施策についても、もちろん大事な幹線道路でございますので、大阪府に対して要望を強化してまいりたい、このように存じております。その他の施策についても、庁舎の建設があるがために市民に迷惑をかけることはできません。それぞれ強力に進めさせていただきたい、このように理解をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 28番（友田博文君） 庁舎は市のシンボルであります。市民サービスの向上のために建てる価値があるんだ、ということがはっきりしておればいいんです。その辺について、われわれが聞かれる中であいまいなことではぐあいが悪いんです。その点、現状でそういうお答えを願えたということは、われわれもこれから大きな声で、こういう形で庁舎を建てなくてはならない、と言えるんじゃないかと思いますが、それでよろしいでしょうか。
- 市長（池田忠雄君） 結構です。
- 28番（友田博文君） 最後になりますが、現在、基金条例をつくっていくんだ、ということですが、そういう話の前に、また、調和という問題に戻りますが、庁舎も調和が整っていないかならない。調和と言っても 機動性、地域性とか安全性とかいろいろの問題がありますが、どこへ建てていこうというお考えですか。今、和泉市に1,300人も1,700人も従業員を抱えた企業はありません。その意味では、企業で言えば、和泉市は大大企業であるという格好になってくると思います。そのような大きな和泉市の新庁舎の場所については、大きなシンボルとしての配慮を持って建てていかなければならない。場所についても、特に調和が取れたところでなければいけないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 市長公室理事（稲田順三君） 先生の御意見をいただきましたが、御存じのとおり、63年に新庁舎建設を公表いたしましたときには、庁舎の位置につきましては、原則として現在の場所を考えると申し上げてまいりました。今後、審議会なり議会の特別委員会の設置を願うわけがありますが、その中でいろいろ御議論もいただくわけでございますので、その点、今後の課題ということで御了解を賜りたいと存じます。
- 28番（友田博文君） 再度、お聞きをいたしますが、同じ問題で市長、場所の調和という面からいかがでしょうか。
- 市長（池田忠雄君） 難しい、お答えしにくい問題でございます。先ほど、稲田理事から御答弁をいたしましたように、庁舎の建て替えを想定しております現状の中では、現状この場所で、というのが原則的な考え方でございます。ただ、友田議員さんがおっしゃる調和あるいは市の地形あるいは高層化についてもいろいろ制約もあります。そのような諸点を考え合わせますとき、原則はここでということで、将来、審議会あるいは特別委員会の設置の中で高度に御判断をいただく場合があるのではないかと、このように考えております。現時点では原則ここでということで御理解いただきたい。将来にわたっていろんな御議論も相賜り、よりよい庁舎を市民のためにつくっていきたいという考え方でおりますので、よろしく、よろしく御理解を相賜りますようお願いしたいと思います。
- 28番（友田博文君） 原則はここで、というお答えでございますが、原則は、原則でござい

ます。われわれがこの庁舎へ来るとき、また、帰るとき、あるいはまた、こちらにいてもいろんな市民さんから要望があるときなど、どちらのどの方にしても、やはり庁舎というものはシンボルであり、重要な位置付けがされているところであろうと思います。そういうことでございますので、市民にとっては大変関心が大きいと思います。各市においても同じ場所に建てたり、場所を変えたりしているという面があります。この庁舎にしても間借りをしたり、交通の上でもたくさんの問題を抱えております。

私は、言うなれば、この和泉市の庁舎が現状の場所にあって府中近辺が発展するかどうかについて懸念しております。庁舎を他の場所に持って行けば、後はどうなるか。そういう観点からも和泉市の庁舎がどこにあるべきか。この府中一体をどのように整備していくべきかということも考える必要があると思います。また、われわれのように遠いところから来ている者は、もう少し近くがええな、もう少し便利がよくなればな、ということも考えます。そういった問題等について、本市の庁舎建設におきましても、調和の取れるいい場所が設定されれば大変ありがたいと思っておりますので、特にその点を考慮いただきまして、今後、検討していただくようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 一般質問の途中ではございますが、ここで、午後3時30分まで暫時、休憩をいたします。

（午後3時00分休憩）

○

（午後3時35分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、19番・木村静雄君。

（19番・木村静雄君登壇）

- 19番（木村静雄君） 19番・木村静雄でございます。通告に従いまして要旨の説明を行います。

1番目といたしまして、農免道路納花町から大野口に通じている道路についてお伺いをしたいと思います。

本市の市道網の整備は、市発展の基盤として最も重要な基本的な施策であり、今日、本格的な車社会の到来と関西国際空港の関連交通アクセス道路の建設、取り分け本市にとっては、和泉中央丘陵整備事業が進められ、また、コスモポリス、ラーバンライフ、府中駅前再開発等が推進されていく中、道路網の整備が質的、量的にも不十分であり、よって、その整備が急がれているところであります。

そこで、(1) 松尾山農免道路を市道認定の計画があるやに聞いておりますが、当計画の推進状況と現時点における市の考え方、合わせて計画が実施されたときの他道路との系統についてをお伺いをいたします。

(2) といたしまして、農免道路の本来の目的と現状について、道路の使用状況と合わせて幅員、距離等の道路形態は、市道に足るところの要件を満たされているのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

2 番目といたしまして、本市における産業廃棄物埋め立て処分場の実態についてお伺いをしたいと思います。

近年、社会問題のトップともなっておるごみ問題、モノの豊かさと高生産の企業活動によるごみの増大発生、行政政策の対応のおくれにより民間主導による対応となっている現状であります。府下で南部大阪、和泉を中心とした周辺地域が産業廃棄物処分の最適地として、それらの業界では、さまざまな計画がされているのではないかと思います。

そこで、本市で行われている産業廃棄物処分場の実態をお尋ねいたします。まず、場所、規模、品目、期間等々をお願いしたいと思います。

(1) として、松尾山農免道路脇で大高産業株式会社が産業廃棄物埋め立て処分を行っているが、その実態と周辺に対する影響についてお伺いをしたいと思います。

(2) として、松尾山農免道路に面した市所有地における泉北環境施設組合が主体とする焼却灰の埋め立て処分計画について、今日までの経過と計画の内容についてお伺いをしたいと思います。

3 番目に、市全域における開発行為の実態について、と表題がございますが、余りにも表題が広うございますので、本日ここでは、大規模に開発されているトリヴェール和泉、コスモポリス、ゴルフ場の開発についてお聞きをいたします。本来的には、開発と緑の保全、自然保護は相反する背中合わせのものであります。私は、開発そのものを否定するものではありません。そこで、開発は自然破壊に通じるものであり、開発を進める中でいかに自然保護、緑の保全を図りながら調和をどう求めていくかにあると思います。

そこで、次の点をお尋ねいたします。

(1) 当該地区の動物、植物に対する影響とその生息実態調査をされているのか。また、調査状況はどうか。その結果は、どういう形で保全、保護に反映させようとしておられるのか。

(2) 自然破壊行為に対する市の取り組みについて、自然破壊行為の中で動植物のみならず、景観や災害等を含めた観点から開発行為に関するお考えをお聞かせ願いたい。

大きな4番目といたしまして、トリヴェール和泉東部地区への大学誘致計画についてであります。

(1) トリヴェール和泉の開発は、産学住の併合した新しい町づくりを基調として進められております。東部学研ゾーンには大学誘致の計画があるやにお伺いをしておりますが、その経過と現状、合わせて本市としての対応をお伺いをしたいと思います。

(2) 学研ゾーンの将来像についてでございますが、学研地区周辺は良好な住居専用地域であり、子供服団地は準工業地域であり、最近は企業活動も商業活動も活発化している状況にあります。まさに産学住の地域と思われるところであります。市当局の大学誘致に合わせ周辺地域町づくりについてどのようなお考えがあるのか、その点についてお伺いを願います。

5番目に、弥生文化博物館の開設に伴う現状については、平成3年2月2日、日本で最初の博物館ということで市民、住民の心からなる歓迎と期待の中で開館されたのでございます。そこで、平成元年の第1回市議会におきまして質問もいたし、また、要望もしてきたところでありますが、関連をいたしまして質問をいたします。

まず、開館後今日までの来館者入場者数はどのような状況になっているのか、これが第1点。

2つ目に、周辺地域の環境整備はどのように進められているのか。

3つ目には、来館者の交通手段はどのような方法で来られているのか。

4つ目に、道路問題については、道路整備はどのように推し進められようとしているのか。これは池上地区を中心とした道路問題であります。府道という中でも、道路そのものの幅員が狭いわけでございますが、いろんな知恵を持ちまして何らかの方法があるのではなからうか。例えば電柱の移設とか、道路脇の溝の整備等の方法があろうかと思っておりますが、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

5番目に、迂回道について言われたおりました養護学校前というか横の水路の暗渠化についてであります。

6番目には、博物館への案内板と言いましょか、案内看板と言いましょか、この設置をするという話を聞いておりましたが、その点についてはどうなっておるのか。

7番目に、博物館前の駐車場につきましては、来館者数との関連もあります。見かけたところによりますと、大型バス等が入ってくるという状況の中では、開館当時の設備ではやや小さいのではないかとということで、将来については、駐車場の拡張を要望していたところでございます。

以上についてお伺いをいたします。

なお、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者、答弁を願います。

○ 産業部次長（松林 保君） 農免道路につきまして、農林課松林から御説明を申し上げます。

農免道路の基本は、経済の発展に伴い農業及び農村の近代化が進むにつれ、農業機械の導入による生産性の向上、農産物の流通圏の拡大、輸送量の増大などに資することを趣旨とする農産物活動の促進と農村生活の改善を基本として整備された道路であると存じます。したがって、農業振興を図る地域である点、また、地域の開発の加速を制御する上で松尾山農免道路の維持管理要綱に基づき管理を行っておるところでございます。

また、本農道は、全長3,780m、幅員6mで完成したうち、納花側より延長911mについては市道納花谷山線として拡幅したものであるため市道として管理し、市道終点より農道終点外環状までの延長2,869mについては農道として管理しております。

また、使用状況の交通量につきましては、申しわけございませんが、現在まで調査していませんので、よろしく願いをいたします。

また、市道昇格になるとは存じますが、本農道は御存じのとおり、単なる耕作用道路的な農道の性格でなく、幹線道路からと幹線道路を結ぶ道路としての性格を持っている点、また、先ほど申し上げました一部市道と重複する路線で道路管理上での協議等もあり、将来的には、幹線道路として考え拡幅改良の上市道として供用すべきですが、周辺道路の状況、沿線農地の利用計画、関係機関との調整等の諸問題があり、時期を見極める必要があるのではないかと存じておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 2番目の本市における産業廃棄物埋め立て処理場の実態について、岸田よりお答えさせていただきます。

現在、市内における最終処分場は、大高産業が松尾寺町地内で埋め立てをしております1カ所のみでございます。当該処分場の面積は2万6,164㎡で、大阪府知事より平成元年7月1日から平成4年6月30日までの3カ年の埋め立て許可を受けており、処理品目は、安定5品目と言われる建設廃材、鉄くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラス及び陶磁器くず並びにゴムくずとなっております。また、これら埋め立て品目のチェックにつきましては、当課及び大阪府において月数回、立ち入り調査をしておるのが実情でございます。現在まで廃棄物処理上の違反は認められません。

次に、市所有地における泉北環境の焼却灰の埋め立て計画についてでございますが、泉北環境から排出されます焼却灰の処分につきましては、開発の処分場で処分されております。泉大津沖フェニックスの供用開始後は、泉大津沖処分場で処分することとなっております。しかし、

泉大津沖処分場については、6年間、6万8,000トンを限度とした処分となっておりますので、松尾寺埋め立て処分場が供用開始の時点まで、両処分場を併用する予定でございます。

また、松尾寺処分場の建設工事の概要でございますが、平成3年度において整地工事、雨水調整池工事を施行し、平成4年度において擁壁工事、シート張り等の工事を完了、平成5年度中には供用開始の運びと聞いております。

なお、完成後の処分場については、総面積4万8,471㎡、埋め立て量は41万6,554で、うち廃棄物埋め立て量は33万9,273。サンドイッチ段階式埋め立て方式で、埋め立て処分完了は平成23年を予定しております。

また、処分場建設に伴う事前の環境影響評価につきましては、泉北環境が平成2年において既に実施済みで、その結果については、昨年12月に環境影響評価報告書を出しております。その内容ですが、自然環境、社会環境、生活環境面のいずれにおいても環境保全目標を達成しているとのことでございます。

最後に、処分地の件でございますが、現在、当用地は和泉市所有となっておりますが、最終的に泉北環境に売却する予定といたしております。

以上、簡単ではございますが、答弁に代えさせていただきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） 産業廃棄物処分にかかわります水質問題につきまして、交通公害課大塚よりお答え申し上げます。

処分場から排出される水質のチェックにつきましては、業者と公害防止のため協定書を締結してございます。市では3カ月に1回、定期的に排水口、下流の水路及び河川の2カ所、合計4カ所の水質検査を実施しております。また、大阪府でも毎月、定期的に立ち入り調査を実施してございます。

調査結果でございますが、有害物質項目で全項目とも検出されてございません。また、一般項目につきましても、産業廃棄物処理及び清掃に関する法律に定められている基準値以下の数値でございまして、周辺に対する影響はございません。今後とも、水質のチェックにつきまして監視してまいりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 3点目の市全体における開発行為の中で、トリヴェール和泉の開発に関連いたします（1）、（2）を合わせまして、都市整備課田中よりお答えさせていただきます。

トリヴェール和泉は、新住宅市街地開発事業の都市計画決定昭和59年10月8日都市計画決定

告示に当たり、建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について、昭和53年7月1日建設省事務次官通知及び建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置について、昭和53年10月31日、建設省都市局長通知により環境影響評価を実施しております。

その状況調査報告によりますと、事業区域内は、植物について一般的に自然度は低く、貴重種も存在しない。また、動物についても周辺部からの移入も途絶傾向にあり、減少しております。事業区域内に自然公園法及び自然環境保全等の法令により指定された区域はなく、特に良好な景観構成要素を持った地域も含まれてございませんが、当事業の施行に当たっては、地域の自然環境と調和した住宅地の形成を図るため、現況類の保全に極力努めるとともに、自然的植生の回復や野鳥誘因木の植栽などに類した積極的な緑化計画を行い、自然的環境を備えた環境良好な住宅地となるよう努めます。

以上、簡単ですが、御答弁に代えさせていただきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 市長公室次長（山下喬三君） 同じく3番目の市全域における開発行為の実態についての中でコスモポリス関係につきまして、コスモ推進課山下がお答え申し上げます。

コスモポリス計画に伴います動植物の調査につきましては、昭和60年4月に国が定めた環境影響評価実施要綱に基づきまして、昭和63年度より約1年半にわたりまして、株式会社いずみコスモポリスにおきまして影響評価に関する調査を実施しております。各調査項目といたしましては、①生活環境に関する事項②自然環境に関する事項③歴史的、文化的環境に関する事項について調査を実施しております。

主な調査内容でございますが、動物関係では哺乳類で10種類、鳥類で20種類、両生類と爬虫類で11種類、昆虫類につきましては194種類が生息していることが確認されております。また、植物につきましては、スギ、ヒノキからシダ類、ゼンマイ類まで加えまして約440種類の植物が確認されております。いずれにしても、計画区域内に関しては、農業生産に係る人為性が強いこともあって農耕地に随伴する植物が主体であり、植物相としては比較的貧弱であります。

調査結果によりますと、計画区域内では文化財保護法に係る天然記念物に指定されるような動植物、これに準ずる主要な動植物は発見されておられません。

次に、開発に伴う動植物に与える影響でございますが、動物につきましては、鳥類、哺乳類などの陸生動物は、計画区域内の市街化によりまして単純化、要するに野うさぎ、たぬきなどは減少するものの、人為的環境の生息に適した種、イタチ、モグラ、ネズミなどが侵入し、現況が比較的变化すると予想されております。

また、特記すべき種につきましては、計画区域内で餌の採取や休息などに利用しているタカ

類などは行動圏の一部を失うなど、若干の影響が生じると予想されております。また、トンボなどは、計画区域内の植林によりまして回復する可能性が考えられます。

以上の調査結果につきましては、おおむね環境目標を満足させられるものであると報告されております。

次に、コスモポリス計画の推進に伴いまして、環境保全に関する市の取り組み方針でございますが、今後、和泉市といたしましては、造成工事の実施に先立って行われる当調査の環境影響評価に関する手続の中で、コスモポリス計画が地域の環境保全を図れるよう、また、悪影響が生じないよう、できる限りきめ細かな環境保全対策を講じてまいりたいと考えております。

それから、景観につきましては、コスモポリス計画区域周辺には公共緑地、外周緑地等約30%の緑地帯を設け、緑に囲まれた快適な工業団地の形成を目指しております。

次に、災害対策でございますが、松尾川の河川改修も予定されております。改修が完了するまで計画区域内に6万トンの調整池を設け、災害防止に万全を期してまいりたいと考えております。また、事業者である株式会社いずみコスモポリスに対して十分指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 企画課参事（油谷 巧君） 若樫ゴルフ場の開発計画区域の動植物に対する影響と自然破壊に対する市の取り組みにつきまして、企画課油谷より御説明申し上げたいと思います。

まず、1点目の本計画区域の動植物に対する影響につきまして、大阪府の緑の環境整備室並びに本市の指導によりまして、文献調査及び現地調査を昭和62年から昭和63年にかけて行ったところでございます。

調査内容でございますが、植物につきましては、環境庁が昭和48年から50年、昭和53年から54年にかけてそれぞれ実施している緑の国勢調査という調査がございますが、その中に選定されている貴重植物に該当するものはございませんでした。

動物につきましては、哺乳類、鳥類、両生爬虫類、水生動物を対象に調査を行ったところでございます。まず、哺乳類につきましては、キュウシュウノウサギがかなりおりますことと、ホンダヌキなどが少しいるようでございますが、環境庁の緑の国勢調査に選定されている主要な野生生物としての哺乳類は確認されませんでした。

次に、鳥類につきましては、大阪府の「ゴルフ場開発に関する取り扱い方針の運用について」に定められている貴重動物に該当するものとして、チョウゲンボウというタカの一羽が計画区域の上空を通過しているところを確認しておりますが、そのほかには、特に貴重な鳥類の生息は該当しないと思われまます。

カエル、トカゲなどの両生爬虫類につきましては、緑の国勢調査に選定されているタコガエルを造成予定地の一部に確認したほかは、特に貴重なものの確認はされてございません。この対応につきましては、造成による濁水対策をしっかりと行うことで対応可能と考えております。

昆虫類につきましては、1981年に環境庁が実施し取りまとめられました「大阪府動植物分布図」という文献では、重要な昆虫類としてムカシヤンマの生息の確認が記されておりますが、62年から63年にかけて行った現地調査では確認されませんでした。

また、コイ、ハゼといった淡水魚類あるいは河川、溜池などに生息する底生生物につきましても、特に貴重な種は確認されてございません。

以上が、動植物の調査結果概要でございますが、この調査に当たりましては、大阪府の外郭団体である財団法人大阪府緑化・環境協会に取りまとめを依頼したものでございます。いずれにいたしましても、開発に当たりましては、森林部分を計画区域全体の70%程度確保させるなど、動植物の生息に及ぼす影響を最小限にとどめるよう指導してまいり所存でございます。

次に、2点目の事業計画区域の外からの景観につきましては、大阪府基準65%を上回る全体で70%程度の森林の確保を行わせる計画でございますので、ゴルフコースの外周に自然林を十分確保できることから、場外からは、ゴルフ場として目立たないものと思われれます。

また、防災対策面でございますが、事業区域内に9カ所の調整池の設置と、若樫川、長谷川の2河川についても一定の改修を行い、万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 都市整備部次長（田中武郎君） 4点目のトリヴェール和泉東部地区への大学誘致計画について、都市整備課田中より御答弁申し上げます。

まず、1点目の進捗状況でございますが、トリヴェール和泉の学研地区への大学誘致につきましては、昭和62年、医療法人守田会おりの病院が母体となり、今後、到来する高齢化社会に対応するための介護福祉士、社会福祉士の人材育成を図るため、（仮称）和泉医療福祉短期大学の新設計画を立て住宅・都市整備公団より用地を取得。その後、短期大学の設置認可に向け文部省等関係機関に積極的に折衝を重ねられてまいりましたが、文部省の大学、短期大学の新設認可の設置基準が非常に厳しく、今後、学生数の減少に伴い新設校については抑制する方針が示されている中、文部省は本短期大学のカリキュラムについては、今後、社会的に大いに必要な内容であり前向きに検討をするが、未だ解決すべき条件もあるので、これらの条件を充足するには相当な期間を要することから、公団より譲渡を受けた用地については、新住法に定められております期間内に文部省の認可、校舎建設、開校が困難となり、昨年10月、守田会と

公団の間で協議の上、本学研ゾーンへの設置を断念されたものであります。

なお、学研ゾーンは全体で約20ha設定しておりますが、道路、地区公園を除いた約14.3haが処分対象となっており、現在、この14.3haに全面移転の大学の申し出があり、大学と公団の間で折衝を重ねております。この大学につきましては、現在では文学部、社会学部、経済学部、経営学部の4学部から成る文化系の総合大学であります。4学部の入学定員は1,200人で、総定員は4,800人となっており、平成3年度より文部省の一時的な学生の増加を解消するため、臨時的定員増の施策によって平成3年5月現在の学生数は6,140人ぐらいとなっており、教職員数が約230人となっております。現在、折衝を重ねております現大学の敷地は、建物の建設についての制約規制が極めて厳しい状況であり、今後、21世紀に向けて新しい学部、学科の増設及び大学院の設置等一層の発展を遂げることは困難であり、本学研ゾーン全体の約14.3haに現大学を全面移転したいとの申し出があり、現在、公団側と大学の間で交渉を重ねております。

2点目の学研ゾーンの将来像についてですが、大学が設置されますことにより周辺地区がどのようなようになっていくか、周辺地区に与える影響について次の何点かが考えられます。1つ目といたしましては、文化的環境として定住する若者や知識層が増えることが考えられ、都市にとって必要多様な地域住民の構成となり、都市の文化活動が活性化され、また、文教地区として大学周辺の住宅地のイメージが高まり、地域としてのイメージアップ、知名度の向上につながります。

2点目といたしまして、地域の生活環境に及ぼす影響として、若年層の定着により人口が増加し、同時に若者の自由活発な活動や消費活動が地域に活気を与える。

3点目といたしまして、地域住民の雇用機会の拡大及び関連産業の立地及び活性化が考えられ、大学周辺に商業、文化など情報機能の集積が高まる。下宿、レジャー施設、飲食店の立地振興や地元商店街等の活性化を促すことが考えられます。

4つ目といたしまして、都市基盤に整備について、大学周辺で整備される諸施設に加え、大学へのアクセス道路といたしまして、和泉中央線から東部への地区内幹線道路の整備を初め、新駅からのアクセスとしても、現在、新駅と学研ゾーンを最短で結ぶルートとして、和泉中央丘陵開発計画当初より石尾中学校横のルートが考えられおり、これらと合わせて新駅を中心とした学研ゾーンとのネットワークの形成により、シビックセンター、学研地区が一体となった生き生きと若者が集う賑いのある町の形成が考えられます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 弥生文化博物館について答弁。

- 社会教育課長（田丸勝之君） 第5点目の弥生文化博物館の開設に伴う現状について、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

まず、利用状況でございますが、大阪府の施設として平成3年2月、弥生文化博物館が開館し、5カ月が経過いたしました。その利用状況について御説明申し上げますと、開館当初よりの入館者総数が6万7,167名、月平均1万3,433名と聞いてございます。また、交通手段でございますが、観光バスによる入館者につきましては170台、約8,500名となっております。しかし、自家用車及びその他交通機関等の利用による入館者につきましては、実態を把握していないとの報告を受けておりますので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、道路整備等周辺整備でございますが、迂回路、暗渠等の問題につきましては、博物館では関係原課と協議する中、年次的に施行していく計画であるとの報告を受けておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、案内板の設置でございますが、議員さんが御指摘の弥生文化博物館への案内板につきましては、信太山駅前を設置するのが一番望ましいと考えております。それにつきましては、信太山駅前周辺の公共施設を中心とした案内板を設置するよう関係機関とも協議調整し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

続きまして、電柱移設の件でございますが、大阪府と協議する中、現場を視察しその対応策を考えましたが、電柱を移設することによりまして民家に影響を与えることにもなりますので、再度、大阪府と協議中であり、市といたしましては、関電に対し早急に解決するよう申し入れを行い、協議してまいりたいと考えております。

続きまして、駐車場についてであります。館専用駐車場として当初、普通車30台分（大型バス5台分を含む）を整備しております。しかし、それだけでは不十分であると考えていると聞いております。したがって、新たに駐車場を確保すべく周辺地で買収を交渉中であり、引き続き確保に向けて鋭意努力中であるとの報告を受けておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 19番（木村静雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、1番目の農免道路の問題ですが、先ほど来の一般質問にもありましたように、道路の必要性、交通渋滞の問題等いろいろございましたが、私は、違った面からこの質問をしているところであります。この農免道路を市道に格上げする計画については、明確なる御答弁がなかったわけですが、将来的には、幹線道路の一部として位置付けていきたい、こういうことでございます。この将来的には、というその時期も考えられているのかどうかという点について1

点、お伺いをいたします。

この農免道路本来の目的と、現在、利用されている状況について大分異なっているという点についても説明を受けましたが、それなりに理解をするものであります。この農免道路の建設に当たりましては、地権者並びに周辺の人々の力強い協力によりできたい、和泉市内でもその際たる道であります。その点で、先ほどの将来的にはいつごろを考えているかということについてお伺いをしたいと思います。

○ 産業部次長（松林 保君） 農林課といたしましては、先ほども御答弁申し上げましたように、早く昇格すれば維持管理が早く始まるわけですが、現在、施行中の国道170号線が全面供用にならない限り、周辺幹線道路の交通マヒの原因になるかと考えておりますので、周辺道路の整備がある程度めどが立った時点で市道昇格をお願いをしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○ 19番（木村静雄君） 将来的には周辺道路との関係、170号線が工事に入っていますが、そういう状況下でそれが全面開通、どのあたりを指しているのかわかりませんが、それがある程度めどが立った時点で市道に昇格していきたい、こういう考え方でございます。それで格上げも結構ですが、この3,780mのうち911mが既に市道化しているというふうに距離が非常に長いという状況がございます。

もう1点は、道路構造が農免道路用という形の中で建設がされておる形態になっておろうかと思えます。また、一般道路としての幅員の問題、カーブの問題などいろいろあろうかと思えます。それらの点を考えるとき、経費の面でも大きい問題ではないかと思えますが、その点についてもどのようなお考えを持っておられますか、お伺いをしたいと思います。

○ 産業部次長（松林 保君） 現在のところ、農林関係としての改良と申しますが、そういう補助ベースもございません。また、舗装でございますが、ある程度荒れてきた部分については、市費の管理費でもって50mなり30mといった改良をしているのが現状でございます。

○ 19番（木村静雄君） ただいま農林課の方からの御答弁でそれなりのことはわかりますが、これを市道昇格に向けての工事を実際に行うとするならば、農林課サイドだけで動ける問題ではないと思えます。このような大きな問題につきまして、建設部道路課の方ではどのようなお考えを持っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えを申し上げます。

先ほど、農林の方から御答弁をさせていただいておりますように、この道路は、農業振興あるいは農業者を対象に築造されたものでございます。現状を見ますと、府道から国道に接続しているため、通過道路としての役割が高まっている実態からいたしますと、いろんな条件整備

ができれば市道にしても差し支えないと考えております。しかし、先ほどから御指摘されておりますように、構造上の問題、カーブとか舗装、幅員の問題にしても、延長が非常に長いことから相当な財源も必要かと思っておりますので、市道としての引き取りにつきましては、関係各課とも十分に協議して対応してまいりたいと考えております。

-
- 19番（木村静雄君） 一応、事情については理解するところであります。ただ、いろんな物理的な市道格上げの条件ができたと仮定しても、私は、ここでもう一度よく思考していただきたいという感じがいたします。御承知のように、この農免道路が通過しております松尾山周辺は、次の質問とも関連する点がございますが、産業廃棄物の処分地という問題が大きな社会問題になっておるところでございます。大阪府下を見渡した場合、この南大阪しかその場所がないのではないかとこの状況がございます。そういうところの道路が非常によくなった場合、本来の目的に沿って農業が振興すれば結構ですが、一般道路化したときの道路を利用して産業廃棄物事業が一層活発化するようになってくることも半面では考えられます。

一たん、和泉市の土壌を汚染いたしますと、永久に元に戻らないといっても過言ではありません。昭和55年12月から3月にかけて朝日新聞のまさき記者がアメリカ全土を歩き、100年ぐらい前からごみ処分がほとんど埋め立てでやられてきたが、その結果、アメリカの何十年後かの実態調査ということでたしか5回でしたか、連載しております。その報告を見ても、安易に地中に埋めればよいという単純なものでなく、大きな問題を起こしている。その埋め立てた上に家を建て、町をつくったが、その町から悪臭を発生するガスが発生し、せっかくつくったその町を取り崩して処理したという例がアメリカでございます。その報告記事は、われわれに対する大きな警鐘であったと受けとめております。そういう広い面も合わせまして、物理的な条件を満たして道路設置をするのは結構ですが、和泉市行政としては単に農林課だけ、道路課だけでなく、行政全体の問題として広く深くお考えをいただき、慎重な態度で取り組んでいただくことを意見として申し上げておきます。

2番目に、産業廃棄物問題ですが、ただいまの説明によりますと、現在、埋め立て処分事業を行っているのは大高産業の1カ所だけであり、品目のチェック、処分要領などの報告をいただきました。ただいまお聞きする中では、立ち入り検査など監視活動の問題ですが、これについては月1回やっている。水質については3カ月に1回という形で監視活動を続けている等の報告だったと思います。

実は、大阪府下を見ますと、一般的にはそういう形が多いように思われます。しかしながら、御承知のように谷山池の埋め立て処分地の問題については、地元の大変な犠牲によって、大き

な費用もかけてみずからの環境を防衛してきた経過がございます。そこで、市当局としても府とも十分に協議され、現実の許可品目に対するチェック、あるいは監視活動は実際にどうであるか。水質検査にしても、谷山池の場合は、大阪府が月2回、和泉市が月1回という非常に厳しい監視活動をしてきたわけです。

その成果があったかどうかは別にして、そういうふうに行って来たんですが、今回は月1回のチェック、そして、3カ月に1回の水質検査ということです。先ほどの報告では「異常はありません」という答弁でしたが、本当に異常がないのかどうか。それから、チェックの仕方ですが、例えば許可品目が処理場に持ち込まれた場合、確かに事実、許可品目であるかどうかの検査等は、どのような厳しい方法でやられているのか、その点についてもう1回、お伺いをいたします。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 私どもは月1～2回、大阪府と一緒に立ち入り調査に入り、投棄の現場を見ながら、5品目の安定品目以外のものが含まれていないかということについて実態調査をしております。現段階では、安定品目以外のものは投棄されていないということでございます。

○ 19番（木村静雄君） そういう間違いがなければ結構です。谷山池の埋め立ての時点でも、検査の中で何点かについて問題が出たということでございますので、むしろ微量ではあるが、何点か問題が出たという方がむしろ正しいんじゃないかという受けとめ方をしております。なければ結構です。

次に、松尾山の農免道路敷に面した市所有地における泉北環境の焼却灰埋め立て事業の計画があるということで御報告をいただきました。それで、平成5年といえば、もう目の先に来ている感じがいたします。ここで、焼却灰という問題について、どのような受けとめ方をしておられるのか知りませんが、産業廃棄物の部類に入れられてはおりません。この焼却灰については、いろいろ問題があるものであると学者等の中では言われておりますが、具体的な取り組みや法制化の面で難しさがあると聞いております。と言いますのは、一般のごみのくずは、焼くと灰になります。ということは、炭素系の性質に変わっていく。そうすると、土となじみやすい。

ところが、泉北環境から発生するものは、普通の私どもが言っている焼却灰とは変わってくるわけです。先ほどから分別収集あるいは有害物等の問題が出ておりますが、行政では指導もし、一生懸命に活動をされているわけですが、現実には焼却炉の中に入ってくるのは、選別から漏れて入ってくるものが灰になるという性質がございます。物質不滅の原則に基づけば、形が変わっても元素は変わらない。その面から見た場合灰の質にもよりますが、非常に危険なもので

はないだろうかと研究部門等では心配されておる問題であるという認識だけは必要ではないか
と思います。この件につきまして、泉北環境の焼却灰問題が具体化しつつある中、地元は松尾
寺町地番になろうかと思いますが、その周辺住民の方々の理解というか、同意はどうなってお
るのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 地元合意についてはどのようになっているか、ということ
でございますが、内田町会については平成元年3月25日に同意をいただき、松尾寺町会につい
ては昭和63年3月24日に同意をいただいております。今後の工事着手については、両町会並び
に水利組合、隣接地主に工事着工についての報告に参りたいと考えております。
- 19番（木村静雄君） 既に地元の同意は得ているということですが、私が心配する形ではな
く、一般的に灰だということで話を進められておるのではないかと思います。それはそれとし
て、地元同意を得たということですが、地元の方からの要望と申しましょか、それは何かあ
りましたか。
- 市民生活部長（麻生和義君） 木村議員さんの再度のお尋ねでございます本件松尾山の焼却
灰の市有地に係る問題でございますが、先ほどから次長が答弁申し上げておりますように、現
在、泉北環境の方で埋め立てをすべくいろいろ準備に入っているわけでございます。水路その
他の工事も行いまして、いわゆる汲み取り方式で処理をしまいたいというのが、今回のこ
の処分場の大きな特徴的な方法でございます。そういった観点で地元の方々の御了承を願い
に上がったという実態でございます。
- 19番（木村静雄君） それはよかろう。その代わり処理方式としては、発生する污水につい
ては汲み取り方式でやってほしいと言われているということから、その方式でやっていくこ
になったという考え方でよろしいでしょうか。
- 市民生活部長（麻生和義君） 私どもは当初からその計画でございました。地元からの汲み
取りという要望でなく、泉北環境、私どもの方から、今回の処分場については、汲み取り方式
で行うということで地元の方々に説明に上がり、御了承を得たということでございます。
- 19番（木村静雄君） ほかにございませんでしたか。
- 議長（穴瀬克己君） きっちり答弁してください。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 他にもう1点ございます。松尾地区内から17.0号線に至る
道路について拡幅できるかどうか。要するに用地の件について地主の協力が得られるならば、
道路を1本付けなくてはいけないというような内容で協定を結んでおります。
- 19番（木村静雄君） いろいろ地元との協議、お話があったようでございますが、和泉市と
しては、やはり単に焼却灰という名前によって安易に物事を考えてはいけないという感じが

たします。全国的にも焼却灰で埋め立てをした地域が何カ所かございますので、そういうところの経験や実態等も調査する中、よりよい状況をつくり出す必要があるのではないかという感じがいたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、3番目の問題でございますが、現在、トリヴェール和泉、コスモポリス、ゴルフ場という地域で詳細に自然界の調査をしたが、特に大きな支障はない、ということでございます。私は、松尾山を背景にした青葉台というところに住んでいますが、大阪の都心からこちらへ来て非常にいいところだと思っております。花屋さんでしか見たことがないような白いユリが一杯咲いている。それからささユリ、また、スイセン科だと思いますが、ちょっと色の変ったスイセンなども咲いてます。それから白いハギの花、紙をつくるコウゾの木、大きいヤマモモの木などもたくさんある。ちょうどあの地域は亜熱帯ということで、和泉のあの亜熱帯地域でなければ植生しないという植物であります。

先ほどの報告の中では、和泉の地に自然にできていたものについても、大きな問題はないという結論になろうかと思えます。しかしながら、私が思いますのは、文化、教育、学術の面から見た場合、各セクションでの話ではなく和泉市全体の教育という面から見た場合どうお考えでしょうか。もし、お考えがございましたらお願いしたい。

○ 議長（穴瀬克己君） 乱開発について総合的な見解を求められておりますので、教育委員会から答弁。

○ 社会教育部長（生田 稔君） 教育委員会といたしましては、環境保全条例の中では、何人も動植物の保護、保全に努めなければならない、とうたわれております。和泉市全体を考えた中、市民全体の社会教育としてこの理念を啓蒙していかなければならないと存ずる次第でございます。その観点から今後、開発されるであろう原課と緊密な連携を取りまして、そういった問題について十分な推進をしまいたい、かように存ずる次第でございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

○ 19番（木村静雄君） 自然が破壊されますと、二度と帰ってこない問題でございます。そういう立場で十分なる手当の努力をしてをしていただきたいという意見を申し添えておきます。

4番目に、トリヴェール和泉東部地区への大学誘致問題について詳しく御説明をいただきました。これで結果的に当初、予定されたというか計画された医療福祉短大の誘致が事情によって中断され、新しい総合大学の話に変わったということでございます。ここで、岸和田の例もあるのでちょっとお伺いをしたいんですが、当初計画では、3つぐらいの大学ができる用地がある。まず、当面は医療福祉短大が約1万坪、あと2つぐらいの小さなものを誘致したいという話がありました。ところが、今度は大規模大学、あの地域全部を譲れというぐらいの感じが

いたします。そうすると、当初の2つか3つの大学を誘致したいという考え方から大きく変わりましたが、それについては、以前に計画されたものがいろいろないきさつによって取り止めになったんでしょうが、それがよかったのかどうか。その辺について、当初計画も含め大きく状況が変化した点について市長はどのようにお考えですか。

○ 市長（池田忠雄君） 端的にお答え申し上げたいと存じます。

おりおの守田会の医療福祉短大の誘致が内定をしていたのは事実でございます。約1万坪の用地も確保されたわけでございます。あの学研ゾーンは約4万4,000～4万5,000坪、前に近隣公園がございますが、その公園を含めると約6万坪の広い場所でございます。1つの短大で約1万坪とすると、必然的に3万坪以上のものが残るわけですので、あと2つか3つの短大を予定をしていたのは事実でございます。ところが、福祉短大の方が、最近の学生の減少傾向によりまして文部省の認可が非常に難しくなっております。主催者は熱意を持っておられたんですが、文部省の認可がずれていきますと、1万坪を分譲した公団との間に取り交した文書による定めがありまして、3～4年の間に開校していただきたいという取り決めがございます。あと何年もかかるとなりますと公団の方の都合もありますので、おりおの守田会側も心ならずも断念をされたという経過がございます。

それと前後して、今の総合大学の話が持ち込まれたわけでございます。これは非常に難しい解釈ではございますが、あの場所に高等教育機関を誘致するということでの学研ゾーンという位置付けの中で公団側と話をしましてまいっております。高等教育機関的な大学が来ていただくのが望ましいわけでございます。2つか3つの短大となりますと、結果的には中途半端で難しかったのではないかという気はいたします。

その意味合いからいたしますと、全部譲っても足りないぐらいの総合大学が熱烈に申し込んでいただいているわけでございますが、結果論から考えますと、学生数が約6,000人の総合大学が和泉市に来ることは、先ほど、担当が意義を申し上げておりましたが、非常に有意義ではないかという判断をしております。今、交渉中の総合大学がぜひ和泉市に来ていただくことを熱烈に望んでいるわけでございます。6,000人の若者が集うことによって生まれるヒトの活力あるいはいろんな意味からしても周辺地域のグレードアップにもなりましょうし、そのことによる影響は計り知れないものがあるろうかと考えるわけであります。あの広大な学研ゾーンには、中途半端でない、まとめて大きな総合大学が来られる方がよりよい地域になるのではないかと。現在、公団と交渉中でございますが、いろんな問題が解決されて来ていただくことを歓迎したい、このように存じております。

○ 19番（木村静雄君） 市長のお言葉を聞いていると、むしろ短大が成功しなかったことが、

結果的には総合大学の話が持ち込まれ、これがまとまればよかったんじゃないかという意味も含んでいると思います。

学研ゾーンの将来像については、田中次長の方から花盛りの話でしたが、結構なことです。また、新駅と学研ゾーンを結ぶルートなどについては、慎重に考えていかなければならないという御説明もございました。それは非常に大事なことだと思います。地元も強い期待と希望を持っている問題でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ただ、一般的に申し上げまして、学校教育という名前は都合のいいところに使われる傾向が社会的風潮の中にございます。無論、学校は大切な施設ではありますが、学校公害という言葉も半面、しきりに言われているわけでございますので、そういう面も踏まえ、学校公害にならないよう大学建設に向けての努力をお願いしておきたいと思ひます。

次に、弥生文化博物館の開設からの経過と現状についてお話がございました。既に6万7,000人の来観者があったということでございます。しかし、交通手段等についてはわかってないということでございます。博物館そのものの問題もさることながら、日本で初めてというような弥生文化の博物館を和泉市に持って来た御努力に対しては敬意を表するものでございます。しかしながら、その器は結構ですが、周辺を取り巻く地域の環境問題は避けて通れません。ただいまの御説明では、それは府の問題なので府任せとか、担当の社会教育の部局では、環境や町づくり問題は私の方の管轄でなさそうだというような感じもいたします。一応、道路や水道、環境問題は他の部局に分かれてはおりますが、どこかに寄って協議する際、やはり窓口である教育委員会がアクションを取らなければならないというのがうのか私たちの考え方になるわけでございますが、そういう点にやや欠けているやに感じました。

案内板についても、当初から必要だということはわかっていた問題であるにもかかわらず、既に6万7,000人も来られているのにまだできていない。前回の教育委員会の答弁の中では、特に古い町並みの中を通っていかなければならない。道は細いしややこしい、迷子も出るのではないかという心配もされておりました。だから、案内板については必要であるという認識があったように承ったんですが、未だに駅前での設置について関係部局と協議をしているという状況では、本当に一生懸命にやっておるのかどうか、地元住民側から大きな不満の意見が出てくるだろうと思ひます。

地域の皆さんは、毎日、多くの人が市外から来られるので、家の前が汚れては格好が悪い。朝も少し早く起きて掃除をし、水を撒くとかそれなりの努力をしているのに、片や、行政の方は看板すら設置していない。こういうことでは、取り組みの姿勢を疑わざるを得ない。博物館の重要性、和泉市における位置付けというものについて、基本的な考え方自体がおくれて

いるように思います。駐車場の問題もございませう。いずれにしても、建物の器ができ、全国からたくさんの方が来られているのです。3日や4日おくれるのなら仕方がないにしても、こういうおくれが出るということは、この問題のみならず、他のいろんな問題についても、市民の行政に対する信頼感を損なうのではないかとこの心配もいたします。精いっぱい、基本的な問題について取り組んでいただきたい。以上、要望して終わります。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 木村議員の質問が終わりました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

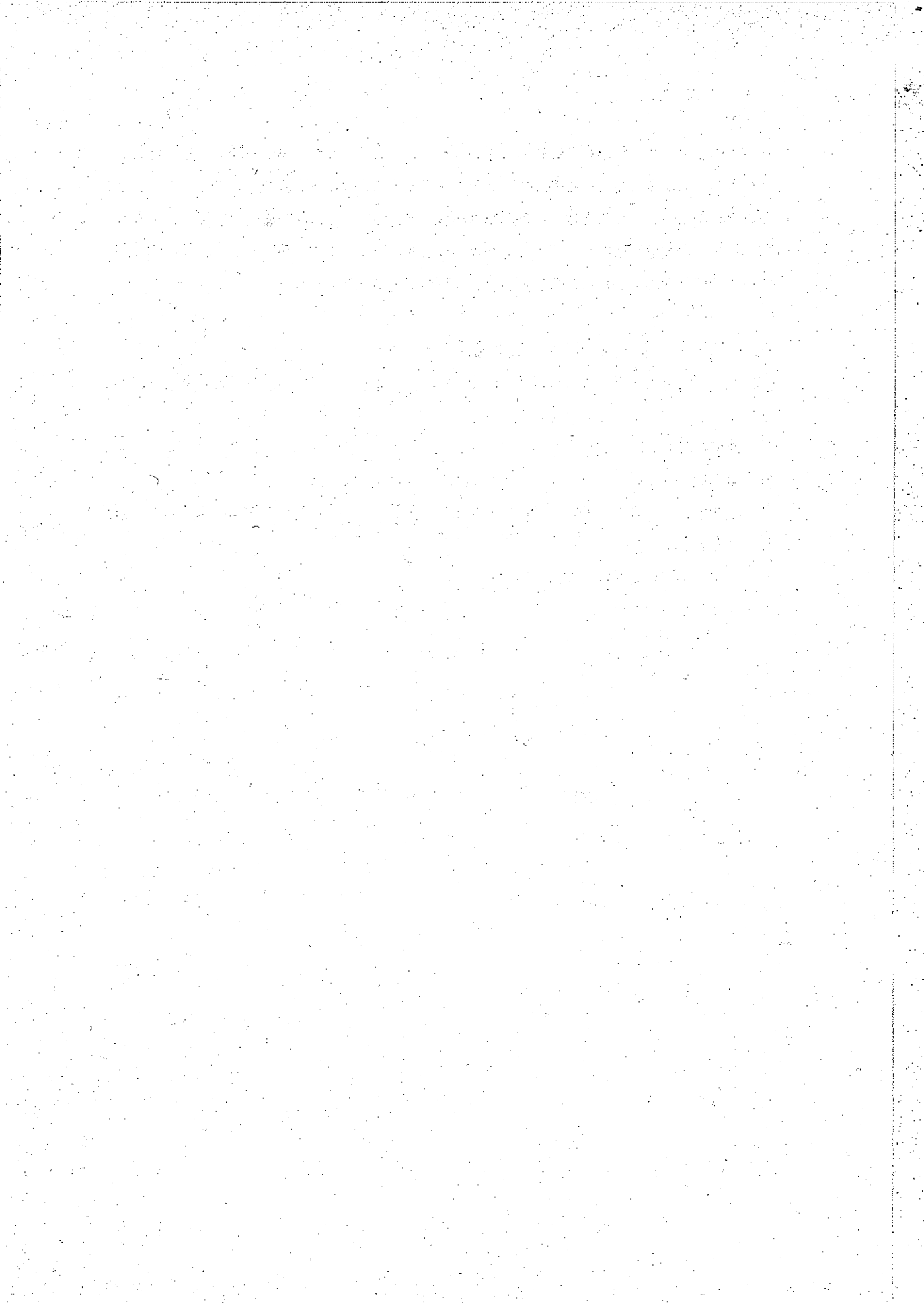
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

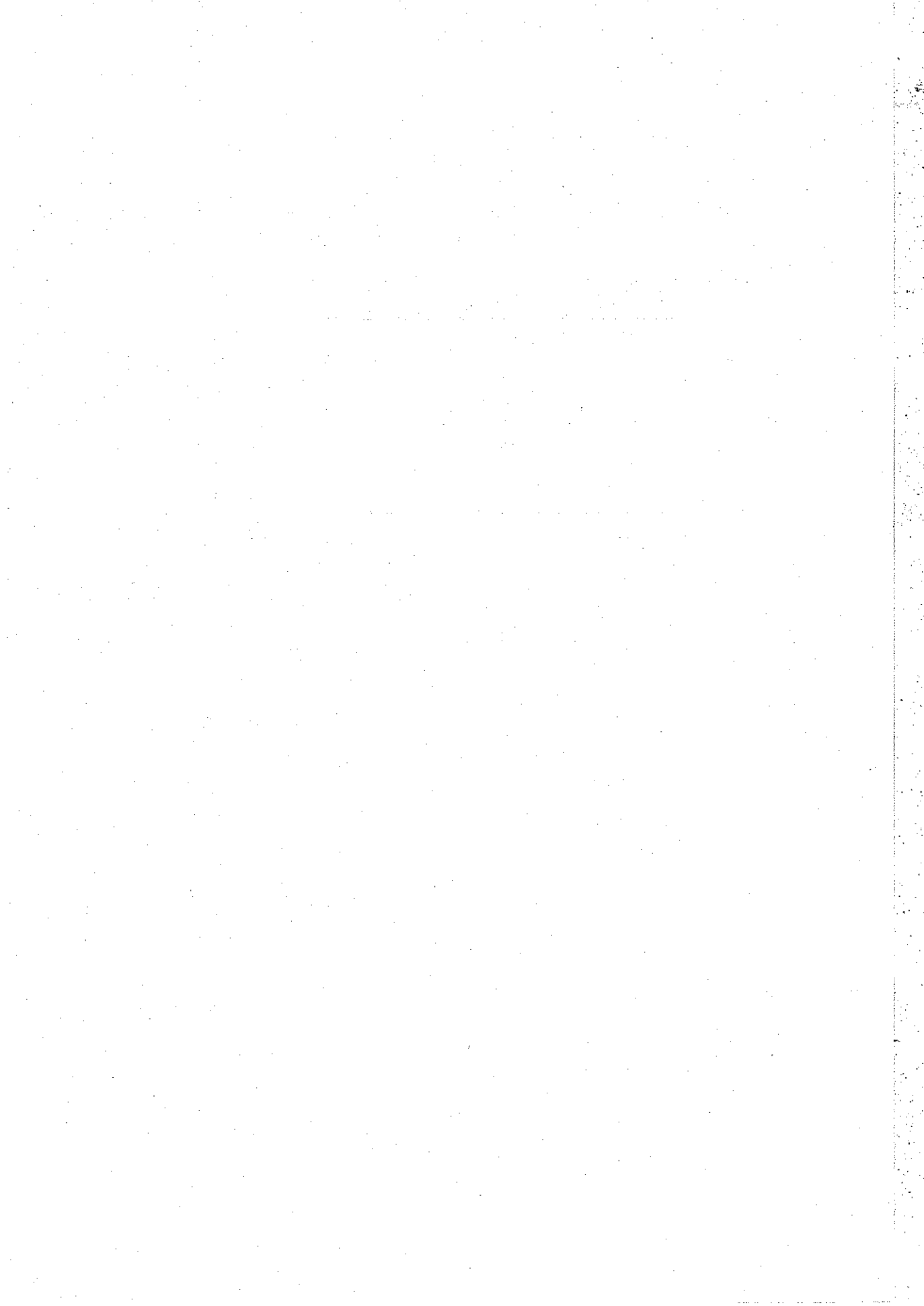
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後4時5分散会）



第 2 日



平成3年7月9日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	竹下 義章 君	17番	上田 育子 君
2番	須藤 洋之進 君	18番	若浜 記久男 君
5番	並河 道雄 君	19番	木村 静雄 君
6番	穴瀬 克己 君	20番	出原 平男 君
7番	赤阪 和見 君	21番	勝部 津喜枝 君
8番	中塚 新治 君	22番	猪尾 伸子 君
9番	讃岐 一太郎 君	23番	原 重樹 君
10番	竹内 修一 君	25番	天堀 博 君
11番	池田 秀夫 君	26番	飯坂 楠次 君
13番	森 悦造 君	27番	奥村 圭一郎 君
15番	柳 瀬美樹 君	28番	友田 博文 君
16番	西口 秀光 君	29番	大谷 昌幸 君

欠席議員(1名)

12番	松尾 孝明 君
-----	---------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市 長	池田 忠雄	総務部 次長	奥村 富彦
市 助	坂口 禮之助	総務部 次長	池辺 功
市 助	田中 昭一	総務部 次長	阪 豊光
収入 役	中塚 白	同和対策部 長	森 利治
市長 公室 長	堀 宏行	同和対策部 理事	向井 洋
市長 公室 理事	稲田 順三	同和対策部 次長	戸口 泰明
市長 公室 理事	尾崎 秀忠	福祉事務所 長	中川 鉄也
市長 公室 理事	鹿島 賢昌	福祉事務所 次長	坂田 平之
市長 公室 理事	中辻 寿夫	市民生活部 長	麻生 和義
市長 公室 次長	井阪 和充	市民生活部 次長	岸田 秀仁
市長 公室 次長	龜山 学	市民生活部 次長	明坂 文嘉
市長 公室 次長	池辺 一三	市民生活部 次長	池辺 修次
市長 公室 次長	今村 堅太郎	産 業 部 長	大塚 孝之
市長 公室 次長	山下 喬三	産 業 部 理事	藤原 清司
市長 公室 次長	石本 博信	産 業 部 次長	高松 三行
総 務 部 長	神藤 恒治	産 業 部 次長	松 林 保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消防長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷俊雄	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田儔信	消防本部次長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本仁	教育委員長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教育長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管理部長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管理部次長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指導部長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収入役室長	藤木意繼
改良事業部次長	帛田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	仲田博文	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	農端小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
 次長 河原茂隆
 主幹 長尾益男
 調査係長 井之上光一
 係員 田村隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月9日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時04分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆様には公私何かとお忙しい中、連日にかわり御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

- 事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。

松尾議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましてはほどなくお見えになることと思います。

現在、22名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいま報告のとおりであります。よって議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程はお手元に印刷、配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」、昨日に引き続き行います。

最初に、1番・竹下義章君。

(1番・竹下義章君登壇)

- 1番(竹下義章君) 1番・竹下であります。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

非常に古いことで申しわけございませんが、私がこれからやるのは、今後こういうことがあ

ってはいかんということを一かつ部課長及び理事者は肝に銘じていただきたい、こういう考え方ももちましてこれから質問をさせていただきます。

まず最初に、旧警察跡地払い下げに関する経過でございますが、これは二つの部分がございます。一つは、農協に対する払い下げと、もう一点は、駅前商店街に対する払い下げの2点につきまして質問をさせていただきたいと思ひます。

私、当時議員をやっておったという関係がございまして、資料を集めておりますが、実は私が申し上げるのは、昭和44年7月29日から始まった問題であります。このときに、旧和泉警察署敷地の払い下げに関する件ということで、議会の方へ請願として農協から出てまいりました。それをまず読み上げさせていただきたいと思ひます。

旧和泉警察署敷地の払下げについて

市議会議員各位には日夜市の発展に御尽力を賜って居り、衷心より謝意を表する次第であります。

さて、この度和泉警察署においては昭和44年度中に新庁舎を建築し、移転する運びと聴き及んでおります。

これがため、旧和泉警察署敷地を和泉市に返還を受けましたならば当和泉市内農協に於ても隣接都市の農協の如く農協の近代化をはかり、更に和泉市農業の発展をめざしたく存じております。これがため敷地の確保により、更にこれを促進致し度く、しかも統合による近代化のためには該地は最適地と存じますので、何とぞ特別の御詮議をもって当和泉市農協に払下げ賜り度く切望する次第であります。尚、隣接都市の例を見た場合、統合農協に対し敷地の斡旋、援助等により農協強化対策を講じて居りますが、当市の財政事情をうけ賜り、御無理を申しかねますので、敷地の払下げについては特に優先的に取扱い賜りませう様切望する次第であります。

昭和44年7月29日

和泉市議会議長 藤木秀夫 殿

和泉市農協連絡協議会

会長 森田喜市郎

こういう形で実は請願が出てまいりました。これに基づきまして、総務委員会ですぐに審議をされたという経過がございます。特に総務委員会の中では、総務委員には、氏名を申し上げて非常に恐縮なんでございますが、議員では総務委員として柳瀬議員、それから現市長の池田

議員、この方が総務委員会におきましてこの審議をされております。理事者側といたしましては、今助役の阪口さんが当時総務部長という立場で審議をされております。それから、これも非常に申しわけないんですが、今市の監査をしていただいております庄司さんが財政課長として入って、審議をしておるわけでありまして。

この中で特に池田現市長が発言をされておりますのは、積極的に農協に優先的に払い下げをしてやるべきだと、こういう形で非常に声を大にして議員当時やられたという経過がございます。

そこで私が申し上げたいのは、このような形で少なくとも農協を合併さす、統合をさせていくんだと、こういう考え方によって、これの処置というものが議会に提案をされて、議会で可決をし、そしてそのときにみずから、当時恐らく市長は池辺市長だったと思うんですが、農協合併のためにはどうしてもこの払い下げをせんといかん、ひとつよろしくということで、金額は別といたしまして、そういう考え方に立ってこれの提案がされて、解決をしたという経過がございます。

そこでなぜ私が取り上げているかということをお願いしたいと思いますのは、こういう形の中で、一つの目標、少なくとも農協を合併させて、近代化を図っていくんだという目標に立った場合に、旧警察跡地が一番優先的だという形で払い下げた以上は、それに向かってやっていくのが当然であります。しかし、聞き及ぶところによりますと、昨年の秋にこの農協の跡地が売買をされて、今年の初めに開発課の方へ開発申請が出され、既に今工事が始まっておる。今の工事の内容を概略聞きますと、大体そこの会社の倉庫及び事務所ということで今建設しておるというように聞き及んでいるわけでありまして、この点、順序よく開発申請が出されておるかどうかが、出されて、どこの会社がどのような形で今工事を行っているかということを明言されておるかどうかが、ひとつ開発の方でお答えがあれば結構かと思っております。

もしそういうことであれば、非常に私は問題があると思うんです。こういう経過の中で、少なくとも市をお願いをして、市からあっせんを受けた以上、もし違った方向へ持っていくならば、少なくとも市の方へ何らかの話があり、その話というものが少なくとも一つの委員会かまたは議員全体に諮られなくてはならない、このように私は感じるわけでありまして、その辺をどう考えているかということをお願いをひとつ性根を握えてお答えを願いたいと思うわけでありまして。

もう一つは、一つの方針が違ったわけでありまして、少なくとも市有地を守っていくんだという立場から考えていくならば、そのときに、方針が違った場合には、少なくとも市のやっていることでもありますから、買い戻し契約というものを結んでいただいておりますと思うわけですが、ところが、それもないように聞き及んでおりますが、実際ないのかどうか。なければ、

なぜこういう処理ができたのか、してよいのかどうか、その点についてひとつ明確な答弁を願いたいと思うわけであります。

併せて、駅前開発の問題でございますが、これも私非常に勉強不足でございますが、7年ほど前に名義変更がされたというふうに聞いております。これも議会の中で取り上げることができなかったのは非常に残念でございますが、同じように処理がされたわけです。委員会の中で討議をされましたのは、警察跡地の敷地は617坪であります。617坪のうち200坪を駅前商店街に払い下げをし、あとの417坪を農協に払い下げをしたという経過です。従って、阪口助役からも言われておりますのは、駅前商店街には、駅前開発ということでいろいろな面でお世話になったから、駅前からできたら警察跡地を200坪分けていただけないか、商店街、商店主が雇っている店員、そういう人の宿舎に使うためにぜひ必要だから、安く分けていただきたいということで、農協とは違いまして、当時金銭的にかなり安く払い下げをしたという経過を知っております。

そういうことでしたにもかかわらず、もう6～7年前には民間に名前が変わっておる。こういうことのようにございますが、そのように名義が変わっておるのかどうか、その点ひとつお聞かせ願いたいのと、変わったということになるならば、これも農協と同じように、和泉市の方にそういう相談があったのかどうか。併せて、そういう方向がだめになった場合には、市として買い戻し契約というものを結んでいるのかどうか、その点もひとつお聞かせ願えれば幸いかと存じます。

以上の2点につきましてひとつお願いしたい。

もう一点、庁舎の建設を出しております。先日友田議員が出しておりましたので、できたらそれで納得をしたいなというふうに考えておりましたが、一応私は私なりに重複しないような形で、突っ込んだ形でひとつ質問をしてみたいと思うんです。

私も今回補欠選挙で出させていただき、当選をさせていただいて初めていろいろ知ったわけですが、庁舎が非常に狭いということは昔から言われているわけです。狭いけれども、貧乏市でございますから、できるだけお互いが辛抱して、狭いながらも市民サービスを行ってこうという形の中で、議員は議員なり、また職員は職員なりに辛抱して、狭い形の中でやってきたのは事実です。

ところが、現在、狭いからということで、建設部はどこに、産業部はどこにというように分離がされて、一つの世帯が三つにも四つにも分かれているという形が出てきているわけです。これではやはり新庁舎を建ててもらわないかんというふうに私は感じたわけです。

そこで、平成7年を目途に何とかということで昨日答弁があったわけですが、それならどう

いう目標かということをお聞きしたい。少なくとも庁舎を建てるということになりますと、なかなか大変なことでございます。補助がないわけですから。しかも、私が知っている範囲では、この庁舎跡は市の土地じゃないんです。ほとんどが借地です。従って、この庁舎がどこかへ行けば、跡がいろいろ開発できるんじゃないかという考え方を持っておられる人もおるようでございますが、そうはいかんわけです。もし庁舎がどこかへ行けば、どう使おうと地主の勝手です。

そういう面で私は場所云々ということは申し上げませんが、少なくとも一日も早く新庁舎を建設してもらわないことにはどうにもならないという現実の中で、昨日の答弁では、平成7年云々と言っておりましたが、それなら聞きたいのは、平成7年に完成をするのか、平成7年にくわ入れをするのか、平成7年に初めて議会で提案をするのか、その点を明確にしてもらわんと……。これは恐らく私は、昨日の答弁を聞きますと、平成10年や11年、向こうにいかないことには建たないというような心配をするわけです。従って、建てるなら建てるで、早くやっていただかないと困るということをお願いしたい。

もう一つは、これは余計なことになろうかと思いますが、市長も、議員も選挙される身であります。恐らくや市長は今回出るか出ないかわかりませんが、出たとしても、平成7年ということになりますと、4年後のちょうどまた市長選挙の年に当たるわけです。そういう点からいきますと、少なくとも4年が任期ということでございますから、その前にきちんとした方針を出していただかんことには非常に困るということをつけ加えて申し上げておきたい。

そういうことで、ぜひ納得のいく答弁をお願いをいたしまして、議席からの再質問の権利を留保いたしまして、これで終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者側答弁。

○ 産業部長（大塚孝之君） 第1点目の農協の問題、商店街の問題につきまして、産業部大塚からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、御質問の農協関係からお答えをさせていただきます。当時の概略を申し上げますと、昭和44年当時のことでございますが、本件は総務委員会で回を重ねて慎重な審議が行われております。最初、農協から旧警察跡地を払い下げてほしいという旨の陳情が市理事者及び市議会に対し出されております。それを受けまして、昭和44年6月12日総務委員会が開催されて、議論がされております。基本は、農協の統合を進めていく一つの手段として、農協の共有財産を持ち、共通の利用方法を考え、これを基盤に合併への機運を広めていきたいという考えのもとに、警察跡地処分の件がいろいろな角度から討議がなされております。そして、当日の委員会の結論としましては、随意契約で農協へ処分する一定の方向づけが決定をされております。そ

して、昭和44年7月29日付で、正式に農協より旧跡地処分に関する議会請願が提出されております。特別総務委員会付託というふうにならなっております。その請願の趣旨も、農協統合による近代化の促進のため優先処分してほしい旨の内容となっております。

続きまして、44年8月20日に委員会が開催され、処分の面積をどうするか、そういった問題について論議がされております。先ほど御意見のありましたように、旧警察跡地617坪のうち200坪は開発協会へ、残りの417坪を農協へ処分することが一つの内定をされてございます。

これを受けまして、当時の市理事者は農協側と具体的な交渉に入ったものでありまして、処分面積、処分単価、処分の時期など詳細な交渉がそれ以後行われた模様であります。

そして翌年、昭和45年4月に本件が総務委員会で再度議論されまして、それから45年5月25日の委員会でも議論をされております。そして最終、45年10月の定例市議会において本件に係る総務委員長報告が出されております。

その中の骨子を申し述べますと、まず第1点は、農協に対し随意契約で処分することが了とされております。第2点は、処分面積を417坪とすることが了とされております。続きまして第3点は、価格についての考え方でございます。御承知のように、当時は自治省による財政再建指定が解除した年度そのものでありまして、市財政は相当窮乏しておったというのも事実であると思います。そうしたところから、当時の理事者としては、できるだけ高い単価で譲渡をいたしたいという願望が一方強くあったと推測をされます。また、処分を受ける農協側としては、市内の農業政策を担当する公共的団体として、いわゆる減額譲渡を望んでおったということもわかるところであります。従いまして、価格設定には相当難航した模様が推測されますが、基本的な考え方といたしまして、委員長報告では、合併問題と結びつけず、不動産鑑定を行うなどして、適正、正当な価格で処分を行うべしと決定されて、報告をされておるところであります。

これを45年10月定例会に委員長報告され、本会議において可決決定をされております。そして、46年3月11日付で和泉市開発協会と農協の間に売り渡し契約が締結されたところであります。

従いまして、その売り渡し契約の中には、いわゆる転売禁止条項とか、あるいはまた買い戻し特約などが盛り込まれておらない、いわゆる標準的な売買契約にならなっております。

以後十数年が経過をいたしまして、平成元年7月に至りまして、農協を取り巻くいわゆる社会的、経済的環境が大変厳しい状況にありますところから、所有者の八つの農協が検討の結果、いわゆる未稼働保有資産の有効運用を図るため、本資産の処分を決定した旨届出書が提出され

ておるのが実態でございます。

その届け出を受けまして、市行政では種々検討をいたし、農協合併協議会が当面凍結という状況下でございますが、契約書に買い戻し特約、あるいは転売禁止条項が盛り込まれていないこともございますが、請願の趣旨、あるいは当時の委員会討議などを踏まえまして、いわゆる税金を引いた額でございますけれども、譲渡代金の2分の1を将来の農協統合の積立金として内部留保しておる、いわゆる基金として積み立てをしておくべきであるということを指導、助言をいたし、農協側もこれを了とし、処分がいたされたところであります。そして、平成2年に入りまして、8農協と相手方、いわゆる譲受人との間で契約が締結され、今日に至っているというのが農協に係るところの大まかな概略でございます。

続きまして、駅前商店街に係る問題でございますけれども、駅前の商店街といたしましては、商店街の従業員の確保、また振興対策の一環として、厚生施設の設置場所として旧和泉警察跡地の一部を譲り受けたい旨の申し入れがあり、当時の開発協会が払い下げを行いました。45年12月にいたしてございます。その後、10年余りいわゆる従業員の宿舎として、商店街としても有効活用をしまいったものでありますが、その間、社会経済情勢の変化に伴いまして、商店街とすれば、来客用駐車場の確保が必要不可欠な状況になってまいったところでありまして、そうしたところから、花星というのがございますが、その横の現在の来客駐車場の譲渡の話が持ち上がり、これを駅前商店街が買収するための資金の一部として従業員施設を売却をいたし、駐車場の用地を54年7月に購入いたしました。そういうふうに関き及んでおるところであります。

当初、御承知のように、駅前商店街自身は駐車場を市の方に要請をいたしておったというふうに関当時の記録等どうかかえるところであります。ところが、従業員宿舎が緊急の課題ということで、200坪譲るということになったわけでございますが、基本は、駅前商店街としては駐車場を欲しいというのが当時の要請でありました。そういうところから、駅前商店街といたしましては、当初の要望でありました来客用駐車場用地の取得という当初目的が達成されたものというふうに関私どもは理解をいたしておるところでございます。

以上、かいつまんで御報告をさせていただきます。答弁とさせていただきます。

- 都市整備課長（田中武郎君） 確認申請の経過を都市整備課長から御答弁させていただきます。

申請地につきましては、府中町六丁目57の5 1,357平方メートル、申請者大阪市中央区大阪共同サービス代表者・土山藤作になっております。建物概要につきましては、鉄骨造4階事務所付き倉庫、建物は755平方メートル、延べ2,413平方メートル。それから経過ですが、平

成3年1月18日市都市整備課の方に申請がありまして、受け付けを行いまして、同3月16日に府の確認申請がおりております。

以上です。

- 市長公室理事（稲田順三君） それでは、2点目の新庁舎建設及び増設につきまして、企画の稲田よりお答え申し上げます。

新庁舎建設年度の目途といたしましては、平成7年と昨日も申し上げました。原則として、工事に着手するということで考えておる次第であります。平成7年度中にはぜひ工事に着手したいと考えておりまして、基本構想なり、基本設計及び実施設計の作成につきましては、今後鋭意積極的に努力してまいりたいと考えておるわけでありまして。

なお、当敷地の借地でありますけれども、竹下議員御指摘のとおり、全体面積の約55パーセントは借地になっておると、これは事実でございます。

- 1番（竹下義章君） 今聞きますと、私が申し上げているように、農協統合合併をするという目的によって払い下げをしたと、これは事実のようです。従って、私は少なくとも、先ほども申し上げましたように、こういう市有地をそういう一つの目標に向かって、一つの団体に払い下げをしていくということは、最優先的にやっていくということでありまして、一つの目標がずれるというようなことになった場合は、少なくとも委員会にもかかり、議会にもかかっているような大きな問題を、買い戻し契約も何もなくてこういう処理をされたことについては大きな問題が私はあると思います。その点について、これは部課長の答えではなくて、市長はどのように考えているか、ひとつお答え願いたい。

- 市長（池田忠雄君） 竹下議員さんからの旧警察跡地の払い下げに関する問題についての御質問でございまして、基本的には大塚部長が申し上げた経過でございます。

その上に立って、市長はどう思うのかということについての御質問でございました。率直な話、一昨年でございましたか、農協連絡協議会の方から払い下げを受けたあの土地を処分をさせていただきたいという申し出があったのは事実であります。竹下議員さんが先ほど言われましたように、45～46年ごろ私も議員さんとともども議席を同じくいたしておりまして、また総務委員の一員でもあったような記憶もございまして、たしか農協合併促進のための払い下げの経過というのは頭に残っておりまして、従って早速調べさせていただいたわけでございます。

ところが、総務委員会で私も発言をしておる経過もございまして、結論としては、払い下げをしようとした。ただ、財政が非常に苦しいときなんで、合併云々というようなことは一応別にして、適正価格で処分をしてあげたらいいじゃないかということの総務委員長報告になっておるような経過がございました。

従って、開発協会理事者としてはそうした意味に立って鑑定を入れ、当時の適正価格で払い下げたという経過らしいので、今議員さん御指摘のような歯どめとか特約とかが、45年ごろの文書を調べてみましたら、ないわけでございます。

そうしますと、私といたしましては、議員当時の記憶としては、そういう趣旨であったのであると。歯どめがないからしてノンズロでどこに売ってもいいというものでもないでしょうと。やはり請願も出され、議会でも論議した経過もあるんですから、こういうことについては、歯どめがない以上、とめる権利は市にはなかったわけでございます。

しかし、一定の行政指導ははすべきであると、こういうふうな上に立って、今御答弁申し上げましたように、売買の代金の税金を引いた半額は、農協合併、あるいは近代化のための留保資金として積み立てをすると、こういうようないわゆる行政指導をする中で認めてきた経過があるわけでございます。

議員さん御指摘のような経過でございますので、御指摘のように、市の財産を一つの団体等に目的を持って払い下げをする場合には、今後とも反省事項として、買い戻すときは一つの歯どめはかけるべきであると、このように御指摘どおり私も痛感をいたしております。この件につきましては、今申し上げましたような経過でございますので、御理解を相賜りたいと思います。

- 1番(竹下義章君) そういう言われ方をすれば、今度は逆に、駅前はどうなんだということになるんですね、金銭的云々ということになってきますと。

駅前の商店街に対しては、お世話になったからといってかなり安く売買しているんです。だから私は金額は言いたくないと。農協に対してもね。

相談があって、売買をしたうちから何ばかを積み立てて、指導していくという答えですね。私はそういう指導もできんと思うんです。買い戻し条項も何もないのに、だれがそれをするんですか。

というのは、私がうわさとしていろいろ聞いておりますのは、金が入ったのかどうか知りませんが、売買はできたと。従って、その金は各農協に分配される。その金を何に使うか。ということは、税金の関係がございますから、税金逃れとして何か建物を建てようかとかんとかという農協があるらしいです。そのように使っていこうかと考えている農協は、買い戻し条項も何もないのに、市として指導し、今後のために50パーセントなら50パーセントの金額を残しなさいと言っても、何を言うねやということになりませんか。農協でそういううわさが出ているらしいですよ。

だから私は、今まではなかったのかどうか知りませんが、農業委員会の会長さんがきょう出

席していたら聞こうと考えておったんですが、欠席ですからやむを得んとしましても、そういううわさがあって、今いろいろやっているらしいです。その辺耳にしませんか。

そしてまた、本当に今後のために、少なくともいろいろ残った金額は、各農協が売買するんじゃなくて、農協合併とかそういうことを含めまして、農協のために基金的な積み立てをさせるという自信がありますか。

- 市長（池田忠雄君） 竹下議員さんから突き詰めた御質問でございますので、率直にお答えをさせていただきます。

歯どめはございません。契約であります。20何年前でございます。しかし、農協としても請願を出し、最後の局面では、農協合併ということは別にして、いわゆる適正価格で、45年ですか、市の財政の悪いときでございましたから、売買をすべきだという総務委員長報告が最後になされておる。それを受けて理事者としては適正価格で売った。従って、契約書には歯どめというか、買い戻し特約がなかったという経過でございますので、われわれとしても、20数年たった今日、明確な歯どめというのは非常に難しいと、このように私も痛感をしました。

しかし、道義的な面もありますので、農協側に対して何らかの市としては物を言うべきだという考え方で、行政指導として申し上げてきた経過があると思っております。従って、それが農協として守れるのか、保証があるのかということについては、今申し上げたような契約自身に歯どめがない以上、非常にしんどいということには言えると思います。ただ、市と農協連という信義的な意味からして、買い戻し特約はなくとも、何らかの指導はすべきだという態度で今でもおります。農協連のその後の動きについては私は聞いておりませんが、そうした気持ちで指導をしておるという点についてはひとつ御理解をいただきたいと思えます。

- 1番（竹下義章君） 20年ほど前の話ですから余り突き詰めてもどうかと思うんですが、それならなお聞きしたいと思うんですが、これからもこういう問題は出てくると思うんです。従って、例えば、先ほどから申し上げておりますように、請願も出て、委員会で審議されて、その団体のためにやってやろうかという問題が今後起こってきた場合、少なくとも市としての歯どめはかけないといかんと思うんです。今までもいろいろあつたらうと思うんですが、それは歯どめはかかっていると思うんですが、今後こういう問題につきましても、少なくともその方針が変わった場合には、買い戻し条項とか、契約とか云々ということの歯どめをかけていくということについては当然じゃないかと思うんですが、その点どうですか。

- 市長（池田忠雄君） 御指摘のとおりだと思いますし、そのように今後対応いたしてまいりたいと。この質問は貴重な反省資料として私たちが謙虚に受けとめさせていただきます。

- 1番（竹下義章君） では、謙虚に受けとめてください。

そこでお聞きしたいと思うんですが、農林課にお聞きしたいと思います。3年ほどから農協合併は凍結されている云々ということをやわさで聞いております。聞くところによりますと、農協合併推進委員長は現市長だというふうに聞いておりますが、それは事実かどうか。事実であれば、農協合併というものは進めてやっていただいていると思うんですが、少なくとも合併をすべきだということで、方針的に現在も進められておるかどうか、その点をまず1点お聞きしたい。

なお、駅前開発も同様に聞いておきましょう。駅前も再開発ということでやっていくということが言われております。駅前に、何年前かに36〜37階建てのビルを建てる云々という計画がございましたが、今後とも再開発はやっていくのかどうか、やっておるのかどうか。これは後の答えにつながってきますから、その2点についてお聞かせください。

- 産業部長（大塚孝之君） 農協合併の状況でございますけれども、まずその前に、合併協議会の委員長は市長でございます。

そして、その状況でございますが、昭和59年3月時分から昭和62年2月ごろまでおよそ3カ年にわたりまして農協合併研究会というものが設立をされてございます。そういった中で、それぞれの問題点、あるいはまた農協間のいろいろな調整、検討がなされましたが、最終的には残念ながら合併を実現するには至ってございません。従って、現在のところ、その農協合併研究会は凍結ということに相なってございます。

しかし、市行政の今後の考え方でございますけれども、基本的には農協の事業はいろいろあるかと思いますが、一つは営農事業、一つは信用事業とというのがございますが、都市化が進展してまいる中では、信用事業を重きにやっている農協におきましては、どうしても単一農協では、それぞれ地域に進出をしてきてございますいろいろな金融機関があるかと思いますが、そういった中でも、小さな信用金庫とかそういうところにもなかなか太刀打ちができないというのが実態に相なっております。

従いまして、昨年秋からでも若干、当時の機運から変化をしてまいりまして、農協自身が統合されて、もう少し一体化して信用事業に当たっていくべきではないかという機運も一部の農協に出てまいっております。市行政としても、また大阪府の農政の考え方といたしましても、農協自身は一本化すべきだというふうに考えられておりますし、今後も私も機会あるごとに、農協組合長さん、あるいはまた営農指導者、そういった方々とのお話し合いの中で統合に向けての足がかりをつくっていかなくてはならないだろうと考えてところでございまして、今後も地道ながら統合に向けての歩みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

- 都市整備課長（田中武郎君） 府中の駅前につきましては、御承知のとおり、和泉市の顔と

も言うべきところでございます。都心でもあります。そういった意味もありまして、再開発の手法によって整備をいたしまして、ぜひ活性化をいたしたいと、かように考えております。

- 1番（竹下義章君）　そこで市長に再度確認をしておきたいと思うんですが、農協駅前については、今お答えがございましたように、やはり農協は統一していくのだという方針で市は進めていくということですね。で、駅前開発は当然やっていくという今お答えがありました。

そこで、先ほどの関連を併せて申し上げておきたいと思うんですが、私はまた農協は二の舞いを踏んでいくんじゃないかという心配をするんですよ。なぜかということは、あれは合併をするんだということの敷地だというふうに私は今でも考えています。そのような経過をたどってきたわけですから。そこで、土地転がしとは言いませんが、あれは売買されてしまっている。これはいいとしましても、今度は市は少なくとも農協合併を推進させていくんだという、市長みずからがやっていくわけですから、そこで例えば農協合併か統一ができたとしますか。おかげさんで、市の指導により、市長さんの指導によりまして合併はできました。できましたが、ここが持っている農協の土地というのは非常に狭い。従って、どこか大きな和泉市の市有地がありませんか、払い下げてもらえませんかという問題が必ず起こってくると思います。起こってきた場合にどうするかという問題です。非常に悪い言い方をすれば、そういうのは私はすべきじゃないというふうに言いたいわけですが、市ですから、農協団体のことですから、その辺についてどのように進めていかれるかということをまずお聞きしたい。

もう一つは、駅前も同じことです。駅前も開発しますね。向こうの駅前と同じように、皆さんが市のために尽くしたんだから、たとえ駐車場なり、どこかいい場所を提供してもらえませんかという問題が起こっていると思うんです。そしたら、先ほど答えが出ました二つの問題を同じような形で処理されていこうとしているかどうか。私はすべきじゃないと思うんですが、その点どうですか。

- 市長（池田忠雄君）　農協連についての合併は、農協連みずからの課題でございます。促進すべきだということで、上部団体、国、あるいは府の農協連も強烈的な指導を現在もやっているのが事実であります。私も、今答弁のとおり、3年間ほど合併研究会の会長もさせていただきました。現在はしてございません。農協みずからの課題ですよということで、府市協調で、上部団体も合わせまして、教育合併は促進すべしと、こういう立場で、今でも変わりはありません。

従いまして、農協連としても、先ほど言いましたように、金融の自由化をはじめいろいろな嵐が吹き荒れている中で、単位農協でこれからの激動期の信用事業が果たしてできていくのかどうか、こうしたことに農協連みずから、個々の農協も直面をしておられるのも事実でありま

す。

ただ、歴史的な経過、その地に根差したそれぞれの農協という個性、こうした意味からしましても、なかなか理論どおりには運ばないのが農協合併の難しさだということは、私会長を3年させてもらってつくづく痛感をしたのも事実であります。ただ、ご時世の中でもございますので、これから動いていくのではないかと、このように考えております。

農業団体のメッカでありますのが農協です。力を合わせて農業者を守っていく。農業の振興にも、また一面営農とかいろいろなこともお世話をいただいております。信用事業だけではございません。いろいろな意味でお世話になっております農林団体のメッカが農協連でございますので、農協合併は促進すべしと。あるいはまた合併ができる暁には、市としてもいろいろな相談には乗らざるを得ないのではないか、このような気持ちもございます。

ただし、議員さんがおっしゃる過去の経過があります。従って、行政指導を現在行って、実現するかどうかは別にして、一つの内部留保資金として、売買代金のうち8農協がそれぞれ積み立てをしていただいているのであらうと私も思っております。そうした点も含めまして、これからの農協合併の育成と併せまして、そのときにはそのときのご相談には、農協連を育成する立場で市としては乗っていかざるを得ない面が当然ございます。ただ、先ほど来の経過もございまして、その辺は議員さん御指摘のように腹に置いて対応してまいりたい。

ただ、一言だけ申し上げたいのは、総務委員長報告があって、そのときの理事者のサイドとしては、適正な価格で農協に払い下げをするので、合併のときにはやはり何らかの配慮をすべきであると、こういう理事者の見解が45年当時出されておるのも事実であります。従って、適正な価格で売ったので、農協連の合併のときには、またその時点で配慮すべきという当時の理事者の考え方が出ておるのも事実でございます。そうした諸点と議員さん御指摘の歯どめ問題、いろいろな点絡み合わせまして、大局的に農協連に対して、今後合併実現の暁にはまたご協議をしなければならんと、このように思っております。ちょっと歯切れは悪うございますけれども、ひとつ心情は御理解を相賜りたいと存じます。

それから、駅前商店街の問題でございますけれども、今の駅前再開発というのは、御存じのとおり、府中の駅前、ロードイン和泉はあの計画の中には含まれてございません。従って、今進めております再開発は、駅前商店街から南側、バス停のところまで、それから13号線、この間が大体エリアでございます。その中でB、C街区、A街区という分け方もございますけれども、駅前の商店街としては、再開発の区域の外に再開発がこれからはなされていくのと駅前周辺と連動して、20万都市になんなんとする和泉市の表玄関口を守っていただくと、こういう間柄でございますので、議員さん御指摘のような駅前商店街からの陳情という面での再開発に伴う

というのではないのではないか。またおのずから別個でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

- 1番(竹下義章君) なければ結構です。あれば、歯どめというものははっきりしてもらわないかんということで、もっと突っ込みたいわけですが、これくらいでこの問題はおいで置きます。今後このようなことのないように、知らんから勝手にしたらいいのだというのではなくて、議会に報告できる点はどんどん報告してもらおうという理解もとっていただきたいということを申し上げて、この問題については終わります。

次に、庁舎の問題でございますが、今答弁を聞きますと、平成7年に工事に入るということですね。設計ができたということではなくて、くわ入れをいたしますと。平成7年にくわ入れをするとした場合には、少なくとも20カ月以上かかるんじゃないかと思うんですが、その点どうですか。

- 市長公室理事(稲田順三君) 御指摘のとおり、規模等についてはまだ定かではございませんけれども、庁舎ということでございますし、先生御指摘のとおり、20カ月もしくは2年ぐらいはかかるんじゃないかと、このように考えております。

- 1番(竹下義章君) では、はっきりしておきましょう。平成9年にはでき上がるというふうに理解してよろしいですか。

- 市長公室理事(稲田順三君) 先ほど申し上げておりますとおり、平成7年には何としても工事着手に漕ぎつけたい。それからおおむね2年ということになりますと、御指摘のとおり、9年中にはでき上がるのではないかと、このように考えて計画を立てております。

- 1番(竹下義章君) では、そのように理解させていただきますから。できれば9年じゃなくて、もっと早い方がよいわけですが、一日も早くしていただくことをお願いしたいと思います。

そこで、平成9年までということになりますと、あと6年ほどあるわけですね。市長、6年も、例えば建設は外へ出ている、産業は出ている、あちこちばらまいているわけです。で、平成9年まで議員さんにも辛抱なさいと。少なくとも私らはいろいろ用事を頼まれますと、どうしても遠いなという感覚もあるわけです。で、お客さんが来れば連れていかなければいけないという非常に不便があるんです。

特に、こういう言い方は悪いのですが、選挙前になりますと、どうしても忙しいのは建設です。用事を議員も頼まれます。「ここへ来い」というわけにいかんわけです。部課長も仕事をしているわけですから、できるだけ部課長を呼ぶということは議員といえども差し控えなければならぬだろうと思えます。そういう点で非常に不便を来しております。その建つまでの間、

各課は全部市にとっては大事ですが、どうしても庁舎に帰ってこれないというなら、こういう言い方は非常に悪いかわかりませんが、出ておる部長をこの庁舎のどこかにちょっと集まっておいてもらう。そこでわれわれは用事をさせてもらうとか、何かいい方法はありませんか。何らか考えてもらわないと、平成9年までこのままでされたのでは、私ら議員としてはかないません。その辺何かよい知恵があったら教えてください。

- 市長公室理事（稲田順三君） 確かにそういう議論は分室をつくるときにありました。われわれもいろいろ検討したわけですが、当時、中心に据えたのは市民課——市民課へ来られる市民の方々が座る場所もない、非常に困っていた。加えて、事務室の狭隘とか、会議室がなかった。そういう中でいろいろ研究をしたわけですが、結果的には建設部、産業部が出ていってもらわざるを得なかったというのが実態であります。

そのときにもご議論はあったわけですが、確かに議員さんにはご不便をかけるということはいわれわれとしても十分承知いたしております。そういうことで、できる限り部課長を呼んでいただくということにしてはどうかというところまで話し合いをしまいたったわけでありまして。そういうことで、今すぐ部長なり課長のそういう場所をつくってということについては非常に困難性があると。ただ、部長、課長はその部なり課を管理、統括しなければならないという立場でございますので、当分、確かに6年という長い期間になるわけですが、その点ご辛抱をお願いしたいなと、こう考えるところであります。

- 1番（竹下義章君） 部課長を呼んでよいというならどんどん呼びますけれども、仕事になりませんよ。やはり部課長も仕事をしているわけですから。部下の指導もしなければならない。そういう点では、きょうはよろしいですが、改めて機会があれば、ほかの議員さんからも出てくるだろうと思いますが、できるだけ不便のないような形をとっていただきたいということを特にお願しておきます。

そこで、最後になりますが、田中助役さんをお願いをしておきたいと思うんですが、その前に、市長にちょっとお礼を言っておきましょう。

私は20年来議員をやっておるわけですが、その中におきまして、三役ということになりますと、市役所の職員上がりでずっとやっておったのが和泉市の実態です。各市におきましては、議会からの人事ということで、三役に出ておられるということも聞き及んでおりました。和泉市もいずれ、市の職員からだけではなくて、議会からも三役とかそういうところに入っていたら、和泉市発展のために尽くすという行政ができないものだろうかと考えておりましたら、私がおらん間に助役2人制ができて、議会として非常に経験豊かな田中議員が助役になられたということ、議員として厚くお礼を申し上げておきたいと思っております。今後もひとつそうい

う面で目を開いていただいて、よろしく願いしておきます。

そこで、田中助役に一つお願いをしておきたいと思うんですが、いろいろ空気を見ますと、私を含めまして議員が、例えばおりおの病院の問題とか、いろいろ質問も昨日出ておりましたが、ああいう点につきましても詳しく知らないという経過もあるわけです。従って、もっと議会対策というものをよく考えていただいて、議員にも知ってもら。で、議会、理事者というものがうまくいくという、そういう橋渡しを含めまして、議会対策というものを田中助役さんに特にお願いしておきたいということを申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 竹下義章君の質問が終わりました。

次に、22番・猪尾伸子君。

（22番・猪尾伸子君登壇）

○ 22番（猪尾伸子君） 22番・猪尾伸子です。

通告に従いまして質問させていただきます。何しろ初めての質問ですので、いろいろ議会の形式などに不慣れでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、和泉中央丘陵開発事業について、特に公益施設についてお伺いいたします。

来春のまちびらきを控えまして、私も住まいが近いということもありまして、ご近所の方から、どんな施設ができるのか、どういうまちになっていくのかというようなことを聞かれるわけです。市民の間には、和泉府中の近くまで出かけなくても、図書館や文化施設などが身近でできるようになるのであろうという期待も大変高まってきています。市民にしてみれば、中央丘陵には住宅ができ、駅ができ、学園ゾーンもあるというような大ざっぱなことはわかっても、実際には、一番市民生活に深くかかわりのある公益施設がどうなるかという具体的なことがさっぱりわかりません。平成3年度の市の実施計画の重点事業の中でも、この件に関しては、道路、公園、下水道などの都市基盤整備をはじめ、良質な住宅の供給と文化業務施設を含む総合的なまちづくりを行う。また本市の副都心として位置づけられているシビックセンターの整備計画について調査検討を進めるというのみで、具体的にはよくわかりません。

また、シビックセンターも、市の案として、総合福祉センター、公民館、図書館などが出されておりますが、公団の案が出ておりません。さらに、いろいろ考えていただいているとして、シビックセンターは駅前でありまして、ここだけに公益施設が集中して、広い地域の中でほかに公益施設は一切ないのだろうかという疑問も出てくるわけです。

公益施設につきましては、先日の開発特別委員会でも多少聞かせていただきましたが、具体的内容及び公益施設を実際につくり上げていくプロセスについてなおわからない点があります

ので、改めて質問をさせていただきます。

市として公益施設はどのようなものを考えておられるのか、そしてどういう段階を追ってできていくのか、今現在どういう段階まで進んでいるのかをお聞かせ願います。

二つ目に、交通公害問題についてお伺いいたします。

近年市内道路の随所で混雑、交通渋滞が起り、危険性も高まっていることは皆様よく御存じのことで、昨日の質問にも何点か出されておりました。さて、私の身近なところの問題で恐縮なんでしょうが、三林岡山線も御多分に漏れず、朝夕の混雑は相当なものであります。ことに石尾中学校の前、石尾山バス停付近は、婦人子供服団地から出る道との三差路になっているんですが、その三差路にはきちんとした信号機がありません。少し東側に、石尾中学校の入り口の前に押しボタン信号があるのみです。また三差路の真真中にバス停がある上に、両側は大きくカーブをしておりますので、大変見通しが悪いにもかかわらず、特に朝のラッシュ時などには、三林岡山線の流れになかなか乗れないものですから、婦人子供団地からの車がときに大変強引な割り込みなどをして、大変危険な状態になっています。交通量の増加に対応して、交差点の整備及び信号機の設置が必要だと考えますが、いかがなものか、お聞かせ願いたいと思います。

以上、二つの点について自席からの再質問の権利を留保いたしまして、質問を終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 都市整備課長（田中武郎君） トリベール和泉に関連いたします公益施設についての考え方につきまして、都市整備課田中より御答弁申し上げます。

トリベール和泉新駅周辺は、本市の総合計画でも副都心として位置づけられ、また本市の地形からして南北に細長く、都心であります府中地域は本市の北の端に位置している関係上、本市の中央部及び山間部の均衡を図るため、和泉中央丘陵の開発を誘致し、泉北高速鉄道の1駅延伸を含め、副都心として位置づけられたものであります。

トリベール和泉副都心に関連する公益施設の計画につきましては、一昨年より住宅・都市整備公団と本市の関係する各部課長と協議を重ねてまいりました結果、副都心として必要な施設の項目については一定整理されたものの、今後市内部でこれらの施設についての規模、内容について、それぞれ原課で煮詰めを行い、一定の整理を行っていく必要があります。

なお、市が要望しております公益施設については、市が公団より用地を買収し、建物も市の方で建設、管理運営も本市が行っていかなければなりませんので、今後それぞれの原課で財源的問題も含め、財政当局とも協議の上、市全体として取り組む必要があります。今後具体的に取り組んでまいりたく存じますので、御了承を賜りたく存じます。

なお、平成元年度において「シビックセンター構想」ということで調査を行いたい、その調査結果を所管の特別委員会に御報告申し上げ、公団の構想案の提出を求め、市の考え方と公団の考え方を今後煮詰めてまいります。この調査の中でも、先進都市の公益施設の状況も調査し、一定の考え方を整理しております。これらの構想案も参考にしながら、整理してまいります。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 産業部交通公害課（川端 勇君） 府道三林岡山線の石尾中学校前交差点の信号機設置について、交通公害課川端よりお答えいたします。

当該地の信号機につきましては、石尾中学校が開校時に生徒の通学路の安全を図るために、点滅信号機を設置されたように聞き及んでおります。また、婦人子供服団地より府道に出る交差点につきましては、団地内道路として通行量も少なく、信号機が設置されず現在に至っておりますが、近年当団地に住宅が増え、日常の通行量が増加してまいっております。

御指摘の場所につきましては、かねてより御要望もあり、市といたしましても、緊急を要する箇所として、警察当局に早急に設置すべく要望してまいりました。その結果、大阪府警本部が設置すべき箇所として取り組まれておりますが、設置条件として、府道等の道路改良が先決である旨の指導があり、現在、交差点改良をすべく道路管理者と話し合いを進めているところでございます。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

- 22番（猪尾伸子君） それでは、先に中央丘陵の件についてまとめて再質問をさせていただきたいと思っております。

中央丘陵開発の公益施設について、ただいまの御答弁で市全体として取り組む必要があるとお考えのことはよくわかりました。とするならば、どの部署が中心となって取り組んでいられるのか、またそれぞれの原課から出されている要望項目を市として検討し、精査していく必要があるのではないかとおもうのですが、市として各原課から出てきております要望項目をどこが責任部署となって、どこがどうまとめようとしているのでしょうか。そして、今後どのように進めていこうとお考えなのか、お答えを願いたいと思っております。

- 都市整備課長（田中武郎君） お答えいたします。

事務局の取り組みといたしましては、例えば和泉中央丘陵開発の促進に当たり、市の基本的な方針を検討するための組織として、市長を委員長に、特別職及び関係部長によります和泉市中央丘陵整備事業計画委員会を昭和55年度より組織化しており、この委員会に関係次長、課長による組織として専門委員会があります。この専門委員会で市の具体的な案の煮詰めを行い、計画委員会の方向で決定を行いたいと考えておりますので、よろしく御理解をいたします。

- 22番（猪尾伸子君） 事務局としての都市整備部が計画委員会、そして専門委員会で精査検

討して、市全体としての案をまとめていくということですが、先日の開発特別委員会で私は質問をさせていただいたんですが、どういう施設ができるのか、そして市としてどういうものをつくらうとされているのかということをお伺いしましたときに、市長のお答えの中で、考え得るすべての項目を各課で出して、それぞれ交渉している、というふうにお答えになったと私は理解しているんですが、市長として今の事務局の答弁のように、それぞれの課から出ている要望項目を計画委員会及び専門委員会でまとめていく、そして市としての案にするということではよろしいのでしょうか、市長にちょっとお確かめしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） そのように御理解をいただいて結構だと思います。私も委員長として、各課からそれぞれ出されておりますものにつきまして、公団とこれから基本的な折衝に入るわけですが、本市の財政実態もあり、また公団にもご負担をしていただきたいという厚かましい希望も私は持っている、いろいろな諸点がございまして、これらにつきまして、公団側とシビアに煮詰めていく中で、それぞれの原課から出ております要望項目を、可能な限り、トリベール和泉の中で実現をしていきたいと、このようにも思っております。

ただ、交渉事でございますので、公団と明確な、どれとどれをやっていくということは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、力いっぱい頑張っていきたいと思っております。

- 22番（猪尾伸子君） 市長は、計画委員会、専門委員会でこれからまとめて、市としての案を出していかれる、そして公団との交渉をしていくというふうにお答えだったんですが、私の認識といたしましては、当然そういうものはできていて、具体的に詰めていく段階に入っているのだと思いましたが、先日の特別委員会でも、公益施設についてどういうものができるのかということで、資料をお出しいただきたいということも申し上げたんですが、まだこれから市の案を煮詰めていき、公団とも折衝していくということで、市としてのまとめということがこれからされていくということですので、これは早急にやっていただかないといけないと思うんです。

今のままでは、各課からいろいろな要望項目を出されていると思うんですけれども、それが各課任せになっているのかどうか分かりませんが、先ほどおっしゃったように、財源的な裏づけもなしに公団との交渉というのはできないと思います。今の段階でしたら、公団にただ要望する、伝えるというふうなことで、煮詰めた話にはなっていないと思います。ですから、財源的な裏づけを含めて、きちんとまとめを早急にやっていただかないといけないと思います。

それで、作業のスピードについて、先ほど課長からの御答弁の中で、計画委員会、専門委員会で具体案を煮詰めて、方向の決定を行うということですが、いつまでも市の案がまとまらな

い、出ないというのでは困るわけです。その辺はどうお考えなのかということ。

それから、まとめるという中には当然、市長もおっしゃいましたように、市の負担も出てくるということもあると思いますので、各課から今出されております要望項目の中からは削る必要も出てくると思うんです。そういうことでは、各課長や部長間の話だけではまもらない場合も出てくると思いますので、最終的には、市長や助役さんたちの御決断も必要だと思います。その辺について、早急に取りまとめていくという点で、市長の御決意も含めまして、最後にお聞きしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 一生懸命頑張ります。
- 22番（猪尾伸子君） 当然私としては出ているはずと思っておりまして市全体の考えができていないわけですから、公団と交渉した結果はどうなるかは別としまして、早急によりしくお願いいたします。それを強く要求しておきます。

中央丘陵開発の近くに住んでいる私といたしましては、例えばご近所の方から、保健所へ行くのでも、とにかくバスの便の不便なところなので、小さい子供さんの予防接種を受けに行くときでも、例えば赤ちゃんを連れて、小さい子供の手を引いて、お昼1時からの受け付けに朝から出かけなければいけない、ミルクやおむつもいっぱいあれですので、そういうものもできるのではないかとということで非常に期待もされております。きょうは本来ならば、公益施設の具体的な問題の内容についてお伺いしたかったですけれども、そういう個別的問題はまた今後の特別委員会などでお伺いしたいと思いますので、よろしくお祈りいたしまして、この件については終わっておきたいと思っております。

次に、三林岡山線の石尾山バス停の問題についてですけれども、交通公害課としてはそれに努力もし、頑張っていたいただいていると思うんですけれども、私も身近な問題ですので、先日府の方、鳳土木の方へ出かけてみました。そうしましたら、府としては警察とまだ話をしていないということで、さっぱりお話が通じなくて、ちょっとびっくりしたわけです。一体この問題については、市の中心がどこになるのかというふうに非常に疑問も感じましたので、改めてお伺いするわけなんです、この問題の窓口は交通公害課の方でよろしいのでしょうか。

- 産業部交通公害課（川端 勇君） 交通公害課が行います。
- 22番（猪尾伸子君） 交通公害課の方でやっていただくということで、引き続きお願いしたいのですが、所轄が府だから鳳土木だとか、信号機は警察だとか、こっちから出てきている道は婦人子供服団地ということで、市は一定対応していただいていると思うんですけれども、中途半端な対応になっているのではないかと懸念するわけです。警察は、周辺の道路整備、交差点整備、そういう条件整備が

できれば、信号の設置をするというふうに言っているのであれば、その条件整備が早くできるように、早く信号の設置ができるというふうに詰めをきちっとしていただいて、府なり婦人子供服団地に実効ある申し入れをしていただかないと、いつまでたっても信号がつかないという状況になっていくと思いますので、早急に実現していただきたいと思うんです。

それで1点、市の道路課に関する点については、これも明確にお答えいただきたいのですが、婦人子供服団地の入り口の部分、私がお聞きしているのは、歩道が非常に狭いわけです。1.5メートルしか歩道の幅がないので、そこに信号をつけたときに、信号待ちをするスペースが要るので、歩道の拡幅も必要だというふうにお聞きしております。その歩道拡幅について、そこは婦人子供服団地の私道で、市道になっていないということなんですけれども、将来的には市に移管されるというふうにもお聞きしていますので、歩道の拡幅については市がやられるのか、婦人子供服団地の方にやらせるのか、この点もきちんと煮詰めていただかなければだめだと思うんですが、この点はいかがなものでしょうか。

- 建設部道路課長（谷 俊雄君） 道路課の谷よりお答えいたします。

御指摘の交差点の信号設置につきましては、交通公害課の方から、信号設置に伴い、府道の側の歩道等の整備と、それから婦人子供服団地から出てくる歩道の整備が信号設置について必要であると、こういうことを過去から承っております。従いまして、御指摘の歩道の整備でございますけれども、この道路は現在は大阪婦人子供団地の協同組合の管理となっております。しかし、当初は、婦人子供服団地の団地内道路でございましたけれども、逐次、最近宅地分譲を行いまして、一般の人家が増えておりますので、引き取ってほしいというお話は聞いております。従って、われわれといたしましては、今工事が大分周辺で行われておりますけれども、すべてが終わったときに引き継ぎをしようと、こういう一定の話はしております。

従いまして、今回、信号設置に伴う歩道の整備でございますが、現在管理を婦人子供服団地がやっておりますので、婦人子供服団地の方にも現在協議をしているところでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

- 22番（猪尾伸子君） この問題につきましては、和泉市における開発による業務車両の増加だとか、それから人口増加による交通量の増大に見合う道路網がきちんと整備ができていない、追いついていない、市の道路行政が立ちおけているということから出てきている一つの状況だと思うんです。そういう状況に対して、市としてはできるだけの対応を責任を持ってやっていただきたいと思います。

石尾山の交差点に限っていえば、条件が整えば、実現のめどのあることです。所管があそこ

だからここだからというふうにもたれ合いにならずに、市民生活に直接かわりのあることで
すし、大きな事故が起こる前に実現できるよう、実効ある対応を早急にしていただきたいとい
うことを申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 猪尾伸子君の質問は終わりました。

次に、7番・赤阪和見君。

（7番・赤阪和見君登壇）

○ 7番（赤阪和見君） 昨日の木村議員さんの質問にありましたコスモラーバンゴルフ場等の
開発に対する自然環境評価の説明の中で、国の基準となる動物、植物は見当たらなかった、タ
カ、トンビが一匹上空を飛んでいたのみである、住みついているところはない、どの答弁があ
りました。私はあれっと思いつつながら、考え方が少しおかしいのではないかなと思いました。自
然への見方が少しずれているのではないのでしょうか。ゆっくり考えてみましたが、現在の生
活環境にどっぷりとつかって見ているのではないかと思ったのであります。

それは、以前にも話しましたように、植物連鎖の図式であります。トンビが、タカが一匹、
自然の中でどれだけの行動範囲を必要とし、自然界にある食べ物が要るのではないでしょ
うか。

ここにいる皆さんも小さかったころ、真っ青な空を見上げると、トンビの一匹や二匹が必ず
円を描きながら飛んでいたのではありませんか。そのトンビは一体どこへ行ったのでありま
しょうか。

自然は、稲があってイナゴがおり、イナゴがおってカエルが生きられるわけです。カエルが
生きていてヘビが這うわけです。そのヘビを目がけて、トンビ、タカが円を描きながら一直線
に行く。これが植物連鎖であります。

また、話は変わりますが、体長が14.5センチメートル、体重が約16グラムのシジュウガラ
は、どれだけの量の虫を食べているのだろうか。ドイツの有名なレヒッチ博士によると、この
研究結果では、成鳥1羽が1年間に食べた昆虫の数は12万5,000匹であったといえます。ちな
みに、シジュウガラが多く住む地域には、農作物に被害を与えるアメリカシロヒトリの発生が
少ないことが知られております。一匹のタカ、トンビが上空を通過するとき、下を見ながら、
カエルや昆虫がおるけれども、ここは開発の地域、住めないなと思いつつながら、和泉市の上空を
通り過ぎたのではないのでしょうか。

皆さん方はことしトンボやホタルの乱舞を見ましたか。子供のころ、水面に尾をつけながら
飛ぶ細い細いトンボ、頭に、肩に、手にたかったホタルはどこへ行ったのでしょうか。昨日も
開発に絡む河川の改修、コンクリートブロックによる河川堤防をつくり、開発よるため池の喪

失、一体どこに自然があるのでしょうか。どこに自然が残されるのでしょうか。どこまでも傲慢な人間が、どこまで開発という耳当たりのよい言葉に惑わされていけばいいのでしょうか。

ある著名な人が対談の中で話をしておりましたことをここで紹介いたします。ビーカーに熱い湯を入れて、そこへカエルを一匹入れると、そのカエルは熱さを敏感に感じて、あわてて飛び出るそうであります。もう一つのビーカーに水を入れて、カエルを同じように入れても、水面から目を出して、気持ちよさそうにじっとしている。そのカエルの入ったビーカーを底からじんわりと熱すると、カエルとじっとしたまま、動こうともしないわけです。最後には、腹を上に向けて生き絶え、カエルの生き煮ができるわけです。

これぐらいの開発は、これぐらいのごみは、これぐらいの水の汚れは、これぐらいの油を捨てても、これぐらいは、これぐらいはと自然を甘く見、いや、甘く見るどころか、それに気づかずに生きている。私たちの生まれたころは、ちょうど水に入ったカエルであったかもしれません。今、30度、いや、40度、50度のビーカーの中であるかもしれません。今それに気づかなくては、取り返しのつかないところに来ていると感じ、質問をいたします。

こども会、老人会、婦人会、町会等々が空き缶、空き瓶回収をし、資源ごみリサイクルに取り組んでいますが、経済効率からいえば、とても引き合うものではありません。しかし、青少年の健全な育成、老人、婦人、町会の人々の連帯、コミュニケーション等を考えたとき、はかり知れない波及効果が生まれていると思いますが、その点いかがでしょうか。

そこで次に、古紙回収についても一定の助成金を出し、ごみ減量と再資源化を図る中で、地域コミュニティを育成する一助とすべきであると思いますが、いかがでしょうか。

一方、助成のあり方ではありますが、空き缶、空き瓶等と同じく、各種団体の助成であります。例えば収集団体にキロ5円の助成をすとして、市担当部局にも同じく基金的なものをつくり、キロ5円積み立てていく。例えばの金額です。一定の金額がたまったとき、こども会、老人会、婦人会、町会の関連する団体の人たちによって、記念になるもの、みんなが使用できるもの、例えば青年の家か、新しくできる市役所屋上にプラネタリウムとか、またゲートボール場とか、婦人会館とか、小鳥、野鳥の集まってくる公園など、これはごみを資源に変えてできたのだと言えるものを、小学生の副読本「ごみと私たち」の中身が実現のものとして学習できるようなものはないのでしょうか。

その活動の中で、昨日並河議員さんの質問にもありましたボランティアに対する保険であります。このような活動に対し、少しでも保障するというような考え方はないのかどうか。自治会、役員、防犯委員等々、市からの委嘱をしている行政協力員によるには、どのようにしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に3点目、町有墓のごみ収集についてであります。町村合併によりできた和泉市の歴史から見ても、部落有財産であった墓が各所に点在し、その実態も担当者によってしっかりと把握されていないのが実態ではないのでしょうか。市有墓地も数は少ないがあります。市有墓と部落有墓地の格差がはっきりとあらわれている点もたくさんあります。私は以前から訴えております。せめて墓地から出るごみくらいは市で収集し、市有墓地と部落有墓地との格差をなくすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目、4点目は関連いたしますので、同じに願います。「みんなの川 みんなの心できれいな河川」、7月は河川愛護月間、また「私たちの暮らしを支える川」と「広報いずみ」にあり、「この機会に河川について考えてみてください」とありましたので、少し考えてみたいと思います。

1点お教え願いたいと思います。和泉市の河川の中で、私は槇尾川に近く住んでおりますので、槇尾川についてお伺いいたします。槇尾川の自然流量は一日何トンぐらいあるのでしょうか。また、和泉市PTA協議会幼稚園部会の新聞「なかよしひろば」に掲載されておりました「横山幼稚園横を流れる槇尾川での川遊びを子供たちはとても喜ぶます」とありましたが、河川の汚れはどのようなものでしょうか。川遊びのできるようなところは何か所あるか、わかっておればお答え願いたいと思います。

3点目に、自然流量と家庭雑排水との関係相対水量はいかがなものでしょうか。下水道完成時の河川の水量はどのように見ておられるのか、お答え願いたいと思います。

次に、浄化槽管理助成についてであります。5月末現在、人口14万8,679人について、公共下水道処理人口何名、汲み取り人口何名、残り何らかの方法で処理されている人口は何名となるのか、お答え願いたいと思います。

その上で、何らかの方法で処理されている方々についてお伺いいたしますが、もしそれらの人が汲み取りであると仮定して、市は幾らの持ち出しになるのか、金額でお答え願いたいと思います。

次に、できればディスポーザーの設置台数状況を把握しておれば、お願いしたい。もし把握されていない場合は、ディスポーザーを進めるのか進めないのか、どのような考え方を設置については持っているのか、その点をお聞きしたいと思います。

私の家でも、公立公衆衛生研究所の山本主任研究員の指導を得まして、合併処理浄化槽を入れましたが、主任研究員のいわく、今環境が汚染されているのであり、10年も15年も下水道建設がかかるというなら、合併浄化槽を設置すべきだ。ただ、一つ一つの浄化槽にカルテを設けるなど維持管理をよくしなければならぬ、と言っておられました。一つ一つの浄化槽にカル

テ、非常に難しい問題であります。まして、単独浄化槽の実態もつかめていない原課ではどうしようもありません。そこで、合併処理浄化槽設置整備事業を進める検討をする、と以前の質問に答弁をいただいておりますが、どれくらい進んでいるのか、お答え願いたいと思います。

また、横山地域に代表される調整区域と今後数十年かかるであろう公共下水道事業にかわり、特定環境保全公共下水道事業や農林水産省の農業集落配水事業、また厚生省のコミュニティプラント等々、移行できないかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に第2点目、健康教育についてお伺いいたします。

7月1日から食品衛生法の改正で、食品添加物全面表示が義務づけられました。国の許可を受けた349種類の合成添加物と、また約1,000種類に及ぶ天然添加物が使用されていると言われております。1976年、15年前より味覚外来を最初に設置した日大附属板橋病院には、最初のころは味がわからないという患者が年間60人、昨年は約300人と、5倍に増えたと言われております。大阪大学附属病院も同様の傾向を指摘しております。原因は、食生活による栄養のバランスの崩れ、偏りにあります。逸失微量元素の亜鉛欠乏症を誘発するそれは、カマボコなどの練り製品やアイスクリームなどに含まれる加工食品のほとんどに使用されているポリリン酸、エチレンジアミン四酢酸、フィチン酸などの添加物が亜鉛の吸収を阻害したり、体内の亜鉛を排出させる働きにあると言われております。こうした添加物の働きと健康保持についてもっと学習の場を開き、周知させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、高齢化社会に入った今、脳梗塞等に見られる老人病の方々を支える家族の人たちのために、リハビリテーションの介護訓練講習会が必要ではないでしょうか。ホームケアが叫ばれています昨今、老人家庭看護一日講習会がこの25日に府民センターで50名を対象に行われますが、本市でも独自に、老人を抱えている人だけではなく、これからの高齢化社会を見詰め、婦人婦人会、町会、すべての市民を対象にした講習会を開きながら、いつでも、どこでも、だれでもホームケアの知識を体得できる体制を考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、平成3年度予算委員会で答弁をいただいた特別職使用の車購入について、私にいただいた答弁と実際とは大変かけ離れておりますので、私が当初うわさを聞いて疑問に思い、質問をいたしましたが、担当部局にはそのうわさを、単なるうわさであり、購入は市の主体性を持って、とても立派な答弁をいただき、了としたわけであります。しかし、実際は疑わしいような状態の中で車の購入がされている。このような議会、委員会の答弁では、議会軽視も甚だしいと思いますので、いきさつがわかりやすいような、納得のいくような答弁をこの際いただいておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上、要旨の説明を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 一般質問の途中であります、理事者の答弁は午後に行うことにし、ここで1時まで休憩といたします。

（午前11時37分休憩）

（午後1時30分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
赤阪議員の質問に対する理事者の答弁を願います。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいまの御質問にありましたごみ関係及び浄化槽の問題につきまして、市民生活部岸田からお答えさせていただきます。

まず、第1点目の資源ごみの集団回収に対する助成制度につきまして、全国的に見ましても関東地域で積極的に行われております。支援のタイトルといたしましては、団体に対する活動助成金のほか、資材の供与、実績に応じた報奨金の交付等がございます。府下でも昨年までに約3分の1の市町村で実施されておまして、本年度実施または実施予定を加えますと、約半数の市町村の数となります。本市でも従前から空き缶、空き瓶の回収協力金を交付する制度がございます、昨年度は104団体の登録団体に対しまして676万8,306円の協力金を交付しております。この回収総量は約183トンになります。

それに加えて各市町村で実施している古紙等の集団回収に対する助成制度の創設ということでございますが、近隣各市の実施状況を調査するとともに、市内の町会、自治会に対しまして、集団回収の実施の有無や、実施団体の1回当たりの回収量などについてアンケート調査を実施しております。これらの結果がまとめ次第、今後の検討課題とさせていただきますと考えております。これらの回収活動につきましては、協力金や売却代金が、実施団体の単なる活動資金源ではなく、回収活動がごみの減量化に役立っていることや資源保護、ひいては地球環境の保全に有効なものであることをPRし、回収活動の積極的な実施について御理解をいただきたいと思います。

次に、財産区墓地につきまして市設墓苑との格差をなくせ、という御意見でございますが、現在、市内には68カ所の墓地があり、このうち共有墓地として48カ所ございます。これら共有墓地、財産区墓地の維持管理は、墓地委員会や町会、自治会などで行われており、原課では、その詳細を把握してございません。したがって、今後、これらの管理内容やごみ処理の状況等の調査を行い、検討課題としてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

次に、小型合併浄化槽についての御質問でございますが、今年4月現在のし尿処理の状況でございますが、下水道人口3万7,535人、浄化槽人口5万3,763人、汲み取り人口5万7,042人となっております。浄化槽処理に依存する人口が増加の傾向にあります。し尿処理助成金は平地で1人90円、山間部で130円、平均1人当たりの助成は約100円となっております。5万3,763人を年間で試算いたしますと、6,451万6,000円となるわけです。しかしながら、市の重点施策として、財源の許す限り下水道の普及促進を図っていくことが第一義的でございます。浄化槽処理が多いこと、浄化槽の維持管理を怠ったことによります環境に対する悪影響等は十分に認識いたしておりますが、現時点では、浄化槽の維持管理に対する財政的な援助助成は考えておりません。快適で衛生的な生活環境を確保していくためには、下水道の普及及び整備が急務であると考えておりますが、浄化槽の維持管理に対する助成が適切であるかどうか、また、汲み取りや公共下水道の市民負担との均衡及び他都市の事例などを参考に研究してまいりたいと思います。

次に、小型合併浄化槽の設置整備事業について、本年度当初予算に事業実施対象区域の住民に対する意向調査経費を計上し、御承認をいただきました。これについては府とも協議の上、住民向けの説明会に使用できるようなパンフレット等の作成を準備しております。近々、町会、自治会役員に概略御説明を申し上げられると考えております。その上で住民皆さんに対するアンケートの御協力をお願い申し上げ、これの集約を行い、府に対し補助金の交付申請やヒアリングの実施等を進める予定であります。来年度に事業が実施できるよう住民皆さんの御協力をお願いしてまいりたいと存じます。

続きまして、ボランティア保険の加入についてでございます。昭和63年度まで町会、自治会の御協力を得て年1回、空き缶、空き瓶の回収活動を実施した当時は、参加者を対象に保険加入をしておりましたが、平成元年度から月1回、泉北環境に搬入をするという形に変更させていただき、現在では、参加者への保険加入はいたしておりません。保険加入が必要ではないか、との御提言につきましては、関係各課との兼ね合いもありますので、関係課とも協議検討をさせていただきたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

なお、ディスポーザーの設置につきましては、現在、私どもは把握しておりませんので、よろしく御願いを申し上げます。

- 7番(赤阪和見君) ディスポーザーがいいのか悪いのか。そして、ディスポーザーの設置を進めるのか、進めないのかということです。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) ディスポーザーにつきましては、台所の流し台から排水を流す場合、生ごみの固形物を細かく裁断する装置であります。しかし、これを使用することに

よって生ごみが少なくなるというメリットがあります半面、排水の水質を悪化させたり、それを浄化槽に流し込みますと細かい固形物が増加しスクリーンに目詰まりを起こすなど、浄化槽の機能に対するいろんな弊害を考慮しなければなりません。そのため和泉市では、このディスポーザーについては余り好ましくないであろうという原課の考え方でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。
- 市長公室次長（池辺一三君） 町会、自治会並びに防犯委員に対する保険加入について、広報聴課池辺よりお答え申し上げます。

防犯委員関係につきましては、大阪府防犯協会連合会が取り扱っております団体総合保障保険に加入をしております。また、町会関係につきましては、大阪府社会福祉協議会が取り扱っておりますボランティア保険に加入をしているものでございます。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） 参考のため、金額的にはどのぐらいですか。
- 市長公室次長（池辺一三君） 防犯関係につきましては、1口、2口というランクがございますが、本市では2口の190円に加入をしております。町会につきましては、年間300円でございます。
- 7番（赤阪和見君） 何人ぐらい。
- 市長公室次長（池辺一三君） 防犯につきましては197名、金額にして11万3,430円。町会につきましては158名、4万7,400円でございます。
- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 社会教育課長（田丸勝之君） 子供会等が資源ごみ等の回収を行っていることに對し、その波及効果について社会教育課よりお答え申し上げます。

このことにつきましては、社会教育課といたしましては、地区子供会が自主的に地域の環境美化に取り組んでいただいていることは、子供たちにとって資源の大切さを十分認識するとともに、指導者を通じて豊かな現代社会の生活の中で連帯意識に目覚め、モノを大切にすることを日常生活の中で体得されていることと思います。したがって今後、青少年の健全育成を推進する立場から、この活動について子供会育成連絡協議会と十分協議し、子供たちの健全育成並びに再生資源の大切さの意識高揚に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 建設部次長（山崎精二君） 河川浄化について、下水工務課山崎よりお答え申し上げます。槇尾川の流量は幾らか、というお尋ねでございますが、槇尾川神田橋地点における自然流量

につきましては、平成元年3月時点の市の資料によりますと、1秒当たり0.34㎡、1日当たり2万9,376トンでございます。

次に、自然河川流量に対する家庭雑排水の割合でございますが、当時点における水域住居者人口は約8,100人、1日の家庭雑排水が150といたしまして、この総量が河川の水量に与える影響を想定いたしますと、神田橋地点の平均河川水量1秒0.34に対して約4%程度であり、全量カットしてもその影響は少ないものと考えております。

次に、調整区域における下水道整備手法としては、特定環境保全公共下水道農業用集落排水事業、地域し尿処理施設整備事業の導入についてであります。下水道計画区域内の調整区域における下水処理につきましては、先ほどの特環、農廃、地域し尿処理施設整備事業手法の導入については考えておりません。ということは、公共下水道の整備促進を考えております。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 環境問題に関する答弁漏れはありますか。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） 水質の関係につきましては、父鬼川神田橋、北田中町の測定結果でございますが、環境基準につきましては、大腸菌群数が少しオーバーしてございます。楨尾側下流に行きますと、大腸菌群数とBOD（生物化学的酸素要求量）が少し基準値を超えております。
- 7番（赤阪和見君） 数値は。
- 交通公害課長（大塚俊昭君） 神田橋のところの大腸菌群数につきましては基準値が1000PPMでございますが、平成元年の実際の数値は1600PPMということでございます。BODにつきましては、神田橋の地点では1.4という数値でございます。
- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 建設部次長（中野英二君） 川遊びができる場所はどれぐらいあるか、ということでございますが、これについては調べておりませんのでわかりませんが、河川護岸の整備等により昔より少なくなっていることは事実だと思います。よろしく願いいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 次に、健康教育について答弁。
- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、2番目健康教育につきまして、（1）食品添加物について、（2）リハビリテーション（機能訓練）について、健康課池辺より御答弁させていただきます。

食品添加物につきましては、昔から食べ物に食塩や香辛料等を加えることにより日持ちをさせたり、おいしく食べるためにいろいろ工夫をし、長い自給自足の生活の中から何が食べても大丈夫かを判断してきました。ところが近年、都市に集中して生活するようになり、これまで

の生鮮食料品中心の食生活から加工された食品の利用へと移り変わり、加工技術の進歩、流通圏の拡大などにより新しい形態の食品が考えられてきました。

この移り変わりの中でいろんな食品添加物が使われるようになりました。嗜好を満たすもの、腐敗や変質の防止、食品鮮度に不可欠なもの、品質向上などに使われるもの、栄養強化のために使われるもの等、私たちの日常の食べ物にはいろんな添加物が利用されておりますが、その添加物は、厚生大臣が人の健康を損なう恐れがないものとしたものしか食品に添加することはできません。

7月1日より添加物の表示改正がなされ、このような添加物についての指導及び講習会等につきましては、保健所において食品製造業者、販売業者及び市民を対象に実施しているところでございます。今後は、健康課といたしましては、保健所の協力をいただきながら市民を対象に市民の健康の保持増進に向け、食品添加物等についての健康教育、また、広報いずみを通じての食品添加物に対する意識向上に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、リハビリテーション（機能訓練）についてであります。現在、保健センターで実施しております機能訓練につきましては、老人保健事業に基づき保健事業のお知らせ、広報いずみにより申請のありました市民の方を医師の判定に基づき火曜日と金曜日の週2回、実施しているところであります。また、寝たきり老人、これに準ずる方で保健センターに通所できない方につきましては、機能訓練が必要である在宅の方につきましては、医師、作業療法士が家庭に訪問して機能訓練を行うとともに、家族の方に対し家庭で継続して行える機能訓練の方法等についても助言、指導を行っているのが現状でございます。

次に、老人介護教室等についてであります。昨年も1回、保健所、福祉課、社会福祉協議会の合同で老人介護教室を5回シリーズで開催させていただきました。本年度も9月広報に掲載いたしまして、10月に実施をすべく取り組みを行っているところでございます。今後も在宅リハビリテーション、介護教室の充実に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 総務部次長（池辺 功君） 続きまして、公用車の購入について、総務課池辺より御答弁させていただきます。

御質問の公用車につきましては、予算委員会で種々御意見をいただきましたが、予算の御議決をいただきました日から早速、これらを踏まえて契約課と種々検討の結果、契約課では、乗用車の指名願いが出されているのは大阪トヨペット株式会社のみであるとの意見がありましたので、車種についてはクラウンに決定をさせていただきました。また、納期についても、11年

目の公用車である関係上車の調子も悪かったため、発注後相当の月日を要するものと考えましたので、新年度早々契約課の方へ購入伺を回したものであります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 7番（赤阪和見君） 答弁が非常に不満足であります。一応、順を追ってやらせていただきます。昨日の一般質問で出ましたが、自然環境の問題で余り開発と関係がないというような答弁でしたが、私の趣旨説明を聞かれてどういうお考えを持たれたか。昨日の答弁と考え合わせわかっていただけたかどうか。その感想だけ聞かせていただけますか。

○ 市長公室次長（山下喬三君） 昨日の動植物の調査につきまして、ただいまの赤阪議員さんからの御質問でございます。私どもは、開発に伴ってある程度、一定の環境の変化はあるということでは、昨日も御報告させていただいております。私どもコスモの関係といたしましては、計画区域内には33%以上の緑地帯を設けたり、企業側には植樹等の位置付けという内容も考えております。また、計画区域内には、現在、農地、いわゆるみかん畑や竹林などが70%程度でございますが、この開発に伴いまして動植物の内容は多少変化はするものの、大きくは変化しないという判断をいたしております。

以上でございます。

○ 7番（赤阪和見君） そこら辺がこちらが理解するところと違うわけです。コスモ、ラーバン、ゴルフ場にしても大差がないと言われますが、非常に大きく自然体系の変化が生じるわけです。ラーバンにしても、池がなんぼぐらいなくなりますか。そこから出てくる生物の体系が変わるのは確かですね。また、開発によって発生する濁流や污水対策については、護岸を整備するからいいという考え方ですが、1つの大きな河川の三方をコンクリートで整備し、一度に流してしまう。トンボやホタルの子のヤゴなどが全く住み付けないというのが現況です。そういう変化をどこでストップさせるかという環境問題の方向性が大事ではないか。最初に、その点をしっかりと考えていただきたいと思うんです。

それでは、1つずつやらせていただきます。

まず、古紙回収についての助成金は検討課題であるということですね。結局、古紙回収が企業として成り立たない。しかし、状況によっては成り立つ。だから、古紙回収を業としている者にとっては浮き沈みが激しい。すぐ止められるが、その代わりすぐ事業を興すこともできる。大きな設備も要らない。そのような回収業者の実態です。今、古紙1kgが何円ぐらいしていると思いますか。段ボール、新聞紙、上質紙などについて教えてください。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 詳細については調査してございませんが、キロ当たり3〜4円ぐらいの回収価格だと思います。

○ 7番(赤阪和見君) そこら辺が非常にあやふやなんです。古紙を集めた場合、幾らの補助金を出せばいいという形を全く考えてない。ごみとして処理するにはトン当たり2万5,000円から3万円かかります。キロ当たり3円とすると、トン3,000円ですか。ところが、業者が持って行くと6円ぐらいで買っただけなのが、一般の人が持って行くと3円ぐらいというような値段の差があるのは御存じですか。段ボールが4~8円の差が出てくる。新聞紙が一番高いときで8~12円ぐらい。回収業者がもって行くと12円ぐらい、一般の人間が行くと6円ぐらいというように経済的に動きがあるわけです。1トン集まって6,000円、よく集まって1万2,000円です。しかし残念ながら、そういう経済効果が生まれるところよりもなおかつ、ごみとして出された場合、その処理費が2万4,000円つくわけです。それも全くゼロだったらいいが、まだ灰が出ます。そのような今の日本経済の中の古紙の業界というのがあるわけです。

本当に協力的に子供会とか町会、婦人会、老人会などでやっていただいておりますが、これらの役員さんの熱意にしても、1年ごとの役員さんの交代によって4月からピタッと止めるところもあれば、しょうもない、前からのつなぎや、と8月ごろまで持って行って止める人もある。止められたら、そこで集めてくれてあったトン数がすべてごみとして出されるわけです。今でも一般家庭ごみを見ると、わざわざ新聞の集金人からもらう袋に入れてきちんと括って出されているわけです。今までなら、委託先の清掃会社が別に積んで持って行く方法を探ってましたが、そんなことをやっていたら仕事はかどらないし、安いということですべてごみとして放り込んでしまう。今のパッカー車といっても円形のもので、屋根の上というのがありませんね。そういうところから見ると、非常にごみとしての排出が目に見えてあるわけです。

先ほど、教育委員会からも聞きましたが、地域のコミュニティーや有能な青少年指導員の方々は、自分の働く場、ボランティアで、本来ならそんなものを売るよりも自分の日当分のおカネを出している方がいい、活動費さえあればいいという感覚でなく、そのことによって子供たちがごみの資源化についての意識の高揚に役立つものがある。その点では、本当にごみの再資源化をしようとしているのかどうか。検討とかの時代は過ぎました。今は、熱い、熱い中にボンと放り込まれた蛙じゃなく、じわっとぬくめられた蛙で、現実に今まさに腹をひっくり返そうとしている蛙じゃないですか。そのような状態の中、本当に真剣にごみの資源化についてどのように考えておられるのか、どう詳しく検討しようとしているのかをお願いいたします。

○ 市民生活部次長(岸田秀仁君) 確かに古紙回収につきましては、社会情勢の変化をまともにかぶってくる業界でございます。厚生省の調べでは、古紙については、資源の再利用云々で51.5%の回収で資源化されていると把握しております。今後、われわれとしても、回収団体の育成等を踏まえてPRに努め、回収の助成問題についての基礎的な資料としてアンケート調

査を実施、調査研究をさせていただきたいと思います。

- 7番(赤阪和見君) 広報いずみにごみの組成分析をしたら古紙は40数%あると載ってましたね。可燃物のごみの中にそれだけの古紙が入っているわけですよ。そのすべてを取れなくても、そこら辺を考えた場合、検討という時代は過ぎたでしょう。東京では自転車1台放かすのに400円、両袖の机を放かすのに最高1,600円というように、ごみ処理の有料化を図ろうというんですよ。そのような状態を本当に真剣に考えているのかどうか。検討、検討と言いますが、検討というのはいい言葉でして、3年やっても検討なら5年やっても検討です。どちらの助役さんが担当か知りませんが、本当に真剣に考えなければえらい時代が来ると違いますか。その点、どうですか。
- 市民生活部長(麻生和義君) 再度の御質問にお答え申し上げたいと存じますが、先ほど、担当の次長から申し上げましたように、現在、アンケート調査等を進めております中で、やはり町会、自治会の役員さんを先頭に各種団体の皆さん方の御協力を得ながら、古紙の回収に向けて非常に認識も高まってきているという中間集計も出ております。これらの結果も踏まえながら財政当局とも十分に検討をし、できるだけ早い機会に結論を出していきたいと考えておりますので、よろしく御了承をお願いいたします。
- 7番(赤阪和見君) 先ほどの要望も合わせてお願いいたします。空き缶の1個2円というのは、極端に言えば法外な値段です。余りにもよすぎます。ですから、たくさん出してもらう方がいいんですが、おカネの問題でなく、団体に助成する分と同じだけを市でごみ再生化基金というような感じで積み立てていただければ、各団体にばらまいた分だけそこにたまる。それを2年、3年、4年集めて、りっぱな新しい庁舎の屋上にプラネタリウムを据えれば、来庁した市民さんが「ごみでこんなものができたのか」という意識付けに役立ちます。もっと早くしようとすればあの青年の家。本物の夜空を眺めながら、和泉市では見られない春夏秋冬の星が見られるようなプラネタリウムを設置すれば、ごみがこう変わるんだということで大きく夢も膨らむのではないかと。できれば、折半という形で市民の協力を得ながら意識付けを進めていただきたいと要望しておきます。

ボランティア保険の件では2つだけ聞かせていただきましたが、こういうのは御存じですか。6月14日、富士火災が自治会、防犯委員らを対象に業界初の傷害保険を売り出しました。これは固有名詞を出してもいいと思います。その内容を説明する前に、和泉市には青少年指導員とか市行政に対する協力員というのは全体で何人ぐらいおりますか。それを把握しているところはありませんか。消防団は別にしてね。これはわからないでしょうね。ということは、ばらばらに予算のあるところが入っており、ないところが入っていない。それだけ行政のバランスが崩

れていると、言いたくはないが、言わなければしょうがない。

そこで、どういう保険かと言いますと、自治会役員とか防犯委員など地方自治体から委託を受けている行政協力員全員を対象にした団体傷害保険を売り出す。自治体が保険料を払って契約し、業務中のけがなどに対して通院保険料などを保障するもの。青少年指導員など協力員の職種ごとの傷害保険は既にあるが、委託した全員を保障するのは業界初めてだ。どのぐらいかかる。年間契約の掛け捨て。死亡後遺障害で5,000万円、入院保険金日額1万5,000円、通院保険金1万円がそれぞれ保障限度額、大きいですね。人口5万人で協力員が800人いるケースで試算すると、死亡後遺症障害が500万円、入院保険金が5,000円、通院保険が2,000円の設定。保険料は2口、190円、こういう新しい保険を売り出したというふうに毎日新聞6月11日付で載ってます。

素晴らしい保険ですよ。この3倍、人口15万人として、2,400人の協力員、ボランティアを網羅しても掛け金がわずかに40万円足らず、この計算ではね。私は年末になれば、そういう消防団の人に対して防犯の人をどうするんや、と毎年のように言ってるのに、皆さん方は何も考えてないんですか。こういう新しい保険がないか、ここにどういう保険があるか、ということで、市全体として、市民の中のボランティアとして心ある人たちの保障をするような方向性で大きく取り組んでいかなければならない。わかりました、と言うだけでわかってないんやからどこも答えてくれませんか。ここで、議長、市長をお願いをしたいのは、検討しようじゃないか、というどこか窓口を決めてください。どこでも結構です。それだけひとつ。

○ 助役（坂口禮之助君） そのような保険が本当に毎日新聞に載っておったということでございますが、不覚にして存じておりませんでした。現在、団体の行事の関係とか、いろいろ個別に適用を受ける保険にそれぞれ担当部局で入っていただいているんですが、一括して行政協力的なものをすべて網羅できる保険があれば非常に結構なことだと思います。市長公室長の方で検討させていただきたいと思いますので、参考にできる資料がございましたら、提供していただきたくお願い申し上げます。

○ 7番（赤阪和見君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。私も新聞を読んだだけで富士火災の人を呼んでませんので、1回、よく検討していただきたいと思います。

次に、墓地のごみ収集であります。市有墓地は管理をされているのは1カ所ですね。しかし、横山にも市有墓地があるはずですが、ごみも水道も何も任せてある。お前勝手なやれ、昔からある横山の墓地やないか、ということで市営墓地の機能を果たしていない。和泉市には、あり余るような墓地がないわけです。今15万、これから20万都市を目指す中、墓地問題は事あるごとに取り上げられております。その点では、前回の質問でも言いましたが、結局は、市営

墓地というのは、市の一般財源を持ち込むわけですが、既にある共有墓地はお前とかが管理をしたらええんや、という感じですね。そこに大きな開きがあるという指摘もしているわけです。しかし残念なことに、趣旨説明で言いましたように何ら手が打たれてない。何基あって、どのような管理状態になっているかということ把握されようもしない。ということはイコール、和泉市民が墓を欲しいんや、と言うても、全体的に何基あって、あと何基必要なのか、何も把握していない。今後、どのような計画を立てようとするのか。

旧村にあった村有の墓地あるいは部落有財産の墓地について、それはひいては和泉市のものですよ。部落有財産の池を売れば3分の1が市に入ってくるが、墓を売ってもゼニくれへん、こういう感覚の中で物事を計られると非常に困るわけです。これは英断を下すべきです。そのような墓地のごみ収集、管理等を市できちんとしなければいけません。何基、何平方メートルやから幾らだと決めて助成するとか、そういう形を採れないものか検討課題として持っていたかどうか。前の質問のときは採れないとは言っていない、検討すると言ってもらいましたが、今回は、一歩進めて検討させていただくというお答えをいただけるかどうか。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 今後、これらの管理内容やごみ処理の状況等を調査し、墓地の基数なり、それから、今後市設墓苑で必要な基数等も勘案しながら調査検討をさせていただきたいということでございます。要するに、今まで条例で決められている2トン車1台で6,000円ということもございまして、その範囲内でも検討させていただきたい、かように思います。

○ 7番（赤阪和見君） 広報いずみの7月号に「家庭の廃電池は回収ボックスへ市内小中学校に設置」、御苦労さんでございまして。これも各家庭に啓蒙させていただきたいと思っております。厚生省は危険でないと言われておりますが、やはり危険は危険でありますので、ここまで進めていただいたことに敬意を表しておきます。ありがとうございます。

ごみの件は御礼を言って終わります。河川の問題ですが、自然流量が毎秒0.34とお答えいただきましたが、多い日も少ない日もありますが、これは平均ですか。

○ 建設部次長（山崎精二君） 一番渇水時期の平均です。

○ 7番（赤阪和見君） 家庭雑排水が4%と言われますが、ちょっと計算しましたら、流量的に見ますと、下宮から上の父鬼まで、九鬼は出てないんですが、平成2年度の1年間の水道使用料が65万449トン、日量1,782トン流れてます。毎時74トン、毎分1.3トン、2,900トンと比べますと、半数以上が家庭雑排水として川へということじゃないんですか。飲んでる水や蒸発する水、浸透する水などを計算するとどうですか。間違ってますかな。

○ 建設部下水道総務課長（西岡政徳君） ただいま赤阪議員さんから数字のお示しがありまし

たが、1日1,782トンという数字でありますと、7%ほどの数値になるように思われます。

- 7番(赤阪和見君) 1日2万9,376トンですか、それで7%ということですね。この水道の流量というのは毎日コンスタントでしょう。ところが、川の水は、つる一杯流れるときは大きいですけど、渇水時は何も無い。ところが、水道は毎月の平均ですからね。多い月で6万1,000トン、少ない月で4万7,000トン、これだけの使用量があるんです。僕が計算しますと、うちの家で2カ月で70トン使います。僕らのような家が60軒あれば毎日70トンほどの水が流れてくる。飲む水は別にしてね。その水が家庭雑排水として流れているから、渇水時でも川にちよろちよろ水が流れているということです。今、こういう2万9,000トンと言われますと、多いな、ととうとうと流れる槇尾川を想像されますが、これは雨が降ってせいぜい2、3日、1週間も持ちませんね。そうすると、毎日1,782トン、毎月6万トンになんなんとする水が、ましてこれから夏に向けて水道使用量が増えてくるとして、毎日約2,000トンの水が槇尾川を流せず、今後、50年後か100年後か知りませんが、地下を通ることは非常に問題があるんじゃないか。

特に流域下水道にあっては、日用水を集めて下流に放流することになるため、河川の水を枯渇させる結果を招き水質悪化の原因になり、河川の自浄作用を無視し人工処理するために経費増につながる、そういうことも言われております。今後、この公共下水道計画区域というものについて、大阪府全域、泉州方面にしても一考すべきところがあるのではないか。この問題は、和泉市の議会でもどうのこうのと言っても進まないと思いますけれども、流域下水道について、市街化区域、調整区域の分け方をしっかりしていかなければ、50年、100年たっても来ない下水道を待ちながら、先ほどの蛙じゃないが、毎日毎日汚れた水を出しているわけです。この点については答弁できないと思いますので、考え方だけをお聞かせ願えるかどうか。

- 建設部理事(緒方和夫君) ただいまの御質問、非常に難しいところもありますが、まず、下水道につきましては御案内のとおり、河川等の公共用水域の水質保全が目的でございます。それから、御質問の中にありましたように、農林省等で所管しておりますコミプラあるいは雑排水処理事業も公共水域を保全しようとするものでございます。また、農水省の方で所管しております農業集落の事業、これも同じでございます。ただ、3月議会の予算委員会で御質問がございまして申し上げましたように、水質汚濁防止の観点からは、大阪府におきましては、大阪湾流総というのがあります。これは大阪だけではなく、奈良県あるいは京都府、滋賀県、兵庫県、徳島県で総量規制をしているということでございます。したがって、下水道計画というものは、そういう総量規制を踏まえた中で区域を設定しているということでございますので、基本的には、上位計画の流総計画に整合させる下水道整備を進めるのが本論であろうかと

考えております。

- 7番(赤阪和見君) あなたがたの方では、そういう計画の見直しはできない、机の上できちんと決められている法律ということでしょうね。そう理解していいですね。そうじゃないですか。
- 建設部理事(緒方和夫君) 下水道の推進ということにつきましては事業費が必要なわけです。市の財政にも限度がありますから、優先順位というものを勘案して事業を進めているということです。
- 7番(赤阪和見君) これは答えろという方が無理ですわ。事業をやっている人に事業を縮小せよと言う方が無理ですわ。僕は、そんな無理なことは言いませんよ。大阪湾の閉鎖性の水域を守るためにどうすればいいか。そのために岸和田にごっついプラントをつくって流域を全部取るんやとありますが、100年で取れますか。100年で南面利の奥まで行きますか。結局、予算と相まっての話でしょう。そういう形を頭の中においてどうすればいいかという問題について、ここだけでなく、泉州全体、大阪府全体、日本の国の中で投げかけてくださいよ、ということをお願いをしておきます。今のような答弁をされるのはしょうがない。原課はそう言われているわけですからね。これは国の問題でもありますので、国の方にも言います。

次に、下水道人口3万7,535人、汲み取り人口5万7,042人、それに合併か単独か何らかの方法で処理されている人が3分の1強の5万3,763人、これは汲み取り料金の恩恵を受けてないわけですね。助役さん、これをどないしますか。端的に言えば、市が6,400万円儲けているわけですね。合併処理浄化槽が約150軒。本当に私のところが設置したから言うんじゃないが、それを設置している人が環境をよくしようと家庭雑排水までも処理しながら流されている。そこでは、1つ1つの浄化槽にカルテが必要である。そこまで管理しなければならぬと言っているにもかかわらず、お前のところは文化的な生活を営むために勝手にやってるんやないか、という言い方をされると大きな矛盾を感じます。6,400万円というおカネは、本来、汲み取りでしたら市が出さないかんわけです。この6,400万円を出さない理由を教えてくださいませんか。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 出さない理由と言いますか、今後、各市の状況なり、国、府の指導も仰ぎながら検討課題ということで御理解をお願いいたします。確かに東大阪の実情について私どもは調査いたしました。年間の助成金につきましては、昭和60年では50万4,000円ぐらいの助成をしていると聞いております。平成元年になりますと、約3倍強の161万8,100円の助成を出しているようにも聞いております。今後、これらのことも踏まえまして国、府の指導を仰ぎたいと思います。
- 7番(赤阪和見君) 国、府の指導というのは、設置について助成が出ているが、管理につ

いては出てませんよ。よその市は放っときましょうや。和泉市は、これによってどれだけ市民不公平がありますか。下水処理人口3万7,535人と言いますが、これらの家庭の負担も大きいでしょうが、起債などごっついおカネを入れてますよ。それも横山の奥まで見込んで管を入れているでしょう。

- 参与兼建設部長（浅井隆介君） 流域の本管については、その径でやっております。
- 7番（赤阪和見君） 100年とは言いませんが、50年先まで見込んだ管を入れてるんでしょう。あなたは10年が限度や、それ以上は答えられんと言いましたが、50年先に必ずできるとよう答えんでしょう。単独は別にして、知らなくて合併処理槽を付けられたところが130軒あります。これらの人は、業者が売りやすくするために皆さん方の言うことを聞いて付けたものです。何もそこに住んでいる人が、うちは合併処理槽でないとあかんと言って付けたんと違いますよ。この6,400万円を搾取しているとは言いませんが、公平さを欠いているということを大きく認識して今後の施策に生かしてくださいよ。

それから、ディスポーザーの設置台数はわからないということですが、わからないでしょう。お台所の水洗化、本当かしら、わぁーすごい、1回ずつの生ごみを外に捨てに行く必要がない。流し台がぬるぬるせず、ピカピカに清潔になる。アメリカの多くの市町村ではディスポーザーの設置が条例で義務付けられています。日本でも船舶はディスポーザーです……、というキャッチフレーズですが、船舶と河川のすぐ横にある住宅とは違いますよ。こんなものを流されたらどうしますか。ディスポーザーを奨励しますか、反対しますか。

- 下水総務課長（西岡政徳君） 一応、下水道においては、使用については御遠慮いただきたいという考え方でございます。
- 7番（赤阪和見君） 弥生町ではディスポーザーが何台付いてますか。
- 下水総務課長（西岡政徳君） 調査はやってございません。
- 7番（赤阪和見君） 調べてないでしょう。御遠慮願いたい、と言いながら調査もしていない。きっちり実態を把握していただきたい。先ほど述べたように、アメリカでは条例で据え付けを義務付けられているということでどんどん売り込みに入ってます。こういう実態をしっかりつかんでください。放置しておけば、川の大腸菌なりBODが大変なことになりますよ。横山幼稚園では川で泳いでいるんですよ。本来ならば泳げませんよ。

環境問題は一応、終わりますが、調整区域の公共下水道云々の形、また、区域外、計画区域外の方向性、この3点に分けての取り組みを早急をお願いをしたいと思います。

最後に、自動車の方へいききたいと思います。予算委員会の答弁では、検討会を開く、ということでしたが、今聞くと検討会を開いてない。ただ、トヨタしかないので、おのずとトヨタに

決まったと言われました。そして、故障がちなので急いだということですね。故障がちというのは、今、その故障は直っているんですか。修理に出したんですか。

○ 総務部次長（池辺 功君） まだ修理には出してません。修理をするかどうか検討中です。走行に支障はありませんので……。

○ 7番（赤阪和見君） 走行に支障はないが、故障がちなので急いで買った。市長、予算委員会で市長も答弁を聞いていただいていたと思うんです。僕は再度、歳入のところでも、それを下取りに出すのか、その価格は幾らか、と聞きました。いや、それはまだ乗ります、という答弁でした。これはある市民さんからの噂で聞いたんですが、市は既に買うことが決まってるやないか。発注して、もうすぐ来るやないか、と言われました。そんな馬鹿なことがあるかいな、今、来年度の予算を審議している最中やのに、ということでお聞かせいただいたんです。大体、中旬から下旬にかけて機種を選定をし、そして、入るのははっきりと5月になるだろう、ということでした。それならば、噂は噂ということで、よけいなことを言うな、と僕が答えてよろしいな、と聞いたところ、結構です。それは間違いありません、ということでした。これは予算委員会録の42～44ページ、また、717～720ページを読んでいただいたらわかるようにきちり言うてるでしょう。

その口の根も乾かない、と言えは語弊がありますが、4日に警察に車庫証明の願いを出してます。これはどういうことですか。本当にその車が悪いのなら乗ってないでしょう。しかし、今日7月9日になってもその車は乗れてるわけでしょう。それでは市民の噂が本当じゃないですか。あなた方は、そのとき、そのときだけわれわれに答えて議会というものを終えられているんですか。そんな馬鹿げたことならば、われわれが口角泡を飛ばして言う必要はないでしょう。はっきりしてください。

もう1回、言いますと、トヨタであれ、日産であれ、三菱であれ、マツダであれ、また、和泉市には久保惣美術館を寄贈していただいた方がトヨタのカローラをやられているということがありますが、地場産業じゃないですね。和泉市には三菱へ勤めている人もあれば、本田へ勤めている人もいます。その人たちが、和泉市は本当によく考えてくれてるな、という基本線を持つたらどうですか。トヨタと日産は両雄です。たまには日産も買ってやれとね。ええとか悪いとかは趣味嗜好によって違いますからね。公用車が、そんな趣味嗜好で買って乗られたら困りますよ。市は基本的な考え方をはっきり持ちなさい、ということで車種の選定をどうするのか、と議会でお伺いもしているんです。そうしたら、検討委員会を開いて2週間ぐらいかかるでしょう。実際に車が入ってくるのは5月です、という予算委員会の答弁でしたが、実際と違うじゃないですか。しかし、そのときの答弁は、そのときが済んだらええという答弁なのか。ここ

まで聞いてるんですから、実際と違うんなら違うように、こうでしたからこうしました、という報告が議会にあってもしかるべき筋合いじゃないですか。

- 議長（穴瀬克己君） 赤阪議員の質問に対しまして、責任ある答弁を求めます。
- 総務部長（神藤恒治君） 公用車の購入について種々御指摘をいただいているところでございますが、公用車の車種選定につきましては、一応、特に限定をする場合は原課の意向を尊重しております。その他は契約課の事務ルールに従いまして、指名願いが出されている業者から購入をしているのが実態でございます。
- 7番（赤阪和見君） それやったらそれで、はっきり予算委員会で言うたらどうですか。
- 総務部長（神藤恒治君） 今回、予算委員会で先生から御指摘をいただきましたし、一応、検討はいたしましたものの、やはり結果といたしまして、指名願いが出され、実績もごまますトヨタに決定をした。そして、時期につきましては、先ほど次長が申しあげましたように、クラッチが滑っているということもございましたので、極力早く納入をすべく、4月早々に手続を済ませましたところ、たまたま事務がスムーズに流れ、在庫があったせいかもしれませんが、納入が早くなったという結果でございます。決して御指摘、御意見を無視したということではございません。
- 7番（赤阪和見君） 予算委員会のときに車種選定についてはどうか、僕なりの意見を言いました。その意見を尊重するというので、車種がまだ決まってないので検討委員会を開く、とそこまで言うてるわけですよ。これでは議会軽視ですよ。われわれの考え方をどうしてくれるんですか。しょうがないということでおさめられたら困りますよ。そのクラッチが滑っている車をだれが乗ってるんですか。その人はクラッチが滑っていてもかめへんの。
- 総務部次長（池辺 功君） 坂道を走るときがちょっとしんどい……。
- 7番（赤阪和見君） しかし、乗っているんでしょう。
- 総務部次長（池辺 功君） 乗っていただいています。
- 7番（赤阪和見君） そんなものでしたら、それは総務で自由に動かす車でしょう。僕らが「ちょっと借してくれ」と言うて、その車しかなかった場合はそれに乗らんとしょうがない。その車と、購入する車の差というのはどこにあるんですか。そんな答弁では納得いきませんわ。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者、責任ある答弁をなさいよ。
- 7番（赤阪和見君） 後に幸い議案審議もあります。ここで、僕のためにたとい1分でも超過したらいけません。申し合わせもありますので、以上で終わっておきますが、後の議案審議の中で何らかの形で答弁を願いたいということを申し添えて終わります。ありがとうございます。

- 議長（穴瀬克己君） 赤阪議員の質問は終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午後2時45分休憩）

○

（午後3時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告に従いまして、趣旨説明をさせていただきます。

まず第1番目は、選挙の開票事務についてであります。私、さきの市議会議員補欠選挙の開票立会人として出させていただきました。今までにも何度か開票の立ち会いをさせていただいております経験から、特に今回の質問内容は、有効票と疑問票、無効票の分類の仕方について疑問を持ったわけでありますので、その点を質問させていただきます。

まず、大きなテーブルの上に各投票所から運ばれて来たそれぞれの投票箱が開かれるわけがあります。第一点検からずっと通っていき、最終的には、審査係のところに戻ってくるわけですが、いわゆる完全なる有効票、天堀なら天堀と完全にだれもが読める票はそのまま開票立会人に回りまして、最終的に開票管理者を通過するわけです。しかし、疑問票の中には、有効か無効か判明しにくい票があります。さらには、全くの無効票、白紙であるとか他事記載とかいような形がありますが、疑問票の中に有効か無効かわからない票が審査係か立会人に回ってくるわけです。ところが、明らかに有効票であると判断できるものあるいは詮議を必要とする疑問票が無効票として取り扱われ、無効票の中に一緒に立会人のところに回ってくるケースが現実にあったわけであります。

そこで、無効票の判断はいかにしているかを質問したいと思います。私が見させていただいてますと、審査係の職員さんはベテランの既に選挙管理委員会その他の経験のある職員さんも付いておられるようですが、どういう人に依頼をし、判断の基準をどのように徹底をしているかもお聞かせ願いたいと思います。

次は、都市計画道路の決定についてであります。これは昨日も友田議員さんが取り上げられました都市計画道路池上下宮線であります。私が議員にならせていただいて15年8カ月余になります。当初から議会での審議の様などを見たり聞いたりしてきた中で、私自身も感じておりますし、言われてきたのは、池上下宮線は“幻の道路”ということであります。確

かにそうだろうと思います。泉州山手線の工事をするとき、池上下宮線との交差部分に何か形状があるのかと思いましたが、全く何も無い。泉州山手線がそのまま真っすぐ走っておりまして、食い込みも何もつくってない。同和関係の問題がありましたので、第二阪和国道から山手にかけて一部供用開始をするため買収をしたりしていますが、その他のところは、槇尾中学校前の国分バイパスから外環状線につながる部分ぐらいが事業に着手しているだけ、それ以外は一切手を付けていない。

ところが、この都市計画決定そのものが困ったところにされております。終点部分の国分バイパスと外環状線につながる手前の部分が、大阪府立横山高等学校のグラウンドを縦断しているわけです。この都市計画決定が延長されたように聞いておりますが、いつ、どのような状況のもとで延長されたのかどうか。そのとき学校との関係で大阪府あるいは大阪府教育委員会との協議がなされたのかどうかの経過を説明していただきたいと思っております。

3点目は、公共下水道計画についてであります。これも先ほど、赤阪議員さんの質疑の続きになりますが、なるべく重複するところは避けたいと思っております。さらに、本年度の予算委員会でも赤阪議員さんと私の両方ともやっております。いよいよ本年度、計画区域外のところで説明に入っていくということでございますので、重ねて少し聞いておきたいと思っております。

公共下水道につきましては、先ほど来の質問でもある程度御承知のように全体計画というのがあります。そして、大阪湾云々という問題が出てましたが、とにかく和泉市全域を公共下水道計画の中に入れ、全部取っていくわけでありまして。ところが、住宅・住居の市街地が連続している部分はいいんですが、そうでない部分はそのようなわけにいかないの、やむなく計画区域から外していくという方式を採っております。都市計画決定の中でもそうしているわけです。例えば横山地域ですと仏並町の小川、福瀬町の第10班、南横山校区、南松尾校区では春木川などが、計画区域から外して計画区域外となっております。そこについては、今年から予算を計上、会場の借り上げ料ということですが、合併処理槽を設置の協力について、河川の汚染、汚濁防止を目的とした説明会に入るというわけでありまして。

そういう全体計画がありまして、都市計画決定がありまして、それから、下水道法と都市計画法のそれぞれの事業認可と言われるものですが、その認可を取った部分が工事に入って行く。計画を立てるのは5～10年ですから、10年先は全くヤミですが、この計画区域に入っている部分、ほとんど下脇と新しく開発されている程度ですが、そこには負担区が設定され既に供用が開始されている部分もありますが、いわゆる先ほどの調整区域、実際には桑原町方面などの部分的な問題もありますが、端的に言えば、南部山間部は、全くいつ公共下水道が引かれるかわからないということは、先ほどからの話でもよくおわかりのとおりであります。

そこで、計画区域外では、合併処理槽その他の推進を図るために説明会をし、来年からは補助金も出していこうとされています。この補助金は国、府、市それぞれ10万円ずつの計30万円と聞いております。しかし、大きく計画区域内に入っている南部地域は、そのどちらにも入らないのでいつまでたっても垂れ流しになってしまう。やろうとすれば、勝手にやりなさい、という先ほどの話になってしまうわけです。そこで説明会や意向調査に入っていくわけですが、どのような観点で説明をしていこうとされるのか、基本的な考え方を聞きたいのと、来年度から助成を行うというわけですが、これは実際の意向調査をしてみないとわからないと思いますが、見込みとして年間、どれぐらいの件数を予定されているのか。市の補助金は10万円ですから、10軒で100万円ですが、どのぐらいを思案に入れておられるのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

4点目は、槇尾山採石に伴う公害についてであります。特にダンプカーのほこりと過積みについて質問をいたします。このダンプカーの採石による公害はいろいろありますので、そのすべてについてやっていると時間もありませんし、今までからもやらせていただいていますので、今回は、ほこりの問題だけを取り上げたいと思います。

特に直接の地元である善正町は、雨の日あるいは雨上りの日などは大変です。泥々で歩くことさえ困難な状況です。また、その沿線の南面利、福瀬、北田中、下宮も含めてこの辺もかなりのほこりです。地元善正町の対策委員会を初め横山校区対策委員会からもこの点について業者に要望、交渉もいたしました。この採石協会が2つに分かれておりましたが、南部採石協会ということで4社が1つにまとまりまして、どうにか2週間に一度、ブラシの付いた車を走らせてほこりを除去していますが、なかなか追いつかない状況です。要は、シャーシーに泥を付けて出てくるので、その泥の除去をするのが先決でして、それで手を打って、また、次にどういう手を打てばいいかを考えなければならないと思います。

地元でない方は地理的な不案内もあるかと思いますが、堺かつらぎ線という府道があります。これは横山のいわゆるエンドウ谷、別所から出てきて北田中の信号で国道170号線と一緒にになり、善正町の信号の三差路から方角としては南、下から言えば右に曲がるわけですが、それが滝畑に抜け、蔵王峠を越えてかつらぎ町に至る道路があります。この道路の善正町の一番奥に民家と工場があります。それからほんの少し行くと井手之橋という橋があり、ここで道路舗装が途切れ、そこから奥は全くの地道です。そこから奥250mぐらいのところには宝塚採石の採石場があり、それから槇尾山採石があり、大日本採石があり、そこからまだかなり奥に入ったところ、ちょうど槇尾山の施福寺の裏側に西野建設の採石場という4社の採石場があるわけです。その部分が地道ですので、雨の日などはかなり泥を付けて出てくるので善正町の中は泥だらけ

です。ですから、ここに出てくるまでに洗浄装置などを付けて泥を除去する、あるいはアスファルト舗装などで道路形態の改善を図っていくことが必要です。

先日、鳳事務所に交渉いたしましたところ、井手之橋から70～80mの部分は官民名義の境界もはっきりしているので近々に舗装します、と言われております。そうすると、そこから宝塚採石の採石場あるいは取った跡地のところまでは井手之橋から250mぐらいですから、あと130～150mぐらいは未舗装のままになりますが、それは業者にも負担をさせるとかいろいろやりながら、とにかく泥の除去を図らなければいけません。

地元でない地理案内の方もおられますので、多少こういう説明もさせていただきました。市の担当窓口は交通公害課であります。どの程度力を発揮して行政指導をしていただけるかということについて御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

それから、過積み対策ですが、ダンプカーの後ろの荷台をかなり改造しまして、これは改悪になりますが、横へ四散しないようにカバーを付け、そのカバーを立てて一杯に採石等を積んで走る。これは非常に安全上からも危険でして、ブレーキを踏んでも止まらないという事態も起きかねません。しかも、あちこちに採石や土を落として地元が大変困っておりますが、この過積み対策について市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

5番目には、住宅家賃の値上げ問題でございます。今年度から市営住宅家賃の値上げがされました。これは一度で終わらず、2年目、4年目と次々に値上げをしていく計画になっているわけですけれども、予算委員会では、新しい年度が始まる4月から6月までは値上げの周知徹底期間ということで、この7月から値上げをされることになっております。この間、それぞれ入居されている住民の方々からの問い合わせや、あるいは値上げ反対ということがなかったかどうか。値上げの周知徹底で納得されたものと理解しているのかどうか。さらには、2年目、4年目も値上げを含めて最終的に十分理解されたと考えておられるのかどうか。それから、家賃の減免についてであります。最近の家賃減免申請その他の状況等をお教え願いたいと思います。それから、定期監査報告で出ておりますが、家賃の滞納があります。収入未済額350万7,249円ということですが、改良住宅分との区分をしていただきたいと思います。

以上、答弁のいかんによりまして自席からの再質問の権利を留保いたしまして、趣旨説明を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 第1点目の選挙開票事務につきまして、選管事務局長着本からお答えいたします。

開票事務の中でも特に重要な部分でございます投票の効力の問題でございます。この判定に

つきましては、公職選挙法第67条で定められているとおり、選挙人の意思の尊重が基本でございます。すなわち、公職選挙法第68条に定められている分については、無効となる部分がたくさんございます。例えば白紙投票とか投票用紙が公正のものでないとか、他事記載のものとか、無効であるものにつきまして11項目ほど定められているわけでありまして、これらに違反しない限りにおきまして、だれに投票したか明白であれば有効にしなければならないということになっておるわけでございます。

御承知のとおり、実例、判例等におきましても、投票は不明確であってもいずれかの候補者に帰属できる場合は、選挙人の選挙権行使の意図を尊重し、なるべくこれらを有効と解すべきであるということもございます。したがって、審査係の方では、効力の判定に当たりましても、投票の秘密保持、選挙の公正確保に意を尽しながら、形式的要素を基準として、選挙人の意志を客観的に推測し、選挙権行使の意図を尊重することを基本に据えて、判例、実例等に照らしながら判別しているものでございます。したがって、公正かつ間違いなく今までも処理させていただいているものでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

また、審査係のメンバーにつきましては、選挙に経験豊かな知識をお持ちの市の職員、選管職員の方でございます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 2点目の都市計画道路池上下宮線の都市計画変更を行った時期及び変更の理由並びに状況等につきまして、計画課中屋よりお答え申し上げます。

都市計画道路池上下宮線の都市計画決定につきましては、昭和41年4月11日付をもちまして、池上町100番地先、泉大津市との行政境界がございますところを起点といたしまして、下宮町276番地先、国分峠の三差路交点を終点といたします延長1万120m、計画幅員16～33mとして当初、計画決定がなされたものでございます。

その後、大阪府の広域幹線道路網の基本計画でございます10大放射線、3環状線の1つである大阪外環状線の計画決定が具体化いたしましたことから、国分峠から広域幹線道路である大阪外環状線までの連絡を図ることによりネットワーク機能の充実及び都市機能の確保を図るため、昭和43年5月20日付で大阪外環状線の計画決定と同時にかつらぎ町224番地先までの区間延長860mの追加変更を行い、総延長1万980mとして現在に至っているものでございます。

なお、2点目の大阪府教育委員会とのルート変更にかかわります協議でございますが、いわゆる協議につきましては、グラウンドが都市計画決定前に既にあったものかどうか協議の対象に関係すると思われまして、こういったことから私自身、その当時の計画変更時点でグラウン

ドが既にあったものかどうかについてはちょっと不明でございます。そういうことから、この道路自身が府の施行路線ということでございまして、府が変更案を作成する段階で、内部において府教委との協議がされたかどうかについて、現状、確認はされておられません。

以上でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） ただいまの御質問にありました合併処理浄化槽設置整備事業に関しまして、市民生活部岸田より御説明を申し上げます。

この事業につきましては、本年度当初予算に合併処理浄化槽に対する地域住民の意向を調査するパンフレット作成費用、説明会のための会場借り上げ費用を計上させていただきました。この事業の対象地域といたしましては、下水道整備計画の区域外である山間部の南横山地区、春木川、横山地区の一部など、現在、下水道整備の事業実施が全く見込めない地域を予定しているものでございまして、この地域の世帯数は約570軒でございます。

御質問の趣旨は、この地域だけを対象とするものでなく、下水道の整備計画はあるが、当面下水道の普及が望めない地区も対象に、との御意見でございますが、財源確保の問題や国、府の補助事業の対象とするためには、市の下水道整備計画との整合性を十分に図っていかねばなりません。また、住民の方にも応分の御負担が必要であり、浄化槽に対する悪いイメージが払拭される点もあることから、対象の予定としている区域内における事業規模も把握できておりません。したがって、とりあえず現在、事業を予定している地区内での今後の実施状況をながめ、国、府、関係課との協議を行い、対象区域を検討してまいりたいと存じます。

最後に、予算計上については、12月ごろまでに何軒かの件数を把握した上で予算計上をしてまいりたいと存じます。御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

交通公害課長（大塚俊昭君） 槇尾山採石に伴う公害について、交通公害課大塚よりお答え申し上げます。

槇尾山採石による交通公害等の問題につきましては、現在、行政指導として毎年、採石法に基づき認可申請時に地元協議会と業者で交わしている協定書に基づきまして、履行すべく指導しているところでございます。議員さんがおっしゃいますダンプカーによるほこりの問題でございますが、昨年12月、市で実施いたしました交通量調査でございますが、採石場から府道堺かつらぎ線を善正町方面へ搬出するダンプカーは1日約800台、往復で約1,600台となっております。

また、粉塵の状況につきましては、道路端より40mの地点と比較いたしますと、10m以内で

は約30倍、30m地点では約4倍と非常に粉塵が多くなっております。この対策といたしましては地元協議会と協議の結果、各事業者においてはそれぞれの事業所に洗車場を設置いたしておりますが、通行する道路が善正町の民家を外れた井手之橋までは未舗装のため、土を持ち出す結果になっております。

このようなことから、府道堺かつらぎ線の整備についてかねてから大阪府に要請をしておりますが、採石場の真ん中あたりの三辻から滝畑、河内長野の方へ向かう約250mについては平成2年度に、残りの市境界のトンネルまでの約220mは平成3年度事業として整備を行うということですが、肝心の善正町へ向かう井手之橋から不動産を祭ってあるところまでの間約1,600mは、現在のところ、平成4年度事業として整備をすべく、現在、鳳土木事務所において丈量図を作成をしていると聞いております。しかしながら、舗装が完全にできるまでは、市といたしましては地元協議会と善後策を協議する中、行政指導を進めてまいりたいと思っております。

また過積み、いわゆる積載量オーバーの車、荷積み台の改良等悪質な運転者に対する取り締まりについては、警察当局に要請をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 建設部次長（赤田信信君） 住宅家賃につきまして、住宅課赤田がお答え申し上げます。

このたび、一般住宅442戸につきましては、本年7月より段階的に家賃改正をお願いしたものでございます。これに至ります経過は、和泉市営住宅運営審議会において2年間、5回にわたり慎重審議をお願いをいたし、御答申をいただき、決定をしまいたったものでございます。

今回の家賃改定の周知につきましては、3月に住宅管理人に説明会を開き、そのとき各入居者に周知文書の配布をお願いいたしましたものであります。その後において、市営住宅15カ所のうち家賃改正について2住宅から説明会の要望があり、開催させていただきました。その際、老人、低所得者に対する対応と今後の修繕等について御意見がありました。他の住宅については、御意見はお聞きしてございません。

なお、周知の関係でございますが、今回は、木造第1種1万1,000円、木造第2種9,000円で周知をいたしております。

なお、入居者の一時的な負担を避けるため、段階的に改正をする旨御説明を申し上げております。

また、家賃の減免でございますが、現在では、減免はございません。

また、滞納であります。監査の資料につきましては、12月末の状況で未経過分も入ってお

りますので、多額となっております。御理解のほどをお願いいたします。

それから、滞納でございますが、収入率が一般住宅97.5%、改良住宅で94.4%の収入となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 25番(天堀 博君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、選挙の開票事務の関係でございますが、今、御答弁をいただきましたように、公職選挙法第67条には効力の決定、第68条には無効投票を定めております。こちらから言うまでもなくいろいろ説明していただきましたので重複は避けませんが、要は、投票された人の行為そのものに厳格に対処するというよりも、どちらかと言えば、選挙人の意思が投票の記載から判断できる以上はその投票を有効としない、という最高裁の判例が出ております。ところが実態が、この前の開票に立ち会った関係から見ると違いますので、それで疑問を持ったということは先ほども申し上げたとおりです。

ここで、そのときのそれぞれの候補者の名前を挙げると差し障りがあるといけませんので、私の名前は変わっておりますので、いわゆる一般的なよくある名前で、市長に申しわけないんですが、「池田忠雄」という名前を例に挙げてお聞きをしたいと思います。この前の補欠選挙に池田忠雄さんが立候補されたとしますね。そのとき、この「池田忠雄」という姓名を「池田忠夫」と最初と最後の字が間違っただけで投票されたとしますね。ほかに似たような名前の候補者が出ていない。それから、有名人にもそういう人がいないとすれば、この投票は完全に無効なのか有効なのか、あるいは疑問となるのか、この辺はどう判断されるでしょうか。

○ 選挙管理委員会事務局長(着本善夫君) 投票の効力の決定につきましては御承知のとおり、立会人さんの意見を聞いて管理者が決定するということでございます。私がここで御判断申し上げることは、いろいろ誤解も招く点もございまして差し控えさせていただきますと思います。ただ、形式的な要素以外の投票に関連する諸般の事情というものは、その選挙ごとに変わってまいります。したがって、その時点での開票立会人さん、開票管理人さんの御判断で決定するということでございますので、御了解を賜りたいと思います。

○ 25番(天堀 博君) 事務局としても非常にしんどい立場だろうと思います。私の意見を申し上げますと、公職選挙法第67条からいきますと、他に有名人も同じような名前の候補者もない場合、「池」を「地」あるいは「雄」を「夫」と書いた投票は無効ではなく疑問票としていただく。本人さんが「池」を「地」と間違っただけだと推測されます。これは無理やりの推測でなく、「池田」という人が候補者として出ているのですから、完全に推測されます。無理やりに違うということではなく、できるだけ本人の意思を汲み取りなさい、という高裁の判例が出ておりますので、これは疑問票なんです。

ところが、この前の補欠選挙でそういう票が無効票として入ってきたので、問題だと思いません。今後のこともあるので申し上げますが、私ども日本共産党の猪尾伸子候補が出ておりました。これは同じ身内ですから名前を申し上げても差し支えないと思います。涙が出るほど嬉しかったんですが、ギザギザの字で「尾」が非常に読みにくいし、また、「伸子」もややこしい字で書いてあって読みにくい。これは何も面白半分にした票ではないと思います。手の不自由な方が一生懸命に書いていただいた票だろうと思いますが、それが無効票に入ってきた。ここらが問題です。

ここにおられる方も審査係で出られると思いますので、よく気を付けてほしい。この間の選挙では、当落で何百票もの差が付いているので、当選確実な候補者の開票立会人さんは早く帰って祝杯を上げたい。落選確実な方はあほうらしくてやっておられへん。開票事務の方も即日開票ですから早くしまいたいという気持ちはあると思います。しかし、開票事務を急ぐ余り、そのような票まで無効票の中に入れて来ている。私が見ただけでも猪尾伸子ともうお2方の3票ありましたが、それが全部無効票の中に入って来る。私は4番目か5番目の立会人でした。最初から3番目か4人目ぐらいは、いわばわれわれのような余り慣れてない人が来られている。市の職員さんがやっておられることやから間違いないと思っておられる。市の職員さんが「無効票です」と言って持って来ると、先入観としてちらっと見ただけで無効票やとしている。1票、2票は関係ないという気持ちも恐らくあると思います。

私はその3票を出して詮議に回しました。恐らく開票管理人さんの方で最終的にはそれぞれ有効票にさせていただいたんだろうと思いますが、前の方におられる方に「これは有効ですよ」と言うても「いや、ここがこうなってるから無効や」と知らないわけです。少なくとも、審査係はきちんとしないと、たとい当落に関係がなくても、投票された方の意思を尊重するということからいけば非常に大事なことでと思います。

1票の重みです。今、投票率が低下傾向にあると言われる中、投票に来て白紙で入れる人もありますが、その方は、それなりの思いで入れたんだろうと思います。丸だけしか書いてない票もある。しかし少なくとも、立候補されている候補者の名前あるいは候補者の名前と推測されるようなものは、たとい最終的に無効になったとしても、これは疑問票として扱って詮議すべきだと思います。その点は局長さんも同感だと思います。どんな問題をどうするかは別にして、いわゆる完全無効かどうかは別にして、推測される部分を即有効にすべきとは言いませんが、推測される分については、少なくとも疑問票として扱って詮議する、この考え方についてはどうですか。

○ 選挙管理委員会事務局長（着本善夫君） 先ほども申し上げましたように判例、実例等で十

分判断できればいいのですが、先生がおっしゃるように区分しがたいようなことがもしございましたら、疑問という形で立会人さん、最終的には、管理者の方で御判断いただければ結構かと思えます。

- 25番(天堀 博君) 現実に他の方も見ておられる中、私自身が確認をして疑問票に回しているんです。推測される票あるいはだれが見てもこの人に入れたんや、とわかるような票まで無効票の中に入って来るということは大変なことです。今日は選挙管理委員長も来ておられますので、今後の問題としてきちんとされるかどうか、その点の確認だけ。
- 選挙管理委員会事務局長(着本善夫君) 誤字、脱字、あまり字の判断は非常にむずかしいものでございます。これらについては、今後ともより一層厳正にいたしまして、選挙人の意思を尊重した効力決定に努力してまいりたいということで御理解賜りたいと思えます。
- 25番(天堀 博君) 実際には審査係に回って来るわけです。だから、審査係の人たちに推測されるものについては尊重しなさい。無効にするのではなく、少なくとも疑問票とかの形にして皆さんの判断を仰ぎなさい。最終的には、開票管理者の判断になるわけです。立会人がすべて有効やと言うても、どう考えても無効という票は管理者が無効にすればいいわけですが、少なくとも、詮議をする機会を与えるべきだ。私は何も四角四面のことだけでなく、選挙人の投票の意思を尊重するというで今後、徹底するのかどうかを聞いてます。誤字、脱字云々と言われていますが、そういうことの徹底をされるかどうか。
- 選挙管理委員会事務局長(着本善夫君) 今後とも一層勉強会を持つなど統一した形のものを探ってまいりたいと思っております。投票者の意思を尊重すべきということは私も同感でございます。その点で御理解を賜りたいと存じます。
- 25番(天堀 博君) 今のことは審査係の人にも十分聞いていただいておりますので、その辺は十分に心得ていただきたいと思えます。この前の補欠選挙で私は頭に來たんです。こんなことをしていたら、もっと僅少差で当落が決定するような場合大変ですよ。皆、ひっくり返さなといかん。何やかんや言うた末に決定したものならいいんですが、先にいける票をあかんとこへ入れるというのはけしからん。

それから、池上下宮線の問題でございますが、当時、府教委なりいろんなところと協議があったのかどうか。たまたま、横山高校30年史というのを いただいたんですが、昭和46年の校舎の配置図を見ますと、非常にわかりにくいんですが、当時の航空写真や図面あるいは地図等から判断すると、畑というか、そういうものだっただろう。今のグラウンドというはっきりした形状ではなかったと思う。ところがそれ以後、いろいろ努力されて体育館あるいはプール、バレー、テニスコート、バスケットコート等も含めた広いグラウンドあるいは実習地を購入さ

れ、りっぱな学校になっています。今、あれだけ広いグラウンドを持ったところは非常に少ないと思う。地の利というか山手ですからね。そのグラウンドのプール、体育館と校舎の間をずぼっと道路が入って来ている。

それで、地元では横山高校はなくなるんや、という噂が絶えない。そのため申しわけないんですが、関係のない市教委を通じて府の方へ問い合わせてもらったら、府の教育委員会は「そんなことはありません」ということです。しかし、地元では「あそこは道が通るんや、天堀さん、そんなこと知らんのか」と言う。私もよく調べたら、グラウンドの真ん中を道が通っている。計画決定をしたときはグラウンドでも何もなかったのがそうなったんでしょうが、実際にはできもしない、通るや通らんやわからない部分です。しかも、国分バイパスが付いています。あの国分峡付近の工事は難工事なのでその部分は通って来ないと思いますが、どうも噂の根拠は、国分バイパスから外環状線までの部分の買収が終わり、工事をすればいいようになってます。それから、横山高校前の三差路の信号の部分もそれぞれ拡張をできてます。あれを見ると、どうもつなぐんやろうということが、まことしやかに入試時期の前に話が出てくる。今年の入試の前などは、現在の中学1年生が高校に入学した後は受け付けない。卒業したらしまいや、というわけです。定時制がなくなったこともあってよけいなんですけど、こういう噂が絶えない。その道路の問題があるので、私も打ち消しにくい状況にあります。まともに道路がグラウンドをまともに縦断することになってますからね。

それで、私は道路が計画決定されていることで横山高校がなくなるというような話が出てくることについては、地元にとっては由緒ある学校です。地元の人が一生懸命になって、戦後間もなく横山小学校の隅っこのおんぼろのところを借りてやってきて今の場所に移り、鳳高校横山分校になり、それが独立して横山高校になり、たくさんの卒業生もおられる。生徒が減少するとかほかの事情でなくなるということはあるかどうかわかりませんが、現状では、そんなことは一切ないわけです。しかも、2～3年後には受け入れしないと大きな問題だと思います。この辺は都市計画道路決定の立場からコースを変更するとか、そういう考えはないのかどうか。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり、特に泉州山手線から大阪外環状線に至ります区間につきましては、非常に厳しいあるいは段差が多いというか、地形的な状況の個所が多くございます。また、先ほど申されましたように、横山高校のグラウンドを縦断しております。このようなことでいわゆる土地利用上あるいは道路の構造上、種々検討課題ということで考えてございます。したがって、御指摘の区間の見直し検討につきましては、今後の事業化の時期等から勘案いたしまして、

施行主体でございます大阪府とも協議をすべく今後の検討課題としてまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御理解賜りたくお願いを申し上げます。

- 25番(天堀 博君) ぜひルート変更も含めて検討してください。われわれも地元で「そんなことはない」と一生懸命に説明もしますが、現実になんなものを見たらそう思いますよ。よく考えていただきたいと思います。

それから、下水道の関係ですが、これは予算委員会でもやりましたが、事業認可は5年、10年ということですが、そうしたら15年、20年後になるかはやって見なければわからない。先ほどの赤阪議員さんの話じゃないが、50年、100年後か、いつつくやらからないサンドイッチみたいに計画区域外がありますよ。そんなことははっきりしているんですよ。ところが、今の岸田次長の答弁では、対象区域の検討という中で地区内の実施状況と言われたのか、公共下水道計画区域内の進捗状況と判断していいんですか。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 計画区域外の実施状況を把握しつつ今後、どのように拡張していくかが検討課題だということでございます。

- 25番(天堀 博君) 例えば福瀬町第10班は計画区域外で説明会の対象になってまして、すぐやれば来年から補助金を交付する。5人槽で国、府、市で30万円を補助しましょうということですね。しかし、これは観点か違うと言うてるんです。あなた方が計画区域外から始めていくということは、それは、それでわからないことはない。しかし、片方でいつ付くやわからん、子孫の代までも付くやら付かんやわからん公共下水道区域を放っというてやろうというんでしょう。福瀬町で説明会をやると言うが、福瀬町第10班の戸数は、福瀬町全体の1割程度です。説明会を開いたとして福瀬町の1班から9班まで、あるいは他の横山地域はどうなるのか、下水道はいつ来るか、と聞かれた場合、あなたがたは、いつ来るかわかりまへん、と言わなければしょうがない。10年後に来ます、とは言われへん。10年後までも汚れるんですが、しかし、11年、15年後にできるんとなったら、水がなくなるという話は別にすればわからんことはない。しかし、そこから先、来るやら来ないやわからんような下水道の話をしませぬ。

この工事は、20万や30万、50万円のできる話やないんです。台所からとかあっちこっちの水を引っ張って来ないといけないので、工事費を入れると150万、200万円かかってくるんです。それで30万円の補助金をもらってカネをかけて対象人口が少ないわけでしょう。南横山でも少ない。そんな少ないところできれいにせよ、きれいにせよ、協力せよ、と言うても、後の維持管理費がたかさんかかる。ところが、肝心の母屋の方は垂れ流し。ちょっと話に聞いたところでは、簡易の処理槽も管理をきちんとなしないと、使用量にもよりますが、生が出てくると言われます。そんなことをしているから槇尾川の水がますます汚れる。

また、これは光明池に流れるということは前から言うてます。そんなことで協力してくれそうにないんですから、市もここまでやっています。だから、ぜひ協力してください。少ないけど、5人槽で30万円の補助を出しましょう、と言えば、ある程度わかってくれないことはないと思う。だから、山間 地域を絞ったもの、横山校区と南横山校区の水が光明池に入るわけですから、おまけに生産緑地とか何やなってきたら、光明池の水は田んぼで使わんようになってくる。ほとんど水道水源になってしまう。だから、富栄養化で赤潮の発生とかで大変なんです。それをきれいにするには、少なくとも、横山と南横山の全域を補助の対象にしますので、皆さん、どうですかとね。僕は何も南池田を継子扱いしませんよ。しかし、水道水源になっている光明池だけを考えてみてもそういうことだと言うてんです。そういう観点まで見ていかないと、計画区域外だけ先にやるんや、と説明に行ってもばかにされますよ。

市長、あんたがいかんのんや。国、府の補助が付かんことはするな、と言うからぐあい悪いです。何も国や府の補助が200万円も出るわけじゃないんです。全部市がかぶっても30万円でしょう。説明に行つて、うちもやります、うちもやります、となつても、横山、南横山全域を対象にしても、協力してくれるところが何軒あると思いますか。1年に100軒もあつたら、私は逆立ちして横山まで帰りますわ。あんたが無理なことを言うてさかいにできない。もっと頭を切り替えなさい。岸田次長も水道も寄つて和泉市の水をきれいにするにはどうすればいいか、と考へなさい。それをしないからあんたの頭だけになってしまう。国、府の補助金がくれへんからできないと、すぐそこへ来てしまう。

下水道は下水道で上位法があるから、上位計画があるからどうもしようがない言われる。もともと、和泉市は全体が計画区域ですが、連続して家がないからやむを得ず外しているんや、という話でしょう。しかし、下水道とも水道とも話をし、光明池の水源を守る、山手の方がなかなか進まないの何とかせないかん。それやったら、市が単独でもカネを出してやるべきだ、という意見を市長に上げ、市長も「補助金の付かんようなものはやるな」という考え方はやめ、補助金が付かんでも頑張つてやれよ、と考え方を改めなければいけません。補助金が付かんでもやっていることは一杯ありますが、それはまた別の機会で行います。そういう立場に立つことが必要だと思います。基本的には、市民生活部でまとめなければしようがないと思いますが、今後、協議検討していくかどうか、ちょっと答弁を願います。

- 市民生活部次長(岸田秀仁君) 当面、われわれが想定させていただいた下水道の普及が望めない地域の中を整合性をとらせていただき、今後、どれだけ枠を広げていくかということについて、関係機関と協議をさせていただきたいということで御理解いただきたいと思ひます。
- 25番(天堀 博君) 何回言うてもそない言うやろう。当面、下水道の普及ができない区域

が、公共下水道の全体計画の区域外ということでしょう。それやったら、また話が戻ってしまう。赤阪議員さんも言われているように横山や南池田はどないなるんやとね。当面、下水道の普及が見込めるんやったら早くしてくださいよ。水がなくなるという問題は別にしてね。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 当面ということになりますれば、われわれの場合、少なくとも10年ということになります。10年以降となりますから、当面は見込めないということになります。

○ 25番（天堀 博君） これは何回も議論して来ました。10年の先は何もない。そんなあなたの解釈ではなく、当面というのは、現在の事業認可の区域以外の全体計画の区域に入っているところも含めて検討していかなければならないという答弁をしてもらわないと同じことですよ。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 天堀先生の御質問の趣旨は理解するものでございますけれども、われわれが計画を立てたところについて、まず、一步前進させていきたい。市民の声を聞く中で拡大する必要があるということで、各課にまたがっての協議をさせていただきたい、かように思いますので、よろしく願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） それはわかっていると言うてんです。全体計画区域外へ行って意見を聞いて、ということでしょう。そこまであなた方理事者が能力がないのかと疑いますよ。行かなくても、10年先はわからないと言うてんでしょう。当面とは、2、3年やと思いますが、今回の計画からいけば5年、10年が当面という表現の仕方をしていますが、それから先は、今のところは見込めないんでしょう。これははっきりしていることなんです。裏か表か、白か黒かね。ところが、わざわざ計画区域外へ行って意見を聞く、これではちょっとテンポがおくれています。観点を変える必要があるのではないか。そのために検討協議をする必要があるのではないか。あなたの判断がそこまでかしこがないのなら、上層部の判断を伺いたい。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） お言葉を返すようですが、要するに、これから合併浄化槽を普及していただくところについては、一生下水道が行かない地域という差が付いています。そういう中での埋め戻し……。

○ 25番（天堀 博君） あんたはまだわかってない。一生下水道が行かない地域と言いますが、横山に私が生きている間に下水道が来ますか。10年先 は全くわからんと言うてんでしょう。私は今48歳。あと70、80歳まで生きたとして、その20年、30年の間に横山に下水道が付くと言うんなら、あなたの言うていることはまだなんぼか筋が通っている。ところが、行くことはないんやからね。大きな開発でも来れば別ですがね。そうでない限りは付くことはない。あんたも20年、30年先まで行かないことははっきりしていることはわかっているんでしょう。そのはっきりしている地域が含まれて当然やないですか。少なくとも、全体的に光明池の水源を守る

という立場を考えればね。そういう観点でものを見なさい、と言うているんです。その点をまだわからないというんなら、上層部の意見を聞かないとしようがない。あんたは、私の言うていることがわかってない。

○ 市民生活部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと思いますが、先ほど来の御指摘は、水質汚濁防止ということが大前提であろうかと思う次第でございます。さらに、この制度には、若干の矛盾もあるやに存じる次第でございますので、そういった面で関係部局との協議検討を進めてまいりたいと思う次第でございます。

○ 25番（天堀 博君） ぜひ早急に検討を進めてほしい。先ほどの自動車ではないが、せんでもええことを早くし、せないかんことはなかなかしない。赤ん坊が昼寝をしているところに虫や蚊が寄ってくるのを枕元で防いだらないかんのに、隣の田んぼの真ん中へ蚊取り線香を持って行くようなことをしてもあかんのですよ。もっと効果のあることをしなさい。市民生活部長が責任を持って勉強し、協議検討すると言ってますので、ひとつ楽しみにしております。ぜひ頑張って早急にやっていただきたい。

それから、ダンプカーのほこりの問題ですが、善正町のところを往復1,600台のダンプカーが通るんです。特に雨のときは大変です。これは住んで見ないとわかりません。泥々なんですね。雨の後なんか、なんぼ掃除に行っても後の祭りなんですね。掃除も大事やけどね。本当に何とかせんことには道を歩けない。歩いたら泥はねでえらいことになります。早急に対策を講じなければなりません。井手之橋から1,600mについては、平成4年を目途に丈量図を作成して云々と言われてますが、それもできません。官民名義の境界がはっきりしない。ここはうちの土地や、とかいろんな問題が一杯あるので、今までもできてない。

この間も鳳土木事務所へ行ったら、道路維持係の方では少なくとも80mほどはきちんとなっている。以前に舗装した形跡もあるので、そこについてはやる。そこはぎゅっと狭くなってダンプカーが通ると一杯の道です。そこから先の170mほどはどうにもしようがない。採石業者でアスファルト舗装をさせることはどうか、と言いましたら、府の方は勝手にされたら困ると言う。今までから穴が開いたところなどは採石を持って来たりして修繕をしているわけですが、その延長線上でやってもらいましょう、と府の方が譲歩されている。

横山町会連合会と採石協会との間で協定書や誓約書がつくられています。非常にりっぱなものですが、その中身がなかなか守られない。やっと地元の善正が親戚やいろいろなあって言にくいのが、皆がやかましくなってどうにかこうにか動きだして来た。行政として力を入れるのは今やと言うてます。鳳土木が、そこまでやりましょう、と言うてるんやからね。

ここに空中写真があります。3カ所しか写ってませんが、こんな状態で非常に情けない。そ

れはともかく、この一番下の民家があるところが善正町です。ここに井手之橋がありますが、この部分が250mぐらいです。そして、その奥で宝塚採石が取ってますが、ここは野球場ぐらいの広さの場所が空いてますが、ここに洗車場を3つか4つつくり、チャボンとつかって来たらしいのですが、地道やとよけいどろどろにするだけですから、この下は府がやると言うてますので、この部分を業者にでも穴が開いたら修繕をさせたら、この泥は大分改善されるんです。

そのことを地元の対策委員会などに任せきりではあかんです。行政がもっともっと力を出しなさい。私は、新潟県新井市や千葉県君津市にも行って来ましたが、行政が相当力を入れてますよ。地元でそんなことがあるから遠慮して行かへんというのではあかんです。地元は地元で一生懸命にやっているんやが、警察権力ほど権力はないですが、いわゆる市の經由事務でダイナマイトの爆破の許可を出すときに通るんでしょう。そのときに一定の行政指導的な権限も持っているわけでしょう。地元は地元として一生懸命にやっていますが、行政としても、そういうことについてきちんと守らせていくことをせないかんと思います。

荷台のシート掛けや過積みの問題、それから、東楨尾側の汚濁防止の設備の充実、共同洗車場を設置して公道の汚染防止をするとともに散水車を運行させるとか、水質は行政指導に従うとかも誓約書に入れてるんです。こういうりっぱなものがあるんですから、行政としてもっと力を入れてあげないと、地域住民が困って、困って、困り果てているんです。市長にも直接会っていただきましたが、地元の人たちは、ああいう親戚の多い田舎の中でやむにやまれん行動なんですね。遠慮してもものよう言わない、言われないんです。そういう状況の中でもどうにかしてもらわないと困るということ言うて来ておられるんです。特に僕は直接の地元ですから、いろいろそういう形での相談もあったり、こちらもいろいろ動かしてもらいますし、よく行きます。ひとつ行政として現在の状況をよく把握し、警察とも協議して、あるいは地元の採石業者にも適切な行政指導を行うことについて、今こそ力を入れてほしいと思いますので、その点の答弁をしていただきたいと思います。

- 産業部理事（藤原清司君） 採石場の問題につきましては、かねてから許可申請に際しましては、森林法、自然法、近郊緑地、火薬、採石等について毎年、更新しております。これについての行政指導といたしましては、許認可の段階で經由等がございますが、地元の校区対策委員会と取り決めた協定書を順守するよう指導しているところでございます。ただいま御指摘のほりの問題につきましては、地元協議会等が業者との話し合いの中で、先ほどおっしゃられました洗車場、洗車機、クリーナー、ダンプの荷台の調整等について、一定の成果を見ているところでございます。御指摘の行政指導でございますが、これらの舗装については鳳土木にも精力的に要請するとともに、舗装が完了するまでの間につきましては、行政といたしましては、

地元協議会が従来の調整経過もございますので、地元協議会とともに善後策を取る中、業者指導を行ってまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 25番(天堀 博君) もちろん、地元協議会とも協議をしながらやっていただいで結構なんです。但实际上は、協定書や誓約書があるので、地元としてはここまでというところまでは何とかやっているんですが、そこから向こうは権限もないし大変なんです。だから、現在の状況をよくつかんでいただき、交通公害課あるいは市として、市民をほこり公害から守るという立場から積極的に足を踏み入れていただきたい。幸いなことに業者ともいろいろ話をすると、それなりの機運になってきてます。業者自体にもいろんな問題がありまして、協力してやっていかなければいけないという状況にはなっています。業者にしても、それほど大きなカネがかかるわけでもないんです。府の方にもその部分だけでも舗装していただく要請もし、業者にも適切な行政指導をやりながら進めていただきたい。

こんなことを言うといけません、地元でそういう協定書や誓約書があるから、そちらへ任せてしまうという逃げ腰になりがちです。確かに遠慮をしてもらわんといけない面はあります。地元が一生涯懸命にやっているのに、そいつを横へ寄せるというわけにはいきません。しかし、できない部分については、市が援助してやらなければいけません。他市の状況を見ても、もっと市が積極的に率先してやり、そして、地元と協調しているんなことがやられているところもあります。その点をひとつ要望しておきます。

家賃問題でございますが、端的にいきます。現在の家賃は、一面安いという面はあります。ただ、それだけ修繕とかに十分手を尽くしていないという面もあり、お互いに勝負別れです。しかし現在、市営住宅に入居しておられる方々も高齢化し、年金だけの世帯になったりしているところが多い。子供さんが外へ出て援助しているとかいろんなケースはありますが、実際に援助していただくにも、その人たちも生活に追われてそんなわけにいかないというところもあります。今回の値上げは、月に3万、5万という年金世帯にとっては大変な負担になりますので、そういう方々が減免申請を出してきたときには、十分誠意をもって対応していくのかどうかだけを確認しておきます。

- 建設部次長(赤田備信君) 住宅家賃につきましては、主人が疾病その他によって一時的に生活が苦しくなったとか、著しく収入が減少したとかの場合につきましては、本人の申し出によりまして御相談に応じてまいりたく存じます。よろしくお願いをいたします。
- 25番(天堀 博君) 何も引き換えじゃありませんが、住宅審議会を経てこの7月から値上げをしているんでしょう。その後、2年、4年とまた上がっていくんですから、大変な値上がりになるわけです。例えば病気とかよりも、年金世帯であるとか、老齢で収入がないとか、そ

ういう人たちからも申請が出てきたときには、先ほどの選挙の有効、無効の問題ではないが、十分誠意をもって対応していくのかどうかを確認しているわけです。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 今回の値上げは、額的には、他に比べまして高額であるとは思っておりません。しかし、その人の生活の中で2倍、3倍となりますと、かなりの御負担になると受けとめております。したがって、個々それぞれの方からの申し出に対しましては、その所得に合わずというのではなく、例えばその所得を得るべき方法とか払える状態をつくり出すような形での御相談にも応じさせていただく。例えば全く収入のめどがなければ、それなりの相談窓口で御紹介申し上げるとか、先ほど申し上げましたように、一時的に何カ月か事情によって所得が得られない等の事情がありますれば、それは私どもで家賃の減免の方法を取りたい。それぞれの内容によって御相談に応じてまいりたいと考えております。

○ 25番（天堀 博君） それぞれの内容に応じて相談に応じるというのは、誠意をもって対応していくということだろうと思います。今の話の中で、収入がないというのならそれなりの窓口、ということは、生活保護とかの紹介もするということだろうと思います。しかし、年金だけで苦しくともそういう援助を受けずに頑張っていこうという方については、そういう制度があるから受ければいいというだけの問題ではありません。人間として困った場合、生活保護を受けて更生していくことも大切です。しかし、どないかして頑張ってお世話にならずに生活していこうと思っている方々もケースバイケースですが、あると思います。それらについても、誠意をもって対応していく立場に立っていただきたい。そういうふうに解釈させていただくことでよろしいでしょうか。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 基本線を引きまして、一律的にこの額であれば減免の対象にするとか、この額に達しなければ、ということは考えておりません。例えば昔ながらの頑固な人がおまして、息子さんの世話にならずにこつこつやっっていこうということであれば、その辺は、御理解をいただいて息子さんからの御援助も受けていただくとか、生活の中身まできめ細かく1つ1つ聞かせていただき対応させていただきたい。一律的な割り切り方はしないということをお答え申し上げておきたいと思っております。

○ 25番（天堀 博君） ということは、少なくとも誠意をもって対応していただく、うなずいておられるので、そういうことだろうと理解しておきます。

これで終わります。ありがとうございました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

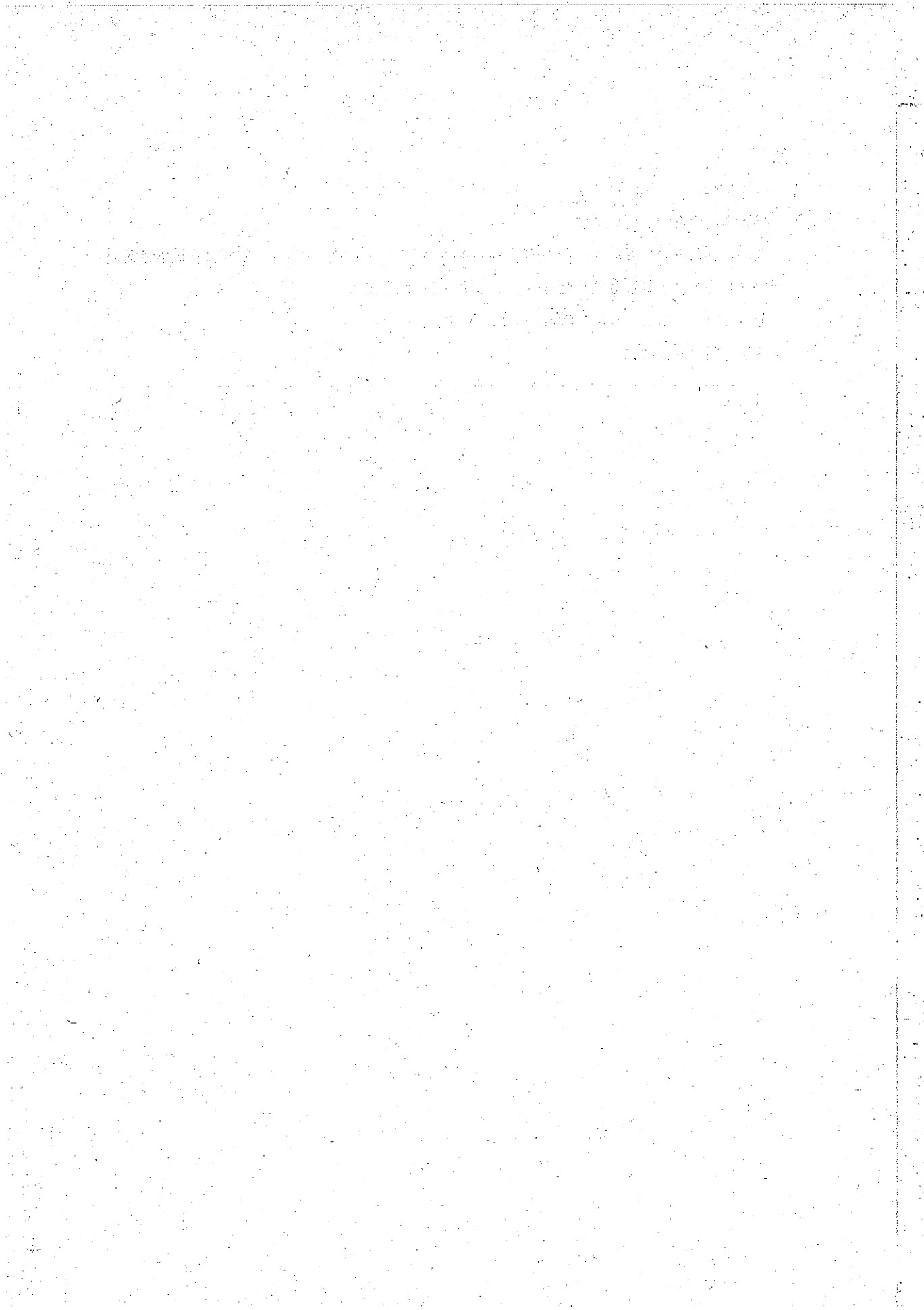
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(午後3時30分散会)

○



最 終 日



平成3年7月10日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	竹下義章君	17番	上田育子君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	猪尾伸子君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
11番	池田秀夫君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	大谷昌幸君
16番	西口秀光君		

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	長	坂口禮之助	総務部	次長	池辺功
市長公室	長	田中昭一	総務部	次長	阪豊光
市長公室	長	中塚白	同和対策部	長	森利治
市長公室	長	堀宏行	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	稲田順三	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	尾崎秀忠	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	鹿島賢昌	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	理事	中辻寿夫	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	井阪和充	市民生活部	次長	岸田秀仁
市長公室	次長	龜山学	市民生活部	次長	明坂文嘉
市長公室	次長	池辺一三	市民生活部	次長	池辺修次
市長公室	次長	今村堅太郎	産業部	長	大塚孝之
市長公室	次長	山下喬三	産業部	理事	藤原清司
市長公室	次長	石本博信	産業部	次長	高三一行
総務部	長	神藤恒治	産業部	次長	松林保

参与兼建設部長	浅井隆介	病院事務局長	橋本昭夫
建設部理事	山崎琢磨	病院事務局次長	谷上徹
建設部理事	緒方和夫	消 防 長	角谷泰夫
建設部理事	中西淳富	消防本部理事兼消防署長	高宮武男
建設部次長	谷 俊雄	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬喜広
建設部次長	赤田儔信	消 防 本 部 次 長	池野透
建設部次長	山崎精二	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	松村吉堯
建設部次長	中野英二	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部次長	藤本 仁	教 育 委 員 長	藤原忠男
建設部副理事	岸本孝二	教 育 長	杉本弘文
都市整備部長	萩本啓介	管 理 部 長	逢野博之
都市整備部理事	中野義裕	管 理 部 次 長	白樫通有
都市整備部理事	三井義秋	指 導 部 長	木村吉男
都市整備部次長	中屋正彦	社会教育部長	生田 稔
都市整備部次長	田中武郎	社会教育部理事	竹田明郎
改良事業部長	富田宏之	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部理事	笠木恒忠	収 入 役 室 長	藤木意継
改良事業部次長	帛田嗣夫	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監 査 委 員	庄司 清
水道部次長	仲田博文	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
水道部次長	城前伊佐雄	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病 院 長	竹林 淳	農 業 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
次 長	河原茂隆
主 幹	長尾益男
調査係長	井之上光一
係 員	田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月10日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成2年12月分)	P. 1
2	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年12月分)	P. 11
3	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年12月分)	P. 17
4	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成3年1月分)	P. 22
5	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年1月分)	P. 32
6	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年1月分)	P. 38
7	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成3年2月分)	P. 43
8	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成3年2月分)	P. 53
9	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成3年2月分)	P. 59
10	監査報告 第20号	定期監査(平成2年度第2次分)結果報告	別 冊
11	報 告 第7号	和泉市土地開発公社平成2年度決算書類の提出について	P. 1
12	報 告 第8号	財団法人和泉市商工業振興会平成2年度決算書類の提出について	P. 2
13	報 告 第9号	財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画書類の提出について	P. 3
14	報 告 第10号	財団法人和泉市文化振興財団平成2年度決算書類の提出について	P. 4
15	報 告 第11号	財団法人和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書類の提出について	P. 5
16	報 告 第12号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度決算書類の提出について	P. 6
17	報 告 第13号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度事業計画書類の提出について	P. 7

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第14号	財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度決算書類の提出について	P. 8
19	報告 第15号	財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度事業計画書類の提出について	P. 9
20	報告 第16号	財団法人和泉市住宅センター平成3年度事業計画書類の提出について	P. 10
21	報告 第17号	専決処分の承認を求めることについて (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 12
22	報告 第18号	平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 16
23	報告 第19号	平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 18
24	議案 第24号	財産処分について (春木・久井財産区財産(ため池)の売却)	P. 20
25	議案 第25号	工事請負契約締結について (和泉市立北松尾保育園移転改築工事)	P. 22
26	議案 第26号	工事請負契約締結について(旭第一団地9棟建設工事)	P. 24
27	議案 第27号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道室堂20-2-⑧号線管布設工事)	P. 26
28	議案 第28号	工事請負契約締結について (和泉市公共下水道芦部幹線管布設工事その2)	P. 28
29	議案 第29号	市道路線の廃止及び認定について (光明池春木唐国線及び光明池春木線)	P. 30
30	議案 第30号	市道路線の廃止及び認定について(伯太放光池丸笠線)	P. 31
31	議案 第31号	市道路線の認定について(王子町17号線)	P. 32
32	議案 第32号	市道路線の認定について(東阪本町7号線)	P. 33
33	議案 第33号	市道路線の認定について(和泉中央駅前広場1号線並びに和泉中央駅前広場2号線及び駅前交通広場)	P. 34
34	議案 第34号	和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅前広場2号線の交通広場街路事業の直接施行同意について	P. 36
35	議案 第35号	市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	P. 39
36	議案 第36号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 44
37	議案 第37号	平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 49

日程	種別及び番号	件名	摘要
38	議案 第38号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 54
39	議案 第39号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 59
40	議案 第40号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 64
41	議案 第41号	和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	P. 76
42	議案 第42号	平成3年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 85
43	議案 第43号	平成3年度和泉市老人保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 114
44	議案 第44号	平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 118
45	議案 第45号	平成3年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 134
46	議会議案 第7号	特別委員会委員の辞任及び選任について	別紙
47	選挙 第2号	泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	別紙
48	意見 第4号	小選挙区制導入に反対する意見書	別紙

(午前10時00分開会)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席届の出ている議員さんはございません。竹下議員さん、出原議員さん、奥村議員さんから遅刻の届け出が出てございます。現在、22名でございます。
- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（穴瀬克己君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。
- 議長（穴瀬克己君） 昨日の赤阪議員の一般質問の中で理事者の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
- 総務部長（神藤恒治君） 総務部長神藤でございます。昨日の赤阪議員さんの一般質問におきまして、公用車の車種決定並びに購入時期等に関連をいたしまして、厳しい御指摘をいただいたところでございます。この件につきましては、3月の予算委員会におきまして答弁をいたしましたことと矛盾をいたしておりましたので、われわれといたしましても、大変反省をいたしておるところでございます。このことを肝に銘じまして、今後、議会に対する答弁事項につきましてはより慎重に検討努力してまいりたい、かように存じておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。
- 議長（穴瀬克己君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第10までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

監査報告第11号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年12月分
監査報告第12号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年12月分
監査報告第13号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年12月分
監査報告第14号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年1月分
監査報告第15号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年1月分
監査報告第16号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年1月分
監査報告第17号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成3年2月分
監査報告第18号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成3年2月分
監査報告第19号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成3年2月分
監査報告第20号	定期監査（平成2年度第二次分）結果報告		

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第11号より第20号までの報告を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第11「和泉市土地開発公社平成2年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第7号

和泉市土地開発公社平成2年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成2年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（松村吉堯君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第7号「和泉市土地開発公社平成2年度決算書類の提出について」、公社松村から御説明を申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、財政の健全化、運営の効率化に取り組んでおるところでございます、今後とも御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしております別冊平成2年度和泉市土地開発公社決算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市外より委託を受けました土地の先行取得につきましては、都市計画街路岸和田南海線用地1,762・79㎡を1億4,948万4,592円で取得いたしました。次に、和泉市の一般事業用地といたしまして、伯太1・2号線を初め道路、公園、下水道管布設用地1,989.91㎡を、補償も含めまして2億9,639万9,963円で取得いたしました。また、環境改善整備事業用地といたしまして、北部第1住宅地区改良事業用地及び地区内道路、公園用地等8,697.76㎡を、建物補償も含めまして10億6,549万3,701円で取得いたしました。

以上、平成2年度の土地先行取得合計は、54筆、1万2,450.46㎡を建物補償も含め15億1,137万8,256円で取得いたしました。

次に、土地の売渡状況でございますが、6ページ以降に記載のとおり、都市計画街路岸和田南海線用地176.11㎡を3,768万7,540円で大阪府土地開発公社へ譲渡いたしました。和泉市の施行に係る一般事業用地といたしましては、阪和東側二号線用地を初め道路、公園、下水道管布

設用地2,657.05㎡を3億3,135万8,791円で、また、環境改善整備事業用地といたしましては、北部第1住宅地区改良事業用地及び地区内道路用地4,061.53㎡を7億4,113万5,997円でそれぞれ和泉市へ譲渡いたしました。次に、公共用地取得の受け皿として換地対策用地6,047.92㎡を5億4,331万4,175円で各権利者へ譲渡いたしました。

以上、平成2年度中の譲渡総額は、124筆、面積1万2,942.61㎡、16億5,349万6,503円と相りました。

次に、9ページ以降の決算報告書について御説明申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、土地建物売却収入で16億5,349万6,503円執行いたしました。

第2款 借入金につきましては、土地取得資金等で19億3,350万円借り入れいたしました。

第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び府道予定敷の草刈り等の管理受託料といたしまして406万7,782円収入いたしました。

第4款 繰越金につきましては、前年度よりの繰越金未収金として3億3,112万1,742円収入いたしました。

以上、収入合計は、39億2,218万6,027円と相なる次第でございます。

次に、10ページの支出でございますが、第1款 事業費は、土地取得に伴う支出でございます。環境改善整備事業用地で10億8,941万9,313円、公共用地費で4億4,588万4,555円、合計15億3,530万3,868円の支出と相なる次第でございます。

第2款 管理費につきましては、公社保有地の財産管理費として552万4,155円を支出。また、職員の給与等事務管理費といたしまして、5,615万8,482円支出いたしましたので、管理費合計が6,116万2,637円支出いたしました。

次に、第3款 借入金償還金につきましては、元金で18億3,010万円、支払利息で4億8,330万1,005円、合計23億1,340万1,005円を各借り入れ金融機関へ償還いたしました。

第4款の予備費は、他に流用したものを除きまして、執行はございません。

第5款の繰入金は、当年度の未収金の資金1,179万8,517円を翌年度へ繰り越すものでございます。

以上による支出合計は、39億2,218万6,027円でございます。収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴う損益の状況につきましては、16ページの損益計算書に記載のとおりでございますが、当年度純利益は8,667万5,568円で、前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして翌年度への繰越欠損金は、1億4,815万4,099円と相なる次第でございます。

なお、15ページには平成3年3月31日現在における資産の状況を示す貸借対照表を、また、19ページ以降に財産目録を掲載いたしておりますので、御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、平成2年度和泉市土地開発公社決算の報告といたします。今後の事業遂行に当たっては、市との緊密な連携により公社の経営健全化に努力する所存でございますので、議員皆様方の御指導のほどをよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。公社の決算あるいは事業報告につきましては、細かい部分はいろいろあるにせよ、大方においては、それなりに明らかな会計が行われているわけです。そもそも、公社の特別委員会そのものの設置というのは、買わなくてもいいような土地を購入したり、ということで不明朗な点が多かったため、議会からの要望もあって設置された経過があります。最近では、それもきちんとした会計の内容になってきていると思います。

ただ問題は、一般処分用地について、21ページにも面積、金額の財産目録が出ております。これは台帳価格ですが、以前から問題になっております幾つかの分があるわけです。特にサントリー北側については、昭和46年から48年にかけて、それ以降に取得している部分もありますが、もともと同和関係の環境改善整備事業に伴う換地対策事業用地だったんです。その後、これの処分を早くしなさい、利息が付いて台帳価格がどんどん上がってくる、ということで公社特別委員会からも指摘があったとおりでと思います。

ところが、なかなか金額的に合わなかったこともあって売却に至らなかったんですが、その後、大口の会社から引き合いが何度かあったりしてきた。前々回の特別委員会の審議のとき、これをどうするんだ、ということで質問をしました。今の議長さんからもそういう質問も出ましたが、いわゆる同和対策事業用地として購入をしてあるので、最終的にはまだ話し合いが付いていないんだ、という話が出てきた。今さらなぜ、ということでおかしいではないか。既に売却するんだという方針でいろいろ引き合いが来ている。議員にしても、一般的にも売却するものだ。ただ、引き合いの値段が合わないだけだという感じできたのに、ということでいろいろ意見が出ました。前回の特別委員会でも同じようなことだったらしい。前々回のときには、市長もこちらの意見に対し、早急に結論を付けたい、ということだったと思うんですが、いまだに結論が付いていないようです。法の期限の関係もありますが、その点では、現在、どうなっているか、引き合いとの関係も含め御答弁を願いたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（松村吉堯君） 松村からお答えいたします。
サントリー跡地の処分につきましては、かねがね早期処分するようという御指摘をいただ

いているところでございます。先ほどの御質問の中にもございましたように、当該土地は、環境改善整備事業に伴う同和対策事業用地として取得した事実がございます。まず、この土地についての引き合いの状況でございますが、現在、私が前任者から引き継いで就任いたしましてから本日までの間に3件程度の引き合いがございますが、具体的な取引の話までは進んでおりません。

一方、同和対策事業用地として取得したものの相手側との話し合いにつきましても、現在、鋭意話を進めているところでございますが、残念ながら、現時点で完全な了解一致点に達していないのが現状でございます。この話し合いを早期に付けた上で、サントリー横の土地について処分してまいりたい、このような状態でございますので、御了解いただきたいと存じます。

○ 25番(天堀 博君) これをいつまでに話をつけるのか。先ほど言いましたように、最近になってそんな話が出てきた。その辺もおかしいのですが、それはそれとして、それ以後も大分月日がたっているのに、とにかく話が付いてない。市長は、早急に話をつけてちゃんとします、という答弁やったが、まだ付いてない。どういうところで話し合いが付いてないのか。具体的に代替りのものがないからとか、その中身を聞かせてください。

○ 市長(池田忠雄君) 局長も4月からの就任でございますので、私の方からお答えさせていただきたいと存じます。

議員さんが御指摘のとおり、私たちといたしましては、サントリー横の事業用地を早期に処分をいたしたい、この考え方に変わりはありません。そういう態度で臨んでおります。ただ、前々からお答えいたしておりますように、同和対策事業用地としての位置付けがあったわけでございます。その辺の相手方支部との話し合い等を鋭意、進めてまいったことでございますが、もうしばらく話し合いの完全な了解というところまでは至っていないのが実態でございます。

先般の特別委員会でもいろいろ御論議をいただきました。天堀議員さんには御出席がなかったと思いますが、その節にも市長は、まず先に地元との話し合いをすっきり付けなさい、そして、早く処分しなさい、という御勧告もいただきました。仰せごもっともでございますので、まず、先方さんとの全き話し合いを早急に付けた上で処分してまいりたい、こういって特別委員会でもお答えさせていただいた経過がございます。その意味合いでわれわれといたしましては全力を挙げてまいりたいと思っておりますので、今しばらくの御猶予をいただきたいと存じます。

○ 25番(天堀 博君) 答弁になってない。松村さんの話をそのまま繰り返しただけです。この問題は、この前の特別委員会で始まったことやない。いつやったか忘れましたが、前々回の特別委員会で大きな問題になり、市長は早急にどないかしないと、引き合いが来ても売るに売

れない。早く決着を付けてやります、ということやったが、この前の特別委員会でもまだ話し合いが付いてない。皆さんから、早く話し合いを付けて売りなさい、と言われたわけですね。それだけの経過がたっているわけです。

それ以前の問題はありますよ、突然われわれの耳に入ってきたという問題は別にしても、そうであればあるで期間がたっているのですから、どんな話し合いをされてきて、どこでネックになっているのか。これは市長が就任以前の問題ですが、代替用地として購入したのに、それを一般処分用地として売るのは何でや、ということできちんと代替用地なり、代わりの建物を建てるとか確保しなさい。そうでなければだめですよ、という何らかの形の条件があるはずですよ、話し合いですからね、何でもかんでも反対ではないと思います。その辺の中身がどういふことで平行線になって話し合いが付いてないのかということ聞いてます。

- 市長（池田忠雄君） 話し合いの途上でございますので、明確な御答弁にはならないと思いますが、いろいろと同和对策事業用地としての位置付けをしてきた経過の上に立って、支部としては、行政に対するいろんな要求や言い分があるわけでございます。それらの話し合いを煮詰めながら処分を持っていきたい。公社としては、基本的にこの土地は、同和对策事業用地として位置付けていますが、やはり公社財政の問題や現下の諸情勢からして処分をいたしたい、こういう基本的な考え方に変わりはないわけでございます。その上に立って話を進めているわけでございます。地元としては、そのことについていろんな意見もあることございますので、それらをきっちり煮詰めた上で処分をしまいたい。

どういふ点がネックになっているかとお尋ねでございますが、同和对策という位置付けについての支部としての言い分が出てまいったので、そういうことについて話を付けていかなければならない点がございまして、早急に話をつけて処分に踏み込んでまいりたい、このように思っておりますので、今しばらくの御猶予をいただきながら、重ねて御答弁を申し上げます。

- 25番（天堀 博君） おかしい。地元支部として要望や意見があるんだ。同和对策事業用地として購入したんやからということですね。話し合いの中身が余りシビアなところまでは明らかにできないかもしれませんが、ある程度こういうことです、というぐらゐのことは議会に対して言えるんじゃないですか。昨日や今日、降って湧いたことではない、期間がたっているわけですからね。早く話を付けて処分したい、と理事長である市長もおっしゃってますが、いまだにそれが付いてない。同和对策事業用地として購入した、そのことばかりで、そんなこと言わんとお願いします、お願いします、と言うだけでいってるんですか、そうやないでしょう。

合わせて、市長が言われた中身にも触れますが、公社としては、同和对策事業用地としての扱いはしていない。いわゆる一般処分用地なんです。今まで十数年前からの公社特別委員会の

経過からしても、きちんとそういう位置付けがされてきています。早く処分をしなければならぬ不用地ということの公社が扱いをしてきた経過があります。公社の決算書あるいは事業報告書のどこにも同和対策事業用地ということは出ていない。ところが、降って湧いたようにそんな話が出てきて、話し合いが付いてないということですが、どういうところで話し合いが付いてないのか。ただ、お願いします、お願いします、と言うているだけです。その両方がありますので、その辺を明確にしていきたい。

- 市長（池田忠雄君） われわれの位置付けとしては、処分用地ということで今も変わってございません。処分をしてまいりたいという気持ちで臨んでおるわけでございます。
- 25番（天堀 博君） 一般処分用地ということですね。
- 市長（池田忠雄君） そういうことです。ただ、先代の時代に購入をした経過が同和対策事業用地という位置付けであることは事実として間違いございません。その話し合いの中では、私たちの一般処分用地としての考え方と、支部の受けとめ方として、同和対策のいろんな面にあの事業用地を使うべきだという論議があるわけございまして、その間の調整に手間取っているのが率直な話でございます。われわれとしては、いろんな言い分があろうとも、現下の情勢に立てば処分をせざるを得ないということで御了解をいただきたいと話をいたしております。その中では、行政に対する同和対策事業用地としての位置付けをめぐるいろいろな御意見があり、いろんな話があることも事実でございます。

しかしながら基本的には、地元支部の中にそういう気持ちがあろうかと思いますが、何とか御了解をいただいて処分に踏み切ってまいりたい。初めからの経過と現下の情勢との矛盾点がありますので、それについての話し合いでございますので、今しばらく御猶予をいただきたいということをお願いをしているわけでございます。

- 25番（天堀 博君） 意見を言うときます。私も15年8カ月余議員をさせていただいておりますので、その間の経過は大体わかっているんです。ここ何年来、地価が高騰してきた。もともとあの土地は、広いだけで話にならんような土地、進入路の問題とかあったりしてね。それが部分的に改善をされてきて今のような形状になってるんですね。そして、どんどん地価が上がってきてかなりの値段になってきたら、降って湧いたかのように環境改善整備事業の同和対策の換地用地だということでの話が出てきたんです。

現在、それからある程度の経過がたってきているのに、いまだに話し合いが付いていない。今の答弁では、お願いをしているだけ、ということしか受け取れない。どういうところでどういように条件が合わないとか、話し合いですからね。それがはっきりさせられない。ここにも行政の主体性が見られない。一般処分用地だと言いながら主体性のない話です。

あえて言うなら、この特別委員会が設置された時点からのいろんな経過からして、既に何人か亡くなられた議員さんがおられますが、そういう方々が健在でここにおられたら、何ということをするんや、と大変な問題になりますよ。その当時の状況は、市長も坂口助役さんもよく御存じですね。議会にお願いをして、やっとこ調査特別委員会ではなく、一般の特別委員会の設置が理事者提案でされたという経過も十分御存じのはずです。その時点から、安くても売れ、損してでも売れ、売ります、ということで一生懸命にやってきた。ところが、進入路の問題やとかで売れなかった。やっと帳簿価格よりは実売価格の方が大きくなってきたという時点で、ちょっと待て、あれは同和对策事業用地だ、という話が出てきたんですが、議会をばかにするのほどもほどにせよと言いたい。

市長は既に16年近くやられてきている。助役さんもずっとその当時からやられてきているんですから、この辺はきちんとしなさいよ。4年、8年前に市長になったんなら、前任者の問題や、と言われるかもしれませんが、当時からずっとやられてきて、前任者のやったことですが、きっちりします、という約束を理事長としてやってきたんやからね。それなのに、そんな主体性のない話をするなんてもってのほかだと思います。これは報告案件ですので、意見を言うて終わっておきます。

- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。バランスシートを見てもよくわかりませんので、端的にお尋ねいたします。

公社のバランスシートを3年間見ないうちに67億円ですか、膨大な金額になってます。この開発公社を1つの会社と見立てれば、現在、含み資産というか、適当な言葉ではないかもしれませんが、金額的に赤が出ているのか、黒が出ているのか、いずれも出ているとすれば、どのぐらいになっているのか、教えていただけませんか。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局次長（大宅清民君） 公社事務局次長大宅からお答えいたします。

現時点の平成2年度決算でございますが、前年度までの欠損金が2億3,432万9,667円ございましたが、平成2年度の純利益が8,667万5,568円ございますので、繰越欠損金は1億4,815万4,099円となっております。

以上でございます。

- 29番（大谷昌幸君） 私の聞いているのと全然違います。端的に1つの土地を持っている会社と考えた場合、先ほど、天堀議員さんからも出ていましたが、現在、公社が保有する土地を売却する、その一方で借入金を返済したと考えれば、結局、赤が出るのか黒が出るのか、どち

らか出るかと思いますが、それが金額的にどのぐらいかということです。これは難しいかわかりませんが、地価の変動があったので大分黒が出ているのと違うかな、という期待のもとにお伺いをしています。

○ 用地担当理事・土地開発公社事務局長（松村吉彦君） 一般の会社と違まして、御質問の御趣旨にお答えするのが難しい問題がございます。ただ、借入金が67億程度に對しまして、公社保有財産の帳簿価格が66億余と相なっておりますので、端的に1億程度の損ということになります。先ほどの御質問の趣旨にもございましたように、現在の土地価格が、場所によっては台帳価格を上回る部分もございます。実際に処分をしてみないとわかりませんが、黒字になっているのではないかという感じもいたしておりますが、的確な答弁にはなりません、以上です。

○ 29番（大谷昌幸君） ただ、儲かるという時点で処分をされていった方がええんやないかと思ひます。一度、後日で結構ですので、詳しく弾き出してください。それだけ要望して終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 他にございませんか。

○ 5番（並河道雄君） 端的に1点、お聞きをいたします。

上代伏屋線用地の先行取得でございますが、325㎡を約6,300万円を買っておられますが、あとどれぐらい残っているのか。

それと、平成5年4月に接続するという、計画はなかったんですが、当初から進めていただいているわけですが、それに用地の先行取得が間に合うかどうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 建設部理事（中西淳富君） 建設部理事中西からお答えいたします。

現在、上代伏屋線の残地は未買収地でございますが532.39㎡、全体の12%余が残っております。現在、交渉中でございますが、ほぼ年内に買収が完了するのではないかと予測をしております。

以上でございます。

○ 5番（並河道雄君） これについては、信太2号線が上伯太線をまたいでああいう交差点ができて、非常に上代伏屋線が開通と同時に逆に信太2号線の方へ出てきて、あの狭隘な道路が危険な状況になっておりますので、松原線への接続が重要な意味を含んでおります。当初の計画はなかったんですが、理事者に地元の要望を入れていただいて接続ということですが、今の御答弁では12%ですから、平成5年4月には間に合うかどうか。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

今、用地担当理事から用地買収状況の報告がございましたが、とにかくまだ交渉中でございます。用地買収ができ次第工事着工したい。めどといたしましては、来年度に向けて努力している次第でございます。

- 5番（並河道雄君） あと12%ですから、精力的に買収していただきたいことを要望しておきます。それと、あの道路については非常に危険な状況でありまして、開発が進んだ関係もあって通行量が多くなり、交通公害課等でいろんな案を練っていただいておりますが、警察当局の考えもあってなかなかうまくいってない。とりあえず、この接続も大きな解消の要因になると思いますので、平成5年4月をめどに、ということは予算委員会でも御答弁をいただいておりますので、それに向けて精力的にやっていただきたいと要望して終わっておきます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号を終わります。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第12「財団法人和泉市商工業振興会平成2年度決算書類の提出について」及び日程第13「財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第8号

財団法人和泉市商工業振興会平成2年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成2年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第9号

財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業報告及び収支決算について、産業部大塚より御報告を申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要について、別冊2ページをお願いいたします。商工業振興に関する事業といたしまして、（1）商工ニュースにつきましては、市内事業所を対象に商工会との共同編集により、年6回発行いたしましたものであります。

次に、（2）通行量調査につきましては、消費者の流動を把握し、今後の商業施策の指針とするため、商工会とタイアップいたしまして平成2年7月25日、29日の2日間、市内各商店街において実施をいたしました。

次に、（3）商工まつりにつきましては、広く知られましたイベントとして第13回目を迎えました。展示即売、パレードなどの催しや特産品であるガーゼ、ハンカチの来場者への配布等を実施し、10月20日、21日の2日間で3万人以上の来場者を数え、市民、出展企業双方より好評をいただいたところでございます。

次に、（4）として、産業ビデオの放映及び貸し出しでございますが、市の伝統ある地場産業を紹介するため、和泉市産業ビデオを地場振南大阪において放映をいたすとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを行いました。

2番目に、特産品の普及宣伝に関する事業といたしまして、（1）大阪国際見本市への参加でございますが、インテックス大阪において開催され、本市からはガラス細工製品の出品を行い、予想以上の成果が得られたところでございます。

3番目として、観光に関する事業といたしまして、（1）観光パンフレットの配布でございますが、当市の観光資源を広く紹介するため観光ガイドを増刷し、市内外に配布を行いました。

次に、（2）観光ビデオの放映及び貸し出しにつきましては、市内の観光資源を紹介するため、和泉市観光ビデオを地場振南大阪と大阪府国際観光情報センターにおいて放映をするとともに、産業ビデオ同様無料貸し出しを行いました。

（3）観光用特産品パンフレットの製作及び配布でございますが、本市の伝統ある特産品を広く宣伝紹介するため製作をし、市内外に配布を行いました。

次に、（4）くずかごの購入及び寄贈につきましては、観光地美化運動の一環といたしましてくずかごを購入し、市内の観光地などに寄贈をいたしましたものであります。

以上が、事業のあらましでございます。

続きまして、収支決算について御説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

まず、収入の部の財産運用収入は、決算額3万3,900円でございます。これは基本金100万円を定期預金をしております利息でございます。

次に、補助金等収入は、決算額565万円でございます。これは平成2年度当法人の運営経費に充てるため、和泉市一般会計から支出された使途指定補助金でございます。

次に、雑入につきましては、決算額が9万3,190円であり、その内訳は、運用財産利息収入として普通預金利息が6万3,190円、その他雑入として特産品斡旋手数料収入が3万円でございます。

以上により前期繰越収支差額を加えまして、収入合計予算額799万5,000円に対し決算額は804万9,727円となっております。

続きまして、支出の部でございます。5ページをお願いいたします。

まず、事業費決算額は、587万9,183円でございます。内訳といたしましては、観光事業費決算額は223万5,283円となっており、その主な内容といたしましては、観光用特産品パンフレット制作委託費等であります。次に、地場産業振興事業費につきましては、決算額254万3,900円となっており、その主な内容といたしましては、商工まつり事業負担金210万円等を支出したものであります。受託事業費の決算額110万円は、情報提供事業負担金64万円等を支出したものでございます。

続きまして、管理費でございますが決算額12万5,854円。主な内容は、会議費5万3,290円等を支出したものであります。

続きまして、雑支出につきましては、決算額150万円でございます。これは人造真珠集約化計画調査委託費用として150万円の予算計上しておりましたが、本事業が諸般の事情により取り止めとなったため、和泉市に返納したものでございます。

続きまして、予備費の主なものといたしましては、観光事業費の消耗品費へ40万2,000円流用いたしました。予算額、差異ともに28万9,000円となっております。

以上により当期支出予算額合計799万5,000円に対し決算額750万5,037円で、次期繰越収支差額は54万4,690円と相なっております。

なお、6ページは正味財産増減計算書、7ページは貸借対照表、8ページには財産目録、9ページから10ページには収支計算明細書を添付記載をいたしております。

以上が、財団法人和泉市商工業振興会平成2年度事業報告及び収支決算についての報告いたします。

続きまして、財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画及び収支予算について報告申し上げます。もう1つの別冊1ページを御覧願います。

まず、1番目といたしまして、商工業振興に関する事業といたしまして、地場産業を紹介するため、地場振南大阪において和泉市産業ビデオを放映いたすとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを引き続き行う計画でございます。

次に、商工ニュースの編集発行につきましては、市内商工業者へ情報を提供するため、商工会と連携を強めながら、国、府、市の施策紹介並びに税務、経理、社会保険などを掲載した商工ニュースを隔月に発行したいと思っております。

また、小売業者の事業活動確保のため、市内商店街における通行量調査を例年どおり実施する計画であります。

次に、市の代表的な地場産業であります繊維、人造真珠業界並びに商業の振興を図るため、和泉市の商工まつり実行委員会が行います和泉市商工まつりに参画をしていく所存であります。

また、商工業の振興に関係する情報資料を引き続き収集、提供してまいります。

次に、2. 特産品の普及、宣伝に関する事業につきましては、第19回東京国際見本市へ参加する計画でございます。

また、特産品の常設展示を一層充実させるとともに、業界、組合の協力を得て引き続き特産品を市内外の皆様に斡旋をし、普及宣伝に努めるよう考えております。

次に、産業編ビデオの製作でございますが、和泉市の特産品について製造過程など詳細に映像に記録し、普及宣伝に努める計画であります。

次に、2ページの観光に関する事業でございますが、和泉市観光ビデオを地場振南大阪及び大阪府国際観光情報センターにおきまして放映するのを初め、産業ビデオ同様無料貸し出しを実施いたします。

また、観光パンフレットと特産品パンフレットを市内外に配布をし、市内観光資源及び特産品を広く宣伝紹介をする考えであります。

以上が、平成3年度事業計画の概要であります。

続きまして、ただいま御説明を申し上げました事業計画を推進するための平成3年度収支予算について御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産運用収入として、基本金100万円を定期預金をしておりますが、その利息5万6,000円を計上いたしました。

次に、補助金等収入として、和泉市からの補助金585万円を計上いたしております。

次に、雑入として、普通預金利息1万円、その他雑入として特産品の斡旋経費3万円を見込み、合わせて4万円を計上いたしました。

以上により収入合計は、594万6,000円と相なっております。

続きまして、4ページの支出の部でございますが、事業費として529万3,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、観光事業として42万3,000円を計上。主な支出といたしましては、松尾寺桜まつり補助金などでございます。

次に、地場産業振興事業費として377万円を計上いたしました。主な支出といたしましては、商工まつり事業負担金230万円などでございます。

また、受託事業費110万円を計上。主な支出といたしましては、情報提供事業負担金などでございます。

続いて、管理費として31万円を計上。

予備費につきましては、34万3,000円を計上いたしました。

以上により当期支出合計は、594万6,000円と相なる次第でございます。

なお、5ページ、6ページに収支予算明細書を添付いたしてございますので、御参照くださいますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、財団法人和泉市商工業振興会平成3年度事業計画及び収支予算についての報告を終わります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 1つは、平成2年度の収支決算書の5ページの人造真珠集約化計画の調査委託費の市への返還150万円が出てますが、人造真珠の工場アパートは諸般の事情により取り止めたということです。特にこれも法律が後から追加、追加できてますが、本年度一杯で切れてしまうわけですが、諸般の事情というのは、どういう事情なのかということをお聞かせ願いたい。

それから、平成3年度の予算を見ますと、事業費の中身がかなり変わってます。全体的な予算からしますと、2年度決算の支出合計が750万5,000円、実質的には人造真珠がないので600万円ぐらいですが、今回の予算は594万円組んでます。前年度の人造真珠を除けばほぼ同じぐらいの予算額ですね。ところが、管理費は同じ、予備費も多少違いますが、しれてます。要は、事業費の中身がかなり変動があります。例えば観光事業費にしても、前年度の予算額が補正を含めて223万6,000円となっておりますが、本年度はどんと落ちてます。前年度の当初予算からすれば114万円落ち、補正を含めた額からすると、かなり落ちてます。しかも、中身が新規に松尾寺桜まつり補助金等となっておりますが、昨年が固めて観光用特産品パンフレット製作委託費などで組んでいるからこういうことになっているのか、この辺の説明が不足していたので、お聞かせ願いたい。

また、受託事業費についても、かなり途中で変動があるんです。昨年の決算も本年度の予算

も情報提供負担金ということで出てますが、金額的にはかなり違います。本年度は150万円のマイナスですが、その辺での説明もお願いしたい。

さらには、松尾寺の桜まつりは、昨年度も明細書の方に40万円補助金が出てますが、これも印刷製本費の関係でどんと落ちたのかなと思います。いわゆる桜まつりですが、以前は槇尾山でやってたのが、これも諸般の事情でできなくなった。ちょっと記憶が定かでないんですが、いつから槇尾山の桜まつりが取り止めになったのか。どういう諸般の事情だったのか、その辺も含めてお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 産業部次長（高三一行君） 1点目の工場集約化につきまして、お答えさせていただきます。

これは同和事業の一環といたしまして、地域事業者組合から人造真珠の工場アパートを通産省が所管する事業高度化制度を導入の上建設したい、旨の要望が46年にございました。これを受けまして、事業推進を当振興会の大きな柱として現在に至っております。しかし、事業推進に当たりましては、まず、建設場所の確保がございまして、その立地場所をめぐる多年にわたっていろいろな候補地を検討してまいりましたが、最終的に一定の候補地を見出しまして、組合がつくってございます工場アパート建設委員会に提議させていただき、検討していただきました。

その後、行政と建設委員会でいろんな角度から研究検討を重ねてまいりました。その結果、昨年12月、土地の集約化の問題並びに6社集団操業となれば、人造真珠の生産構造上発生する臭気等いわゆる環境問題について、和泉市の環境保全条例の公害の適用を避けて通ることはできない結論になりまして、人造真珠組合理事会にお諮りいたしました結果、断念せざるを得ないことになったものであります。

次に、前年度と比較して予算が少ないんじゃないか、ということでございますが、これはこの150万円の減でございます。

それから、槇尾山につきましては例年4月第2日曜日、財団法人の主催によりまして、議員さん初め各位の御協力により盛大に桜まつりの催しをしてまいったところでございます。これにつきましては、昭和58年度まで続いてまいったものでございます。

この催し物をなぜ取り止めたかということでございますが、桜の老朽化によりまして、てんぐす病のため花が咲かなくなったというのが第1点。それから、駐車場等について収容能力がないということ。もう1点は、府道仏並槇尾線の狭隘によって警察の許可が大変厳しくなったということでございます。

以上でございます。

○ 25番(天堀 博君) 人造真珠の件は、意見だけ言うておきます。

大体の候補地を探し当てたということは、以前、聞いておりました。ところが、実際にいろいろ地元の建設委員会とかでやり出したら、6社共同操業をすると臭気とか環境問題が出てきたと言いますが、これは6社も一緒にやったら臭気が大変なことぐらいは最初からわかっていることでしょう。笑話やないが、そんなことを最終的にわかったので取り止めたということですが、それだけの問題ではないと私どもも関知するんです。最終的に今のままでいかざるを得なくなったということですね。そういうことで話が付いたということですから、それはそれとしておきます。

2番目の予算額の違いは、受託事業費なども違ってますが、途中で何か出てくるのかどうか。それから、観光事業費でも本年度の予算額は、松尾寺の桜まつり補助金42万3,000円だけです。その辺のもので追加で出てくるのかどうか。その点も含めて違いを明らかにしていただきたい。

○ 産業部次長(高三一行君) 平成2年度には、工場集約化の調査費150万円が入ってございましたが、平成3年度には、それが抜けてございます。

○ 議長(穴瀬克己君) 質問の趣旨をよくつかんで答弁してください。平成2年度と3年度の観光事業費の違いについて。

○ 産業部次長(高三一行君) 別途、詳細に明記してございます。

○ 25番(天堀 博君) それはわかりますが、本年度は、ほとんど松尾寺の桜まつりの補助金42万円だけでしょう。

○ 産業部次長(高三一行君) そうでございます。

○ 25番(天堀 博君) 前年度の観光事業費が223万円ですので、その辺の違いを聞いてます。

○ 産業部次長(高三一行君) 先ほど、部長から説明がございましたが、くずかごも購入させていただきましたし、また、観光ガイドのパンフレットもつくりました。こういう金額については、予備費から流用させていただいた経過がございます。

○ 25番(天堀 博君) そうしたら、本年度はくずかごの購入はしないんですか。パンフレット等もたくさんつくってあるので、今年から数年はつくらなくてもええということですか。

○ 産業部次長(高三一行君) そうでございます。

○ 25番(天堀 博君) それはそれでいいです。

あとは桜まつりですが、槇尾山ができなくなったので、松尾寺の地元から要望があって、今まで市として盛大にやってきたのにさびしいやないか。向こうができないんやったらこっちでやってくれ、という要望があって松尾寺でやられていることは結構です。要は、槇尾山の桜まつりを中止した理由、経過を聞きたかったんです。僕も当時、おりましたが、記憶をたどるた

めに改めて言ってもらったんです。桜が老朽化しててんぐす病で花が咲かなくなったということですが、昭和59年度からずっと植栽をやられていると思います。駐車場もその後、やったと思いますが、その辺の経過も教えてほしい。それでもできないのかどうかです。

3つ目の道路の狭隘については、そのまま今も同じですが、59年度以降対策を立ててきていると思います。立てるという約束でしたが、その後、どうなっているのか。

- 産業部次長（高三一行君） 榎尾山桜まつりを中止した59年度以降、財団法人におきまして、てんぐす病で花が咲かなくなった桜の木を伐採し、新しい桜の木を260本と記憶しておりますが、植樹をやってまいりました。その後、元年度におきまして、駐車場も一応、整備させていただいた経過もございます。
- 25番（天堀 博君） 桜の木を植えて、ちょっとしたら小さい花が咲いてきますが、すぐに以前のように大きな花が咲くことはないと思います。そこで、公園課に聞きたいんですが、榎尾山の公園そのものも含めて260本植樹したということですが、もうそれでええと判断されてるのかどうか。道路脇の桜や公園その他も含めてもっと考えていかなければいけないのかどうか、お聞かせ願えますか。
- 公園課長（樋渡顕治君） 公園課より答弁させていただきます。

確かに桜の木が老木化する中、桜の花が咲きにくなつたという問題があるわけでございます。先ほど、商工の次長からも御説明した分でございますが、その後、桜の若木を260本ほど植樹をしてきました。これでええのかどうか、という点につきましては、公園サイドからいきますと、以前にも説明いたしましたが、榎尾山という自然公園の中では、どのぐらいしていけばいいのかとなりますと、自然公園法あるいは都市公園法という法の違った分野がございますので、どのように公園課サイドでしていけばいいのか、難しい問題かと思っております。桜の木自体がそれだけの本数でいいのかどうかは、非常に公園課サイドとしては答えにくい問題かと思っております。答弁にならないかと存じますが、御了承願いたいと思っております。

- 25番（天堀 博君） 難しいですね。普通の公園でも、どこまでしたらいいかということがあると思います。木ばかり多いのも問題が出てくるかもしれません。しかし、榎尾山そのものからいけば、もっと木や花が多くなければならぬというのは、一般的にわかると思うんです。お寺とか民有地がほとんどという点の難しさもあると思います。しかも、道路については、狭い、狭いと言いつつ、そこへたくさん木を植えたらどうなるかと問題も出てきますね。

そういう非常に難しい状況の中でやっていただくんですが、例えば今の青少年の家にしても、青年の家だったものを建て替えるについて、寺の方からごみの清掃をきっちりしないとか賽銭が盗まれるなどの問題が出て結局、寺がうんと言ってくれなだったので、あそこへ建てるのが

できなかった。幸い、協力してくれる人がおったので、他の場所を借地したということがあります。その点では、もっと公園課としては、松尾寺で桜まつりをするのも結構ですが、もともと桜まつりをしてきたところにも力を入れるべきだと思います。

苦言を言えば、この前の議会終了後、都市整備の方に言いましたが、一昨日でしか、友田議員さんの質問に対して、道が狭いことについて地元から言っていたら府に要望します、という答弁がありました。また、赤阪議員さんに対するお詫びの発言も冒頭にありましたし、先ほど、私の公社に関する質問の答弁にしても、今までの経過からおかしいやないか、という話もありました。とにかく議会での以前の答弁とかいろんな経過について、別にこちらが無理やりに言わたんでもない部分、理事者自身が答えてきたものが全く無視された形で出てくる。私が昭和58年度までやられてきた桜まつりをなぜ引っ張り出してきたかといえば、そのこともあるんです。そのときから言うてみたら、市としては、府に対して道路の拡幅とか河川の改修、あの川は市の管理ですが、そういうことについていろいろやっています、という経過がありました。

参与さんも御承知のように、ダム計画があってボーリングという話もありました。ダムができるとなると、道そのものがころっと変わる。進入路も変わるし、ダムサイドの問題も出てくるということを聞いてます。そういう総合的な判断でやっておられ、建設部所管あるいは産業部所管も含めて考えておられると思うが、その辺は横に置いての答弁が問題なんです。市長、今後、議会に対する答弁の仕方として、赤阪議員さんに対する問題等も含めきちんとしてもらわないと困る。その当時のことやらその後の経過を横へ置いといて安易な形での答弁をするのは非常に困るということです。府から来られた方はわからない、知らなかったと言えばそれまでの話ですが、その答弁は、上部の人たちがそれなりにきちんと目を通すなり、了解も得て答弁をされていると思いますので、その辺はきちんとやってもらいたいと意見として言うておきます。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第14「財団法人和泉市文化振興財団平成2年度決算書類の提出について」及び日程第15「和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第10号

財団法人和泉市文化振興財団平成2年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成2年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第11号

財団法人和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により財団法人和泉市文化振興財団の平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） それでは、ただいま御上程をいただきました報告第10号「財団法人和泉市文化振興財団平成2年度決算書類の提出について」、報告第11号「財団法人和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書類の提出について」、失礼ながら自席より両報告について、担当の社会教育部理事竹田よりその内容の概要を御報告申し上げます。

当財団は、和泉市久保惣記念美術館の主たる管理運営に当たる財団でございます。最初に、報告第10号、平成2年度決算書類の提出について御説明申し上げます。お手元資料の1ページ、事業の報告より御説明させていただきます。

当財団の主な事業でございます展覧会では、特別展示といたしまして、「扇絵—日本・中国・朝鮮半島—」を平成2年10月10日から12月2日までの48日間展示をいたしました。同展は、わが国で創案された扇を時代ごとの変遷、そこに描かれた絵画を鑑賞しようとするもので、合わせて中国、朝鮮半島との関連をも紹介してまいりました。また、特別陳列展といたしまして「書画の名品」展を、このほか常設展示といたしまして、「東洋の工芸」など4つのテーマを展示いたしました。

観覧者数は3ページの表にお示しのとおり、1万2,997人の観覧者を迎えることができました。

このほか事業といたしましては、特別企画展示の扇絵の解説図録あるいは研究書の発刊、美

術研究に必要な論文、写真、特に古書の収集、美術品の研究につきましては、外国の研究者や
図書との交流等も行っていました。

また、施設につきましては、美術館として恥ずかしくないよう常に環境整備に努めてまいり
ました。

以上が、事業のあらましでございます。

なお、7ページから10ページまでは庶務の概要でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、収支決算について御説明申し上げます。お手元資料11ページでございます。主な項目
について、決算額のみ御説明申し上げます。

基本財産運用収入でございますが、基本金3億円の信託運用収入でございます。2,086万
8,609円。

事業収入は445万7,640円。観覧料収入として316万4,000円、出版物販売収入124万3,640円、
普及事業収入として5万円でございます。

補助金等の収入は、市よりの受託金でございます。5,237万8,000円でございます。

雑収入は598万9,450円で、受取利息432万2,454円、雑収入で166万6,996円でございます。

当期収入合計が8,369万3,699円、前期よりの繰越金2,252万6,466円、合わせまして収入合計
が1億622万165円と相なっております。

次に、支出の部について御説明申し上げます。12ページでございます。

事業費総合計が7,166万3,632円でございます。その内訳は、研究発表展事業では、研究員3
名の人件費及び展覧会の費用でございます。3,504万845円、出版物事業では、企画展の解説図
録等の発刊費用1,710万3,753円、情報資料収集事業費では、研究図書等の購入費で227万9,368
円、美術品の整理保存事業では、美術品整理の費用として28万4,315円、国際交流事業費が23
万8,970円、普及事業が78万2,187円、広報活動事業費として14万2,058円施設管理事業費では、
館施設のメンテナンス費用、職員の人件費及び各委託料が主なものでございまして1,557万
4,636円、金銅仏特別研究事業費として21万7,500円でございます。

管理費では、一般管理費として主として管理事務経費と光熱水費で1,705万1,768円。

基金の積立金支出として900万円でございます。内容は、美術品の整備保存事業の基金とし
て200万円、また近年、館蔵品の英文化したものを発刊すべく予定してございますが、これら
の費用の積立金として700万円でございます。

予備費の支出はございません。

以上、当期の支出合計は9,771万5,400円、次期への繰越金が850万4,765円と相なっており

ます。

また、13ページより17ページまで決算財務諸表、18ページ以降に収支計算書、事項別明細書を添付してございますので、御参照いただきたく存じます。

引き続きまして、報告第11号、財団法人和泉市文化振興財団平成3年度事業計画書の提出について御報告申し上げます。お手元の資料別冊1ページをお願いいたします。まず、事業の計画から御説明申し上げます。

研究発表展事業といたしましては、特別企画展といたしまして、本年度は「六朝時代の金銅仏」展を10月1日から11月24日まで企画してございます。本展覧会は、昭和63年度に「中国古式金銅仏」展を行いました、それから次の時代のものでございまして、北魏から北齊に至る青銅鍍金仏合わせまして約200点を展示する予定でございます。

特別陳列では「書画の名品」を、常設展示では、中国の工芸など4テーマを設定して展示を計画してございます。

このほか関連事業といたしまして、展覧会の解説図録の出版、研究資料の充実、美術品の防カビ、防虫の処理、外国研究機関との交流その他広報活動、普及活動、館内外の環境保持に心がけてまいりたいと思っております。

次に、これらの事業を実施するための予算でございしますが、資料4ページでございします。主な項目の予算額のみ説明申し上げます。

収入の部では、基本財産運用収入では、基本金3億円の運用収入でございまして2,226万円。

事業収入は544万7,000円。内訳は、観覧料収入295万5,000円、出版物販売収入237万2,000円、普及事業収入で12万円でございます。

補助金等収入は、市からの受託金5,461万5,000円。

雑収入は352万9,000円。内訳は、受取利息160万円、雑収入192万9,000円でございます。

以上、当期収入合計が8,585万1,000円、前期からの繰越金390万円を含め、収入合計が8,975万1,000円と相なっております。

続きまして、支出の部でございます。5ページをお願いいたします。

まず、事業費といたしまして6,713万円でございます。その内訳は、研究発表展事業費として3,869万5,000円、出版事業費として370万9,000円、情報資料収集事業費244万9,000円、美術品整理保存事業費48万円、国際交流事業費35万円、普及事業費102万円、広報活動事業費74万円、施設管理事業費1,888万7,000円、特別研究事業費80万円でございます。

管理費として、一般管理費が2,212万1,000円。

予備費が50万円でございます。

以上、支出予算合計が8,975万1,000円と相なりまして、収支の均衡が取れた予算でございます。

6ページ以下に事項別明細書を記載しておりますので、御参照いただければ幸いです。

以上、まことに簡単ではございますが、両報告の説明を終わらせていただきます。

最後に、議長さんを初め議員皆様方の御指導、御支援を得て美術館の評価は年々高まっております。和泉市の都市の形態も大きく変わろうとすると、文化、芸術面におきまして、館の運営は一層重要な役割を担うこととなりますので、職員一体となって対応できる体制を整える所存でございます。議員皆様方の変わらぬ御支援、御指導をお願い申し上げまして、両報告の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
 - 17番（上田育子君） 17番・上田育子です。平成2年度決算書24ページと平成3年度の収支計算書の12ページを見比べますと、非常勤職員給料のところで給与手当が3年度の方が少なくなっています。また、福利厚生費の2年度の予算額が10万円だったのが決算がゼロ。平成3年度予算のところでは当期の予算額が10万円、前年度予算額も10万円となっておりますが、この点について御説明をいただきたいと思います。また、2年度決算書の8ページによりますと、この非常勤の方は昭和57年10月よりお勤めなんです、その辺のところなぜこのようになっているのか、御説明を願いたいと思います。
 - 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
 - 社会教育部理事（竹田明郎君） 当美術館の非常勤職員の問題でございますが、以前、社会教育指導員をしてみりました女性の職員でございます。非常に優秀な方でございます、館の普及事業あるいは広報活動業務に携わってございます。
賃金の方は、出勤日に応じて変わってまいりますので、このように実態に応じた金額にさせていただきます。また、福利厚生の方も直接事業費の方で見ているということもございまして、実際には普及費の方で見られてございまして、研修等の費用等についても組ませていただきます。
- 以上です。
- 17番（上田育子君） 10万円の予算を組んでゼロというのはどういうことがあったんでしょうか。この中には、普通雇用保険とか社会保険料が含まれているはずですが、そういう予算はあるのでしょうか。
 - 社会教育部理事（竹田明郎君） 健康保険等につきましては、御主人の方に入っております。

して、雇用保険につきましても、労災のみに加入させていただいております。それらの費用につきましても、事業費の方で見ているということでございます。

- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。知識不足と言えばそれまでなんですが、前年度予算額と本年度予算額は大体合うものやというふうに認識しているんですが、大分違いますが、この辺はいかがでしょうか。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） 前年度予算額の方は、最終の予算額をもって前年度予算額とさせていただいております。いろいろ一部補正するものもでございます。
- 2番（須藤洋之進君） これも知識不足で申しわけないのですが、来館者はミュージアムコンサートで無料で生の音楽に接することができるようになったということですが、有料と無料があるんですか。それとも、全部無料になったんですか。3,500円か何かでやっていたと思います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） 私どもの美術館では、いい美術品に接していただき、いいものを見ていただく。また、機会があれば、いい音楽も聴いていただくということでございます。最近では、音楽会等も各美術館で開かれてございます。御質問の有料と無料の分ということでございますが、私ども、美術館の久保惣ホールを無償で借りて開かせていただいているものにつきましては、出演者の方々もほぼボランティアでやっていただいておりますので、来館者全員無料で招待しております。
ただ、おっしゃっておられます有料のものにつきましては、久保惣記念文化財団サロンコンサート委員会というのがありまして、そちらが運営しているコンサートもございますが、この方は有料でやってございます。
以上でございます。
- 2番（須藤洋之進君） それから、平成2年度の雑収入166万円ですか、資料提供協力費というのはわかるんですが、もう少し具体的に御説明願いたいと思います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） 私どもの美術館では五百数十点の美術品を持ってございますが、掲載物等につきましては、掲載許可を与えるわけでございます。そのとき、一定の費用を負担していただき、出版物の掲載許可をする代わりに、それに対して御礼というか、実際には著作権はございませんが、御礼という形でらっておるものがあるわけでございます。
- 2番（須藤洋之進君） 大体、私の予想どおりですが、平たく言えば貸し代ですな。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） さようでございます。

- 2番(須藤洋之進君) 今度は、逆にこちらで研究発表展事業などをするとき、よそから借りてくることがありますね。そのときの借り料というものもこの中に入っているんですか。
- 社会教育部理事(竹田明郎君) 美術館、博物館同士の貸借の場合は、ほとんど菓子折り程度で済ませてございます。ただ、お寺や神社あるいは個人の方からお借りするときには、この費用の中で諸謝金という形で計上し、謝礼金として支払ってございます。ごくわずかですが……。
- 2番(須藤洋之進君) 最後に、大変厳しいことを申し上げますが、2年度決算に比べ3年度予算の方が収入の部の観覧料収入を減らしております。これは値下げか何かをやったのか、その辺をお聞かせ願って終わります。
- 社会教育部理事(竹田明郎君) 少し落としてございます。それは不確定要素が非常に多うございますので、収入を多く見込むと、後の方でこたえてきます。大体、例年の観覧料収入予算を決算で少しぐらい上回るよう、確実な収入というものを見込み計上いたした次第でございます。
- 議長(穴瀬克己君) 他に。
- 7番(赤阪和見君) 端的にお伺いをいたします。
一応、年間の来館者数見込みは5,000人余となっておりますが、大体、1年間コンスタントに何人ぐらいですか。これぐらいですか。それから、小中学校の分というのは、市内の場合は有料ですか、無料ですか。それと、市内と市外の入場者の構成比。また、60歳以上の熟年者層の入場者はどんなものでしょうか。
- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。
- 社会教育部理事(竹田明郎君) 小中学校の団体の場合、学校事業としてお越しになる場合はすべて無料でございます。これは市内だけでございます。
それから、市内と市外の入場者の構成比でございますが、ちょっとその分類はしてございませんのでわかりませんが、私どもの感じでは、市内が3割、他の市町村からお見えになる方が7割ぐらいと見ております。
また、最近では老人の余暇の過ごし方が大事になっておりますので、文化財に接する機会も重要になっており、非常に多くなってございます。
- 7番(赤阪和見君) 有料ですか、無料ですか。
- 社会教育部理事(竹田明郎君) 私どもの方では有料にさせていただいております。
- 7番(赤阪和見君) もう1点、お伺いをいたします。
昨年1年間に市内の小中学校の団体は何校で何名ぐらいか、大体わかればお願いしたい。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 隣接してございます緑ヶ丘小学校、和気小学校、石尾中学校、南池田中学校あたりが校外学習で松尾寺山へ来られますが、そのときにこちらに寄ってほしいということでお寄りいただいています。年間4校、4回ぐらいでございまして、1回で約300人、全部で1,200人程度でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 寄ってほしいということ寄っていただいているんですか。それとも、ぜひとも寄らせてほしいということ寄っているんでしょうか。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 私どもは、機会あるごとに地元でございます美術館でございますので、子供さんにもお越しをいただきたいと積極的な働きかけをしております。

○ 7番（赤阪和見君） 教育委員会の考え方はどうでしょうか。小中学生に正規の授業とはいきませんが、本物を見せるというか、歴史を感じさせるというか、そこら辺を和泉市にこれだけのものがあるわけですから、市内の全校にそういう形をとっていかれる考えはあるかどうか。もちろん無料でね。

それから、お年寄りの余暇の利用とかのいろいろな形の中では、ゆっくりと余暇を楽しめるという方向性というものについて、できれば小中学生の団体と月の初めとか終わりの1週間とか分けて決めていただき、わざわざ遠くから来られた人が、その小中学生と一緒ににならないような配慮も必要かと思えます。そして、お年寄りの方については無料にするとかの形の中で考え方をお聞かせ願いたい。

また、この証明の仕方にしても、これは福祉の方にもお願いもしたいんですが、何らかの形で公的な証明をするものを出してほしい。保険証とか免許証を持って来いとか、大阪市の美術館にして、どこへ行ってもお年寄りが無料の場合があるわけです。しかし、免許証のあるおじいさんはいいが、一緒に行ったおばあさんは何もなし。幾ら65歳、70歳のような顔をしていても、向こうは証明だけできますからね。その点では、和泉市内のそういう関係の中で何らかの形のものを発行していただけないかどうか。それによってその人たちはよその市の恩恵も受けることができる。大阪市の場合も無料パスがあって、それを見れば、どこでも無料になるという形でやっておりますので、その点の考え方をお聞かせいただきたい。

○ 指導部長（木村吉男君） 指導部木村からお答えさせていただきます。

先ほど、美術館長から御説明をしておりますように、今のところ、近隣の小中学校が集中的に見学をしているようでございますが、一般的には、校外学習あるいは社会見学のコースの中に位置付けて見学しているケースがあるわけでございます。先生が御指摘の趣旨は十分理解できますので、今後、美術館と連携を取りながら進めていきたいと存じます。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 小中学生の来館につきましては、できるだけ一般の方に御

迷惑をかけないよう、午前中に来ていただいているのが実態でございます。

それから、老人の無料化の問題でございますが、これは大阪市を含めまして実施してございますのは、御案内のとおりでございます。私どもでは、身体障害者の減免はいたしておりますが、先ほど申し上げましたような社会情勢でございますので、ひとつ検討課題にさせていただきたいと思っております。

○ 福祉事務所長（中川鉄也君） 老人であるという証明というか、そのことについては、以前にも赤阪議員さんから提起をいただきました。実は、市内の映画館ともその調整をしたところ、全員に老人証というものを出すのはどうかということで、総合福祉会館とか老人センターなどの利用証あるいは会員証というものを発行しております。それを提示いただければ、そういう扱いをするということをしていただいておりますので、できるだけ福祉会館などの利用証の交付ということでそれに代えさせていただきたいと思っております。

○ 7番（赤阪和見君） それでは、和泉市だけなんですよ。和泉市のこんなんや、と写真もつけてないようなものを大阪市内の映画館へ持って行って通してくれるかということです。老人証というと語弊がありますが、年齢証明書とか、市長が発行する何らかの形のもの、写真を入れるとかね。それによってすべてが解決するんですよ。

市の条例には、まだ米穀通帳を持って来い、と書いてまっせ。あれは変えなければいかんと思っているんです。今、米穀通帳を取りに来る人はいないでしょう。もう発行してないでしょう。昔は米穀通帳、今は保険証ですが、保険証もいちいちああいう形でなくね。まだ全国的にそういう証明書がない。和泉市の65歳以上あるいは70歳以上の方はこういうものを持っています、ということをお大々的にアピールし、それを大阪市内とか大阪府内の映画館の組合などに、和泉市のお年寄りはこちらのものを持っています、ということを紹介してあげていただきたい。総合福祉会館の入場証は、総合福祉会館だけのものです。和泉市民の60歳以上、70歳以上だということをお証明できるものをつくってほしいということをお願いしておきます。

こういう報告の中で、私は5,200人ほどの人数が書いてあると、すぐげすなゼニの勘定をするんですよ。5,461万5,000円やったら1人1万円に付いてるな、という計算をします。だから、常々言うてますように、何百万円かかっても、何千万円かかっても、何百万人、何千万人の人が利用すれば1人1円、安いもんやというわけです。早くできるだけ多くの人利用して、早くつぶせばいい。美術品は大事なものです、建物などは、できるだけ多くの人に利用してもらえようと考えていくのが基本だと思います。その点でこういう報告書の中には、無料入場者、小中学校の生徒とかお尻より、障害者など和泉市内の何名の人が見たかという数字も報告していただいたら、僕らも予算的に市長、もっと出してやれ、と言いやすいので、今後、その

点の報告も願いたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号及び報告第11号を終わります。
- 議長（穴瀬克己君） ここで、お昼のため午後1時まで休憩いたします。
（正午休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
日程第16「財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度決算書類の提出について」及び日程第17「財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。
報告を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

報告第12号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成2年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第13号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度事業計画書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部長（生田 稔君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第12号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度決算書類の提出

について」及び報告第13号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成3年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、社会教育部生田からその内容の御説明を申し上げます。

まず、平成2年度の決算関係でございますが、決算書別冊2ページでございます。最初に、事業の概要でございますが、設立7年目に当たる平成2年度の受託事業といたしましては、和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、コミュニティ体育館並びにコミュニティセンターの計6施設の管理運営を行いました。

また、当社の独自事業といたしまして、市と連携を取りつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座の開催などを行い、市民の福祉の増進に努めた次第でございます。これら各施設の運営及び利用者の状況につきましては、4ページから15ページにかけて記載いたしました。また、16ページは平成2年度中の理事会決議事項、また、17ページには役員並びに職員の異動状況を記載いたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、18からページの決算状況について御説明を申し上げます。

まず、収支計算書の収入の部でございますが、基本財産の運用収入が142万4,000円。

事業収入のうち独自事業によるものが801万7,000円、受託事業によるものが1億882万9,557円。このうち市からの委託料は1億406万7,075円でございますが、光明池野外体育の3施設とコミュニティ体育館及びコミュニティセンターの使用料等は、一般会計に2,708万4,242円収入いたしておりますので、純一般財源は7,698万2,833円と相なります。

雑収入は、運転資金の預金利息60万863円でございます。

以上で収入合計が1億1,887万1,420円となっております。

次に、19ページの支出の部につきましては、一般事業費のうち勤労者福祉事業費が421万2,489円、体育事業費が163万1,081円でございます。

また、受託事業費のうちサンライフ事業費は2,413万7,456円、光明池運動施設、光明池球技場の事業費は2,473万2,937円、光明池緑地運動施設事業費は919万623円、コミュニティ体育館事業費は2,855万9,605円、コミュニティセンター事業費は2,597万4,702円でございます。

管理費といたしまして43万2,527円でございます。

以上の支出合計は、収入合計と同じく1億1,887万1,420円となっております。

次に、収支決算明細書、貸借対照表を20ページ以降に表記しておりますので、よろしく御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上で平成2年度の決算状況についての説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の平成3年度事業計画並びに予算について御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、平成3年度も前年度に引き続き市民及び勤労者の福利厚生の上昇を図るため、市と密接な連携を取りつつ各施設の事業を行うものとしております。

事業といたしましては、中高年齢者の職業相談事業、職業情報の提供、作品の展示事業、教養、趣味、娯楽のための各種講座の開催事業、健康の維持増進のための各種教室の開催事業でございます。

以上の各事業を行います施設は、先ほども申し上げました6施設でございます。管理運営業務、委託事業さらに公社管理施設の広報宣伝事業を行うものとしております。

次に、これら平成3年度事業実施の裏付けとなります収支予算でございます。予算書3ページでございます。

収入の部では、基本財産の運用による利息収入が120万円。

公社が独自に行う一般事業による収入のうち、サンライフ和泉で行う勤労者福祉事業収入が621万6,000円、球技場で行う体育事業収入が187万2,000円でございます。

次に、市の委託を受けて行う各施設の管理運営事業に係る受託事業収入のうち、サンライフ和泉分2,181万円、体育施設分2,622万円、緑地運動施設分1,005万9,000円、コミュニティ体育館分が3,248万7,000円、コミュニティセンター分が2,934万3,000円となっております。御参考までに、これら受託事業収入のうち市からの委託料は、6施設分を合計いたしますと1億1,570万3,000円でございますが、一般会計で収入を予定しております使用料2,571万5,000円を差し引きいたしますと、純一般財源は8,998万8,000円と相なる予定でございます。

また、雑収入は4万2,000円。

収入合計が1億2,924万9,000円でございます。前年度からの繰越金がないので、収入合計も同額と相なります。

次に、4ページの支出の部でございますが、一般事業費では、勤労者福祉事業費が379万8,000円、体育事業費が163万9,000円でございます。

受託事業費につきましては、サンライフ和泉分が2,422万8,000円、体育施設分が2,645万3,000円、緑地分が1,005万9,000円、コミュニティ体育館分が3,248万7,000円、コミュニティセンター分が2,817万8,000円を予定してございます。

また、公社の総務的な管理費が49万9,000円。

予備費は190万8,000円でございます。

以上で支出合計は収入と同額の1億2,924万9,000円と相なります。したがって、当期収支差額及び次期繰越ともゼロと相なる次第でございます。

以上でまことに簡単でございますが、財団法人和泉市公共施設管理公社平成2年度事業報告並びに決算及び平成3年度事業計画並びに予算についての報告並びに説明を終わらせていただきます。今後とも施設の運営につきましても万全を期し、サービスの向上に努めてまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（並河道雄君） 決算の方で少し伺いたい。

コミセンの事業収入ですが、当初の予算額2,969万1,000円に比べ決算が大きく530万8,634円少なくなっておりますが、この要因が1つ。

それから、運用利息が当初予算額4万2,000円に対し60万868円と多くなっておりますが、これは何か特別な方法をとられたのか、その辺の御説明を願いたい。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 社会教育課参事（吉祇利朗君） 利息の差額でございますが、銀行に当初から運用資金が大分たまっておりましたので、その利息が入ったわけでございます。

それから、コミュニティセンターの収入でございますが、利用者の関係で多少増減が出ているわけでございます。

○ 5番（並河道雄君） 利息の関係で運用資金云々と言われましたが、何か特別な利息を稼ぐ方法をとられたのかなと思って質問をしたんですが、そうではないということです。それと全く同じようなことで予算の方を見ますと、決算と同じように4万2,000円組んでおりますが、漠然と同じ数字を並べたのかどうか。

それから、コミセンの収入が当初予算より非常に少なくなってるんですが、何か特別な事情があったのかどうか。利用者が減ったのでしょうか、500万円も減っているわけですからね。それで予算の方も若干、その実績から減らしてありますが、34万8,000円の減だけでしょう。前年度とほとんど同じ収入見込みをしております。前年度の決算で500万円も減ってますので、その要因を説明してほしいと質問したんです。

また、利息の方の60万円の増ですが、他の議員さんからもスーパーMMCで運用したらええ、というようなことがありましたが、運用の内容がわからないので、もう少し具体的に僕にもわかるように教えてくださいませんか。これのどこが減ったんですか。中会議室とか大会議室とか上の3階とかいろいろあるやろう。

○ 社会教育課参事（吉祇利朗君） 失礼しました。私、勘違いしておりましたが、この受託収入といいますのは、市からの委託金でございます。大変申しわけございません。

○ 5番（並河道雄君） それが減った理由は。

- 社会教育課参事（吉祇利朗君） 支出が多少減ったものですから、委託金の方も減ってまいりました。
- 5番（並河道雄君） 自動販売機の方は増えてるんやな。
- 社会教育課参事（吉祇利朗君） 販売機の方の収入は増えております。
- 5番（並河道雄君） 利息の予算も4万2,000円組んであるが、漠然と組んであるのかどうか。
- 社会教育課参事（吉祇利朗君） 一応、当初予算では、予定として以前からの経過がございますので、4万2,000円の計上をさせていただいておりますが、その年度によって市からいただいております受託収入を銀行に預けながら支出をしていく段階で、預け入れ期間が長くなる場合あるいは短い場合がございますので、多少、その年度によって変わってくるわけでございます。
- 5番（並河道雄君） いずれにしても、入ってくるのが減っているのに利息だけが aumentando ことに矛盾を感じたのでね。今の答弁のように委託金が少なくなれば利息も減るわけなのに、増えてますやろう。そう大したことやないが、矛盾を感じます。僕らは帳面を見て指摘していくせがありますので、ちょっと聞いたままで。結構です。
- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 17番（上田育子君） 17番・上田育子ですけど、平成2年度の決算書の方で教えていただきたいと思います。

第1表の職業相談事務件数の最後のところに「（ ）内は中高年齢者の内書き」とありますが、この意味がわからないのです。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 社会教育課参事（吉祇利朗君） この括弧内につきましては、中高年齢労働者の方が御相談された件数を示しているわけでございます。
- 17番（上田育子君） それ以外は中高年齢者ではなかったわけですか。
- 社会教育課参事（吉祇利朗君） そういうことでございます。
- 17番（上田育子君） その点については、かなり広範な労働相談をやっておられるとは思いますが、この括弧内のほかの求職相談の合計が258名、それで就職したのが18名。括弧内だけですと、求職が88名に対して就職したのが8名、いずれも就職した人が相談に来た人の1割にも満たないわけです。せっかく予算を取って大きな事業としてやっておられながら、解決が1割にも満たないというのはすごく残念だと思います。アフターケアとしてどういうことをしておられるのか。就職相談とか技術相談あるいは他に転送するとか聞かせていただければならぬ

ひお願いしたい。今、中高年齢者の就職はすごく深刻な状態だと思いますので、その辺のところでは今後の活動について予算計画等がありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

- 社会教育課参事(吉祇利朗君) サンライフにおきましては、職業安定所より女性の職員の方が非常勤として派遣され、勤めておられます。そこでは、いろいろと皆様方の相談に対応しているわけですが、一般的に求人難という時代でございますが、やはり特に中高年齢者となりますと、両方の条件というものの噛み合いが難しいと聞いております。したがって、アフターケアについては、その後も何回も相談に来られる方もおられるとは思いますが、今後とも、この件につきましては、相談員とも相談いたしまして、中高年齢者の方も就職ができるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長(穴瀬克己君) 他に。

- 18番(若浜記久男君) 球技場の件につきまして、2点お聞かせ願いたいと思います。

1つは、光明池球技場は非常に利用者が多いということで結構なんです。実は、私も抽選会に二、三度寄せていただきましたが、非常に盛会で嬉しく思うわけです。申し込みをされる方々に他市の方々がおられます。規則の中では、和泉市に勤務する者というようなことがあるわけです。その辺について余りとかく言う気持ちはないわけですが、1チームから4人〜5人お見えになって抽選をされるケースが多いわけですが、なかなか申し込んで借りるまでには至らないということが多く見られるわけです。この10人、15人のチームの中に1人でも和泉市に勤務している人がおれば申し込んでおります。その関係で和泉市に居住しておられる方々が不利益になっている、あるいはチームの人たちから言わせると、若干おかしいやないか、という声も聞くわけなんです。その辺で何かもっとシビアな申し込みの方法あるいは貸し出しの方法というものが考えられないかどうか、お聞きをしたい。

もう1つは、光明池球技場はナイター設備も整った非常にりっぱな施設でして、私どもも利用させていただいているわけですが、日中の使用につきまして、特に夏場の観覧席は気持ちが悪くなるほど暑い。そこで、それほどりっぱなものでも日除けをつくってもらえないか、こういう要望も非常に多いわけです。この管理公社の管理施設に市民球場は入ってございませぬが、以前、市民球場の件についても、あの左中間に大きなバックネットをつくっていただきました。球がよく飛んでいくが、非常にじめじめした中でマムシがおるとということで、フェンスの問題も何回もお願いをして実現しました。ああいうりっぱなものでも、球技場の観覧席に日除けの設備ができないかどうか、この点の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。

○ 社会教育課参事（吉祇利朗君） ただいまの御質問の申込者の件でございますが、私どもちょっと耳にはさんでおるわけでございます。できるだけシビアに受け付けということですが、いろいろ伺いまして、見付けましたら注意をしているんですが、どういうふうに判断するか、なかなか難しい問題があると思います。今後とも、施設の担当者等と協議検討をしてみたいと思っておる次第でございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 社会体育課長（山本 襄君） 社会体育課の山本です。球技場の日除けの件につきましては、一度、現場を十分に調査をいたしまして、対応できるものは対応していきたいと思えます。

○ 18番（若浜記久男君） 若干、下火になったとはいえ、熟年の方々を中心に健康づくりということで、市民の方々が野球、ソフトに関心があり、なじむことは大変いいことだと思います。日曜日などは、家族同伴も含めて応援に行かれますが、暑い日中、日本脳炎や日射病などの心配も出てくるわけでございます。抽選のことも含めまして観覧席の日除けの件は、ひとつ現場を見なくてもわかると思いますので、前向きに検討していただいたらありがたいと思えます。その点を強く要望して終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号及び第13号を終わります。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第18「財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度決算書類の提出について」及び日程第19「財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第14号

財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成2年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第15号

財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条第3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第14号「財団法人和泉市公園緑化協会平成2年度決算書類の提出について」及び報告第15号「財団法人和泉市公園緑化協会平成3年度事業計画書類の提出について」、その概要を都市整備部長萩本より報告させていただきます。

まず、平成2年度の事業報告であります。別冊資料1ページをお願いいたします。

本協会は、寄付行為の目的として定められている公園、緑地施設等の円滑な運営、健全な利用の増進並びに緑化思想の啓発普及を図るため、まず、公園、緑地施設の維持管理事業として、シルバー人材センターの会員の就労を受けながら、清掃、草刈り、除草等を行うとともに、外注委託等による樹木の剪定、病虫害防除等を実施し、樹木の育成、保護に努め、また、公園内の遊具の点検、補修並びに黒鳥山公園内のフラワーベースの植え替えなどを行いまして、都市公園の美観に努めました。

次に、都市緑化推進事業といたしまして、肥子池公園内で第6回植樹祭を開催、メタセコイアの記念植樹と緑化樹を植栽し、緑化苗木、水仙球根などを配布いたしました。また、緑化樹配布事業につきましては、市と協力いたしまして、約1万本を小中学校、町会、集会所等に配布をいたしました。また、公共施設の緑化も積極的に推進するため、市立病院玄関前を緑で植栽整備を行うなど公共施設の緑化に努めました。

また、緑化啓発推進事業といたしまして、花と緑の広場の竣工式及び市制35周年記念行事などにおいて苗木、草花、球根等を配布するなど、緑化の普及に努めました。また、各小中学校に花壇用草花等を配布あるいは公共施設の窓口に花のボックスを設置したほか、コミュニティセンターのロビーに観葉植物を置くなど、緑化の啓発に努めました。また、町会が行った花づくり講演会等に当協会も花の種などを無料配布を行い、地域緑化の意識向上を図りました。

なお、地域における花と緑の関心の高まりから、市民を対象とした園芸教室の開設等、緑化啓発事業の推進を図りました。今後、なお一層市民の協力も得ながら都市の緑化に努めてまい

りたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

3 ページに役員会、役員及び職員の状況を記載させていただきました。

次に、収支決算について御報告申し上げます。4 ページをお願いいたします。

まず、収入の部であります。基本財産運用収入決算額1,690万274円は、基本財産3億円の利息収入であります。

次に、補助金等収入2,751万3,000円は、市からの補助金等の収入であり、公園施設の維持管理費であります。

また、雑収入31万1,396円は、普通預金利息収入と園芸教室生徒からの教材費の一部収入であります。

したがって、当期収入合計は、予算額4,478万1,000円に対し決算額は4,472万4,670円となり、差異は5万6,330円であります。また、前期繰越額は51万2,815円であり、収入合計決算額は、4,523万7,485円と相なるものであります。

続きまして、支出の部でございます。5 ページをお願いいたします。

まず、事業費でございますが、主なものは都市公園維持管理事業費2,783万8,364円、緑化・啓発事業費1,154万1,231円であり、公園の維持管理経費と緑化植樹費及び各種啓発事業費であります。

管理費416万8,432円は協会の運営経費であり、予備費の執行はいたしておりません。

したがって、当期支出合計は、予算額4,529万3,000円に対し決算額4,354万8,027円、差異は174万4,973円であります。

次に、当期収支差額では117万6,643円となり、次期繰越収支差額といたしまして168万9,458円と相なるものであります。

6 ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書を記載させていただいておりますので、御参照のほどをよろしくお願い申し上げます。

続きまして、平成3年度和泉市公園緑化協会事業計画並びに収支予算の内容について御説明申し上げます。

まず、別冊資料1ページの事業計画であります。当法人は、前年度に引き続き都市公園施設の維持管理事業並びに都市緑化推進事業を柱といたしました。都市公園維持管理では、シルバー人材センターの就労も受けながら公園・緑地施設の清掃、除草並びに公園・緑地の樹木の管理に努め、また、緑化推進事業においても、前年度に引き続いて公共緑化を進めてまいります。

緑化啓発では、市民を対象とした緑化フェアあるいは花の園芸教室の開催、花と緑の意識

の高揚を図るため、花の種を公共施設の窓口に設置するほか、緑化樹、花の種、球根などを公共団体、学校、事業所及び各種市民団体が行う緑化に関する行事に配布し、緑化普及に努めてまいります。

以上の事業実施に伴う収支予算であります、2ページをお願いいたします。

まず、収入の部であります、基本財産運用収入2,160万円は、基本金3億円に対する信託の利息収入であります。

次の補助金収入は市からの受託事業収入であり、公園の維持管理事業費として2,828万4,000円を計上しております。

また、雑収入10万円は、普通預金利息収入であります。

以上により当期収入合計は4,998万4,000円を予定いたしました。

続きまして、3ページの支出の部であります、市の公園維持管理事業費として2,828万4,000円、緑化・啓発事業費として1,522万8,000円、合計4,351万2,000円を計上いたしました。管理費として417万2,000円。

特定預金支出退職給与引当預金は150万円を計上いたしました。

また、予備費として80万円を計上し、当期支出合計を4,998万4,000円とし、収入支出はともに同額と相なるものであります。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 2番（須藤洋之進君） 2番・須藤です。昨年も同じことを聞いたと思いますが、基本財産運用収入ですが、たまたま文化振興財団と基本金が同じ3億円なので、比較するのは一目瞭然でわかりやすいんですが、今年も400万円の差が付いています。収入役がコーチして高い方へ合わせることはできませんのか。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 公園課長（樋渡頭治君） 公園課樋渡よりお答え申し上げます。

議員さん御指摘の利息収入でございますが、公園緑化協会の利息収入は、信託運用のオーダーラスト5年物でございます。期間としては、平成2年3月26日から平成3年2月4日まで、ならしまして315日間の利息収入でございます。

もう1つの文化振興財団の方ですが、この利息収入について聞き及ぶところでは、平成2年2月26日から平成3年3月19日までの延べ387日間ということで、その差が出ておるものでございます。よろしくお願いをいたします。

- 2番(須藤洋之進君) 日数の差が出ているということですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) さようでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 日数の差にしては、この400万円の違いは大きいように思います。
- 公園課長(樋渡顕治君) 日数にして72日間という大きな差になりましたので、申しわけございません。
- 2番(須藤洋之進君) 5年間のうちの1年間の利息分という計算になるわけですか。5年間の5分の1ずつ、毎年、この金額が入ってくるということですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 5年間のうちで最低の金利と最高の金利がございまして、現在では、最低が5.31%、最高が8.05%という格好で5年間、動くものでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 変動するんですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) そうでございます。
- 2番(須藤洋之進君) 文化振興財団の方はどうなってますか。
- 社会教育部理事(竹田明郎君) 私どもの3億円の基金運用ですが、5年物の商品を選んであるということは同じでございます。ただ、私どもの方は、年間を通じて6月と12月の2回、果実を取るという計算でございます。そのようなことで変わってきているんだと思います。
- 2番(須藤洋之進君) 同じような信託運用をしているということで、それはそれでよろしいんですが、3億円の利息収入が年間で400万円もの差が出るということは、どこか何かがおかしいと思います。決算総額が4,400万円ぐらいの中で、その9%ぐらいの利息の差があるということはおかしいと思います。その辺のところでは、増やすべきところを増やさなかったんじゃないかと思われまますので、上手に増やしているところを参考にして、せめて来年は、何とかその数字を合わすようにしてもらいたいと要望しておきます。
- 議長(穴瀬克己君) 他に。
- 29番(大谷昌幸君) 29番・大谷です。意見を言う前に教えていただきたいんですが、ダイヤモンドトレールの維持管理費が府から支給されていると思います。それは和泉市と河内長野市の境界、パンヤ峠と理解しておりますが、その間の維持管理は公園課でやっているんですか、あるいはこの方でやっているんでしょうか、ちょっとお聞かせいただけませんか。
- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。
- 公園課長(樋渡顕治君) ダイヤモンドトレールにつきましては、これとは別の予算で公園課の方でやってございます。
- 29番(大谷昌幸君) 今年の事業計画の中に小中学生から標語を募集するのは大変結構だと思えます。当市の黒鳥山公園、槇尾山公園、松尾寺公園あるいはまたダイヤモンドトレールに

も他の市町村からかなりの人が来ているように思います。このあたりに「ごみを捨てるな」とか「緑を愛しましょう」というような決まり切ったこととはと思いますが、そういう標語類は立て看板方式で立てられているのかどうか。余り見かけたことがないんですが、その点はいかかなものでしょうか。

○ 公園課長（樋渡顕治君） 議員さんが御指摘の緑化標語なり、人がたくさん集まる公園やダイヤモンドトレールの区域において看板が立てられているのが、という御質問でございます。ダイヤモンドトレールにつきましては、火の用心とかの看板は大阪府の管轄で立てられております。それから、和泉市の公園の中でございますが、「ごみを捨てないように」とか「犬を連れて入ったらフンの始末をしてください」とかいう看板は立てております。

○ 29番（大谷昌幸君） 意見を言うておきます。

ダイヤモンドトレールは府の管轄やから、と言うと、ちょっと緑を愛する趣旨からすれば、行政の一方的な感じがするわけです。要望しておきますが、他の市へ行ってもそういうものをよく見かけます。火の用心とかの看板は、ダイヤモンドトレールの方では現在は全然ないと思います。一応、委託を受けていることですし、この観光資源の乏しい、槇尾山だけがダイヤモンドトレールの終点ということで他市に知られている唯一のところですから、そういうところも含めて、緑を愛するという理念を市民の皆さんにお持ちをいただくという意味で積極的にやっていただきたいと思います。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号及び第15号を終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第20「財団法人和泉市住宅センター平成3年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第16号

財団法人和泉市住宅センター平成3年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました報告第16号「財団法人和泉市住宅センター平成3年度事業計画書類の提出について」、その内容を御説明申し上げます。

当センターは、皆様方のおかげをもちまして去る5月18日、府知事の設立許可を得て法人登記を行い、6月1日発足したものであります。

まず、事業の概要であります。別冊平成3年度事業計画及び予算書1ページを御覧いただきます。

当センターは、市民の自主的な参加を求めながら町並みの保全と地域の良好な住環境の保護、美観の追求を目的として、市民個々の居留意識の啓発と各種住宅問題の取り組みを行うとともに、市営住宅の効率的な維持管理に努力し、住生活の健全な発達と市民福祉の増進に寄与するため、和泉市と密接な連携を保ちながら次の事業を行うものであります。

まず、自主事業であります。1、住宅環境啓発事業といたしまして（1）住環境の整備に関する調査・研究（2）快適な都市住宅に関する調査・研究（3）快適な都市住宅に関する広報及びイベント事業等であります。

次に、受託事業であります。駐車場管理運営事業として（1）駐車場使用者の決定（2）駐車場使用契約の締結及び解除（3）駐車場使用料その他必要と認める費用の徴収、その他駐車場運営に関する事務等であります。

3番といたしまして、市営住宅維持管理事業であります。これは当センターの中核を占めるもので（1）家賃及び共同施設の使用料の収納（2）住宅共同施設及び付帯施設設備の保全並びに修繕（3）居住環境の整備（4）入退去における住宅検査（5）住宅内の巡回（6）入居者指導事務等であります。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を遂行するための平成3年度収支予算について御説明申し上げます。4ページをお開き願います。

まず、収入の部でございます。

大科目1 基本財産収入といたしましては、基本財産の2億円の運用利子1,200万円を計上いたしました。

次に、大科目2 一般事業収入といたしましては、駐車場管理事業収入874万円を計上いたしました。

次に、大科目3 受託事業収入といたしましては、住宅維持管理事業収入7,104万9,000円を計上いたしました。

次に、大科目4 雑収入といたしましては、センター運営上で生じる預金利息を受取利息として1万円を計上いたしました。

以上、歳入合計9,179万9,000円でございます。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。

大科目1 事業費として8,571万9,000円計上いたしました。その内訳であります。中科目(1)住宅環境・啓発事業費593万円で、その主なものといたしましては、人件費446万3,000円ほか消耗品費、イベント委託料等であります。中科目(2)の駐車場管理事業費は874万円で、その主なものといたしましては、人件費368万8,000円その他補修費等でございます。中科目(3)住宅維持管理事業費であります。市営25住宅団地2,192戸の管理を行うため7,104万9,000円を計上いたしました。その主なものといたしましては、人件費1,465万円及び共同具等の光熱水費、エレベーター等の管理委託料等でございます。

次に、大科目2 管理費として396万8,000円を計上いたしました。その内訳であります。中科目(1)総務管理費396万8,000円でございます。その主なものといたしましては、役員報酬28万8,000円及び人件費214万2,000円と事務局用の消耗品等であります。

大科目3 予備費合計211万2,000円を計上いたしました。

以上、歳出合計9,179万9,000円であります。

なお、本年度は年度途上で発足したため、本予算は、6月より来年3月までの10カ月を計上させていただきました。

なお、6ページ以下に予算説明書を添付いたしておりますので、よろしく御参照願います。末尾に財団法人和泉市住宅センターの経営機関の要旨を記載いたしております。

以上、まことに簡単でございますが、平成3年度財団法人和泉市住宅センターの事業計画及び収支予算の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 7番(赤阪和見君) 今、ずっと財団法人の報告事項がありまして全体的に見ているんですが、丁寧に役員の名前を書いていたのが文化振興財団だけ、あとは役員の出入りの数だけです。今後は、役員名簿も報告のところへ刷り込んでいただいたら非常にありがたいんですが、それができるか、できないかというのが第1点。

関連して、ここで役員報酬というのがありますね、理事・評議員報酬28万8,000円とあります。他の財団法人でも役員報酬というのがあるのか、ないのか、そういう点はどうか。この報酬の意味合いはどのような形をとられているのか、お願いをいたします。

- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 役員名簿等につきましては、私どもは発足仕立ての財団でございますので、今後、他の財団の理事長さんとも御相談申し上げ、その辺につきましては対応してまいりたいと考えております。

それから、役員報酬でございますが、私どもの財団には民間の方々がおられますので、理事会、評議員会に御出席を願ったときに差し上げるということで、役員報酬を計上させていただいております。

○ 7番（赤阪和見君） 文化振興財団の場合も民間の方が入っているんですね。ところが、手当のところはゼロなんですね。他の財団はどうかということですか。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 文化振興財団の件につきまして、竹田よりお答え申し上げます。

私どもの方も民間の先生方に理事、評議員に入っておりますが、報酬費ということで計上させていただいております。

○ 7番（赤阪和見君） 手当というのは、報酬じゃないんですか。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 御出席いただいたときに、「お車代」という形で支払ってございます。

○ 7番（赤阪和見君） 手当はゼロですか。

○ 社会教育部理事（竹田明郎君） 「お車代」、謝礼ということで、報酬費で計上させていただいております。

○ 7番（赤阪和見君） 全体的に商工振興、公共施設、公園あるいは今の住宅センターと何件かありました。性格上はいろいろあると思いますが、財団という形になってくると、毎年、市の一般財源、市民の税金の中からたといわずかであっても出ているわけですので、一定の同じ方向性を持ってもらわんことには、ここはこうだ、あそこはこうだ、という形では通用しないと思うんです。今後、整理をしていただき、きちんとした方向性を持って内容的なものも出していただきたい。役員等も変わっていく可能性もあると思いますので、数値だけでなく、毎年、この財団はこういう役員構成でやっているんだ、ということを出していただけるかどうか。

○ 市長（池田忠雄君） 総括しての話でございますので、私よりお答えさせていただきます。御指摘の向きはごもっともでございますので、来年度からこうした報告書類につきまして、幾つかの財団がありますので、全体的に統一したものにさせていただき、役員名簿の提出あるいは報酬、手当の問題についても検討、対応させていただきたいと存じます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第16号を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第21「専決処分の承認を求めることについて」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第17号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第6号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成3年6月1日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市青葉台15番地の15 岩本 圭子
- 2 損害賠償の額 5,524,336円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第17号「専決処分の承認を求めることについて」、その提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本件は、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について御報告申し上げます。まず、事故の状況でございますが、昭和62年12月24日午後2時55分ごろ、和泉市納花町237番地先で健康課臨時職員が横山地区へ寝たきり老人の訪問指導に行く

途中、市道石尾納花線より府道泉大津粉河線に出ようとしたとき、南方面から走行してきた青葉台15番地の15、岩本圭子さん運転の原動機付き自転車に会い頭に衝突、転倒し、左脛骨骨折の負傷を与えたものでございます。

次に、損害賠償の内容でございますが、治療費252万7,036円、付き添い看護費43万7,300円、通院、入院雑費、慰謝料、後遺障害、近親者付添費等を一切含む賠償金256万円、総額55万2,336円を支払うことで和解が成立いたしました。

このため地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同法第179条第3項の規定により市議会に御報告を申し上げ、御承認を求めるものでございます。

なお、この賠償金額の55万2,336円は、全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険及び自動車損害賠償責任保険よりすべてでん補いたします。

職員に対しましては常々、安全運転を心がけるよう指導しているところでございますが、今後、なお一層安全運転を周知徹底させる所存でございますので、よろしく御了解のほどをお願い申し上げます。

以上で報告の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第17号を承認することに決しました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第22「平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」及び日程第23「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の2件を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第18号

平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成2年度和泉市一般会計

予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第19号

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳				一般財源
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	その他		
							国庫支出金	府支出金	
7.土木費	道路 2.橋梁費	伯太放光池 丸笠線整備 事業	円 37,336,000	円 35,669,576	円 22,400,000	円 8,700,000	円	円 4,569,576	
7.土木費	都 4.計画費	和泉中央線 整備事業	26,700,000	26,700,000		26,700,000			
7.土木費	5.住宅費	改良住宅 整備事業	691,034,000	680,516,000		596,576,000		83,940,000	
合		計	755,070,000	742,885,576	22,400,000	631,976,000		88,509,576	

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年繰越額	年度額	左の財源内訳				一般財源	
						既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	未収入 府支出金	特定財源 地方債		その他
下水道 1. 事業費	下水道 1. 総務費	南大阪湾岸 北部流域 下水道事業 費負担金	円 773,000		円 772,616	円	円	円	円	円	円
								600,000		172,616	
下水道 1. 事業費	下水道 2. 整備費	公共下水道 整備事業	171,252,000	171,252,000				160,926,000			10,326,000
										161,526,000	
合		計	172,025,000	172,024,616							

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程をいただきました報告第18号及び報告第19号について、一括して提案の理由並びにその内容について、総務部神藤より御説明を申し上げます。

まず、報告第18号「平成2年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の提案の理由でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、平成2年度和泉市一般会計予算の繰越明許費として翌年度に繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

内容につきましては17ページでございますが、既に御議決をいただきました伯太放光池丸笠線整備事業で3,566万9,576円、和泉中央線整備事業で2,670万円、改良住宅整備事業で6億8,051万6,000円、3事業合わせまして7億4,288万5,576円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の了承を得ているものでございます。

続きまして、報告第19号「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

内容につきましては19ページでございますが、既に御議決をいただきました南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金で77万2,616円、また、公共下水道整備事業で1億7,125万2,000円、2事業合わせまして1億7,202万4,616円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第18号及び報告第19号についての提案の理由並びに内容についての説明を終わらせていただきます。よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告2件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第18号及び報告第19号を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第24「財産処分について」〔春木・久井財産区財産（ため池）の売却〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第24号

財産処分について

次の財産（春木・久井財産区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 土地の所在、種別、数量

和泉市春木町659番地の1	ため池	271㎡
和泉市春木町659番地の2	堤	115㎡
和泉市春木町789番地の1	ため池	6,700㎡
和泉市春木町789番地の2	堤	495㎡

2 売却の方法

随意契約

3 売却の相手方

和泉市府中町八丁目6番3号

株式会社 いずみコスモポリス

代表取締役社長 久保恒彦

4 売却予定価格

181,625,980円

- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第24号「財産処分について」、提案の理由並びにその内容について神藤より御説明を申し上げます。

本ため池は、春木町に所在いたします春木・久井財産区財産でございまして、通称「スギヤダニ池」及び「大池」と称しているものでございます。今般、春木・久井財産区並びに水利関係者の方々の調整が整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書20ページに表示してありますとおり、春木町659番地の1 ため池271㎡、659番地の2 堤115㎡及び春木町789番地の1 ため池6,700㎡、789番地の2 堤495㎡の4筆、合計7,581㎡でございます。

次に、処分理由及び売却の相手先でございますが、当該ため池は、和泉コスモポリス計画の事業対象区域内でございますので、株式会社いずみコスモポリスに売却しようとするものでございます。

処分価格でございますが、春木町659番地の1、659番地の2につきましては、平方メートル当たり1万4,900円で総額575万1,400円、春木町789番地の1、789番地の2につきましては、平方メートル当たり2万4,444円で総額1億7,587万4,580円となっておりまして、4筆合計1億8,162万5,980円と相なるものでございます。この処分価格につきましては、去る5月20日開催されました和泉市財産評価審査委員会の御答申に基づくものでございます。

次に、処分代金の支出内容でございますが、市に対する納付金が35%で6,356万9,093円、地元交付金といたしましては、65%で1億1,805万6,887円となっているものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 29番（大谷昌幸君） 29番・大谷です。これで6,350万円が市に入るわけですが、使途はどんなぐあいになってるんですか。
- 議長（穴瀬克己君） 答弁。
- 総務部次長（阪 豊光君） ため池処分に伴います財源の使途でございますが、この後の平成3年度一般会計補正予算の中で提案させていただいておりますけれども、今回につきましては、積み立てさせていただくということで補正をさせていただいておりますので、よろしく御了承をお願い申し上げます。
- 29番（大谷昌幸君） 今まで中央丘陵開発関係でかなりの池の売却があったと思われませんが、そういう積み立てをされているということでしたら総額どのぐらいになっているか、お聞かせいただけますか。
- 総務部次長（池辺 功君） 中央丘陵内のため池の処分でございますが、総額で22億3,717万8,922円、うち一般会計へ繰り入れましたのが35%、7億8,301万2,622円でございます。
- 29番（大谷昌幸君） それも積み立てされているわけですね。まだ、使っていないわけですね。
- 総務部次長（阪 豊光君） 中央丘陵内のため池処分について総括的に説明させていただいたところでございますが、ため池処分につきましては御案内のとおり、臨時的な一般財源でございます。その点で各年度ごとに予算措置をいたしまして、一般財源としての予算提案をさせていただき、主に公共公益施設の維持補修を含めて使用してきたところでございますが、そのうちの各年度ごとの一般財源の状況による財政運営も必要じゃないかと思っております。その点では、57、59年度の2カ年につきましては、公共施設整備基金として積み立てておるわけでございます。しかしながら、その中で一部は、その後、一般財源として取り崩しをしておるということで、部分的には、従来から年度の全体的な財源調整の中で配分をさせていただいているという

ことで御理解願いたいと思います。

○ 29番(大谷昌幸君) 市が35%取るということについて云々はいたしませんが、住民が先祖から守ってきた貴重な財産でございます。その売却によって市に入る35%については一般財源に使用されることなく、できるだけ積み立てていただき、市民全体の財産として残せるようなものに使っていただきたいことを要望しておきます。

○ 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長(穴瀬克己君) 日程第25「工事請負契約締結について」(和泉市立北松尾保育園移転改築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第25号

工事請負契約締結について

和泉市立北松尾保育園移転改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉市立北松尾保育園移転改築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 224,540,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市府中町二丁目3番25号
株式会社 藪内工務店 和泉営業所
所長 加藤 俊雄 |

○ 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。

- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第25号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容について総務部神藤から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、既に御案内のとおり、現在の北松尾保育園は、府道泉州山手線の道路敷として園舎の大部分が買収され、住宅・都市整備公団の開発地域内に移転改築することとなり、工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、契約金額2億2,454万円。契約の相手方は、和泉市府中町二丁目3番25号 株式会社荻内工務店和泉営業所所長 加藤俊雄と契約しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び図面でお示しのとおり、工事場所は、和泉市池田下町636番地の2。敷地面積2,453.96㎡に鉄筋コンクリート造平家建、建築面積970.42㎡を新築するものでございます。他にプール、自転車置き場、砂場等屋外付帯工事一式でございます。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成4年3月13日を予定いたしてございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号「工事請負契約締結について」の御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。



- 議長（穴瀬克己君） 日程第26「工事請負契約締結について」（旭第一団地9棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第26号

工事請負契約締結について

旭第一団地9棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旭第一団地9棟建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 115,360,000円 |
| 5 契約の相手方 | 大阪市浪速区浪速東1丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭 |

○ 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長(富田宏之君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第26号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する旭第一団地9棟建設工事であり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億1,536万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社榎並工務店代表取締役榎並昭でございます。

次に、参考資料各事項について御説明申し上げます。

工事場所は、和泉市旭町106番地。敷地面積467㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建1棟、住宅6戸、店舗2戸、延床面積490㎡。その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただいた日から平成4年3月25日までといたしております。

保証人は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746の27 志真建設株式会社代表取締役高山隆志でございます。

以上で議案第26号「工事請負契約締結について」の提案の理由及びその内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回の建設を行うことにより改良住宅建設計画1,642戸がすべて完了することになります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今の説明では、今回の6戸が完了すると、1,642戸全部が完了するということですが、現在、既に完成している分、そして入居している分、それから、政策的な空き家、単なる空き家等について、いつも数で合っているかどうかということですが、その辺はどうなっているのか。あとまだ立ち退きをしていただくところもあるかと思いますが、そういうところと合わせて数の上では合うのかどうか。その点について知りたいので、御答弁を願いたいと思います。

それから、丸笠団地ですが、ちょっと認識がなくて申しわけないんですが、現在、どういふふうになっているのか。すべて完成して一時入居されていた方がそちらへ移っているのかどうか。そのことについても御説明を願いたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良事業部笠木よりお答えいたします。

現在、改良住宅で完成しております戸数は1,620戸でございます。工事が16戸ございまして、今回、御上程いたしております6戸を入れまして1,642戸でございます。現在、完成している1,620戸のうち入居戸数は1,517戸でございます。したがって、受け皿として103戸あるということでございます。

なお、空き家につきましては、入居後空き家39戸と承っております。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 建設部次長（赤田儔信君） 丸笠団地でございますが、ただいま3期分の32戸を改良中でございます。この10月に完成するものでございます。
- 25番（天堀 博君） ということは、この32戸が1,517戸の中に全部入っているわけですか。それとも、他のところに移っている方もあると考えられるんですか。
- 建設部次長（赤田儔信君） 現在、17戸が改良住宅へ一時入居しております。
- 25番（天堀 博君） この10月になると、その17戸の方が全部丸笠へ帰るわけですね。そうすると、この103戸の受け皿として空いているという御答弁がりましたが、この103戸に17戸がプラスされた120戸がいわゆる政策空き家として出てくる。それに現在の空き家39戸があるので、全部で159戸がいわゆる空き家になるという計算でよろしいのでしょうか、その確認だけ。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 私の方から申し上げました103戸は、現在、完成している

中での政策空き家でございます。先ほど、建設部の方から言われました丸笠からの一時収容17戸は、全く別でございます。この17戸については、一たん入居後の空き家を利用されていると聞いております。

○ 25番(天堀 博君) 一たん入居後の空き家を利用している、ということは、現在の空き家が39戸ありますが、これと同じような部類のものがあるということですね。ということは、103戸にプラス空き家の39戸プラス丸笠が出て行った分の空き家が17戸になってくる。数としては同じですが、そういう理屈になるということですね。考え方の違いはあるとしても、合計すると159戸という数は一緒ですね。それに工事中が16戸、今回の分が6戸、22戸を足せば181戸という最終的に入れ物ができるということですね。これは転がして行きますから、これから立ち退きをする方が全部ここに入るのではなく、この前の答弁にもありましたように、換地で行かれる方とか関係なく出て行かれる方、逆に世帯分離をされる方とかがありますが、その推定はあとどのぐらいですか。今後、予定されている立ち退きその他での残っている分はどれぐらいですか。

○ 改良総務課長(森本良治君) 改良総務課森本よりお答えいたします。

現在、進めております買収戸数でございますが、改良サイドと他事業サイドがございまして、重点計画内における買収戸数は、約170戸で計画してございます。

以上でございます。

○ 25番(天堀 博君) 重点事業というのは、同和の委員会か何かで出てきたやつですか。議会全体としては知らないんです。委員からちらっと情報として聞いただけです。重点事業と非重点事業ですか。その辺は承知してないのでどうなっているのか。今のままでいくと、この年度末で期限が切れるわけでしょう。この年度内にこの6戸を含めて1,642戸が完成するということですね。事業としては本年度中に終わるわけですから、本年度中に買収をしていくのがどれだけあるのか。あるいはこの170戸のうちのどれだけの部分が入居される予定なのか。この全部の人が改良住宅に入るわけではないでしょう。

○ 改良事業部理事(笠木恒忠君) 私どもが重点事業と申しておりますのは、地対財特法の期限内である本年度末をめどに、どうしてもやりたいというものを重点事業という形に直してやっているわけでございます。当然、基本計画といたしましては、以前から建設大臣の認可を得ました事業であるという形でおるわけですが、その中で特に買収につきましては、先ほど170戸と申し上げましたが、これは一応、重点地区内の他事業、他事業と申しますのは、特に池上下宮線の買収に係る分ですが、それらを含めまして約170戸ということでございます。その中で当然、全員が入居されるとは考えてございません。その中の120戸程度が入居を希望さ

れるものと推定をしているわけでございます。

なお、この入居後の空き家の数につきましては、現在では、私どもはこのカウントの中からは一応、除外をしているわけでございますが、今後の買収の推移によりまして入居率等が変わることも考えられるので、その時点でその活用ということも考えられると想定しております。

- 25番(天堀 博君) あなたがたがやってはるので間違いはないと思います。転がし方式で立ち退きをしてもらう政策空き家、特に入れ物をこしらえて立ち退きをした人に入ってもらわないと無理ですからね。その入居率を計算して今までもやってきた。そのうちに丸笠のような問題も起こり、その人たちに一時入居してもらったが、また帰っていただく。その中で103戸が受け皿としてあり、その上に工事中の16戸ができ、少しおくれて今回の6戸も完成する。本年度中に池下線という他事業も含めて、と言われてますが、その関連はもう少し調べてみたいとわかりません。

いずれにしても、170戸のうちの120戸ぐらいとなりますと、現在、完成している部分の受け皿の103戸と、工事中の16戸が完成してくるとほぼ数字的には合ってくる、合わしたと思えますがね。そうすると、現在の空き家が既に39戸ある。丸笠が完成して出て行ったら、その17戸が空き家として最終的に残ってくると思いますが、この辺はどう考えておられるんですか。これを足すと56戸ですか、この50~60戸については、最終締めを付けるのは難しいと思いますが、たまたま空き家が39戸あり、丸笠の17戸があるところに16戸が工事中、さらに今回の6戸を加えると、何か空き家をつくっているようなことになるのと違いますか。今後、入居される方々の状況から見ればね。その辺の理屈はどうなるのでしょうか。

- 改良事業部長(富田宏之君) 再度、お答え申し上げます。

もう少し数字的に御説明を申し上げた方がよく御理解していただけると思います。先ほどから御答弁を申し上げておりますように、法期限内にどうしてもやり遂げなくてはいけない計画を遂行する上で、今後、買収をしていかななくてはいけない戸数が約170戸ございます。その170戸のうち未入居といえますか、空き家の部分も20戸ぐらいあるだろうと想定をしております。そうしますと、入居を必要とする世帯数は150戸でございます。そのうち今までの経過から見まして、改良住宅に入居される方が約80%あるだろうという推測をしております。そうしますと、政策的な受け皿としての住宅戸数が120戸でございます。わが方が受け皿として持っておりますのが、今回、御議決をいただきます6戸も含め125戸あります。この125戸の受け皿に対して、120戸の世帯が入居していただけるだろうという予想を立てております。

それと、一般空き家の区分については別の考え方でございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○ 25番(天堀 博君) 買収をして立ち退きしていただいたところの80%と見て、この入っていただくのはさらでなければならぬとなるのでしょうか。

○ 改良事業部長(富田宏之君) 原則的には、皆さん、新しい方を好まれるのは事実ですが、その中でも場所的によりまして、古くてもいいからその場所がほしいという方も絶対いないことはないと思います。

○ 25番(天堀 博君) こんなことを言うのは何ですが、普通の市営住宅を建てている場合と違うんですね。普通の市営住宅ならば、極端に言えば、和泉市民ならどこへでも入れる。ところが、この改良住宅は、環境改善整備事業の同和対策事業でやっている中で発生してきた立ち退きその他の人のための住宅を確保していくということでしょう。そうすると、別の考え方と言われる39戸プラス17戸の56戸について、きちんとはいかないと思いますが、先ほどの120戸と125戸ですか、この5戸や10戸の違いは出てくると思います。最後の締めまできちんといかなことはわかります。

しかし、今まで言うてこなかったが、最後やからしようがないと言うてはるんやと思います。一般空き家の39戸と丸笠の一時入居の17戸の56戸は別の考え方やとなってきたら、これはちょっとややこしいですよ。ほかに入る人がおれへん。中には、世帯分離をされる方もありますが、年齢的に出ていく人もいますしね。どの程度空いて、どの程度入って来るかわかりにくいんですが、ずっと50~60戸は空き家のままでいくことになるのではないかな。その辺では、全体計画の見直しも含めて考えたことがあるのかどうか。今後、それはどないするんや、一般募集をするのかということも含めてね。これは住宅課あるいは住宅センターの担当になるのかどうか。建てる方は、一生懸命に全体計画でやるということですからね。

○ 参与兼建設部長(浅井隆介君) 空き家の問題でございまして、現時点ではまだ事業中でございまして、先ほど、改良部長が申しましたように、一応、空き家も入居の受け皿の一部であることは変わりございません。ただ、今の重点施策並びにそれに付随する事業でカウントした場合、先生がおっしゃるとおりの50戸内外が空き家として残ってまいります。これらにつきましては、現時点では、一部の受け皿としての立場もございまして、即これを考えるということではございませんが、将来的には、この事業は環境改善の同和対策事業としての特定目的で建てた住宅ですから、今後とも、その目的に合致したような方針でもってこれを充足していく。

例えば入居前に世帯分離が予測されているものとか、世帯分離をされた方もこの改良住宅に入っておりますが、その後において世帯分離が発生した場合は、その中で充足するわけにはまいりませんので、外へ出て行っておられます。これは改良住宅としてやっている関係でそう

なるわけですが、その辺の対応とか、今後、私どもはいろいろと地元地区協とか、その中に住宅センター等も入りまして、これらに対する協議機関等を設置し、一定のルールもつくりながら対応していきたいという考え方でございます。

- 25番(天堀 博君) 今、参与が答弁をされたように、参与自身もきちんと確信を持った状況ではないと思います。例えば50戸充足させていくのにどうするか、いつ、そういう状況が発生しても入ってもらえるようにするのだということだと思います。先ほども言いましたようにほかから入るわけにいかへんからね。あくまでも、これは同和事業としてやったものですから、そういう関連でしか入れない。しからばと言って、よそから呼んで来るわけにもいかない。だから、今言われたことぐらいしか例として挙げられないんですよ。

そういう人たちがどんどん入って来るのかどうか。よそへ出て行かれる方とか、こんなことを言うといけないですが、死亡されて空き家になるところもできてきますわね。そういう割合からいってずっと残っていくことになるのではないか。その管理も市がしなければならぬ。他に市営住宅がたくさんあれば別ですが、そうじゃない。率から言えば、改良住宅の方がずっと多い。そういう状況の中、その状態をいつまでも続けていくこと自体問題があると思います。今回の6戸の契約は最後ですからい言うてますが、大体数字がきちんと出てきたということでそういうことを指摘しまして、今後の問題として、われわれは総括的にやっていかなければならないと思います。

今回の契約そのものについては、一応、今までから責任を持ってないとして保留をしてきましたので、今回も保留をしておきますが、後は、全体的な総括で確認をしていきたいと思います。

- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

- 議長(穴瀬克己君) 日程第27「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道室堂20-2-⑥号線管布設工事)及び日程第28「工事請負契約締結について」(和泉市公共下水道芦部幹線管布設工事その2)の2件を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第27号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道室堂20-2-⑧号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 和泉市公共下水道室堂20-2-⑧号線管布設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 268,830,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町429番地3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文 |

議案第28号

工事請負契約締結について

和泉市公共下水道芦部幹線管布設工事その2請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 和泉市公共下水道芦部幹線管布設工事その2 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 151,925,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市和気町一丁目24番15号
辻作建設 株式会社
代表取締役 辻 秀雄 |

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第27号及び議案第28号「工事請負契約締結について」、一括して提案の理由並びにその内容につきまして総務部神藤より御説明申し上げます。

本2議案は、いずれも南大阪湾岸北部流域関連下水道事業の一環として施行するもので、工事の請負契約締結に当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、まず、議案第27号は、和泉市公共下水道室堂20-2-⑧号線管布設工事でございます。

契約金額は2億6,883万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

工事の概要でございますが、参考資料及び別冊図面にお示しいたしましたとおり、起点室堂町482番地の1先から終点和田町276番地の3先までの府道泉大津粉河線内、延長480.30mに雨水管を推進工法により布設するものでございます。他にマンホール設置工5カ所及び付帯工一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成4年3月25日までを予定してございます。

続きまして、議案書28ページでございます。議案第28号は、和泉市公共下水道芦部幹線管布設工事その2でございます。契約金額は1億5,192万5,000円。契約の相手方は、和泉市和気町一丁目24番15号 辻作建設株式会社代表取締役辻秀雄でございます。

工事の概要につきましては、参考資料及び別冊図面にお示しいたしましたとおり、起点芦部町435番地の2先から終点芦部町222番地の2先までの市道黒鳥観音寺線及び市道府中阪本線内、延長219.54mに雨水管を推進工法、一部開削工法により布設しようとするものでございます。他にマンホール設置工3カ所及び付帯工一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成4年3月25日までを予定してございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第27号及び議案第28号につきまして一括して御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（赤阪和見君） ちょっとお聞きしますが、これは雨水管で川へ抜いてるんですね。この63年から平成2年までに施行済みのところは、どのような使われ方をしてるんですか。もう使っているんでしょう。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

- 建設部次長（山崎精二君） 下水道課山崎よりお答えいたします。
オオタユの水路の分は引き取ってございます。それから、府道の旧管で1,200の管が入っている分は放水しておりますが、その他はまだ供用開始してございません。
- 7番（赤阪和見君） 2番目の28号のやつは。
- 建設部次長（山崎精二君） 芦部幹線につきましては、現在、まだ放水をしておりません。使ってません。
- 7番（赤阪和見君） この議案第27号の分は、市道和田光明池線ということですが、この管自体は、全体的にどれだけの面積を取るのかどうか。でき上がってどのような使われ方をされるのか。公共下水道といえば、僕らも公共下水道がここまで上がって来たか、となるわけです。ところが、これは雨水管ということでカワセミのマンホールが入るやつだと思えます。その点では、5.2mのところは推進工法でいく。もう1つは、その横の開削の600と200の芦部の分は、若干、面的な整備もされるんじゃないかと理解するんですが、その理解の仕方によろしいでしょうか。
- 建設部次長（山崎精二君） 室堂の方から先に御説明いたします。
この幹線は、近道の方にも入って行ってますのでまだ接続してませんが、和田幹線の方は、今回の工事で大体の排水区域としては31haを取ります。近道の中に入って行く分については、520haを取る予定をしております。芦部幹線の方は、黒鳥の方に向かって行く分と、府道粉河線の方に向かって行く分を予定しておりますので、大体21haを取る予定をしております。今回の本年度工事が終われば、一応、小学校前からの水路の排水を全部取る予定にしております。
- 7番（赤阪和見君） どういう取り方をするんですか。流れてきたやつをマンホールに落とすんですか。
- 建設部次長（山崎精二君） 各水路の排水溝ごとに取入れ口を設けていきます。
- 7番（赤阪和見君） 公共下水道には汚水と雨水があり、特に雨水をどのような方向性で川へ流していくかというところがあるわけでしょう。これが幾らできても排水溝の整備はきちんとせないかん。そこら辺とのバランスの問題ですね。なんぼ大きな管が入っても、そこへ流すための面整備をどのように考えられているのか。この太さの管で何ヘクター取るということはわかるんですが、そこへ行くためにどういうルートでどのように整備されていくのか。われわれも相談を受ける、あるいは皆さん方のところへ来る苦情についても、これをするによってこうなっていくんだということを教えてほしいんです。
- 建設部次長（山崎精二君） 現在、用水路ごとに取っているわけです。それから、公共下水道管というのは、道路が狭くなってくると同時施行にもなってきますので、とりあえず大きな

幹線を入れ、その後に污水管と同時施行できるところであれば、同時施行していくことを考えております。

○ 7番(赤阪和見君) こういう管ですと、横山でもすぐ入れられますな、川へ流せばいいんやからね。横山で浸水する個所であれば、こういう公共下水道が入っているとね。名前は同じでも目的は違いますがね。そう理解したらいいんですか。

○ 建設部次長(山崎精二君) これは2ha、50戸以上の浸水個所を主体的にやっております。山間部でも2カ所ぐらいでやっております。

○ 参与兼建設部長(浅井隆介君) 横山の場合は昨年度でしたか、仏並で浸水対策事業をやっております。公共下水道のエリア内もありますが、外では、浸水対策事業でカバーしていく。昨年も春木町で浸水対策事業としてかなりの工事をやっております、年間に6~7カ所をやってございます。

それから、公共下水道地域では、まず、幹線を入れますが、それぞれの管、水路には役割がございまして、大多数が灌漑用水との兼用でございまして、一概に落とし込みというわけにはまいりません。それらの整備につきましては、私どもの河川水路課の方で整備をさせていただきます。

それ以外は污水と同じでございまして、雨水も幹線が入りまして面整備をしていくことでございますから、そのときに雨水、污水の同時施行をし、完全に雨だけを取る管として市街地から生じる雨を取る形できます。今のところは、幹線だけが先行して行って、それぞれの浸水区域で灌漑用水を確保しながら、それをオーバーする水を取るという形、それと終末の水も取るという形でやっております。全域をいろいろな手法でカバーさせていただいているのが現状でございます。

○ 7番(赤阪和見君) ちょっとその点がわかりません。この公共下水道の区域は横山も若樫も入っている。そこも公共下水道という名前ですとされるのと違う、そこは浸水対策だということです。ここは公共下水道の污水は10年以内に来ませんわな。府中でも10年以内に来るかどうかわっているのにね。副都心に近い和田はなかなか入らない。しかし、そういう手法が2つも3つもあるんやったら、昨日からやかましく言っているように、そういう手法が考えられないかどうか、たとえば、それはあきまへん、と言われるから困ってます。ここで、この管で30ha取るわけでしょう。いずれこの終点から上に伸ばしていくでしょうが、こういう雨水管は、和田光明池線が一番高いところとすれば、今度、次へ行く流れは下へ落とすんじゃなく、「チャンス」のパチンコ屋の方へ落として川へ落とすのかどうか、そう理解していいのかどうか。

○ 建設部次長(山崎精二君) 先生がおっしゃるとおり、低い方へ落としていくことになりま

す。

- 7番(赤阪和見君) そうなると、公共下水道は横山でも使えるじゃないかとなります。雨水管はズタズタですよ。最後の海まで行く必要はない。その点では、雨水管は山手の方から先に進めるということはいかんとおもいます。浸水する地域が中心になってくると思いますからね。僕もよく考えますが、もう少ししっかりと枝管を落とせるようなもうちょっと詳しい絵を描いてほしい。大きい管が入るのはええが、どういうふうに落としていくかという今後の計画も合わせて教えていただければありがたい。その枝管は200万、300万円やから議会に報告する必要はないと言えば必要はないんですが、その効果を教えていただいたらありがたい。市民から相談を受けたとき、もう少し大きいのが入ったら抜けますよ、という理解が得られるのではないか。

それから、マンホールの件ですが、うちの横に水仙のマンホールが付いてます。聞くと、行く行くは取るから水仙のやつを入れたもろうたんや、ということですが、市長、50年先、100年後に来るやら来ないやらわからんところに水仙のマンホールを入れるとはね。こちらを見たらカワセミの雨水やのに、こちらは水仙の汚水となるとね。やはり水仙のマンホールを入れるのは、汚水が取れるような状態のところに入れてもらえるようにね。水仙の花よりも、たわわに実るみかんの木でもいいですし、あるいはあの辺なら織屋が多いからおむつの絵柄でもいいじゃないですか。あそこへ水仙を入れられると、もうすぐ汚水の下水道が来て水洗便所ができるって錯覚しますからね。その点で少し整理だけをしておいていただきたい。

- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号及び議案第28号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第29「市道路線の廃止及び認定について」(光明池春木唐国線及び光明池春木線)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第29号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
光明池春木唐国線	1341.50	16.00～ 26.00	光明台一丁目42番地先	光明台二丁目48番地の5先	

2 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
光明池春木線	5870.00	13.00～ 26.00	光明台一丁目42番地先	唐国町1319番地の21先	

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第29号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案参考資料30ページ及び別添参考資料7ページ、8ページを合わせて御参照賜りたいと思います。

本件は、昭和45年11月20日に光明台より春木町に至る総延長4,950mを和泉市都市計画街路光明池春木線として計画決定し、昭和59年10月8日に和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業計画に伴い、春木町及び唐国町に至る延長2,340mを追加し、和泉市都市計画街路総延長7,290mを光明池春木唐国線として計画変更されたうち、光明池新住宅市街地開発事業の完了に伴い、光明台地区について市道認定を行ったものでありますが、今回、光明台地区より府道泉大津粉河線までの区間の整備及び近畿自動車道松原海南線の岸和田和泉インターへの乗り入れを目的とした道路整備が必要となったことから、光明池春木唐国線としての認定区間を一たん廃止し、改めて光明台から近畿自動車道岸和田和泉インター区間を光明池春木線として認定しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、廃止路線の光明台春木唐国線については、起点光明台一丁目42番地先から終点光明台二丁目48番地の5先までの延長134.500m、幅員16.00～26.00mを道路法第10条の規定に基づき、廃止をお願いするものでございます。

この廃止に伴い、改めて光明池春木線として認定しようとする路線の内容でございますが、起点光明台一丁目42番地先から終点唐国町1319番地の21先までの延長5,870.00m、幅員13.00～26.00mを同法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（讃岐一太郎君） 今、趣旨を聞きましてよくわかりましたが、率直に言いまして、いよいよこの議案書に光明池春木線が載ってきたなという実感でございます。今回、これは光明池春木唐国線というのが廃止されて名前が変わったわけですね。もとは、光明池春木線ではなかったんですか。唐国線というのは後から……。そこら辺を詳しくお願いしたいと思います。
- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答え申し上げます。

この光明池春木唐国線というのは都市計画街路でございまして、光明台から春木、唐国へ出る街路でございまして。そのうち光明台地区が完成いたしましたので、光明台地区につきましては、光明池春木唐国線という名前で市道認定をしていたわけでございます。しかしこのたび、事業化に向けてインターに接続することになりましたので、横の線といたしまして、一たん、光明台から春木に向けて路線を設けまして、光明池春木線と名前を付けさせていただいたものでございます。

- 9番(讃岐一太郎君) よくわかりました。ということは、終点になる春木から現在、開通しております近畿自動車道に向けて一応、つなげるということが確定したと解釈してよろしいですか。
- 建設部次長(谷 俊雄君) 先ほど、参与から提案の御説明をさせていただいておりますように、確定というか、事業化に向けて手続き上認定が必要でございますので、このたび、認定をお願いしようとするものでございます。
- 9番(讃岐一太郎君) 認定をしていただくよう努力していただきたい。と申しますのは、昨日、一昨日から道路行政についてたくさん出ておりましたが、この光明池春木線につきましては、何はともあれ、和泉市の横の道路として近畿自動車道につながるとすれば、唯一本の道路でございます。他に近道につながる道路は恐らくないと思います。これから認定に向けて出していくということでございますので、特にこの路線については努力していただきたいと要望しておきますので、よろしく願いをいたします。
- 議長(穴瀬克己君) 他に。
- 7番(赤阪和見君) 幻の道路とは言いませんが、ないやつを認定するのはいつものことですが、構造的に最終までどうなっていくのか。何か橋にするとかどうのこの、その点については、ちょっと説明をしてもらわんといかん。全体的な幅員は、道路形態を考えると、現在の光明池春木唐国線の部分を参考にすればいいのかどうか、その点だけ。
- 議長(穴瀬克己君) 答弁。
- 建設部次長(谷 俊雄君) この路線は都市計画街路でございまして、基本的な幅員は16mとなっております。しかし、橋梁部もございまして、その部分については植樹帯がございませんので、13mとなっております。その区間については、基本的に16m以内で橋があるとか、いろいろ築造していくわけですが、具体的には、榎尾川あるいは低いところもございまして、現在、測量設計中でございますが、一応、基本的に16mで築造していくということでございます。
- 7番(赤阪和見君) 26mとあるのはどういうことですか。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 幅員26mと書いてございますのは、光明台地区でバスの停留所がございす部分が切り込みをしております、その部分だけが26mあるわけでございますので、幅員13m～26mを表示させていただいております。
- 7番（赤阪和見君） これで和泉市全体をぐるっと回れる道路ができるわけですね。池下線ができた時点でしょうかね。外環状線を大回りしてね。僕は堺市の方へ勤務してましたが、中回り、外回り、内環状、外環状といろいろありますが、その点では、この地域は広く取れるところがあると思います。池下線のかかりのように家をどけてもらわないかんということはない。少しでも多くの土地を御協力いただき、何とか植樹のある美しい町並みを考えていくという方向性を持っていただきたい。橋の部分は13mで辛抱しますので、その他の部分はできるだけ26mの広い植樹帯ができるように努力していただきたい。何とかお願いできますか。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 基本的には、16mの都市計画道路でございますが、何分にも住宅公団内のところもございすので、必要で可能なものにつきましては今後、検討させていただきます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第30「市道路線の廃止及び認定について」（伯太放光池丸笠線）を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市議会事務局長朗読）

議案第30号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 廃止する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太放光池丸笠線	999.80	3.20～ 6.00	山手町110番地先	伯太町四丁目135番地の1先	

2 認定する路線

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
伯太放光池丸笠線	1003.80	3.20～ 11.00	山手町110番地の1先	伯太町四丁目135番地の1先	

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第30号「市道路線の廃止及び認定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案参考資料31ページ及び別添参考資料9ページから11ページを合わせて御参照願います。

本件は、環境改善整備事業として平成2年度から3年度にかけ、市道伯太放光池丸笠線の一部の拡幅整備をしておりますうち、平成2年度の事業個所において起点及び一部路線の位置の変更を行ったため、一たん認定を廃止し、改めて新路線を認定しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、起点山手町110番地先から終点伯太町四丁目135番地の1先までの延長999.80m、幅員3.20m～6.00mを道路法第10条の規定に基づき、廃止をお願いするものでございます。

この廃止に伴い、新しく築造された路線起点山手町110番地の1先から終点伯太町四丁目135番地の1先まで、延長1,003.80m、幅員3.20m～11.00mを同法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

○議長（穴瀬克己君） ここで、午後3時半まで暫時休憩をいたします。

（午後3時10分休憩）

（午後3時30分再開）

○ 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第31「市道路線の認定について」（王子町17号線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第31号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
王子町17号線	360.00	9.00	尾井町899番地の2先	王子町742番地の7先	

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案参考資料32ページ及び別添参考資料12ページ、13ページを合わせて御参照いただきます。

本件は、環境改善整備事業の一環として整備する道路であります。平成3年度に大阪府の補助を受け、補助承認申請を行うに当たり認定を必要とするものでございます。

その内容でございますが、起点尾井町899番地の2先から終点王子町742番地の7先までの延長360.00m、幅員9.00mを王子町17号線として、道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いしようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第32「市道路線の認定について」（東阪本町7号線）を議題いたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第32号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
東 阪 本 町 7 号 線	171.00	4.00	東阪本町384番地の12先	東阪本町373番地の1先	

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第32号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案参考資料33ページ及び別添参考資料14ページ、15ページを合わせて御参照願います。

本件の池田下町願成地区は、市道北池田1号線が日常生活の幹線道路の役割を果たしておりますが、府道と泉富田林線の接続付近におきましては特に幅員が狭小で車の通行に支障を来しており、拡幅について地元から強い要望が出されていたものでございます。しかしながら、この付近は、既に住宅が建ち並んでおり、現地での拡幅が非常に難しい状態となっております。

このような状況の中で、池田下町願成町会より市道北池田1号線のバイパスとして新たに道路を付けてほしい、との要望が出されましたが、事業実施に当たっては、用地の無償提供等の協力の申し出があり、これを受けて平成2年度市単独道路整備事業として工事を実施したものであり、今般、認定をいたそうとするものであります。

次に、その内容であります。起点東阪本町384番地の12先の府道と泉富田林線から終点東阪本町373番地の1先の市道北池田1号線までの延長171.00m、幅員4.00mを東阪本町7号線として道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものであります。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第33「市道路線の認定について」（和泉中央駅前広場1号線並びに和泉中央駅前広場2号線及び駅前交通広場）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 (m)	幅員 (m)	起 点	終 点	重要な経過地
和泉中央駅前広場1号線	140.00	12.00	万町827番地先	万町812番地の2先	
和泉中央駅前広場2号線 及び駅前交通広場	200.00	12.00 (面積) 8,100㎡	万町844番地先	万町780番地先 (駅前交通広場位置) 万町819番地先	

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第33号「市道路線の認定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案参考資料34ページ及び別添参考資料16ページを合わせて御参照願います。

本件は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が平成4年春の町開きに向け現在、工事を進めているところでありますが、この事業の一環として、和泉中央駅前交通広場の事業を実施するにつき、その進入道路2路線並びに駅前交通広場の認定を必要とするものでございます。

まず、場所ではありますが、北部の中心ゾーンにあって泉北高速鉄道新駅への進入道路であります都市計画街路泉州山手線の側道と新駅の駅前交通広場であります。

次に、その内容であります。起点万町827番地先から終点万町812番地の2先までの延長140.00m、幅員12.00mを和泉中央駅前広場1号線とし、また、起点万町844番地先から終点万町780番地先までの延長200.00m、幅員12.00m及び駅前交通広場面積約8,100㎡を含め、和泉中央駅前広場2号線及び駅前交通広場として道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いするものでございます。

なお、泉州山手線は府道で市道と重複認定となりますが、道路法第11条の規定により大阪府が管理者となり、駅前交通広場は、本市が管理者となります。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 7番（赤阪和見君） 全体的な構想の中で駅前交通広場はこれですといたしましても、駅舎の設計とかはまだです。ここでひとつお願いしたいのは、今の道路形態は車の流れを中心に考えておりますが、これからは人の流れが中心になりますので、その点では、斬新的な駅前広場というものをどこかの方向性の中で考えていただきたいと要望だけしておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第34「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅

前広場2号線の交通広場街路事業の直接施行同意について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第34号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅前広場2号線の

交通広場街路事業の直接施行同意について

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅前広場2号線の交通広場の新設工事につき、住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団が直接施行することに対し同意するについて、同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

1 施設の種類及び名称

市道 和泉中央駅前広場2号線及び駅前交通広場

2 工事の区間等

広場位置 和泉市万町819番地先

3 工事の種類

駅前交通広場新設工事

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第34号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する和泉中央駅前広場2号線の交通広場街路事業の直接施行同意について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。議案36ページ、37ページ、別添参考資料17ページを御参照願います。

本件は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が平成4年春の町開きに向け、現在、北部地区の造成工事等を進めているところでございますが、このたび、本事業の一環として、泉北高速鉄道の1駅延伸に伴う駅前交通広場の新設工事を同公団が直接施行するにつき、住宅・都市整備公団法第34条第3項の規定に基づき、本市議会の同意をお願いするものでございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

本駅前広場は、都市計画街路和泉中央線と都市計画街路和泉中央駅前線の間の泉州山手線準高速道路敷及び鉄道並びに近畿自動車道敷の万町819番地先約8,100㎡の中空を利用し、人工地盤で整備するものでございます。工事期間といたしましては、平成3年度から平成6年度までの予定でございます。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第35「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第35号

市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本市における市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は、街区方式によるものとする。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第35号「市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について」の提案理由並びにその内容について、都市整備部長萩本から御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回、お願いをいたします市街地の区域は、和泉中央丘陵

新住宅市街地開発事業区域の北部地区から槇尾川の河川敷並びに市道池田下万町線の一部を除きました北部地区全域を対象といたしております。当区域は、池田下町約64ha、室堂町約0.7ha、万町約32ha、唐国町約11ha、箕形町約10haの5町が錯綜しており、現状のまま入居が行われますと、当地区に入居される方々はもとより、周辺の町の方々の日常生活、行政、通信並びに集配業務に支障を来すものと思われまので、今回、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により住居表示整備事業を行おうとするものであります。

なお、当事業につきましては昨年度より現況調査に着手し、本年5月から6月にかけて関係町会並びに区域内に住んでおられる方々に住居表示実施の説明を行い、御理解と御協力をお願いいたしましたものでございます。

次に、内容でございますが、別図にお示ししております区域約118haを街区方式により実施する予定でございます。

なお、現在、北部地区の世帯数は18世帯、人口は69人となっております。

次に、住居表示実施に向けての今後の予定でございますが、既に御承知のとおり、来年春、北部地区の一部において第一次町開きが予定され、現在、関連事業の整備促進が図られているところでございます。このことから町開きとの整合性を図りながら、住居表示の整備を行おうとするものでございまして、本年度は、市街地の区域約118haのうち、第一次町開きの区域を含みます和泉中央線、泉州山手線、槇尾川に囲まれた約47haの区域を対象に8月中旬に和泉市住居表示整備審議会の開催をお願いし、町名、街区割等について御審議をいただき、10月開会予定の第3回定例市議会におきまして町の区域及び名称の変更を議案として御提案させていただき、御可決をいただいた後、大阪府公報により告示をいたしまして、11月下旬に実施いたしたく予定をしております。

なお、北部地区の残りの区域につきましては、公団の施行分譲計画を考慮し、平成5年度に実施を予定いたしたく考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 簡単に聞きます。

いろいろ問題が含まれていますが、今日は置いときますが、周辺の整備はどのように考えておられますか。

- 議長（穴瀬克己君） 答弁。
- 都市整備部次長（中屋正彦君） 計画課中屋よりお答え申し上げます。

周辺整備につきましては、今回は、とりあえず中央丘陵の北部の町開きを中心とした区域のみに限定をしております。北部の残りの区域で地元協議等をする場合に当たりまして、周辺についても一定、検討してまいりたい。さらに、東部ブロック、北部ブロックについても、公団の施行なり分譲計画との整合した形でやっていくということでございます。ただ、公団の新任区域の3ブロックには含まれた既成市街地の整備の方針につきましても、一定、熟度等を見ながら地元協議についても検討してまいりたいと思います。

- 25番(天堀 博君) 早急にやらないといけないと思います。私も認識不足ですが、唐国台などは既に町名が変わっているんですか。
- 都市整備部次長(中屋正彦君) 唐国台はまだ池田下地番のままでございます。
- 25番(天堀 博君) 今回、この住居表示をやりますと、池田下町の全くの飛び地になってしまいます。今まである程度連続していた部分がね。地元との関係もありますが、早期にやらないと、和泉市の市街化の住居表示をやる上においても問題が残っていきますので、その点を十分に進めていただきたい。要望だけしておきます。
- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

-
-
- 議長(穴瀬克己君) 日程第36「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局長朗読)

議案第36号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「以下第34条第1項」を「次条第2項並びに第34条第1項及び第2項」に改める。

第33条第2項中「勤続した者で」の次に「、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し」を加える。

第34条第2項中「勤続した者で」の次に「、通勤による傷病により退職し」を加える。

第35条の見出し中「公務」の次に「又は通勤」を加え、同条中「公務上のもの」の次に「又は通勤によるもの」を加え、「（昭和42年法律第121号）」を削り、「公務上の災害」の次に「又は通勤による災害」を加える。

第37条第4項中「傷病による休職」の次に「、通勤による傷病による休職」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市職員の給与に関する条例第32条第2項、第33条第2項、第34条第2項、第35条及び第37条第4項の規定は、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成3年法律第51号）が公布されたことに伴い、本市の一般職の職員の退職手当についても、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第36号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、本市一般職職員の退職手当につきましても、同様の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書45ページでございます。第32条第2項の改正は、文言上の所要の規定整備でございます。

第33条第2項及び第34条第2項の改正は、職員が通勤途上に受けた傷病により退職した場合、勤続20年以上の者について、平均7カ月程度支給率を引き上げようとするものでございます。

次に、第35条の改正は、退職の理由となった傷病が通勤によるものであるかどうかの認定について、地方公務員災害補償法の規定によらなければならないものとするものでございます。

また、第37条第4項の改正は、職員が通勤による傷病により休職にされた場合、その休職期間については、退職手当の支給の基礎となる在職期間の計算に当たり2分の1の期間を除算することなく、全期間を通算しようとするものでございます。

なお、附則につきましては、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございまして、平成3年4月1日以後の退職に係る退職手当から適用しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。47ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上よろしく御審議をいただきます。原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第37「平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第37号

平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成3年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の169」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

2 平成3年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのは「100分の229」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成3年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事(鹿島賢昌君) 引き続きまして、議案第37号「平成3年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中、平成3年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の160」とあるのを「100分の169」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、「100分の220」とあるのを「100分の229」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に33,000円を加えて得た額」とし、100分の9プラス33,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

○
○ 議長（穴瀬克己君） 日程第38「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第38号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「7,000円」を「7,500円」に、「11,800円」を「12,600円」に改める。
別表第1中「10,200」を「10,900」に、「11,000」を「11,750」に、「11,800」を「12,600」に、「8,600」を「9,200」に、「9,400」を「10,050」に、「7,000」を「7,500」に、「7,800」を「8,350」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)第5条第2項及び別表第1の規定は、平成3年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限り。)並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限り。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成3年政令第126号)が公布、施行されたことに伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、補償基礎額を引き上げ消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 消防長(角谷泰夫君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第38号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について、消防庁角谷から御説明を申し上げます。54ページでございま

す。

今回の改正は、消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、本市においても所要の改正を講じようとするものであります。

次に、改正の内容でございますが、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額の引き上げ措置を講じようとするものであります。

第5条第2項第2号については、消防作業従事者等に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、最低額7,000円を7,500円に、最高額1万1,800円を1万2,600円に改めようとするものであります。

また、別表第1は、消防団員の補償基礎額を定めたものであり、階級及び勤続年数により現行最低7,000円から最高1万1,800円までの9段階に区分されておりますが、これを最低7,500円から最高1万2,600円に改めようとするものであります。

なお、この条例の経過措置といたしまして、公布の日から施行し、平成3年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用しようとするものであります。

なお、57ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただいておりますので御参照賜り、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第39「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第39号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する

条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中

110,000円	220,000円	320,000円	435,000円	585,000円	750,000円
100,000	200,000	275,000	370,000	520,000	680,000
95,000	190,000	260,000	350,000	490,000	645,000
90,000	180,000	245,000	330,000	460,000	615,000
80,000	160,000	220,000	300,000	405,000	550,000
70,000	150,000	210,000	270,000	370,000	520,000

を

115,000円	235,000円	340,000円	465,000円	625,000円	800,000円
105,000	215,000	295,000	395,000	555,000	725,000
100,000	205,000	280,000	375,000	525,000	690,000
95,000	190,000	260,000	355,000	490,000	655,000
85,000	170,000	235,000	320,000	435,000	590,000
75,000	160,000	225,000	295,000	395,000	555,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成3年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第129号）が公布施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に伴い、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（角谷泰夫君） 引き続きまして、議案第39号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、角谷から御説明を申し上げます。59ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が一部改正されたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の引き上げの措置を講じようとするものであります。

別表第1については、第2条に基づき、消防団員として5年以上勤続し退職した場合の退職報償金の支払い額について定めたものでありますが、階級並びに勤続年数により36段階に分けられており、現行最低7万円を7万5,000円に、最高額75万円を80万円に改めようとするものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成3年4月1日以後の退団者から適用いたしたく規定させていただきました。

63ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げさせていただきましたので御参照賜り、よろしく御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第40「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第40号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（一般被保険者に係る保険料の賦課総額）

第13条 保険料のうち一般被保険者（第5条第1項第1号に規定する被保険者及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者を含む。以下同じ。）に係る保険料の賦課額（第21条の規定より保険料の総額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険の事務（老人保健拠出金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用の額、療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、特定療養費、療養費及び高額療

養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、老人保健法の規定による医療費拠出金の納付に要する費用の額、保健施設に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額（退職被保険者等（第5条第1項第2号に規定する退職被保険者及び同項第3号に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。以下同じ。）に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る特定療養費、療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額を除く。）の合算額

(2) 当該年度における法第69条及び第70条の規定による負担金、法第72条の規定による調整交付金、法第72条の3第1項の規定による繰入金、法第74条及び第75条の規定による補助金、同条の規定による貸付金その他国民健康保険事業に要する費用のための収入（法第72条の2第1項の規定による繰入金及び法第72条の4の規定による療養給付費交付金を除く。）の額の合算額

第14条第2項を次のように改める。

- 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一世帯に属するときは、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

第17条の2を次のように改める。

（退職被保険者等に係る保険料の賦課）

第17条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額及び当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合であっては、所得割額、資産割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。

第21条第1号ア及びイ並びに同条第2号ア及びイ中「前年度分の被保険者均等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の被保険者均等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の被保険者均等割の保険料率とする。）」を「当該年度分の被保険者均等割の保険料率」に、「前年度分の世帯別平等割の保険料率（その保険料率が当該年度分の世帯別平等割の保険料率をこえるときは、当該年度分の世帯別平等割の保険料率とする。）」を「当該年度分の世帯別平等割の保険料率」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、平成3年4

月1日から適用する。

理 由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第17号）の趣旨にかんがみ、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第40号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

先般、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令と国民健康保険法施行規則及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の改正が公布されました。これに伴い、本市の国民健康保険条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることとなった次第でございます。

それでは、その内容について御説明申し上げます。

まず、第13条は、一般被保険者に係る保険料の賦課総額を定めたもので、国保事業に要する費用の額、つまり国保法に規定する療養の給付等に要する費用の合算額から、保険料以外の国保事業に要する費用のための収入額、いわゆる国庫負担金等の合算額を控除していた額として算定することとしたし、退職被保険者等の定義を定めたものでございます。

次に、第14条は、保険料の賦課を定めたもので、賦課額の算出について、世帯に属する被保険者のそれぞれの所得割、資産割、均等割を算出し、被保険者それぞれの合算額に平等割を加えるという方法が明示され、退職被保険者等の義務付けが前条で行われたため、本条において削除したものでございます。

次に、第17条の2は、退職被保険者等に係る保険料の賦課を定めるもので、前条で御説明申し上げますように、平等割の取り扱いについて規定が追加されたこととともに明示されたものでございます。これらの改正により被保険者の負担増はございません。

第21条は、保険料の減額を定めたもので、保険料軽減の基準所得は、6割軽減は、住民税の基礎控除額の引き上げに伴い30万円から31万円に、4割軽減も世帯員1人当たりの額を21万5,000円から22万円に引き上げようとするものでございますが、本条では、読み替えとなっております。

また、軽減の算定方法についても、当該年度の応益保険料の額について軽減率を乗じる仕組

みとしようとするものでございます。

最後に、新条例は、平成3年4月1日から適用するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○
○ 議長（穴瀬克己君） 日程第41「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第41号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例（平成元年和泉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

「第2条第1項第4号中「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額」を「第1号に規定する額に1.2を乗じて得た額に1.03を乗じて得た額」に改める。」を削り、「第3条中「2,000円以内」を「2,060円以内」に改める。」を削り、別表の改正規定の前に次のように加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(診療料金等の割増し)

第3条の2・前2条に規定する診療料金及び手数料のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する非課税のもの以外のものについては、それぞれの額に1.03を乗じて得た額とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区 分		料 金		
		本 市 住 民	本市住民でない者	
分べん料	時 間 内	1回につき 30,000円	1回につき 40,000円	
	時 間 外	1回につき 40,000円	1回につき 50,000円	
	休日及び深夜	1回につき 50,000円	1回につき 60,000円	
入院加算 料 金	新 館	特別室	1床につき日額 10,000円	1床につき日額 13,000円
		個室 A	1床につき日額 6,000円	1床につき日額 7,800円
		個室 B	1床につき日額 5,000円	1床につき日額 6,500円
	本 館	2 人 室	1床につき日額 2,000円	1床につき日額 2,600円
		特別室	1床につき日額 15,000円	1床につき日額 19,500円
		個 室	1床につき日額 4,000円	1床につき日額 5,200円
		2 人 室	1床につき日額 1,500円	1床につき日額 2,000円

備 考

- 1 時間内、時間外、休日及び深夜の区分は、健康保険診療報酬算定方法の例による。
- 2 多胎分べんの場合の分べん料の額は、この表に定める金額に、1人増すごとにこの表に定める金額に0.5を乗じて得た額を加算した額とする。

附則第1項を次のように改める。

- 1 この条例は、平成3年8月1日から施行する。ただし、第3条の次に1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）が公布され非課税の範囲が拡大されたこと及び本館改造による特別室の新設に伴い、所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第41号「和泉市立病院の料金等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

さきの国会において消費税法の一部が改正され、病院事業については、助産に係る診療料金が非課税の対象になったため、所要の改正が必要となったこと。また、本館3階東西病棟の統合によりまして特別室の新設を行いました。これに伴い入院加算料金、いわゆる室料差額の設定が必要となったものでありますので、所要の改正を行うものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

条例第2条第1項第4号は、健康保険法等の法の適用を受けるもの以外の診療料金、いわゆる自由診療料金の算定について、第3条は、診断書等の手数料についてそれぞれ規定をいたしております。さきの条例改正では、消費税相当額を上乗せして料金を徴収することができるべく、所要の改正をお願いいたしました。しかし、今回の消費税法の改正により、助産に係る診療料金が非課税となりましたので、さきに改正いたしました条例第2条第1項第4号及び第3条の改正部分を削り、第3条の次に第3条の2として「前2条に規定する診療料金及び手数料のうち、消費税法第6条第1項に規定する非課税のもの以外のものについては、それぞれの額に1.03を乗じて得た額とする」を加え、課税に係るものについては、消費税相当額を上乗せ

し徴収させていただくことにいたしましたものでございます。

次に、別表第2条関係でございますが、本表は、分娩料、入院加算料金について規定しておりますが、これについても、同様の趣旨により改正をいたすものでございます。

なお、入院加算料金中、先ほど申し上げました新設いたしました本館特別室につきましては、市内の方について1日1万5,000円、市外の方については1日1万9,500円といたすものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成3年8月1日から施行し、第3条の2の規定については、これは消費税をいただくという規定でございますが、当分の間、消費税を上乗せしない考えから、規則で定める日から施行することといたしまして、当分の間、消費税はいただきません。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いいたします。

- 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番(天堀 博君) 質問すると長くなりますので、意見だけ言うておきます。

今も説明があったように、消費税については、実施時期については規則で定める、これはいわゆる議会の反対もありまして、水道と病院がそれぞれ消費税の条例の制定をされたという時点で、すぐに実施はできないということでそうなっております。その後、廃止してはどうか、という意見を言うたびに、国やその他の動向を見て、という答えが返ってきますので、今日もそのことを質問しても同じ答えやと思います。しかし、今回のような措置をしなければならぬというようなややこしいことは、条例があるからですので、この際、このような条例は廃止してはどうかと意見を言うておきます。

それから、割り増し特別室ですが、これでも希望者が多いと聞いておりますが、それはそれとして、いわゆる統合したり、いろんな形で部屋ができたということですが、われわれから見ますと、健全化計画の中でいろんなことが病院で行われております。これが医療機関で働く人たち、正職の医師、看護婦、臨時やパートの看護婦さんを初めとするところに負担が出てきていることは事実ですし、ひいては、それが患者さんに対するしわ寄せとなってきますので、そういうことがないよう今後ともやっていただかないと困るという意見だけ言うておきます。

- 議長(穴瀬克己君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第42「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第42号

平成3年度和泉市一般会計補正予算（第1号）

平成3年度和泉市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,108,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,158,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 分担金及び負担金		921,119	9,508	930,627
	2. 負担金	904,904	9,508	914,412
10. 国庫支出金		4,617,261	101,208	4,718,469
	2. 国庫補助金	1,932,157	101,208	2,033,365
11. 府支出金		2,540,196	18,182	2,558,378
	2. 府補助金	1,951,900	18,182	1,970,082

12. 財産収入		426,212	181,625	607,837
	2. 財産売却収入	134,480	181,625	316,105
13. 寄附金		237,000	15,000	252,000
	1. 寄附金	237,000	15,000	252,000
15. 諸収入		3,145,122	87,000	3,232,122
	5. 雑収入	2,053,900	87,000	2,140,900
16. 市債		1,633,339	31,100	1,664,439
	1. 市債	1,633,339	31,100	1,664,439
17. 繰越金			664,521	664,521
	1. 繰越金		664,521	664,521
歳入合計		37,050,000	1,108,144	38,158,144

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		330,520	12,945	343,465
	1. 議会費	330,520	12,945	343,465
2. 総務費		3,954,486	156,506	4,110,992
	1. 総務管理費	2,537,741	148,679	2,686,420
	2. 徴税費	572,544	3,357	575,901
	3. 戸籍住民基本台帳費	290,853	1,895	292,748
	4. 選挙費	95,566	275	95,841
	5. 統計調査費	34,076	134	34,210
	6. 監査委員費	28,714	212	28,926
	7. 同和対策費	394,992	1,954	396,946
3. 民生費		10,416,231	27,667	10,443,898
	1. 社会福祉費	3,991,663	3,946	3,995,609
	2. 児童福祉費	3,885,920	22,796	3,908,716
	3. 生活保護費	2,532,043	925	2,532,968

4. 衛生費		4,117,602	150,997	4,268,599
	1. 予防衛生費	2,141,564	2,255	2,143,819
	2. 環境衛生費	1,890,090	1,734	1,891,824
	3. 墓地管理費	74,818	147,008	221,826
5. 農林水産業費		321,619	1,333	322,952
	1. 農業費	311,472	1,333	312,805
6. 商工費		240,350	904	241,254
	1. 商工費	240,350	904	241,254
7. 土木費		7,218,985	8,318	7,227,303
	1. 土木管理費	305,003	2,526	307,529
	2. 道路橋梁費	1,628,317	579	1,628,896
	4. 都市計画費	2,946,115	2,916	2,949,031
	5. 住宅費	2,100,145	2,297	2,102,442
8. 消防費		1,022,206	13,686	1,035,892
	1. 消防費	1,022,206	13,686	1,035,892
9. 教育費		4,253,744	672,220	4,925,964
	1. 教育総務費	454,996	1,637	456,633
	2. 小学校費	1,829,441	271,235	2,100,676
	3. 中学校費	655,010	393,303	1,048,313
	4. 幼稚園費	416,579	2,563	419,142
	5. 社会教育費	732,744	3,079	735,823
11. 諸支出金		206,000	63,568	269,568
	2. 基金費	201,000	63,568	264,568
歳出合計		37,050,000	1,108,144	38,158,144

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
北松尾保育園建設事業	平成33年度	122,679 円
	平成33年度	

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	
消防施設整備事業	15,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	19,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	27,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
基地整備事業																					
計	1,688,339					1,664,439															

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第42号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、神藤より提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、期末手当の特例措置による人件費、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加、幸・王子共同墓地整備事業、和泉中央丘陵内に新設いたします（仮称）和泉第一小学校並びに中学校に係る市施行分の工事費の補正及び北松尾保育園建設工事費における立替資金に対する債務負担行為の限度額の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。85ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億814万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ381億5,814万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございます。和泉中央丘陵内に建設いたします北松尾保育園の工事費が確定をいたしましたことにより、住宅・都市整備公団の立替資金に対する債務負担行為の限度額を設定するものでございまして、内容につきましては、91ページの「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございます。消防施設整備事業債並びに墓地整備事業債の限度額の変更及び補正でございます。内容につきましては、91ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。96ページでございます。

まず、議会費1,294万5,000円の追加計上でございますが、去る4月に実施されました市議会議員補欠選挙に伴います議員報酬等の経費の追加、議員及び職員の期末手当特例措置に伴います人件費の追加、故藤原議員に対する弔慰金50万円、海外視察に伴います職員随行旅費等でございます。

次に、総務費1億5,650万6,000円の追加計上でございますが、これは職員の期末手当特例措置による給与費の追加、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の追加1億1,805万7,000円、弔慰金100万円、人権啓発用広報車購入費130万円、防衛施設周辺整備事業としての（仮称）山之谷会館建設事業費1,980万8,000円でございます。

民生費2,766万7,000円の追加計上は、職員の期末手当特例措置に伴う給与費の追加でございます。

衛生費1億5,099万7,000円の追加計上でございますが、職員の期末手当特例措置に伴う給与費の追加並びに霊柩車購入費1,300万円、幸・王子共同墓地整備事業第2期工事費として1億3,378万7,000円でございます。

次に、農林水産業費133万3,000円、商工費90万4,000円、土木費831万8,000円は、いずれも職員の期末手当特例措置による給与費の追加計上でございます。

消防費1,368万6,000円の追加計上につきましては、職員の期末手当特例措置に伴います給与費の追加並びに防火水槽新設工事費の追加650万円でございます。

次に、教育費といたしましては、6億7,222万円を追加計上いたしました。主な内容は、職員の期末手当特例措置による給与費追加、教材備品購入費70万円、(仮称)和泉台第一小学校整備事業費で2億6,481万3,000円、また、(仮称)和泉台第一中学校整備事業費で3億9,007万2,000円をそれぞれ追加計上いたしました。

最後に、諸支出金として、公共施設整備基金への積み立てのため6,356万8,000円を追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。92ページでございます。

まず、分担金及び負担金950万8,000円、国庫支出金1億120万8,000円、府支出金1,818万2,000円、財産収入1億8,162万5,000円、寄附金1,500万円、諸収入8,700万円は、いずれも歳出予算に関連する特定財源でございます。

次に、市債でございますが、これは消防施設整備事業債の追加及び幸・王子共同墓地整備事業債など3,110万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、繰越金でございますが、これは平成2年度決算見込みにおきまして、約6億6,900万円の実質収支黒字が見込まれる予定でありますので、このうち6億6,452万1,000円を計上いたしましたものでございます。

なお、平成2年度の財政運営につきましては、市税収入及び利子割交付金等の増収並びに議員各位の本市行政各般にわたる御指導、御鞭撻を賜り、おかげをもちまして、実質収支において黒字決算の見込みでございます。本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。今後、なお一層財政構造の改善と効率的な財政運営に努める所存でございますので、よろしく御指導のほどをお願いを申し上げます。

以上が、今回、御上程をいただきました議案第42号「平成3年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 5番（並河道雄君） 2点だけ。

王子の墓の整備事業ですが、以前に一般質問で擁壁の問題を取り上げたことがあります、その後、住民に対する問題がなくなったのかどうか。

それから、広告を出されるそうですが、どの新聞にいつごろ出されるのか。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 答弁。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 1点目の幸・王子共同墓地の災害による崩壊の件につきましては、住民とも十分に打ち合わせをしておりますが、今のところ、仮工事の復旧だけにとどまっております。今後、この問題につきましては、後日、大阪府、国等とも協議をいたしまして補助対象に上げていきたい。今回の事業につきましては、擁壁工事は含まれておらないということで御了解願いたいと思います。

2点目の墓地広告につきましては、4大新聞に広告をさせていただくということでございます。その内容につきましては、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、サンケイ新聞に墓地改葬広告を出したいと思います。

○ 5番（並河道雄君） 擁壁問題につきましては、非常に住民が迷惑をしております。私も現地を見ましたが、雨の日などは恐怖を感じる状況です。まだ何も解決していないということでけしからんと思います。余りやりますと、一般質問のようになりますので、また、機会があれば原課の方と詰めたいと思いますが、できればこの整備事業の中に含めてやっていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第43「平成3年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第43号

平成3年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成3年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,170,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		4,291,575	82	4,291,657
	1. 支払基金交付金	4,291,575	82	4,291,657
6. 繰越金			34,683	34,683
	1. 繰越金		34,683	34,683
歳入合計		6,135,246	34,765	6,170,011

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			34,765	34,765
	1. 償還金		34,765	34,765
歳出合計		6,135,246	34,765	6,170,011

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第43号「平成3年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、神藤より提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成2年度に交付された支払基金等の超過分を本年度に償還するため補正の必要が生じ、措置するものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。114ページでございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,476万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ61億7,001万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。117ページでございます。

諸支出金でございますが、支払基金等への償還金といたしまして、3,476万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入予算の御説明を申し上げます。116ページでございます。支払基金交付金の医療審査支払手数料交付金につきましては、過年度分といたしまして8万2,000円を計上いたしました。

繰越金といたしまして、平成2年度繰越金3,468万3,000円を計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第43号「平成3年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第44「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第44号

平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「151,200千円」を「151,342千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,252,703千円	4,864千円	2,257,567千円
第1項 営業収益	2,042,894千円	4,864千円	2,047,758千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,304,970千円	4,864千円	2,309,834千円
第1項 営業費用	1,986,580千円	4,723千円	1,991,303千円
第2項 営業外費用	316,590千円	141千円	316,731千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「213,851千円」を「214,447千円」に、過年度分損益勘定留保資金「212,138千円」を「212,734千円」に改め、資本的支出の予定額を次のように補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	681,061千円	596千円	681,657千円
第1項 建設改良費	520,677千円	596千円	521,273千円

第5条 予算第7条中職員給与費「719,663千円」を「724,982千円」に改める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明をお願いします。

○ 水道部長(岩井益一君) お許しを得まして自席から、議案第44号「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。118ページでございます。

今回、補正いたします理由といたしましては、先ほど、御議決を賜りました期末手当の額の

特例に関する条例に基づく措置であります。

第2条では、予算第2条に定めた業務量の関連部分を補正いたし、また、第3条においても同様、予算第3条に定めた収益的支出の既決予定額に収益勘定給与支弁職員に係る期末手当増額分として、水道事業費用中営業費用について所要額472万3,000円、また、営業外費用については、消費税納付額14万1,000円をそれぞれ追加計上し、補正後の水道事業費用を23億983万4,000円といたすものであります。

なお、所要財源といたしましては、追加支出合計額を全額給水収益をもって予定し、補正後の水道事業収益を22億5,756万7,000円といたすものでございます。

次に、第4条におきましても前条と同様、予算第4条に定めた資本的支出予定額のうち、資本勘定給与支弁職員に係る建設改良費について59万6,000円を追加し、補正後の資本的支出を6億8,165万7,000円といたすものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました「平成3年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」の概要でございます。

なお、詳細につきましては、120ページ以下に記載いたしておりますので何とぞよろしく御審議賜り、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第45「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第45号

平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成3年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支

出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
【支 出】			
第1款 病院事業費用	4,878,672千円	19,625千円	4,898,297千円
第1項 医業費用	4,679,721千円	19,625千円	4,699,346千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,652,793千円」を「2,672,418千円」に改める。

平成3年7月8日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） ただいま御上程をいただきました議案第45号「平成3年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書134ページでございます。

今回の補正は、先ほど、御可決賜りました期末手当の額の特例に関する条例の制定により、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条について御説明申し上げます。

予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用既決予定額に1,962万5,000円を追加し、補正後の病院事業費用を48億9,829万7,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、26億7,241万8,000円に改めさせていただくものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第46「特別委員会委員の辞任及び選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第7号

特別委員会委員の辞任及び選任について

本市議会特別委員会委員を下記のとおり辞任を許可し、及び選任する。

平成3年7月10日 提出

和泉市議会議長 穴 瀬 克 己

記

1. 辞任する委員

開発事業対策特別委員会委員 並 河 道 雄

1. 選任する委員

同和対策特別委員会委員 大 谷 昌 幸

- 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては、さきの議会運営委員会で御了承をいただいておりますので、質疑を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり辞任許可並びに選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第7号は、原案どおり辞任許可並びに選任することに決しました。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第47「泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

選挙第2号

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について

泉大津市、和泉市墓地組合規約第4条第1項並びに同条第2項の規定により、選挙を行う。

平成3年7月10日 提出

和泉市議会議長 穴瀬克己

記

第2選挙区

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市肥子町		

第3選挙区

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市池上町		

選挙第2号参考資料

泉大津市、和泉市墓地組合規約（抜粋）

第4条 本組合議会議員の定数を25名とし、各選挙区の所属市議会に於て其の選挙区市住民中、市議会議員の被選挙権を有する者より選挙する。

2 選挙区を分ちて次の3区とし、各区に於て選挙すべき議員の定数を次の通りとする。

- | | | |
|-------|------------------------|-----|
| 第1選挙区 | 泉大津市一円（板原、助松、森、千原を除く。） | 23名 |
| 第2選挙区 | 和泉市肥子町一円 | 1名 |
| 第3選挙区 | 和泉市池上町一円 | 1名 |

○ 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては、過日の会派代表者会議で御説明申し上げましたとおりでありますので、はなはだ僭越ではございますが、私より指名推薦させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めますので、私より指名推薦させていただきます。

墓地組合議会議員に第2選挙区 和泉市肥子町一丁目8番31号 神倉義一氏 昭和3年12月

22日生まれ。

第3選挙区 和泉市池上町646番地 出原平男氏 昭和6年5月15日生まれ。

以上のとおり指名推薦いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、選挙第2号はただいまの指名推薦どおり当選されました。

○ 議長(穴瀬克己君) 日程第48「小選挙区制導入に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第4号

小選挙区制導入に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年7月10日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

若浜 記久男

並河 道雄

須藤 洋之進

西口 秀光

小選挙区制導入に反対する意見書

政府は「政治改革」を名目に衆議院の選挙制度に小選挙区制を導入する事を柱とする法案の具体化を急ピッチですすめている。

しかし、今回政府が強行しようとする小選挙区制の内容は、マスコミをはじめ各種の試算が共通して示しているように、自民党が四割台の得票で八割の議席を得るという、国民一人一人の選挙権をふみにじり、多くの「死票」を生み出し、国民の意志が国会に正しく反映されないものである。

また、区割りをはじめ、その内容や作業のすすめ方にも問題が多いため自民党内でも強い反発

が出ている。

国民はリクルート事件など、金権腐敗政治の真の一掃をする政治改革を求めており、国会において全会一致で決議された、現行制度のもとでの「一票の格差是正」にこそ取り組むべきである。

本市議会は、昨年7月このことに関する政府の動きを警戒し、同主旨の決議を行ったものであるが、現在の状況に鑑み、改めて今般、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出するものである。

平成3年7月10日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

その前に一部誤字がございますので、訂正方をお願いいたします。

中段の「国民はリクルート事件など、金権腐敗政治」の「腐販」を「腐敗」に訂正をお願いしたいと思います。

ただいま局長が朗読されたとおりでありますけれども、現在、進められている小選挙区制の内容は非常に危険なものであります。これがそのまま強行されますと、それこそ、議会制民主主義そのものが破壊に導かれる状況にも至りますので、ぜひ皆様方の御賛同を得まして、当意見書が可決されるようお願いをするものであります。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。飯坂君。
- 26番（飯坂楠次君） 今回の意見書は、政府・自民党が法案として出したことに対して反対の意見書でありますので、われわれ保守系議員としては、これに賛成するわけにはいきませんので、反対をいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 反対意見がありますので、起立により採決を行います。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに賛成の方は御起立願います。
(起立多数)
起立多数であります。よって、意見第4号は原案どおり提出することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会といたしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、閉会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る8日、本年第2回の定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず連日にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存であります。議員皆様方におかれましても、今後、なお一層の御支援、御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、これからは暑さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては十分御自愛をいただきますとともに、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようひとえに御祈念を申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての御礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当に長時間、ありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長(穴瀬克己君) 一言、御礼を申し上げたいと存じます。

本定例会におきまして議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中終始熱心に、しかも、慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案を予定されました日程どおり終了できましたことを、議長として心から厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、理事者皆様方におかれましては、本定例会を通じ種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられまして、鋭意努力されることを特にお願いを申し上げます。

最後に、暑さも厳しい折から議員皆様方には健康に十分留意されまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成3年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時30分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 穴 瀬 克 己

同 副 議 長
(同 署名議員) 原 重 樹

同 署名議員 猪 尾 伸 子

同 署名議員 天 堀 博